

厚生労働省 平成25年度 障害者総合福祉推進事業

意思疎通支援実態調査事業

報告書

あいさつ

「意思疎通支援実態調査事業」検討委員会
委員長 小 中 栄 一

このたび、「意思疎通支援実態調査事業（厚生労働省平成 25 年度障害者総合福祉推進事業）」報告書が完成しましたので、ここにお届けいたします。

2013（平成 25）年 4 月より実施された障害者総合支援法では、意思疎通支援（旧：コミュニケーション支援）事業が必須事業と位置づけられましたが、現状では手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行うための講師が不足しています。その実態を調査し、講師養成のあり方を検討しました。そもそも事業を担う講師を養成する仕組みがないため、講師養成を担当する者（主任講師）を養成確保するところから始める必要があります。本報告書では、国が主任講師を養成し、その主任講師が都道府県で講師養成を行う制度を整備すること、また、講師養成のためのカリキュラムやテキスト、教材の開発、整備することが喫緊の課題であることなどを提言としてまとめています。

また、これまで対象とされていない身体障害、知的障害、精神障害、難病の方々の意思疎通の実態を初めて調査することができました。「人」「制度」「支援機器」の 3 つの領域として整理されていますが、例えば「人」に関しては、福祉職員の支援技術の向上、労働条件等の改善が必要であるとともに、意思疎通支援を専門とする職員の配置を課題とすることなどを提言としてまとめています。多様な障害の特性と置かれている環境により、意思疎通を中心とした様々な支援が必要であり、それを制度として確立していくことの必要性をご理解頂ければ幸いです。一人一人の実情の重さに真摯に向き合ってくださいととも、できることから具体的に始めていく取組みを継続して続けられればと切に願っています。

最後になりますが、この事業にご協力を賜りました厚生労働省をはじめとする関係者に厚くお礼を申し上げて、報告書発刊のごあいさつといたします。

「意思疎通支援実態調査事業」報告書 目次

あいさつ

事業について	1
--------	---

調査結果・分析	9
---------	---

第1部 意思疎通支援・講師養成実態調査	10
---------------------	----

第1章 調査の概要	10
-----------	----

第1節 目的	10
--------	----

第2節 調査の対象と方法・調査期間	10
-------------------	----

第3節 調査項目	11
----------	----

第4節 回答状況	11
----------	----

第2章 調査結果の概要と結論	11
----------------	----

第1節 ヒアリング調査結果の概要	11
------------------	----

全国手話研修センター	12
------------	----

聴力障害者情報文化センター	14
---------------	----

全国盲ろう者協会	16
----------	----

国立障害者リハビリテーションセンター	17
--------------------	----

第2節 ヒアリング調査全体のまとめ	18
-------------------	----

第3節 アンケート調査結果の概要	18
------------------	----

第4節 アンケート調査のまとめ	26
-----------------	----

第3章 意思疎通支援事業に係る講師養成事業の提言	28
--------------------------	----

【資料編】	33
-------	----

1 聴覚障害者情報提供施設調査結果	33
-------------------	----

2 都道府県聴覚障害者協会調査結果	44
-------------------	----

3 都道府県中途失聴者・難聴者協会調査結果	56
-----------------------	----

〈自由記述のまとめ〉	60
------------	----

4 調査票（ヒアリング調査票・アンケート調査票）	67
--------------------------	----

第2部 意思疎通実態調査	99
--------------	----

第1章 調査の概要	100
-----------	-----

第1節 目的	100
--------	-----

第2節 対象と方法	100
-----------	-----

第3節 調査項目	101
----------	-----

第4節 回答状況	101
----------	-----

第2章 調査結果の概要と提言	103
第1節 意思疎通に関連する障害・症状の7タイプ	103
タイプ1 構音障害+運動障害（脳性マヒ者、筋萎縮性疾患）	103
タイプ2 難聴（難聴者）	104
タイプ3 難病により病的に体力がない（筋痛性脳脊髄炎）	104
タイプ4 知的障害（知的障害者、重症心身障害者）	104
タイプ5 発達障害（発達障害者）	104
タイプ6 失語症（失語症者）	105
タイプ7 「非定型」（高次脳機能障害者、精神障害者）	105
第2節 障害者総合支援法の意味疎通支援のあり方	105
1 「人」	106
1-1 一般の福祉職員の充実	106
1-2 意思疎通支援を専門とする職員の創設	106
2 「制度」	107
2-1 〈意思疎通支援 情報・相談・研修のセンターの設置〉	107
2-2 意思疎通支援の位置づけの強化	107
2-3 〈縦割り制度の谷間の解消〉	107
2-4 〈当事者活動への支援〉	107
2-5 〈地域住民の理解の促進〉	107
3 「支援機器」	107
第3節 その他の法制度等のあり方	108
〈IT 機器の開発と機能の充実〉	108
〈公的機関等や国民一般の理解の促進〉	108
〈学校教育〉	109
〈災害時対策〉	109
〈その他の意思疎通支援〉	109
〈その他の障害者施策等の改善〉	109
第3章 意思疎通困難の現状と支援課題 障害者団体別のまとめ	110
1 障害者の生活保障を要求する連絡会議	110
2 全国LD親の会	111
3 全国ことばを育む会	112
4 全国失語症友の会連合会	113
5 全国重症心身障害児（者）を守る会	115
6 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会	116
7 全国精神障害者地域生活支援協議会	118
8 全国知的障害者施設家族会連合会	118
9 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	120
10 日本筋ジストロフィー協会	121
11 日本自閉症協会	122

12	日本脳外傷友の会	123
13	日本発達障害連盟	124
14	筋萎縮性側索硬化症（ALS）	126
15	筋痛性脳脊髄炎	127
第4章 まとめと提言		129
【資料編】		131
1	全事例の回答内容（障害者団体ごとの区分）	131
1	障害者の生活保障を要求する連絡会議	131
2	全国LD親の会	137
3	全国ことばを育む会	142
4	全国失語症友の会連合会	145
5	全国重症心身障害児（者）を守る会	169
6	障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会	172
7	全国精神障害者地域生活支援協議会	180
8	全国知的障害者施設家族会連合会	182
9	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	188
10	日本筋ジストロフィー協会	192
11	日本自閉症協会	197
12	日本脳外傷友の会	202
13	日本発達障害連盟	212
14	筋萎縮性側索硬化症（ALS）	221
15	筋痛性脳脊髄炎	223
2	調査票（および団体による補強版調査票）	227
3	事業所調査の結果	234

事業について

○事業目的

平成 25 年 4 月 1 日より、障害者総合支援法が施行され、全国都道府県・市町村で「意思疎通支援事業」にかかる養成・派遣が必須事業と位置付けられた。

それに先立ち平成 24 年度には「手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業」において、ろう当事者団体を中心に、難聴者、盲ろう者等障害当事者団体とその関係団体、また、自治体の担当者、厚生労働省の担当者および専門家が参画し、意思疎通支援事業の派遣部分における、モデル要綱およびガイドラインを作成した。

しかし、意思疎通支援が必要とされる障害者は視聴覚障害者だけに限らない。

多くの障害者が「情報アクセス」に困難を抱えており、現行の障害者総合支援法では対象とならず、制度の谷間に苦しむ障害者が相当数存在している。

このことから、障害者総合支援法の附帯決議による、施行後 3 年を目途とした見直し検討までの間、意思疎通支援事業の拡充のための取組みを行う必要がある。

1 つ目は、「①意思疎通支援・講師養成実態調査」とし、昨年度に提示した、意思疎通支援事業の派遣モデル要綱及びガイドライン等、情報・コミュニケーション保障の制度拡充のためには、「意思疎通を仲介する者の養成」が必要不可欠なことから、その指導者の養成に関しても早急に検討していく。

2 つ目は、「②意思疎通実態調査」とし、「意思疎通支援事業」の見直しを見据え、幅広い障害当事者団体の協力を得て、「意思疎通支援、情報・コミュニケーション支援」の実態調査を行い、「現在制度がない障害者」への支援策を構築する。

○事業実施内容

上記事業を実施するにあたり、以下の委員会を設け、会議を行った。

- (1) 検討委員会……調査方法・内容の検討、調査結果・分析の評価、提言の評価
- (2) 調査事業担当者打合せ……調査・結果まとめ・分析、提言案の策定

下記、「①意思疎通支援・講師養成実態調査」と「②意思疎通実態調査」の 2 つの実態調査を行い、調査にあたっては、統一した調査が実施できるように、調査項目・内容、手法等について予めマニュアル等を作成し、調査員への説明会を事前に開催した。

調査結果の分析を基に、それぞれ提言を行った。

なお、厚生労働省および日本盲人会連合、全国盲ろう者協会からオブザーバー参加、およびヒアリングで意見を聞き、提言に反映した。

【委員】 ※印は調査員も兼ねる

●検討委員	所 属
小中 栄一(委員長)	一般財団法人全日本ろうあ連盟 副理事長
中橋 道紀 [*]	一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事
岩本 重雄	社会福祉法人全国手話研修センター
	人材養成課 課長 兼 全国手話検定試験 事務局長
渡辺 正夫	一般社団法人全国手話通訳問題研究会 副会長
林 智樹 [*]	金城学院大学 教授
佐藤 久夫	日本社会事業大学 特任教授
藤井 克徳	きょうされん 常務理事
金子 健	公益社団法人日本発達障害連盟 会長
石渡 和実	東洋英和女学院大学 教授
太田 修平	障害者の生活保障を要求する連絡会議 参与
〈オブザーバー〉	
鈴木 敏弘	厚生労働省 社会・援護局障害福祉保健部 企画課 自立支援振興室 情報支援専門官
羽染 敬規	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 社会参加支援係、情報・意思疎通支援係
〈オブザーバー団体〉	
大橋 由昌	社会福祉法人日本盲人会連合 情報部長
山下 正知	社会福祉法人全国盲ろう者協会 事務局長
●調査事業担当者	所 属
久松 三二	一般財団法人全日本ろうあ連盟 事務局長
吉原 孝治 [*]	一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事
佐々木良子 [*]	一般社団法人全国手話通訳問題研究会 理事
荒木 薫	NPO 法人日本障害者協議会 事務局長
中村 尚子	全国障害者問題研究会 副委員長
赤平 守	NPO 法人日本障害者協議会 理事

【調査員】

団体名	調査員
障害者の生活保障を要求する連絡会議	尾上 裕亮 (事務局次長) 白井誠一郎 (事務局次長)
NPO 法人 全国 LD 親の会	東條 裕志 (理事長) 多久島睦美
NPO 法人 全国ことばを育む会	田嶋恵美子 (事務局次長) 南前 洋子
NPO 法人 全国失語症友の会連合会	園田 尚美 (常任理事) 山本 弘子 (ST=言語聴覚士)
社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会	宇佐美岩夫 (事務局次長)
障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会	白沢 仁 (事務局次長) 家平 悟 (事務局次長)
NPO 法人 全国精神障害者地域生活支援協議会	宮坂 勇 戸高 洋充 (副代表)

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会	由岐 透 (理事長) 南 守 (副理事長)
一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	板倉 宏 (事務局)
一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会	矢澤 健司 (副理事長) 大高 博光 (事務局長)
社団法人 日本自閉症協会	北山 輝幸 (事務局長) 柴田 洋弥 (理事・政策委員会副委員長)
NPO 法人 日本脳外傷友の会	東川 悦子 (理事長) 山崎 光弘
公益社団法人 日本発達障害連盟	沼田千好子 (事務局長)

【会議等の開催】

1. 委員会の開催

① 第1回検討委員会

日 時：2013年10月18日(金) 13:30～16:30

場 所：測量年金会館3階 中会議室

出席者：

検討委員：小中栄一・中橋道紀・岩本重雄・渡辺正夫・林智樹・佐藤久夫・金子健・
石渡和美・太田修平

事業担当者：久松三二・吉原孝治・佐々木良子・荒木薫

オブザーバー：鈴木敏弘・山下正知

議 題：1. 委員長選出 (小中副理事長)

2. 事業目的・内容等について

3. 調査内容・方法等について

② 第2回検討委員会

日 時：2014年1月10日(金) 13:30～16:30

場 所：戸山サンライズ2階 中会議室

出席者：

検討委員：小中栄一・中橋道紀・岩本重雄・渡辺正夫・林智樹・藤井克徳・佐藤久夫

事業担当者：久松三二・吉原孝治・佐々木良子・荒木薫

オブザーバー：鈴木敏弘・山下正知

議 題：1. 調査結果の分析について

2. その他

③ 第3回検討委員会

日 時：2014年3月6日(木) 13:30～16:30

場 所：測量年金会館 2階 大会議室

出席者：

検討委員：小中栄一・中橋道紀・岩本重雄・林智樹・藤井克徳・佐藤久夫・太田修平

事業担当者：久松三二・吉原孝治・佐々木良子・中村尚子・荒木薫

オブザーバー：鈴木敏弘・羽染敬規・山下正知

議 題：1. 調査結果・分析まとめについて

2. 提言案について

3. 報告書目次案について

2. 事前説明会等の開催

① 意思疎通実態調査・事前説明会

日 時：2013年10月11日(金) 14:00～16:00

場 所：戸山サンライズ1階 小会議室

出席者：佐藤久夫・荒木薫・JD調査員

議 題：1. 事業全容について

2. 調査概要とスケジュール説明

② 意思疎通実態調査・最終ヒアリング

日 時：2014年2月24日(月) 14:00～17:00

場 所：戸山サンライズ2階 中研修室

出席者：佐藤久夫・荒木薫・JD調査員

議 題：1. 報告書のまとめ方／内容について意見交換

3. 調査事業担当者打合せの開催

① 第1回意思疎通実態調査チーム

日 時：2013年9月13日(金) 15:30～18:30

場 所：全日本ろうあ連盟本部事務所会議室

出席者：久松三二・佐藤久夫・荒木薫

議 題：事業の進め方について

② 第1回意思疎通支援・講師養成実態調査チーム

日 時：2013年9月20日(金) 9:30～12:00

場 所：ヒューマンぶらざ 7階 竹芝小記念ホール

出席者：久松三二・中橋道紀・吉原孝治・林智樹・佐々木良子

議 題：事業の進め方について

③ 第2回意思疎通実態調査チーム&第2回意思疎通支援・講師養成実態調査チーム

日 時：2013年10月18日(金) 16:30～18:00

場 所：測量年金会館3階 中会議室

出席者：佐藤久夫・荒木薫・久松三二・中橋道紀・吉原孝治・林智樹・佐々木良子
議 題：調査内容・方法について

④ 第3回意思疎通実態調査チーム&第3回意思疎通支援・講師養成実態調査チーム

日 時：2014年1月10日(金) 10:30~12:30

場 所：戸山サンライズ2階 中会議室

出席者：佐藤久夫・荒木薫・久松三二・中橋道紀・吉原孝治・林智樹・佐々木良子
議 題：調査結果の分析について

⑤ 第4回意思疎通支援・講師養成実態調査チーム

日 時：2014年2月15日(土) 17:00~19:00

場 所：関西大学天六学舎 会議室

出席者：久松三二・中橋道紀・吉原孝治・林智樹
議 題：調査結果の分析まとめについて

⑥ 第5回意思疎通支援・講師養成実態調査チーム

日 時：2014年2月25日(火) 13:00~17:00

場 所：ヒューマンぶらざ7階 会議室1

出席者：久松三二・中橋道紀・吉原孝治・林智樹
議 題：提言案について

⑦ 第4回意思疎通実態調査チーム&第6回意思疎通支援・講師養成実態調査チーム

日 時：2014年3月6日(木) 10:30~12:30、17:00~21:30

場 所：測量年金会館 2階 大会議室、全日本ろうあ連盟本部事務所会議室

出席者：佐藤久夫・中村尚子・荒木薫・久松三二・中橋道紀・吉原孝治・林智樹・佐々木良子
議 題：提言案について

【実態調査の実施】

① 意思疎通支援・講師養成実態調査（10月~11月）

(1) アンケート調査

- ・全国聴覚障害者情報提供施設連絡協議会加盟施設
- ・全日本ろうあ連盟加盟団体
- ・全日本難聴者・中途失聴者団体連合会加盟団体

(2) 訪問ヒアリング調査（講師養成を担う事業所4か所）

- ・手話通訳者＝社会福祉法人全国手話研修センター
- ・要約筆記者＝社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
- ・盲ろう者向け通訳・介助員＝社会福祉法人全国盲ろう者協会

国立障害者リハビリテーションセンター

※ 全国での意思疎通支援事業の指導者の養成方法について、調査・実態を把握するとともに、

意思疎通支援事業の実施に必要な支援方策を提示した。

これら調査結果を基に、意思疎通支援事業の拡充のための提言を示すことにより、障害者総合支援法の施行後3年を目途にした見直しの検討に必要な調査データの収集と、支援方策案を提案した。

② 意思疎通実態調査（10月～11月）

(1) 訪問ヒアリング（JD加盟団体から13団体選出）

障害者の生活保障を要求する連絡会議

NPO 法人全国LD親の会

NPO 法人全国ことばを育む会

NPO 法人全国失語症友の会連合会

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

NPO 法人全国精神障害者地域生活支援協議会

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

一般社団法人日本筋ジストロフィー協会

社団法人日本自閉症協会

NPO 法人日本脳外傷友の会

公益社団法人日本発達障害連盟

※ 現在の意思疎通支援事業では対象とされていない障害者の実態（事例）を調査し、本来、意思疎通支援事業の中に盛り込まれるべき、必要とされるニーズはどのようなものか提示した。

現行の意思疎通支援事業対象者にとどまらない、知的障害・発達障害など「現在制度がない障害者」も視野に含めたコミュニケーション支援策に結び付くことが期待される。

調査結果・分析

第1部 意思疎通支援・ 講師養成実態調査

第1部

意思疎通支援・講師養成実態調査

第1章 調査の概要

第1節 目的

2014年4月施行の障害者総合支援法では、従来のコミュニケーション支援事業が意思疎通支援事業にあらためられた。ここでは、市町村における手話奉仕員の養成事業、都道府県における専門性の高い人材の育成が必須事業とされた。

これまで、手話奉仕員養成事業、手話通訳者（士）養成事業、要約筆記者養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業等の、養成事業は一部の都道府県、市町村で実施されてきたが、「講師が確保できないために養成事業が実施できない」、「講師が確保できないので他地域から講師を招き、ようやく実施している」という声があがっている。

意思疎通支援者の養成事業が、都道府県・市町村の必須事業とされたことで、実施に向けた体制作りが喫緊の課題となっている。本「意思疎通支援・講師養成実態調査」では、各種養成事業の「講師の確保」の現状に焦点をあてて、障害者総合支援法等の法の目的に添った人材養成のあり方を検討することを目的とした。

第2節 調査の対象と方法・調査期間

意思疎通支援・講師養成実態調査として、調査の対象は、①手話奉仕員養成事業、②手話通訳者養成事業、③要約筆記者養成事業、④盲ろう者向け通訳・介助員養成事業に関わる講師養成を行う事業所とした。

調査方法・内容として、全国的な講師養成事業を行う事業所については、1) ヒアリング調査を行い、都道府県で行う講師養成事業については、2) 質問紙によるアンケート調査を行った。

1) ヒアリング調査の対象事業所

対象となる事業所または団体	調査内容
(社福)全国手話研修センター	手話及び手話通訳講師
(社福)聴力障害者情報文化センター	要約筆記講師
(社福)全国盲ろう者協会	盲ろう者向け通訳・介助講師
国立障害者リハビリテーションセンター	盲ろう者向け通訳・介助講師

2) アンケート調査の対象事業所・団体

対象事業所または団体	調査内容
聴覚障害者情報提供施設 府県 40 施設および政令市 6 施設	手話及び手話通訳講師 要約筆記講師 盲ろう者向け通訳・介助講師
都道府県聴覚障害者団体 47 団体	手話及び手話通訳講師 要約筆記講師 盲ろう通訳・介助講師
都道府県中途失聴・難聴者団体 47 団体および政令市にある難聴者団体	要約筆記講師

調査期間は 2013 年 11 月 1 日～12 月 25 日としたが、2) 質問紙によるアンケート調査では、1 月以降も調査紙の返却があったため、2014 年 1 月 31 日着までを有効回答とした。

調査用紙の内容の検討および調査結果の分析については、意思疎通支援・講師養成実態調査チームで行い、「意思疎通支援実態調査事業検討委員会」で確認を行った。

第3節 調査項目

調査項目としては、1) ヒアリング調査、2) 質問紙によるアンケート調査とも、1. 各種講師養成事業の実施状況、2. 各種講師養成事業の課題、3. その他とした。

第4節 回答状況

1) ヒアリング調査については、国より講師養成事業に関する助成を受けている 4 団体とし、11 月中に複数の訪問調査員が各事業所を訪れ 1 時間から 2 時間程度のヒアリングを行った。(第 2 節

1) ヒアリング調査の対象参照)

2) 質問紙によるアンケート調査については、下表のような回答状況であった。

対象事業所または団体	回答数
聴覚障害者情報提供施設 (府県 40 施設および政令市 6 施設)	都道府県 38 カ所 政令市 5 カ所 計 43 団体
都道府県聴覚障害者団体 (47 団体)	47 団体 計 47 団体
都道府県中途失聴・難聴者団体 (47 団体) および政令市にある難聴者団体	都道府県 24 団体 政令市 8 団体 計 32 団体

第2章 調査結果の概要と結論

第1節 ヒアリング調査結果の概要

ヒアリング調査は、①手話講師養成事業* および手話通訳講師養成事業を行う社会福祉法人全国手話研修センター(以下、「研修センター」という)、②要約筆記講師養成事業を行う社会福祉法人聴覚障害者情報文化センター(以下、「情文センター」という)、③盲ろう者向け通訳介助講師養成事業を行う社会福祉法人全国盲ろう者協会(以下、「盲ろう者協会」という)および国立障害者リハビリテー

ションセンター（以下、「国リハ」という）、の4事業所である。

*本調査で「手話講師」は、手話奉仕員養成講座で講師を担当する者を言う。

全国手話研修センター

訪問調査日 11月16日

1) 講師養成事業について 手話指導者養成事業・手話通訳指導者養成実施

1) 手話指導者養成 平成25年度

①事業費 合計 15,890,000円 国委託費 12,000,000円 受講者参加費 3,890,000円
(手話通訳指導者講師養成事業と合わせた額)

②事業内容 手話奉仕員養成担当講師連続講座(実技編・講義編) 3会場

③運営 実行委員会形式/厚生労働省委託事業・改訂テキスト作成委員会

1. 無料の会場を探しているが、会場の確保が難しい。
2. 講師の謝礼、手当てが事業費のほとんどを占めている。
3. 担当講師連続講座の修了後、講師で情報交換及び研修の場がない。講師がお互いに情報交換するための予算が欲しい。
4. 導案を作る予算が無い。
5. 講義編の講師を育成する方が少ない。実技の方が多い。
6. ブロック毎の講師団を設けたい。しかし、予算がない。
7. 手話講習会の運営や実施体制は地域の格差がある。研修センターとして、統一するようにならなければならないと考える。

④実績 累計 2008年～2012年 705人(修了者) *1年あたり141人
*2013年度 139人修了

1. 全日本ろうあ連盟加盟団体・聴覚障害者情報提供施設から周知。
2. 加盟団体を通して市町村に周知がなされているか心配している。

⑤事業課題

1. 財源の確保		6. 運営体制の整備・確立	
2. 事業委託先の確保		7. カリキュラム開発・策定	○
3. 講師の養成	○	8. カリキュラムの充実	○
4. 受講者の確保	○	9. 講師の確保	○
5. 周知、啓発	○	10. その他	

⑥望ましい実施形態

1. 指導者講師の増員

- ・都道府県も市町村も講師不足が深刻。
- ・研修センターで手配できる指導者(ろう者1名、通訳者4名、学校関係は2名、情報提供施設関係1名)では足りないので、外部講師の派遣を依頼している。

2. 講師の登録証

- ・以前から講師登録基準があるが最近は活用されていない。復活に向けて検討しているところ。
- ※今後登録証の基準提示を検討する。

3. 養成連続講座カリキュラムの充実
 - ・新テキストによる手話奉仕員養成連続講座は全講座を習得するには2泊3日で10回の日程を組むことが必要となる。講師も受講者も負担が大きいので8回としている。
4. 教材作成の工夫
 - ・都道府県のテキスト一本化として指導者用テキスト普及が必要である。
5. 講師用のパワーポイント作成（教材テキストの活用）
6. 都道府県及び市町村講師団（運営委員会など）の統一した取り組み
7. 講師のマナーについて
 - ・講師がマナーについて学習する必要がある。

2) 手話通訳指導者養成 平成25年度

- ①事業費 (前掲手話指導者養成事業と合わせて合計1589万円)
- ②事業内容 手話通訳者養成担当講師連続講座（実技編・講義編） 4会場
- ③運営 実行委員会形式／厚生労働省委託事業・改訂テキスト作成委員会
- ④実績 累計 2003年～2012年 1329人（修了者） *1年あたり133人
*2013年度 75人修了

1. 全日本ろうあ連盟加盟団体・聴覚障害者情報提供施設から周知。
2. ろう者と健聴者のペアで受講申込みことが望ましい。
3. 健聴者の場合、手話通訳者の資格（登録者）の無い者が実技講師を受けることが問題となっている。有資格者の場合、全国手話通訳問題研究会や日本手話通訳士協会の会員が講師を引き受けることが望ましい。

⑤事業課題

1. 財源の確保		6. 運営体制の整備・確立	
2. 事業委託先の確保		7. カリキュラム開発・策定	○
3. 講師の養成	○	8. カリキュラムの充実	○
4. 受講者の確保	○	9. 講師の確保	○
5. 周知、啓発	○	10. その他	

⑥望ましい実施形態

1. 指導者講師の増員
2. 講師の登録証
3. 養成連続講座カリキュラムの充実
4. 教材作成の工夫
5. 講師用のパワーポイント作成（教材テキストの活用）
6. 都道府県及び市町村講師団（運営委員会など）の統一した取り組み
7. 講師のマナーについて
8. その他
 - ・講師のスキルアップ研修の実施

2) まとめ

国から1200万円の委託費を受け、手話奉仕員養成担当講師連続講座（実技編・講義編）、手話通訳者養成担当講師連続講座（実技編・講義編）を実施している。それぞれの研修修了者は、下表のよう

になっているが、累計を見ると数は限られていると言える。また、アンケート調査（都道府県聴覚障害者団体調査）でも『講師（指導者）がいない地域も多く、講師養成をしなければ手話奉仕員養成講座の開催が困難な地域が多く、一日も早く取り組むことが急務となっている。』（北海道）のように、「講師確保が困難」「講師の養成が課題」という課題・要望が示された。障害者総合支援法・意思疎通支援事業（2013年～）では、手話奉仕員養成事業は市町村必須事業、手話通訳者養成事業は都道府県必須事業となった。

特に、今後手話奉仕員養成事業を実施する市町村の拡大が見込まれるが、これに対応できる講師の養成・確保が必要とされており、「講師確保ができないために養成講座が開催できない」状況を生み出さない取り組みも必要である。

全国手話研修センター実施の講師養成研修事業については、事業費および実施体制（開催地・職員体制・受講者定員・機材・設備等）から、当面は現状で維持することとなるが、今後は都道府県において講師養成事業が取り組まれる必要がある。

（都道府県で手話奉仕員養成講師養成事業は11カ所、手話通訳者養成講師養成事業は9カ所での実施にとどまる。）

2013年度 修了者内訳

*手話奉仕員講師は2008年～ 手話通訳者講師は2003年～

	実技編 ()は2013年含む累計	講義編 ()は2013年含む累計
手話奉仕員養成担当講師連続講座	62人 (265人)	102人 (604人)
手話通訳者養成担当講師連続講座	49人 (1092人)	26人 (312人)

聴力障害者情報文化センター

訪問調査日 11月26日

1) 講師養成事業について「要約筆記者指導者養成事業」平成25年度

①事業費 合計 11,183,000円 国委託費のみ

1. 一つの会場で複数の部屋（2～5室）の確保が必要で、安価な会場の確保が難しく、事業費に占める会場借料の割合（約4割）が大きく、他の経費の執行を圧迫している。
2. 委託費以外の収入は、無い。受講生から受講料は取っていない。

②事業内容 要約筆記者指導者養成事業 3会場

③運営 実行委員会形式／(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、

(NPO)全国要約筆記問題研究会、要約筆記を考える会より各1名、学識者1名。

1. 運営会議の他、講師会議（調整・反省会・次年度に向けた会議）、事務局（企画立案）がある。
2. 会場の確保、機材の確保、運営スタッフの確保が課題である。
3. 機材を多く必要とする。OHPからOHCになっていくだろう。研修をするためには、多くの機材を準備する必要があり、運営側としての負担も大きい。

④実績 累計 2011年～2012年 325人（修了者） *1年あたり158人

*2013年度 152人修了

1. 都道府県・政令市・中核市に周知。研修を今年度から中核市、政令市に呼びかけ、参加者が増えてきた。
2. 2012、2013年度の場合は、推薦時点では東日本会場が定員に満たず、逆に西日本会場は定

員を30人弱超過した。

3. 21の都道府県で10人以上が修了しているが、一方で5人に満たない県が7県もあり、うち1県は一度も受講者の推薦がない。その理由として非公式ではあるが、受講者や関係者からは、交通費・宿泊費について自己負担のため参加しにくいとの声がある。その負担軽減のため、特別支援事業の適応が考えられるが、推薦機関により差がみられる。

⑤事業課題

1. 講師の養成
2. 受講者の確保
3. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発
4. 奉仕員から要約筆記者のカリキュラム移行
5. 各地域の実情に合わせて移行するよう厚生労働省から通知が出された。奉仕員養成講習会ですら十分開催できていない地域が多いので、カリキュラム内容や数が増えることは簡単にはできない。
6. 技術と知識の担保

日本語力を高め、内容に適した日本語を書く必要がある。また、日本語力だけではなく、障害者の権利条約など、社会状況に精通していないと正確な情報保障はできない。現在、試験がないので、技術の担保ができない面もある。

⑥望ましい実施形態

1. 今後も現状の実施形態での継続を考えている。

現状の、連続した3日間（金～日曜日）を3回、計9日間の日程で49.5時間を学ぶプログラムで、3年間実施して470人が修了したことで、今後もこの形態を大きく変えることは必要ないと考えている。ただ、法律や制度上の変化も生じているので、それに併せて使用するテキストの改定、指導内容の変更も進めていく予定である。

2. 全国からくまなく受講者を迎え入れ、結果的に修了者が全国均等に分布されるような推薦（申込）体制が望ましい。

現状では、受講者の推薦段階ですでに地域的な偏りがあり、前述のように修了者の地域的な偏りが生じている。要約筆記者を全国的に養成して、聴覚障害者の意思疎通支援に従事してもらうためには、全国の都道府県に指導者が一定数必要である。そのためには、特別支援事業の活用で宿泊費と交通費の個人負担を軽減し、受講を希望する方が過剰な自己負担のために断念することがないように、本研修の受講者に対して特別支援事業の適用がさらに必要と考えられる。

2) まとめ

要約筆記者指導者養成事業は、2009年「要約筆記者養成等調査検討事業」を経て、2010年より「要約筆記者指導者養成事業」（厚生労働省委託事業・聴力障害者情報文化センター）として実施されてきた。2011年3月には「要約筆記者養成カリキュラム」が厚生労働省から通知され、2012年度からは、「全国統一要約筆記者認定試験」が全日本中途失聴者・難聴者団体連合会と全国要約筆記問題研究会によって開催されている。

障害者総合支援法・意思疎通支援事業（2013年～）では、要約筆記者養成事業は都道府県必須事業となった。上述のように、3年間で470人の指導者養成事業の修了者があるが、地域偏在がみられ、

そのため全国の都道府県に指導者が一定数必要となっている。

アンケート調査（都道府県難聴者団体調査）では、『難聴講師の人員不足。引き受ける人が見つからない』（川崎市）『遠隔地まで指導者養成講座を受けに行かねばならず、参加費用が助成されていない』（北九州市）、『講師、受講生の平均年齢が高く、又少ない。そのため県内複数ヶ所で開催できない』（和歌山県）、という課題が示された。

受講者が参加しやすい会場の設定や、費用負担のあり方が求められている。合わせて会場の確保、機材の確保、スタッフの確保といった運営上の課題に対処していかなければならない。

全国盲ろう者協会

実施日 11月15日

1) 講師養成事業について「盲ろう者向け通訳・介助員現任研修会」平成25年度

①事業費 合計 6,748,000円 国委託費 6,678,000円 参加費 6,800円

1. 現在、東京都内の会場で年1回開催しているが、関西、九州などの地方においても複数回開催して欲しいとの要望がある。しかしながら、予算的な制約などから対応が困難である。
2. 講師養成の中でも、盲ろう当事者の講師養成のニーズが高いが、盲ろう当事者を対象とした場合の情報保障のコスト（通訳・介助員の手当）が大きく、ニーズに十分対応できない。（H25年度は盲ろう者は6人（32人中））

②事業内容 盲ろう者向け通訳・介助員現任研修会

③運営 実行委員会形式／企画委員会：都道府県盲ろう者友の会及び通訳・介助員で構成

1. 平成24年度末に厚生労働省から通知された盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の「標準カリキュラム」に準拠した講師養成研修のカリキュラムが整備されておらず、平成25年度においては、暫定的にほぼ「標準カリキュラム」と同様の科目で、*講師養成研修を行ったが、今後は、講師養成研修のためのカリキュラムについて、さらに検討していく必要がある。
*「標準カリキュラム」の講座の閉講式のあとに、「指導者を目指す人対象学習会」を設けた。
2. 全国から受講者を集める中央研修であるため、受講生の負担を考慮すると、十分な研修時間を確保することが難しい。（特に盲ろう当事者の受講）
3. 盲ろう者の通訳・介助の十分な知識、スキルを持つ講師の絶対数が不足。
4. 平成24年度までは、「指導者養成」とは標榜せず、盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業を行ってきた。
5. 平成24年度に標準カリキュラム作成にあたり、厚労省で盲ろう者協会と国リハの担当業務について相談をした。その結果、盲ろう者協会は、講師養成、特に、盲ろう当事者の講師養成に重点を置くこととした。国リハは、研修会を企画するコーディネーターの養成を担うこととした。

④実績 累計 1996年～2012年 551人（修了者） *1年あたり32人

*ただし、2012までは、「指導者養成」とは標榜せず、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業」

*2013年度 32人修了

1. 都道府県・政令市・中核市、盲ろう者友の会、通訳・介助員派遣事業所に周知。定員40人。
2. 盲ろう者の受講にあたっては、通訳・介助体制の確保について、予算的な制約や通訳・介助員の不足などの問題があり、9人の申し込みがあったが、受講者を6人に絞り込まざるを得な

かった。(2013年度)

3. 受講者の派遣費用について、都道府県等からの財政的な支援が十分でなく、受講者本人の負担が大きい。(盲ろう当事者の受講にかかる通訳・介助員の費用については、県負担は1県(1人)のみであり、残りは主催者側で負担)

⑤事業課題

1. 財源の確保	○	6. 運営体制の整備・確立	○
2. 事業委託先の確保		7. カリキュラム開発・策定	○
3. 講師の養成	○	8. カリキュラムの充実	○
4. 受講者の確保	○	9. 講師の確保	○
5. 周知、啓発	○	10. その他	

⑥望ましい実施形態

1. ナショナルセンターの設立と、そこをコアとした講師養成
2. ブロックに分散した講師養成研修会の実施
3. 盲ろう者支援に関するスタッフの設置(機関)を設ける
4. 将来的には、各都道府県に、「都道府県盲ろう者支援センター(仮称)」が設置され、通訳・介助員派遣事業をはじめとする様々な盲ろう者支援事業を展開するような状況となれば、そのような地域レベルの「支援センター」のネットワークを構築することにより、全国どこの地域であっても、質の高い通訳・介助員養成研修を進めていくことが可能となることも期待される。
5. 課題としては、現時点で、標準カリキュラムに準拠した講師養成カリキュラムが無い事である。
6. 指導できる当事者の確保が課題となっている。
7. 専門性の高い人をどうやって養成していくのかが大きな課題である。

2) まとめ

2012年に盲ろう者向け通訳・介助員養成研修「標準カリキュラム」が出されたことを受け、2013年度から盲ろう者協会と国リハが役割を分けて、指導者養成を行うこととなった。前者は特に盲ろう者(当事者)の講師養成、後者は研修会を企画・運営するコーディネーターの養成である。しかし、当事者講師の確保は困難な状況があることが指摘された。すなわち、なり手がきわめて少ない、長期間の研修参加の保障がなされていない(遠隔地だと参加が困難、参加費の助成がない、期間中の通訳・介助員の確保など)ということである。都道府県での通訳・介助員の養成も少しずつ拡大しているが、講師の養成・確保、そのための講師養成カリキュラム開発、研修体制(地理的なものを考慮)の整備、充実が求められている。

国立障害者リハビリテーションセンター

実施日 11月29日

1) 講師養成事業について「盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」平成25年度

- ①事業費 合計 3,505,000円 国委託費 2,752,000円
参加費等 753,000円(受講料・宿舍利用費)

1. 事業費は、国からの委託費と参加者からの受講料、宿舍利用費を予算としている。

- ②運営 講師を外部に派遣依頼している。

*全国盲ろう者協会、東京盲ろう者友の会他

1. 2013年（平成25年）4月1日から、障害者総合支援法となり盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業が必須となったので、大幅にカリキュラムが変更となった。都道府県に標準カリキュラムが通達された。その標準カリキュラムで都道府県が講習会を実施されることを前提に、指導者養成を国リハが担う形とした。
2. 現在、指導者研修会は、国リハと盲ろう者協会の2つで実施されている。盲ろう者協会では、講師養成を主に養成し、国リハは、企画立案運営に携わる人たちの養成をすることで役割分担を行った。

③実績 累計 1997年～2012年 265人（修了者） * 1年あたり17人
* 2013年度 11人修了

1. 受講者の内、弱視ろう者1名と難聴者1名が参加した。情報保障として、手話通訳者と要約筆記者を配置した。その費用は、予算内で調整した。
2. 要綱は、ホームページに掲載するとともに、盲ろう者友の会や都道府県と政令市、中核市、受託団体に配布している。受講者は、全国各地から集まる。そのため、宿泊者が多い。参加者からは、期間が長いので、厳しいと言う声もある。2013年、カリキュラムが変更され、予算を組んでいない自治体もあったが、2014年度は、参加者が増えると思われる。

④事業課題

（*国の経費で実施する事業ということで課題は示されなかった）

⑤望ましい実施形態

1. 受講者から、日程が厳しいという声もあるが、しばらくは、この形で実施する。講師は、盲ろう者協会に依頼しているので、苦慮することは無い。
2. 地方での開催について、予算も関係するので、現段階では、予定していない。
3. 修了者の動向は、累積で290人が修了しているが、その後の動向は確認していない。

2) まとめ

*前ページの2) まとめを参照

第2節 ヒアリング調査全体のまとめ

今回、国から補助金を得て講師養成事業を行う4ヶ所の事業所に対してヒアリング調査を行った。いずれにも共通する課題は、都道府県・市町村で意思疎通支援を行う人材（手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員）の養成が障害者総合支援法のもとで必要とされているが、①講師養成が十分行われていない、②国の助成で講師養成事業を行うが開催地、移動費用、宿泊費用、講座期間（数日の連続講座）等、参加者の負担が重く参加者が限られている、③参加者の負担軽減の措置が都道府県で行われていない、④障害当事者の講師のなり手がいない、⑤講師養成のためのカリキュラムや教材が開発されていない、⑥会場の確保や会場費の費用が厳しい、となっていると言えよう。

これらの課題に対しては、身近な地域で将来講師を担う参加者の負担なく、講師養成講座が開かれる必要があるが、詳しくは後述の調査全体のまとめと提言において検討したい。

第3節 アンケート調査結果の概要

アンケート調査では、各種講師養成講座の実施状況と課題について、1) 都道府県・政令市聴覚障

害者情報提供施設、2) 都道府県聴覚障害者団体、3) 都道府県・政令市中途失聴者・難聴者団体に対してアンケート用紙を送付し、回収を行った。主な調査項目は、講師養成事業の実施の有無、講師養成事業の費用、講座受講者数、課題である。

1) 都道府県・政令市聴覚障害者情報提供施設調査

聴覚障害者情報提供施設は、2013年末現在、都道府県40ヶ所、政令市6ヶ所に設置されて、主に、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、聴覚障害者の相談、ビデオライブラリー事業、情報機器の貸出を行う施設である。今回の調査では全数調査とし、回収率は下表にみるように、都道府県93.5%、政令市83.3%であった。

1. 調査対象数

		回答数	回答率 %
対象数	46	43	93.5
都道府県設置情報提供施設	40	38	95.0
政令指定都市情報提供施設	6	5	83.3

聴覚障害者情報提供施設においては、手話講師養成事業、手話通訳講師養成事業、要約筆記講師養成事業、盲ろう者向け通訳・介助講師養成事業のいずれかまたは全部を行っていることが予測されたので、4つの事業それぞれに回答を求めた。

① 手話講師養成事業

手話講師養成事業については、青森県、石川県、滋賀県そして川崎市の聴覚障害者情報提供施設(以下施設と略す)で実施されていると回答があった。他に千葉県の施設では事業所と受講料で事業を行っている、宮崎県の施設では他の事業費から捻出して事業を実施していると回答があった。大阪府の施設では「今後実施予定」と回答があったが、平成24年度では、140人を集めて事業が実施された。事業費は石川県が5万円、川崎市が29万円で、平均は16,800円であった。

下表は、平成24年度の受講者数である。県によって大きな差が見られる。

2. 受講者数(24年度)

府県回答	石川	千葉	滋賀	青森	大阪
	1	5	8	78	140
政令市回答	回答なし				

講師養成事業の課題については、以下のような回答が得られた。

3. 課題（項目選択分）

	府県	政令市	合計
1. 財源確保	5	1	6
2. 委託先の確保	0	0	0
3. 講師養成	5	1	6
4. 受講者の確保	3	0	3
5. 事業の周知・啓発	0	0	0
6. 運営体制の整備・確立	1	1	2
7. カリキュラム開発・策定	2	1	3
8. カリキュラムの充実	2	0	2
9. 講師の確保	6	1	7
10. その他	0	0	0

4. 課題（自由記述分）

予算がとれない／予算化されていない	4
事業として考えていない／情報提供施設の担当ではない	3
他団体が依頼を受けて実施	1
養成カリキュラムが無いため	1
国庫補助事業ではない	1
手話通訳養成講師を優先している	1
体制がとれない	1
その他	2

講師の確保、そのための講師養成事業の実施、そのための財源の確保が課題となっていることが示された。また、自由記述では「施設の担当事業ではない」との回答があった。施設ではなく聴覚障害者団体が行う場合が考えられる。（2）都道府県聴覚障害者団体調査でみるように聴覚障害者団体は10箇所で行っている。）

ちなみに、市町村の手話奉仕員養成事業の実施率について回答をしてもらったが、実施率の低いところ（青森県）から100%（大阪府）まで、大きな差が見られる。（実施率の平均は65.9%。聴覚障害者団体の調査では、実施率は65%）

4. H25年度手話奉仕員養成事業市町村実施率（%）

平均 69.7%

府県	青森	千葉	宮崎	滋賀	石川	大阪
	20	40	60	80	94.7	100

② 手話通訳講師養成事業

手話通訳講師養成事業は、群馬県、石川県、青森県、宮崎県、埼玉県及び京都市の施設で実施していると回答があった。宮崎県と埼玉県の施設は、他の事業費から捻出していると回答があった。事業費は群馬県の施設の5万円から、京都市の施設の848,000円と大きな差がみられる。（金額の回答のあった京都市を除く3施設の平均は約13万円）

下表は、平成24年度の受講者数である。県によって大きな差が見られる。

5. H24年度養成講座受講者数

府県	石川	埼玉	青森	鹿児島	宮崎
	1	12	17	21	32
政令市	川崎市 39	*京都市回答なし			

講師養成事業の課題については、以下のような回答が得られた。

6. 現在抱えている問題・課題（項目選択分）

	府県	政令市	合計
1. 財源確保	6	1	7
2. 委託先の確保	0	0	0
3. 講師養成	7	1	8
4. 受講者の確保	4	1	5
5. 事業の周知・啓発	0	1	1
6. 運営体制の整備・確立	1	1	2
7. カリキュラム開発・策定	2	1	3
8. カリキュラムの充実	2	1	3
9. 講師の確保	6	1	7
10. その他	0	0	0

自由記述として、「札幌市補助事業として運営している。2014年度から委託事業に変更予定。」と回答があった。

前項、手話講師養成事業と同じく、講師の確保、そのための講師養成事業の実施、そのための財源の確保が課題となっていることが示された。

ちなみに、都道府県の手話通訳者養成事業の実施数は、都道府県7ヶ所、政令市1ヶ所という、非常に実施率が少ない状況となっている。（聴覚障害者団体の調査では、9ヶ所と回答があった。）2013年度から都道府県の必須事業となったが、すべての都道府県で手話通訳者養成事業の実施がなされる必要がある。

③ 要約筆記講師養成事業

要約筆記講師養成事業は、滋賀県、青森県、石川県、静岡県、及び川崎市の施設で実施していると回答があった。宮崎県の施設は、他の事業費から捻出していると回答があった

事業費は川崎市 30,000 円から埼玉県 726,600 円と大きな差がある。金額を回答した6ヶ所の事業費の平均金額は、266,000 円であった。

7. H24年度養成講座受講者数

府県	石川	静岡	滋賀	埼玉
	2	3	3	19
政令市	川崎市			
	3			

平成24年度の受講者数は下表のとおり、埼玉を除き、数名にとどまる。

8. 現在抱えている問題・課題（項目選択分）

	府県	政令市	合計
1. 財源確保	3	1	4
2. 委託先の確保	0	0	0
3. 講師養成	3	1	4
4. 受講者の確保	3	0	3
5. 事業の周知・啓発	1	0	1
6. 運営体制の整備・確立	1	1	2
7. カリキュラム開発・策定	2	1	3
8. カリキュラムの充実	1	0	1
9. 講師の確保	5	1	6
10. その他	0	0	0

9. 現在抱えている問題・課題（自由記述分）

予算がとれない／予算化されていない	3
国庫補助事業ではない	1
事業として考えていない／情報提供施設の担当ではない	1
要約筆記奉仕員養成事業に含まれる	1
他団体が受託している	1
その他	1

講師養成事業の課題については、以下のような回答が得られた。

手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成事業の課題と同じように、財源の確保、講師養成、講師確保が課題の上位であるが、養成講座の受講生の確保、カリキュラム開発・策定が課題として挙げられている。

④ 盲ろう者向け通訳・介助講師養成事業

聴覚障害者情報提供施設で、盲ろう者向け通訳・介助講師養成事業を行っているという回答があったのは兵庫県の施設だけであった。事業費は1,003,000円で、うち参加者負担は3,000円であった。

事業の課題は、講師確保、講師の養成、カリキュラムの充実であった。講師養成事業を実施していない理由として、3ヶ所の施設からは、他団体が養成を行っているという回答があり、施設の事業ではないと1ヶ所から回答があった。

2) 都道府県聴覚障害者団体調査

聴覚障害者団体は、全日本ろうあ連盟に加盟する団体で、大多数が一般社団法人、社会福祉法人をとして、各種事業を実施している。なかには聴覚障害者情報提供施設を運営する団体もあるが、聴覚障害者情報提供施設と役割分担をしながら事業を行っている。

聴覚障害者団体においては、手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成事業、要約筆記者養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業のいずれかまたは全部を行っていることが予測されたので、4つの事業それぞれに回答を求めた。

その結果、各種事業の実施状況は、1) 手話講師養成事業は14団体、2) 手話通訳講師養成事業は11団体、3) 要約筆記講師養成事業4団体、4) 盲ろう通訳・介助講師養成事業0団体という結果だった。

10. 講師養成事業の実施状況

		1) 手話講師	2) 手話通訳講師	3) 要約筆記講師	4) 盲ろう通訳・介助講師
都道府県	自団体実施	14	11	4	0
	他団体実施	7	12	18	21
	実施なし	22	20	22	22
	不明	4	4	3	4

① 手話講師養成事業

手話講師養成事業を実施している都道府県の団体（以下団体と略す）は10団体で、事業費は3000円からから1690000円と大きな差がある。兵庫、静岡、宮崎は他の事業費から捻出していると回答があった。

11. 講師養成事業の実施団体と事業費 (数字は円)

都道府県	東京	福岡	広島	石川	新潟	北海道	滋賀
金額	1690000	3000	30500	50000	59,300	10300	150000
	その他	兵庫	260万	* 奉仕員養成事業全体			
		静岡	※手話通訳養成事業費と同一会計				
		宮崎	※県の「手話奉仕員養成等養成事業の委託費から必要経費を支出				

平成24年度の受講者数は、下表のように、1人から140人となっている。

12. 受講者数 n24年度

石川	千葉	滋賀	静岡	北海道	新潟	岐阜
1	5	8	38	48	54	60
福岡	大阪	広島	東京			
103	140	152	40			

講師養成事業の課題は、下表のように、講師養成、財源確保、講師確保となっている。

13. 課題（項目選択分） 数

1. 財源確保	10
2. 委託先の確保	0
3. 講師養成	13
4. 受講者の確保	6
5. 事業の周知・啓発	3
6. 運営体制の整備・確立	2
7. カリキュラム開発・策定	4
8. カリキュラムの充実	7
9. 講師の確保	8
10. その他	2

14. 課題（自由記述分）

事業の運営体制がとれない	2
指導者養成のノウハウがない	1
国庫補助事業ではない	1
講師養成のカリキュラム・テキスト開発が必要	1

② 手話通訳講師養成事業

手話通訳講師養成事業を実施しているとの回答があったのは5団体で、他事業から事業費を捻出していると回答したのは3団体あった。

15. 平成25年度事業費等（円）

都道府県	広島	新潟	栃木	石川	宮城
	100500	147000	120000	131200	44000

その他 ※法人の公益事業 51200円

※県の「手話奉仕員養成等養成事業の委託費から必要経費を支出 宮崎

平成24年度の受講者数は、下表のように、1人から44人と差が大きい。

16. H24年度養成講座受講者数

都道府県	石川	新潟	宮崎	広島	宮城
	1	15	32	44	8

講師養成事業の課題として、講師養成、講師確保、財源確保となっている。

17. 課題（項目選択分）

	府県数
1. 財源確保	8
2. 委託先の確保	1
3. 講師養成	9
4. 受講者の確保	6
5. 事業の周知・啓発	2
6. 運営体制の整備・確立	1
7. カリキュラム開発・策定	5
8. カリキュラムの充実	4
9. 講師の確保	8
10. その他	2

18. 課題（自由記述分）

事業の運営体制がとれないため	2
指導者養成のノウハウがないため	1
国庫補助事業ではない	1
講師養成のカリキュラム・テキスト開発が必要	1

ちなみに、県で手話通訳者養成事業を実施していると回答があったのは9団体であった。聴覚障害者情報提供施設調査では8施設の実施と回答があったが、重複2ヶ所を除くと15ヶ所（うち1ヶ所は政令市）となっている。手話通訳者養成事業は障害者総合支援法により都道府県の必須事業となったが、低い実施率にとどまっていることは大きな問題である。

③ 要約筆記講師養成事業

要約筆記講師養成事業を実施していると回答があったのは、4団体であったが、平成25年度の実施については石川県と宮崎県の団体から回答があった。事業費は石川県の団体の場合は192000円、宮崎県の団体の場合は要約筆記者養成事業からの捻出と回答があった。

課題としては、講師確保、講師養成、財源確保、受講者確保があげられている。自由記述では、未実施の団体からも課題が記述されたが、「講師不足／講師が確保できない」、「予算がとれない／予算化されていない」、「受講者が少ない／受講者の確保ができない」等の課題があげられている。

19. 課題（項目選択分）

	府県
1. 財源確保	2
2. 委託先の確保	0
3. 講師養成	3
4. 受講者の確保	2
5. 事業の周知・啓発	0
6. 運営体制の整備・確立	0
7. カリキュラム開発・策定	1
8. カリキュラムの充実	1
9. 講師の確保	3
10. その他	1

20. 課題（自由記述分）

講師不足／講師が確保できない	9
予算がとれない／予算化されていない	5
受講者が少ない／受講者の確保ができない	4
講師の高齢化	3
聴覚障害者の講師が確保できない	2
他団体が実施している	2
若い講師の確保ができない	1
講師養成担当者の体制がとれない	2
国庫補助事業ではない	1
予算が少ない	1
情報文化センターの事業を利用する	1
講師の力量が不十分	1
講師養成のカリキュラム・テキスト開発が必要	1
指導者が指導する機会・場がない	1
その他	3

3) 都道府県・政令市中途失聴者難聴者団体

中途失聴者難聴者団体（以下団体と略す）に対する調査では、要約筆記養成事業のみ回答を求めた。都道府県団体は24団体、政令市団体は8団体から回答を得た。

講師養成事業費の回答があったのは、5つの県団体と2つの政令市団体であった。事業費は90,000円から1583300円と差が大きい。

21. 要約筆記講師養成事業の実施状況（数字は円）

都道府県	広島	福島	福井	新潟	和歌山	横浜市	大阪市
	116024	144000	214400	512000	1583300	90000	300000

講師養成事業の受講者数は、2人から4人となっている。

22. 受講者数

都道府県	福井	広島	静岡	新潟	和歌山	横浜市
	2人	2人	3人	4人	4人	3人

課題としては、講師養成、受講者確保、財源確保、事業の周知・啓発、カリキュラムの充実があげられている。

23. 課題（項目選択分）

	府県
1. 財源確保	6
2. 委託先の確保	2
3. 講師養成	8
4. 受講者の確保	8
5. 事業の周知・啓発	4
6. 運営体制の整備・確立	3
7. カリキュラム開発・策定	3
8. カリキュラムの充実	4
9. 講師の確保	2
10. その他	1

24. 課題（自由記述分）

受講者が少ない／受講者の確保ができない	7
予算がとれない／予算化されていない	6
予算が少ない／拡充すべき	5
講師不足／講師が確保できない	5
研修場所は近くがよい／遠隔地は参加できない	5
講師の高齢化／若い人材が得られない	2
講師の力量が不十分	1
聴覚障害者の講師が確保できない	1
行政に理解がない	1
その他	4

第4節 アンケート調査のまとめ

1) 調査から示された諸課題

手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成事業、要約筆記者養成事業の指導者・講師養成に関する課題について、アンケート調査全体について自由記述を整理すると下表のようになった。

前節でも見てきたように、いずれの事業も「講師確保が困難／講師が少ない」、「講師養成事業が予算化されない／予算の確保が困難」が回答数が多い。その他に「講師の質にばらつきがある」、「講師の高齢化／若い講師の確保が難しい」、「講師養成事業の実施」、「講師研修の場がない／指導方法が確立していない」があげられている。

25. 手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成

講師の確保が難しい／不足している	19
講師の質にばらつきがある／講師の能力が不十分	4
予算がされていない／予算がない／財源の確保	4
運営体制がとれない／不十分	3
講師研修の場がない／指導方法が確立していない	3
講師養成のノウハウがない／カリキュラムがない	3
全国手話研修センターの研修受講は負担が大きい	2
小さな町村の場合養成事業が行えない	1
講師の高齢化	1
講師が確保できないために手話奉仕員養成事業未実施となっている自治体がある。	1
複数市町で広域で養成事業ができる仕組みが必要	1
市町村で養成できる件の仕組みが必要	1
他団体が養成事業を行っている	1
その他	3

26. 手話通訳者養成関係／指導者・講師養成

講師確保が困難	13
講師養成事業が予算化されない／予算の確保が困難	6
講師の高齢化／若い講師の確保が難しい	5
講師養成事業の実施	5
講師のなり手がいない／人材不足	3
講師のスキルアップができない／指導能力の向上	3
講師の指導技術・指導内容にばらつきがある	3
他の養成事業と重なると講師ができない・負担が大きい	3
運営体制の確立	2
全国手話研修センターの研修を活用すること	1
全国手話研修センターの研修に参加する費用が負担できない	1
他団体が事業を行っている（のでわからない）	1
講師を指導する指導者が不足している	1
ろう講師の確保が難しい	1
カリキュラムの開発・策定	1
その他	4

27. 要約筆記者養成関係／指導者・講師養成

講師確保が困難／講師が少ない	6
講師養成事業が予算化されない／予算の確保	5
講師の高齢化／若い講師の確保が難しい	2
講師養成の機会を確保する／講師養成事業の実施	2
受講者の確保	2
他団体が事業を行っている（のでわからない）	2
講師を指導する指導者が不足している	2
難聴講師の確保	1
講師の指導技術にばらつきがある	1
講師のなり手の確保	1
聴力障害者情報文化センターの講師養成講座を積極的に利用する	1
講師養成のカリキュラム開発・確定	1
運営体制の確立	1
その他	5

2) 講師養成事業の共通の課題

アンケートから、講師確保が大きな課題となっていることがわかった。ここでは、1. 講師の確保・担い手の確保、2. 予算の確保、3. 体制の整備の3点から課題を考察する。

1. 講師の確保・担い手の確保の課題と解決の方向

講師不足、講師の担い手不足がアンケートから読み取れた。一つには講師の高齢化と若い講師の確保が困難であること。手話通訳や要約筆記を担う人材自体高齢化が進んでいる。

手話通訳者養成事業、要約筆記者養成事業が充実することが重要である。

また、聴覚障害者、盲ろう者など当事者で講師を担える人材がない、少ないという指摘がなされている。

講師養成事業の充実により若年者や聴覚障害者で講師を担う人材育成が求められるが、現状としては、講師研修会が都道府県で行われているところは少なく、全国手話研修センター、聴力障害者情報文化センター、全国盲ろう者協会、国立障害者リハビリテーションセンターが国の助成を受けて行う講師養成研修会に参加することになる。この場合、連続した日程で行われる研修会への参加が困難、旅費・交通費の捻出が困難という声が寄せられている。講師の担い手が参加しやすいように、都道府県で講師養成研修会が開催されることが求められる。

講師を養成する講師がいない、少ないという指摘がある。これについては、国において都道府県で講師が担える人材育成を進める必要がある。

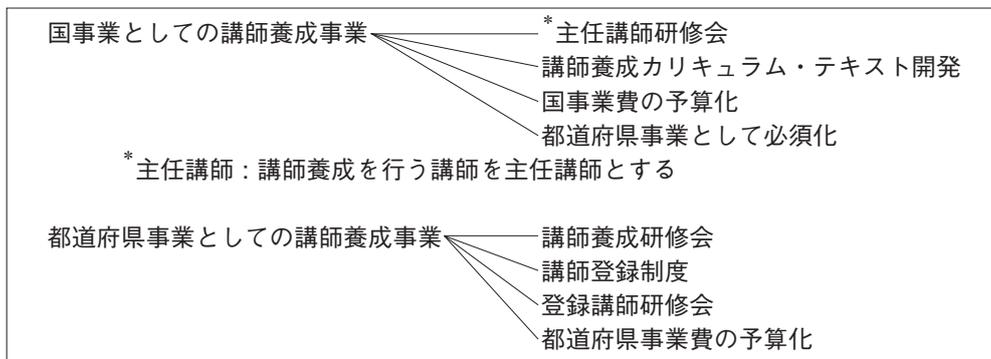
国及び都道府県で講師養成を行うためのカリキュラムやテキスト、教材を開発、整備する必要がある。

2. 予算の確保の課題—都道府県講師養成事業の実施

障害者総合支援法では、講師養成事業は都道府県事業として位置づけられていない。そのために「予算がとれない・予算が少ない」ために、他の事業からの事業費の捻出、個人の費用負担でまかなわれている。

講師養成事業は都道府県事業として位置づけ、当事者、若年者を含めた講師担当希望者が都道府県及び国で行われる講師養成研修会への参加を容易にしていく必要がある。

〈講師養成事業の概念図〉



第3章

意思疎通支援事業に係る講師養成事業の提言

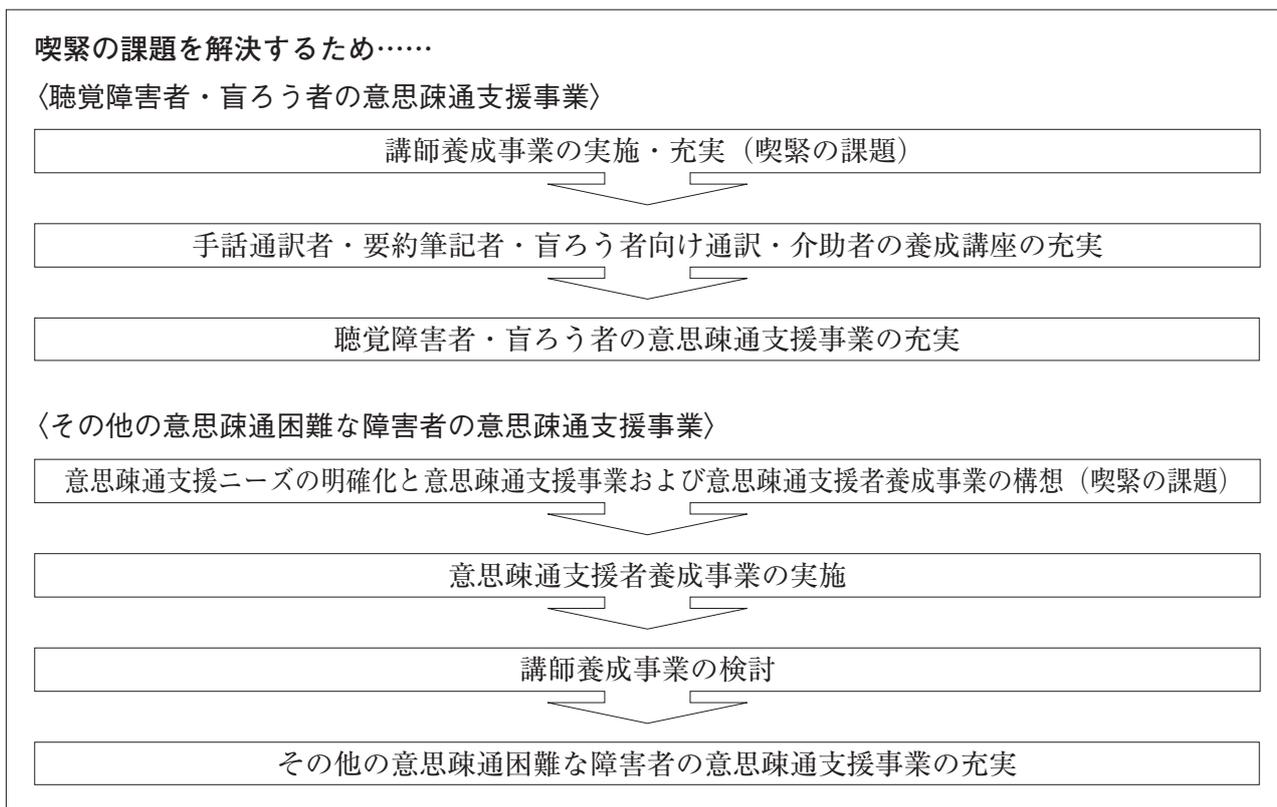
1 はじめに

現行の障害総合支援法においては、意思疎通支援者養成を担う講師養成事業は、位置付けられていない。今回の2つの調査により、従来のコミュニケーション支援を行う者に加え、多様な障害者の意思疎通支援の必要性が明らかになった。

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業について、未実施の都道府県、市町村が存在している状況で、行政側の理解不足、財源不足から養成事業が実施されないことは大きな問題であるが、他方「講師が確保できない」ことから実施されない状況も見られ、養成講座を担う講師の確保は喫緊の課題となっている。

一方、聴覚障害者、盲ろう者以外の意思疎通困難な障害者（知的障害者、精神障害者、脳性麻痺者、難病者等）については、今回の調査では意思疎通の困難は明らかになったが、意思疎通支援ニーズを明らかにするまでには至っていない。すでに事業として行われている手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員といった支援者の養成事業と同様のニーズが明確でない中で、ただちにすべての意思疎通困難な障害者に対する意思疎通支援者の養成事業の実施提言、講師養成・確保の事業実施提言をすることは適当でないと当委員会では判断した。しかし、今後すべての障害者を対象とした意思疎通支援事業についての検討が進められる中で、近い将来、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員と同様の意思疎通支援者の養成事業が整備されなければならない。

本委員会では、聴覚障害者、盲ろう者とそれ以外の意思疎通困難障害者に対して、意思疎通支援事業を提供するために、都道府県・市町村で必要な数の意思疎通支援者を確保するための講師の養成、確保を求める以下の提言を行う。



2 国が主任講師を養成し、都道府県で講師養成を行う

意思疎通支援事業の講師を養成するためには、その講師を指導する主任講師が必要である。主任講師は、国の責任で養成し、主任講師が、都道府県で講師を養成する。

《用語の定義》

主任講師：講師養成を担当する者

講師：都道府県及び市町村の意思疎通支援者養成を担当する者。

《国と都道府県の役割》

国：都道府県における講師養成講座の指導を担う主任講師を養成する。

都道府県：国で養成した指導者によって都道府県の講師養成講座を実施し、都道府県及び市町村の意思疎通支援者養成の講師を養成する。

(1) 主任講師と講師の役割

名 称	役 割
主任講師	国、都道府県の行う講師養成の講師
	〃 の運営委員
	〃 の助言
講師	都道府県意思疎通支援者養成講座の講師
	〃 の運営委員
	〃 の助言
	・本人、家族、施設・機関等職員研修の講師
	・啓発講座の講師

(2) 主任講師の養成

主任講師の養成機関は、今までの講師養成の実績のある専門機関が望ましい。

《主任講師養成機関》(国レベル)

- ・手話通訳者 = 社会福祉法人全国手話研修センター
 - ・要約筆記者 = 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
 - ・盲ろう者向け通訳・介助員 = 社会福祉法人全国盲ろう者協会
国立障害者リハビリテーションセンター
- 以上、現状を維持・継続

・その他の意思疎通支援者の養成については、障害当事者団体が担うこととする*。

*意思疎通支援ニーズや意思疎通支援者養成事業のあり方を検討する中で、適切な養成機関を検討する。

《講師養成機関》(都道府県レベル)

- ・視聴覚障害者情報提供施設
- ・障害当事者団体 等

(3) 主任講師及び講師養成を行うためのカリキュラムやテキスト・教材の開発、整備

国及び都道府県で講師養成を行うためのカリキュラムやテキスト・教材の開発、整備を行うために、共通科目と専門科目に分け、今後、カリキュラム策定及び教材開発委員会を立ち上げ、検討の上、実施する。

《カリキュラム》

課程	内 容
共通	教授法、専門職理論、企画運営法、テキスト教材活用法、運動論 障害学、コミュニケーション論、通訳論、対人援助 ……など
専門	手話奉仕員養成及び手話通訳者養成担当講師講座 要約筆記者養成担当講師講座 盲ろう者向け通訳・介助員養成担当講師講座 他の意思疎通支援者養成担当講師講座 *意思疎通支援ニーズや意思疎通支援者養成事業のあり方を検討する中で、適切な講座の内容を検討し構築する。

※専門課程については、それぞれの障害分野別に構成する。

(4) 主任講師及び講師養成事業のモデル要綱策定

主任講師及び講師養成事業の実施内容を確たるものとし、完全実施を行うためにモデル要綱を策定する。

① 実施主体

主任講師養成は国、講師養成は都道府県といった実施主体を明確にする。

② 主任講師と講師の役割

主任講師と講師の役割内容を明記する。

③ 養成事業の受講対象

主任講師及び講師養成の受講条件は、意思疎通支援者養成の実務経験期間を明記することによって基準した方が望ましい。主任講師の場合も、講師経験の〇年といった実務年数を設定することも考慮する。

④ 講師の認定及び登録

質の高い意思疎通支援者を養成するためには主任講師及び講師の技量を確証たるものに行なければならない。そのため、講師の資格を設けることは、不可欠である。

⑤ 講師登録後研修及び更新

講師としての技術や知識を維持、高めるため、研修と更新手続きを行う。

⑥ 養成事業の受講対象

主任講師及び講師養成の受講条件は、意思疎通支援者養成の実務経験期間を明記することによって基準とする。主任講師の場合も、講師経験の〇年といった実務年数を設定することも考慮する。

ただし、講師養成については、実務経験が無くても今後講師を担当する予定がある者の受講も検討する。

⑦ 講師の認定及び登録

質の高い意思疎通支援者を養成するためには主任講師及び講師の技量を確たるものに行なければならない。そのため、講師の資格を設けることは、不可欠である。

⑧ 講師登録後研修及び更新

講師としての技術や知識を維持、高めるため、研修と更新手続きを行う。

なお、更新時の条件については、検討が必要である。

(5) 主任講師及び講師養成事業を行うための予算確保

主任講師及び講師養成事業を実施するためには、その事業を実施するための財源が必要である。

(6) 講師養成事業の法的位置づけを明確化

講師養成事業を完全実施するためには法的位置づけを明確にする必要がある。そのためには障害者総合支援法等で位置付ける必要がある。

(7) その他

以下、提言内容の実現化に向け、別紙のとおり計画案を示す。

意思疎通支援事業に係る主任講師及び講師養成に関する計画	
短期計画（2014年～2016年 3年間）	
2014年	○主任講師及び講師養成カリキュラム策定・教材の開発 ○養成モデル要綱策定
2015年	○講師養成ができる主任講師養成事業を国の事業として実施。現在指導を担当している人の中から受講者を募る
2016年	○講師養成のモデル講座を都道府県において実施
中期計画（2017年～2023年 4年～9年）	
○主任講師による講師養成を都道府県の事業として実施。主任講師は県、市町村支援者養成を担当している講師養成を担当する。	
○意思疎通の困難者に対応できるように意思疎通支援者養成カリキュラムの拡充	
長期計画（2024年～）	
○主任講師及び講師養成の継続。高等教育機関にて人材育成。	

*聴覚障害者、盲ろう者以外の意思疎通困難がある障害者については、講師養成に先立って、まず意思疎通支援ニーズの整理と意思疎通支援事業および意思疎通支援者養成事業のあり方の検討を行い、次に講師養成事業について検討し、講師養成事業を進める。

3 意思疎通支援事業の推進のために

(1) 高等教育機関での教育の導入

専門性の高い意思疎通支援者を養成するためには、人材育成が不可欠である。そのためには、高等教育機関での養成が必要である。

(2) 意思疎通支援者養成カリキュラムの拡充

意思疎通支援の困難な者に分け隔てなく対応できるように、あらゆる意思疎通支援ツールを導入した意思疎通支援者カリキュラムの拡充を図ることが望ましい。

4 意思疎通支援者の設置事業・派遣事業の実施について

- ・意思疎通支援事業の実施の形態については、現行の手話通訳者設置事業・手話通訳者派遣事業等に準ずること。
- ・意思疎通支援者は、市町村に設置及び登録すること。
- ・専門性の高い意思疎通支援については、都道府県が責任を持つこと。
- ・意思疎通支援者で設置される者は、正規職員とすること。

《用語の定義》	
「意思疎通支援者」といっても障害によって支援内容等が異なるので、障害別に用語の定義をする。	
意思疎通支援者（手話通訳者）	意思疎通支援者（要約筆記者）
意思疎通支援者（盲ろう者向け通訳・介助員）	
*以上は、現行事業による区分	
*以下については、今後、意思疎通支援ニーズが明らかになるまでの仮称	
意思疎通支援者（視覚障害者支援者）	
意思疎通支援者（知的障害者支援者）	
意思疎通支援者（精神障害者支援者）	
意思疎通支援者（身体・言語障害者支援者）	
意思疎通支援者（発達障害者支援者）	
意思疎通支援者（精神障害者支援者）	

資料編

1 聴覚障害者情報提供施設調査結果

A 基礎データ

1. 調査対象数

		回答数	回答率%
対象数	46	43	93.5
都道府県設置情報提供施設	40	38	95.0
政令指定都市情報提供施設	6	5	83.3

2. 講師養成実施状況・H25年度

		1) 手話指導	2) 手話通訳指導	3) 要約筆記指導	4) 盲ろう通訳・介助指導
府県	種別	6	8	7	1
	他団体	7	7	7	9
政令市	種別	1	1	NA	NA
	他団体	1	NA	NA	NA

B 手話講師養成事業

1. 養成事業費（円）

	青森	石川	滋賀
府県回答	199,000	50,000	133,000
	その他 千葉・受講料と事業所負担で実施 大阪・実施予定・金額不明 宮崎・手話奉仕員養成事業費より支出		
政令市回答	川崎市のみ回答	290,000	※手話通訳指導者と同一会計

2. 運営方式

府県	1. 情報提供施設のみで運営	1
	2. 実行委員会形式→構成団体名	ろうあ協会 手話通訳団体
	全国手話研修センターで実施する講師連続講座への派遣	
その他	法人の公益事業として運営	
	自主事業の一環	
政令市	※川崎市の場合、手話指導者、手話通訳指導者の2つをまとめて実施しています ・「全国養成担当講師連続講座」に参加するための経費を一部補助している。 ・「全国養成担当講師連続講座」に参加したメンバーを講師として、ろう者協会手話通訳者を対象とした「伝達講習会」を年に2日間実施している。	

3. 受講者数（人） 24年度

府県	石川	千葉	滋賀	青森	大阪
	1	5	8	78	140
政令市回答	回答なし				

4. 受講者累計と実働率

府県		石川	滋賀	青森	宮崎	千葉
	受講者累計		45	100	462	497
実働率 %		60	40	不明	80	60
政令市回答	回答なし					

5. 課題

	府県	政令市	合計
1. 財源確保	5	1	6
2. 委託先の確保	0	0	0
3. 講師養成	5	1	6
4. 受講者の確保	3	0	3
5. 事業の周知・啓発	0	0	0
6. 運営体制の整備・確立	1	1	2
7. カリキュラム開発・策定	2	1	3
8. カリキュラムの充実	2	0	2
9. 講師の確保	6	1	7
10. その他	0	0	0

6. H25年度手話奉仕員養成事業市町村実施率（%）

府県	青森	千葉	宮崎	滋賀	石川	大阪
実施率 %	20	40	60	80	94.7	100

平均 65.9%

C 手話通訳指導者（講師）養成事業

1. H25年度事業費等 (円)

府県	群馬	石川	青森
	50,000	131,200	206,000
	その他 宮崎・県の「手話奉仕員養成等養成事業の委託費から必要経費を支出 埼玉・手話通訳者・要約筆記者養成事業の中から支出		
政令市回答	京都市		
	848,000		

2. 運営方式

府県	1. 情報提供施設のみで運営	2. 実行委員会形式→構成団体名	3. 別の団体へ依頼→依頼団体名
	1	ろうあ協会 手話通訳団体	県聴覚障害者協会及び県手話通訳 問題研究会
	その他 県聴覚障害者協会から県内の講師指導に当たるろう者及び手話通訳士に依頼して実施している 全国手話研修センターで実施する講師連続講座への派遣 法人の公益事業として運営		
政令市	川崎市・情報提供施設のみで運営		

3. H24年度養成講座受講者数（人）

府県	石川	埼玉	青森	鹿児島	宮崎
	1	12	17	21	32
政令市	川崎市・39				

4. 受講者累計・実働率

府県	石川	千葉	滋賀	群馬	青森	
	10	13	15	29	78	(人)
	60	70	80	20	不明	(%)
	埼玉	宮崎				
	400	554名（基本 /227、応用 /210、実践 /117）				(人)
	不明			80		(%)
政令市	回答なし					

5. 現在抱えている問題・課題

	府県	政令市	合計
1. 財源確保	6	1	7
2. 委託先の確保	0	0	0
3. 講師養成	7	1	8
4. 受講者の確保	4	1	5
5. 事業の周知・啓発	0	1	1
6. 運営体制の整備・確立	1	1	2
7. カリキュラム開発・策定	2	1	3
8. カリキュラムの充実	2	1	3
9. 講師の確保	6	1	7
10. その他	0	0	0

6. 手話通訳者養成講座実施状況

府県	不明	2000年～	2003年～
	群馬・石川・埼玉	青森・千葉・宮崎	鹿児島
政令市	2002年～ 川崎		

D 要約筆記指導者（講師）養成事業

1. H25 年度事業費等（円）

府県	滋賀	青森	石川	静岡	埼玉
	138,000	149,000	192,000	360,000	726,600
	その他 宮崎・要約筆記者養成事業費の中から必要経費を支出				
政令市	川崎市・30,000				

2. 運営方式

府県	1. 情報提供施設のみで運営	2	埼玉・滋賀 静岡	
	2. 実行委員会形式→構成団体名	要約筆記事業委員会		
	4. その他	H25 年度からは、講師は別の団体に依頼する		埼玉
		全難聴又は全通研で実施する研修会に派遣		青森
法人の公益事業として運営		石川		
	要約筆記奉仕員養成事業から要約筆記者養成事業への移行講座を受講し、登録要約筆記者としての活動のあるものの中から講師を依頼している。			宮崎
政令市	①「要約筆記者指導者養成研修」 ②「要約筆記事業研修会に参加するための経費を一部補助している			川崎市

3. H24 年度養成講座受講者数（人）

府県	石川	静岡	滋賀	埼玉
	2	3	3	19
政令市	川崎市 3			

4. 受講者累計・実働率

府県	石川	青森	埼玉	滋賀	(人)
	8	12	18	37	(人)
	80	60	不明	不明	(%)
政令市	川崎市				
	6	(人)			
	50	(%)			

5. 現在抱えている問題・課題

	府県	政令市	合計
1. 財源確保	3	1	4
2. 委託先の確保	0	0	0
3. 講師養成	3	1	4
4. 受講者の確保	3	0	3
5. 事業の周知・啓発	1	0	1
6. 運営体制の整備・確立	1	1	2
7. カリキュラム開発・策定	2	1	3
8. カリキュラムの充実	1	0	1
9. 講師の確保	5	1	6
10. その他	0	0	0

6. 要約筆記者養成講座実施状況

府県	2008年～	2009年～	2012年～
	滋賀	静岡	埼玉・石川・宮崎
政令市	2012年～		
	川崎市		

E 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業

1. H25年度事業費等（円）

府県	1. 都道府県の委託費	1,000,000	兵庫
	2. 受講者の参加費	3,000	兵庫
政令市	回答なし		

2. 運営方式

府県	聴覚障害者情報情報センター、盲ろう者友の会	兵庫
	盲ろう者友の会	兵庫
政令市	回答なし	

3. H24年度養成講座受講者数

府県	兵庫
	1
政令市	回答なし

4. 受講者累計・実働率

* 兵庫 累計不明・80%

5. 現在抱えている問題・課題

	府県	政令市	合計
1. 財源確保	1		1
2. 委託先の確保			
3. 講師養成	1		1
4. 受講者の確保			
5. 事業の周知・啓発			
6. 運営体制の整備・確立			
7. カリキュラム開発・策定			
8. カリキュラムの充実	1		1
9. 講師の確保			
10. その他			

↑兵庫のみ回答↑回答なし

6. 盲ろう通訳・介助者養成講座実施状況

*兵庫 2007年～

F 講師養成事業を実施していない事業所

1. 事業を実施していない理由 () は政令市の回答

府県 () は政令市の回答	手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成	手話通訳者養成関係／指導者・講師養成	要約筆記者養成関係／指導者・講師養成	盲ろう通訳・介助者養成関係／指導者・講師養成
1. 他団体が実施 →団体名	13	16	20	16
2. 余裕がない	3(1)	3	3(1)	5(1)
3. 奉仕員の利用者が少ない	0	0	1	0
4. プログラム・カリキュラムがない	3	4	0	3(1)
5. 講座の受講者が少ない	4	5	2	2
6. 担当講師が確保できない	9(1)	10	6	7(1)
7. 経費が他事業と比べ高い	0	0	0	0
8. 事業費用の確保ができない	14(1)	12	6(1)	12(1)
8-1 都道府県が予算化しない	11(1)	10	7	6(1)
8-2 その他	0	1	0	0
9. 行政機関と交渉中	2	2	1	2
10. その他	9	0	7	5

講師養成を除く養成事業の実施数 *手話奉仕員のみ平均・%

		手話奉仕員*	手話通訳	要約筆記	盲ろう通訳介助
府県全体 38ヶ所の回答	講師養成なし	52%	24ヶ所	21ヶ所	25ヶ所
	講師養成あり	66%	7ヶ所	5ヶ所	1ヶ所
政令市	5ヶ所の回答	100%	4ヶ所	4ヶ所	5ヶ所

○他団体が実施する場合の内訳

手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成 ()は政令市の回答

団体名	数	公費有無	公費助成あり	公費助成なし	不明
全国手話研修センター	7		1	5	1
県聴覚障害者協会	6(2)		2	2	2(2)

公費有りの場合の金額 69万 260万
*他事業込み

手話通訳者養成関係／指導者・講師養成 ()は政令市の回答

団体名	数	公費有無	公費助成あり	公費助成なし	不明
全国手話研修センター	11		7	4	0
県聴覚障害者協会	5(1)		2	0	3(1)

公費有りの場合の金額 3万 15万 78万 100万 140万
*他事業込み *他事業込み *他事業込み

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成 ()は政令市の回答

団体名	数	公費有無	公費助成あり	公費助成なし	不明
聴力障害者情報文化センター	11		11	0	0
全国中失・難聴者協会	2		2	0	0
県難聴者協会	3		0	0	3
要約筆記者団体	2		0	0	1
その他	3(1)		0	0	3(1)

公費有りの場合の金額 2万 7万 54万
交通費 宿泊費

盲ろう通訳・介助者養成関係／指導者・講師養成 ()は政令市の回答

団体名	数	公費有無	公費助成あり	公費助成なし	不明
全国盲ろう者協会	3		2	0	1
国立身体障害者リハビリテーションセンター	3		3	0	0
県盲ろう者協会	3		0	0	3
その他	6(1)		0	0	6(1)

公費有りの場合の金額 実費支給 5万 1名分

○その他の理由

手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成	
※市町村より委託を受け実施しているのはろう協のため、事業を行う必要はない。	
カリキュラムの確保	
国庫補助対象事業になっていない	
今年度の研修センターのリーダー育成には奉仕員養成の予算で受講する。	
手話通訳者養成講習会の講師養成講習会を優先している	
手話奉仕員養成に関しては、事業として考えていない	
手話奉仕員養成については、市町村が実施	
どこが担当すべき事業なのか明確な根拠がない	
当施設では奉仕員養成講座を実施していないため。	
講師養成の予算が確保されていないため、運営担当職員も不足している。 (以下、問7に記載されていたもの) 財源・受講者・講師の確保講師養成事業の周知・啓発運営体制の整備・確立カリキュラム開発・策定・充実	
今年度の研修センターのリーダー育成には奉仕員養成の予算で受講する。	
手話通訳者養成関係／指導者・講師養成	
A市補助事業として運営している。2014年度から委託事業に変更予定。	
要約筆記者養成関係／指導者・講師養成	
研修事業として予算のみ今年度から確保できた	
国庫補助対象事業になっていない	
市補助による全国指導者養成への参加	
そこまで至っていない	
H25年度から現任要約筆記奉仕員の要約筆記者移行のための補講および年度末に技能審査を開始。補講修了及び技能審査合格を経た者の中から選抜した者と中難講師とを対象に、H26年度に講師養成事業を実施し年度末に登録試験を行う。この合格者をもって、H27年度より「要約筆記者養成講座」を開講という計画を県行政へ提出済みで、現在進行形です	
要約筆記奉仕員養成事業に含まれる	
A市の事業として、B協会が受託している。	
予算化されていないが養成事業の予算で情文の講師研修を受講	
盲ろう通訳・介助員養成関係／指導者・講師養成	
市町村より委託を受け実施しているのはろう協のため、事業を行う必要はない。	
そこまで至っていない	
他団体で実施のため不明	
通訳介助員養成事業において指導者養成もっており、これまでは国リハの主催の研修に派遣していたが、その研修だけでは不十分なため、現在派遣を見合わせている。	
盲ろう者関係の事業については、A盲ろう友の会が実施	

3. 事業課題

手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成	
全市町ではないが、養成事業をスタートしている。 未だの市町にたいしては要望していくが、講師の確保が難しく遠方からの派遣も止むを得ない状況。	
講師の質 指導内容（カリキュラムに沿って指導しない）	

<p>加盟している各地域協会を通して、講師確保・養成に努めているがまだ不足している。地元のサークルや講習会などで指導している人が少ないため、講師の選出が限られているのも一因。テキスト・指導書の趣旨を理解し、指導できる講師が少ない。</p>
<p>講師の高齢化に伴い次を担う若い講師が育たない 個人で全国手話研修センター主催の養成講座を受講するには負担が大きい</p>
<p>講師の高齢化や指導能力の格差が課題</p>
<p>講師を担当できる者が少ない。市町村によってはいないところもある。 講師の研修の場がない。</p>
<p>財政規模の小さな市町村では、講師の養成・確保以前に単独で養成事業を開催することが困難。複数の市町村が共同で養成講座を開催することが可能な補助制度の創設が必要。 都道府県が市町村の養成講座を支援する施策の制定が必要。</p>
<p>地域での講師格差 通訳者養成へのつなげる際、受講生のレベルのバラつき</p>
<p>地域の中で講師が少なく他の地域にお願いしている 健聴講師としても通訳担当になってしまう・講師養成の指導などが確立されていない</p>
<p>質と量が確保できない。特にろう講師について難しい。</p>
<p>手話通訳者養成関係／指導者・講師養成</p>
<p>予算化してくれない 必要性を理解してくれない</p>
<p>予算がない 通訳者の講師が2年交代で、継続的に行えないのでスキルアップにつながらない</p>
<p>講師の確保が困難 現在の講師の力量向上と若返りが求められている。</p>
<p>講師の指導力が課題になっています 講師一人ひとりの意識の持ち方、さらなる勉強が必要です 若手講師育成の課題 講師の出来る者が少ない</p>
<p>講師の養成については、全国手話研修センター主催の講座を積極的に活用する。・講師の養成講座については、厚生労働省の国庫補助対象事業でないため、県単独での実施は困難。 講師については、対象者が少数であり、特定の者に偏る傾向があり、講座の開催時に確保に苦慮する。 講師については、全国手話研修センターの指導者養成研修を計画的に受講し、講師の増員を進める。</p>
<p>講師を担当できる者が少ない　講師の技量にばらつきがある。</p>
<p>連続講座修了者を中心に担当しているが、講師が高齢化している。若年層の講師がほしい。 講師たちの指導力にばらつきがある。 講師がろう運動に関わっているなどの理由で忙しく、日程調整が難しい。</p>
<p>現在の手話通訳者養成事業においては、県の養成講師団としてろう講師、健聴講師とも何とかぎりぎりの状態で担当している。地域における指導者不足により、この講師の中には市町村実施の手話奉仕員養成やその他手話指導を担当している人も多く、負担が大きい状態となっている。県の養成講師団も次世代を担う講師養成が喫緊の課題となっている。</p>
<p>講師確保（人材不足） 手話通訳養成講座について、以前は市事業として実施していたが、大都市撤廃のためH19年度より自主事業として実施。</p>
<p>講師の後継者が育たない、育てられない</p>
<p>講師不足</p>
<p>講師養成にあたる指導者不足</p>
<p>養成講座は日曜開催のため、その都合上、養成対象者が確保できないこともある。</p>
<p>個人負担で全国手話研修センター主催講座を受講する方が少なく、講師の数が増えにくい。その為、講師の高齢化が有る。又、新たな講師が経験を積める場所が少ない為指導力に差が出ているが、講師のブラッシュアップする場所がない。</p>

講師の確保
講師の人材不足、高齢化。
講師養成に係る予算化必要。今後交渉をすすめたい。講師のなり手も少ない。奉仕員の養成と重なると講師の負担が大きい。
聴覚障害者講師の人材が不足している。講座回数も多く、仕事を持っている聴覚障害者の講師引き受け手がなかなか確保できない。
政令市の施設なので、答えられる立場にない。ただ、個人的にはやはり質と量が課題だと思います。
要約筆記者養成関係／指導者・講師養成
講師の数不足
講師の知識不足
講師の質と人数
講師のレベルの差が大きい。
講師の養成については、聴力障害者情報文化センター主催の講座を積極的に活用する。 講師の養成講座については、厚生労働省の国庫補助対象事業でないため、実施は困難。 講師については、聴力障害者情報文化センターの指導者養成研修を計画的に受講し、講師の増員を進める。
講師を担当できる者が少ない 予算が少ない
1) 講師の養成・受講者の確保 健聴者の講師候補者に関しては、講師養成講座の前に移行研修として補講を受ける。これを契機にカリキュラム学習の機会が得られるのに対し、中難者については、講師養成講座が事実上のスタートとなる。このあたりの差異を解消する方策まで用意できなかった点が、次年度の講師の養成における懸案事項と認識している。
2) カリキュラム開発・策定、カリキュラムの充実 新カリキュラムの特性を考えると、中難講師の関わり方も従来通りとはいかないが、理想的な在り方は見えない。また、その関わり具合が固まらない中での予算算定は苦慮した。新カリキュラムでの養成講座における中難講師の関わり方の在り方は全国的な課題になるはずだが、すでに養成講座を実施している都道府県が複数ある現在でも何の議論も届いてこない。そのため、県内で試行錯誤せざるを得ないが講師養成事業の根幹にかかわることなので全国的な共通見解を持ちたい。
3) 予算の確保 現状では養成講座と登録試験での予算請求をしているが、今後、現任研修等も必要になる。また、毎年行う事業ではなく、隔年あるいは数年で養成講座を行う事業展開となる。その都度、予算確保に努めなくてはならない点はやむを得ないもののやや難点。
新しい制度に確実に移行できるよう、H25、26年度は現任の「要約筆記奉仕員」の移行研修を実施し、H27年度以降「要約筆記者養成研修会」を開催できるよう、これの実施計画を策定していきたいと考えているが、現行の奉仕員の筆記者への移行研修のこともあり、講師の数が目に見えており、検討が必要。
講師の人材不足
講師不足に高齢化
講師養成担当者不足
これまでの講師が高齢化しているが、若い人の確保がなかなか難しい
財源・受講者・講師の確保、講師の養成
受講者が少ない
難聴講師確保
講師の確保
講師の技術向上と若返りが求められる
難聴者講師の養成が急がれる
講師を養成するための指導者として従事出来る人材がごくわずかしかいなくて、その人材がすでに者養成ほかの講師やスタッフとして休みなく稼働している。
講師の養成は急務だが現状では難しい
今のところ特にありません。

指導者養成の講師がいない 養成講座講師の候補者を探す（決める）のが大変
担当できる講師が少ない。 カリキュラムの一部、全要研へ講師派遣依頼している。
当団体は、大阪府からの受託していないため、運営は費用的にきびしい。 また、府の事業を受けている公的な内容については委託団体へ、それ以外の内容は当協会が対応と、すみわけている。
新カリキュラムは時間数が少ないので、講師を担う者の負担が大きい。そのため多くの講師で担うとすると、講師の力量の差から講座の中身にバラつきを生じる可能性がある。府内で統一したレベルの講座内容の実施が課題である。
予算の確保と人材の確保の問題
政令市の施設なので、答えられる立場にない。ただ、個人的にはやはり質と量が課題だと思います。
盲ろう通訳・介助員養成関係／指導者・講師養成
派遣事業（委託分）から、養成費用に使ってと言われた。派遣もいっぱいなどで、金出不可。
盲ろう通訳・介助員の派遣事業が他団体と行っているため、具体的な盲ろう者（制度利用者）のニーズや通訳・介助員の課題をつかみにくい面がある。 養成事業を担える盲ろう者や通訳・介助員が少ない。
養成講座の受講者用テキストと講師用テキストがまだない 盲ろう者当事者の講師養成を全国レベルで実施してほしい。県内だと登録されている盲ろう者数が10人以下で少なく、実施するにはかなり厳しい。
県内で講師の出来る者が少ない。講師養成の指導法などが確立されていない
講師を担当できる者が少ない 予算が少ない
人材不足 （国が示すカリキュラムを県内講師陣でまかなう事が困難な状況） モデル研修の受講が困難 （研修が5～6日間連続で行われるため受講できる人が限られる）
連続して講師養成研修に参加するのが難しい 県内に指導できる講師がいない
講師のなり手が少ない
講師不足
厚生労働省から示されたカリキュラムに対応できる講師の確保。 将来的な後継者の育成。
職員が全国盲ろう協会主催の研修会に行っている状況。一般者にとっては自己負担が大きい。 現在、盲ろう通訳、介助者養成講座のカリキュラムが、当事者が指導できるカリキュラムになっていない。
他団体で実施のため不明
担当できる講師が少ない
現在盲ろう通訳・介助者養成事業及び派遣事業は他団体が受託し、実施しています。県内の推計202名の盲ろう者の社会参加促進につなげるために下記の取り組みを今後関係団体と協議し、着実に進めることが求められています。
① 指導者養成 ② 関係団体の協力体制 ③ 市町村との連携 ④ 緊急性
盲ろう者通訳・介助者派遣事業の本県登録盲ろう者数が8名であり、本県推計盲ろう者202名への全県的な対応が求められています。そのためにも、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の充実により、支援に関わる人材養成が急務です。
⑤ 効果的な実施
現在、他団体が盲ろう者通訳・介助者派遣事業と盲ろう者向け通訳・介助員養成事業を県から受託実施していますが、やはり、養成（盲ろう者向け通訳・介助員）と派遣は県事業のセット実施を通じて、さらに盲ろう者の社会参加につなげて行く必要があります。

講師の質的・量的不足が課題 全国盲ろう者協会が実施するモデル研修会に参加するための参加費の自己負担が大きすぎる。公費補助が必要。
盲ろう者一人ひとりの会話・移動・通訳方法が異なる為に、養成する科目が多岐にわたる。 そのため、科目（コミュ）ごとカリキュラムが必要になるので、カリキュラムを決めることが困難。
盲ろう者及び通訳・介助員ともに、指導に関して力量不足が否めない。講師の力量を上げることは、養成される通訳・介助員の質に直結するため、喫緊の課題である。

2 都道府県聴覚障害者協会調査結果

A 基礎データ

1. 調査対象数

	回答数	回答率%
対象数	47	100.0

2. 講師養成実施状況・H25年度

	1) 手話指導	2) 手話通訳指導	3) 要約筆記指導	4) 盲ろう通訳・介助指導
自団体実施	14	11	4	0
他団体実施	7	12	18	21
実施なし	22	20	22	22
不明	4	4	3	4

B 手話講師養成事業

1. 養成事業費（円）

都道府県	東京	福岡	広島	石川	新潟	北海道	滋賀
金額	1,690,000	3,000	30,500	50,000	59,300	10,300	150,000
	その他 兵庫 260万円 *奉仕員養成事業全体 静岡 ※手話通訳養成事業費と同一会計 宮崎 ※県の「手話奉仕員養成等養成事業の委託費から必要経費を支出						

2. 運営方式

1. 情報提供施設のみで運営	4
2. 実行委員会形式→構成団体名	4
2の場合の形態	
県手話講師団運営委員会	
県聴覚障害者協会、県手話通訳問題研究会、県手話通訳士協会	
県ろう連、県士会、県、県サ連、県通研で手話通訳養成認定委員会を組織して企画する	
公益社団法人北海道ろうあ連盟	

3. 受講者数 H24 年度

石川	千葉	滋賀	静岡	北海道	新潟	岐阜
1	5	8	38	48	54	60
福岡	大阪	広島	東京			
103	140	152	40			

4. 受講者累計と実働率

都府県	石川	滋賀	新潟	福岡	静岡	東京
受講者累計	45	100	250	350	400	1050
実働率	60%	40%	60%	60%	80%	10%
都府県	宮崎			広島		
受講者累計	497 (入門課程 / 307、基礎課程 / 190)			868 名 + 全国手話研修センターの 連続講座へ派遣…40 名		
実働率	80%			80%		
都府県	千葉		岐阜	岩手		
受講者累計	受講者 126 人・修了者 99 人		不明	不明		
実働率	60%		50%	20%		

5. 課題

	数
1. 財源確保	10
2. 委託先の確保	0
3. 講師養成	13
4. 受講者の確保	6
5. 事業の周知・啓発	3
6. 運営体制の整備・確立	2
7. カリキュラム開発・策定	4
8. カリキュラムの充実	7
9. 講師の確保	8
10. その他	
その他	講師（指導者）がいない地域も多く、講師養成をしなければ手話奉仕員養成講座の開催が困難な地域が多く、一日も早く取り組むことが急務となっている。講師のレベルにばらつきがあるため教えにくい

6. H25 年度手話奉仕員養成事業市町村実施率 (%)

府県	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
実施率	20%	35%	40%	60%	65%	80%	95%
府県	2ヶ所						
実施率	100%						

平均 65%

C 手話通訳指導者（講師）養成事業

1. H25 年度事業費等（円）

都道府県	広島	新潟	栃木	石川	宮城
	100,500	147,000	120,000	131,200	44,000
	その他 法人の公益事業 51,200 円 ※県の「手話奉仕員養成等養成事業の委託費から必要経費を支出 宮崎 ※手話指導者養成事業費と同一会計 静岡				

2. 運営方式

都道府県	1. 情報提供施設のみ で運営	2. 実行委員会形式 →構成団体名	3. 別の団体へ依頼 →依頼団体名	その他
	1	1	2	1
2の場合	県聴覚障害者協会、県手話通訳問題研究会、県手話通訳士協会 静岡			
3の場合	全国手話研修センター 兵庫			
その他	全国手話研修センターに講師の紹介を受ける 栃木 県聴協が県より委託を受け、講師研修会を実施 新潟 県ろうあ連盟で手話指導講師登録制度を催してそこで運営 広島 県聴覚障害者協会から県内の講師指導に当たるろう者及び手話通訳士に依頼して実施している 宮崎			

3. H24 年度養成講座受講者数（人）

都道府県	石川	新潟	宮崎	広島	宮城
	1	15	32	44	8

4. 受講者累計・実働率

都道府県	石川	千葉	滋賀	栃木	新潟	静岡	宮城
人数	10	13	15	16	40	622	6
実働率	60%	70%	80%	20%	60%	80%	80%
その他	広島 217+全国研修センター 81=298 名 217 の内 54 名が通訳者養成講師（25%） 実働率 100% 宮崎 554 名（基本/227、応用/210、実践/117） 実働率 80%						

5. 現在抱えている問題・課題

	府県数
1. 財源確保	8
2. 委託先の確保	1
3. 講師養成	9
4. 受講者の確保	6
5. 事業の周知・啓発	2
6. 運営体制の整備・確立	1
7. カリキュラム開発・策定	5
8. カリキュラムの充実	4
9. 講師の確保	8
10. その他	2
その他	補助教材の制作 モニター生の確保

6. 手話通訳者養成講座実施状況

1990年～	1991年～	1999年～	1999年～	2000年～	2005年～
栃木	広島	石川	新潟	秋田・千葉・静岡・宮崎	兵庫

D 要約筆記指導者（講師）養成事業

1. H25年度事業費等（円）

都道府県	石川	宮崎
	192000	※要約筆記者養成事業費の中から必要経費を支出

2. 運営方式

1. 情報提供施設のみで運営	1	滋賀
2. 実行委員会形式→構成団体名	要約筆記事業委員会	静岡
4. その他	法人の公益事業として運営 要約筆記奉仕員養成事業から要約筆記者養成事業への移行講座を受講し、登録要約筆記者としての活動のあるものの中から講師を依頼している 県では特別支援事業として扱おうと連絡有	

3. H24年度養成講座受講者数（人）

石川	静岡	滋賀
2	3	3

4. 受講者累計・実働率

都道府県	京都	愛知	福井	鹿児島	(人)
	37	19	8		
実働率 (%)	60%	60%	80%	80%	(%)
開始年	2001年～	2008年～	2011年～	2012年～	

5. 現在抱えている問題・課題

	府県	
1. 財源確保	2	
2. 委託先の確保	0	
3. 講師養成	3	
4. 受講者の確保	2	
5. 事業の周知・啓発	0	
6. 運営体制の整備・確立	0	
7. カリキュラム開発・策定	1	
8. カリキュラムの充実	1	
9. 講師の確保	3	
10. その他	1	カリキュラムの指導力不足

6. 要約筆記者養成講座実施状況

2008年～	2009年～	2012年～
滋賀	静岡	石川・宮崎

E 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業

1. H25年度事業費等

回答なし

2. 運営方式

回答なし

3. H24年度養成講座受講者数

回答なし

4. 受講者累計・実働率

回答なし

5. 現在抱えている問題・課題

回答なし

6. 盲ろう通訳・介助者養成講座実施状況

回答なし

E 講師養成事業を実施していない事業所

1. 事業を実施していない理由

	手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成	手話通訳者養成関係／指導者・講師養成	要約筆記者養成関係／指導者・講師養成	盲ろう通訳・介助者養成関係／指導者・講師養成
1. 他団体が実施	11	19	27	28
2. 余裕がない	1	2	1	3
3. 奉仕員の利用者が少ない	0	0	1	0
4. プログラム・カリキュラムがない	3	5	1	3
5. 講座の受講者が少ない	4	4	2	2
6. 担当講師が確保できない	9	9	4	8
7. 経費が他事業と比べ高い	1	1	0	0
8. 事業費用の確保ができない	15	14	4	9
8-1 都道府県が 予算化しない	12	11	6	6
8-2 その他	0	0	0	0
9. 行政機関と交渉中	5	2	2	1
10. その他	5	5	6	5

講師養成を除く養成事業の実施数

	手話奉仕員	手話通訳	要約筆記者	盲ろう通訳介助
都道府県	65%	28ヶ所	25ヶ所	28ヶ所

団体名	数	公費有無	公費助成		
			あり	なし	不明
全国中失・難聴者協会	2		2	0	0
県難聴者協会	3		0	0	3
要約筆記者団体	1		0	0	1
身体障害者団体	3		1	0	2
その他	4		0	0	4

※公費有りの場合の金額 ・15万円（青森） ・21万円（福井） ・44万円（岡山） ・54万円（島根）
・実費（三重、新潟、茨木） ・要約筆記者養成事業より（富山）

盲ろう通訳・介助者養成関係／指導者・講師養成

団体名	数	公費有無	公費助成あり	公費助成なし	不明
全国盲ろう者協会	4		1	0	3
国立身体障害者リハビリテーションセンター	4		3	0	1
県盲ろう者協会	6		0	0	6
情報提供施設	1		0	0	1
身体障害者団体	1		1	0	0
その他	7		0	0	7
不明	1		0	0	1

※公費有りの場合の金額 ・5万円（静岡） ・実費支給（富山）

○その他の理由

手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成
H26年度は、研修センターから講師を招いて指導養成を実施予定
国庫補助対象事業になっていない
手話奉仕員養成に関しては、事業として考えていない
ろう・健合わせて60名の講師が指導を担っている。年2～3名の新規講師が入るのみで、特に養成は行っていない。
H22年度まで実施したが、マンネリだった為。
指導者（講師）養成事業開催のノウハウがないため、実務処理担当者が確保できないため
手話通訳者養成関係／指導者・講師養成
運営体制の整備・確立、カリキュラム開発・策定
国庫補助対象事業になっていない
手話通訳者養成講座開催の予算で、手話指導者の研修会に参加させるのが精一杯の状況
指導者（講師）養成事業開催のノウハウがないため、実務処理担当者が確保できないため
要約筆記者養成関係／指導者・講師養成
<ul style="list-style-type: none"> ・講師の数不足 ・講師の知識不足
<ul style="list-style-type: none"> ・講師の養成については、聴力障害者情報文化センター主催の講座を積極的に活用する。 ・講師の養成講座については、厚生労働省の国庫補助対象事業でないため、実施は困難。 ・講師については、聴力障害者情報文化センターの指導者養成研修を計画的に受講し、講師の増員を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・講師を担当できる者が少ない ・予算が少ない
<p>1) 講師の養成・受講者の確保</p> <p>健聴者の講師候補者に関しては、講師養成講座の前に移行研修として補講を受ける。これを契機にカリキュラム学習の機会が得られるのに対し、中難者については、講師養成講座が事実上のスタートとなる。このあたりの差異を解消する方策まで用意できなかった点が、次年度の講師の養成における懸案事項と認識している。</p> <p>2) カリキュラム開発・策定、カリキュラムの充実</p> <p>新カリキュラムの特性を考えると、中難講師の関わり方も従来通りとはいかないが、理想的な在り方は見えない。また、その関わり具合が固まらない中での予算算定は苦慮した。新カリキュラムでの養成講座における中難講師の関わり方の在り方は全国的な課題になるはずだが、すでに養成講座を実施している都道府県が複数ある現在でも何の議論も届いてこない。そのため、県内で試行錯誤せざるを得ないが講師養成事業の根幹にかかわることなので全国的な共通見解を持ちたい。</p> <p>3) 予算の確保</p> <p>現状では養成講座と登録試験での予算請求をしているが、今後、現任研修等も必要になる。また、毎年行う事業ではなく、隔年あるいは数年で養成講座を行う事業展開となる。その都度、予算確保に努めなくてはならない点はやむを得ないもののやや難点。</p>

①指導できる対象者が少ない
②県より補助がない
③ 18市町村（H25年度3市のみ）で要約筆記者養成講座を開講しているので、指導者を増やしても指導できる場がない。
講師不足に高齢化
講師養成担当者不足
これまでの講師が高齢化しているが、若い人の確保がなかなか難しい
財源の確保、講師の養成、講師の確保、受講者の確保、運営体制の整備・確立
財源の確保、講師の養成、受講者の確保
受講者が少ない
難聴者・中途失聴者など当事者講師が少ない
講師を養成するための指導者として従事出来る人材がごくわずかしなくて、その人材がすでに者養成ほかの講師やスタッフとして休みなく稼働している。
講師の養成は急務だが現状では難しい
講師不足が課題となっている
今のところ特にありません。
新しい制度に確実に移行できるようH25・26年度は現任の「要約筆記奉仕員」の移行研修を実施し、H27年度以降「要約筆記者養成研修会」を開催できるよう実施計画を策定していきたいと考えるが、現行の奉仕員の筆記者への移行研修のこともあり検討が必要。
担当できる講師が少ない。 カリキュラムの一部、全要研へ講師派遣依頼している。
当団体は、大阪府からの受託していないため、運営は費用的にきびしい。 また、府の事業を受けている公的な内容については委託団体へ、それ以外の内容は当協会が対応と、すみわけている。
講師の不足（高齢化など社会要因の影響が大きい）
難聴者団体が中心となっているので分からない。
盲ろう通訳・介助員養成関係／指導者・講師養成
現在検討中
実施状況は不明
全国盲ろう者協会の研修会に参加している
そこまで至っていない
この養成事業は、他の団体が実施していますが、講師養成事業はやっていない模様。
介助員養成講座は盲ろう者友の会「ひばり」が栃木県から委託、主催していますが指導者養成まではやってないようです。

3. 事業課題

手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成
<ul style="list-style-type: none"> ・講師が足りない（協会役員が講師を兼ねている）[協会側] ・講師は初めから養成されているように受け止められ、予算化を考えていない（行政） ・小さい町村で、実施できる予算が確保できない。
<ul style="list-style-type: none"> ・加盟している各地域協会を通して、講師確保・養成に努めているがまだ不足している。 ・地元のサークルや講習会などで指導している人が少ないため、講師の選出が限られているのも一因。 ・テキスト・指導書の趣旨を理解し、指導できる講師が少ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・講師を担当できる者が少ない。市町村によってはいないところもある。 ・講師の研修の場がない。

<ul style="list-style-type: none"> ・財政規模の小さな市町村では、講師の養成・確保以前に単独で養成事業を開催することが困難。 ・複数の市町村が共同で養成講座を開催することが可能な補助制度の創設が必要。 ・都道府県が市町村の養成講座を支援する施策の制定が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で講師が少なく他の地域にお願いしている ・健聴講師としても通訳担当になってしまう ・講師養成の指導などが確立されていない
講師不足
講師養成のための指導者不足
財源の確保、講師の養成、講師の確保、運営体制の整備・確立、カリキュラム開発・策定
市町村で手話教室の教え方がきちんとオーガナイズされていない。
講師不足
講師を増やす取り組みがまったく展開されていなかった。
予算が少なくなり、ろうあ者、健聴者の二人講師が難しくなった。
講師が足りないので養成しなければならない。
講師の資格を持っていて指導出来る人材が少ない。しかし、講師資格持っていない人でも各地で指導している現状があり、地域格差を生む。これが課題である。各市町村によって回数のバラつきがあり、きちんと厚生労働省のカリキュラムに沿って修了していないままの市町村があるので悩まされます。
講師不足が課題となっている
講師不足のため、遠方での講習会指導へも同じ講師がいかなければならない等、人材的な問題が生じている。今後、各地域での人材育成が必要
講師養成の予算確保と、講師運営委員会の発足、講師人材の不足
今年度より香川県下全ての市町が経費を負担して共同事業として当協会と協定を締結して実施しています。講師養成に係る経費（連続研修会への参加旅費）も予算確保してもらいましたが、次年度以降は白紙状態です。市町からは、事業者が負担すべきとの意見が出ており、養成事業で講師養成を行う法的な根拠は何か？などの質問も出ております。
現在、研修センターが実施している講師養成研修は、開催会場も限られておりそこに派遣するには多額な経費を伴います。講師養成研修で指導する指導者養成を研修センターは開催して、一定の資格を持った者が地元で講師養成できるシステムを検討してもらいたい。
市町の手話講師が指導できる人が少ない。
市町村において手話奉仕員養成事業を実施しているが（すべてではない）それぞれの地域で何か人材を確保できているが、将来的に人材確保に不安があり養成が急務となっている。
指導者（講師）養成事業開催のノウハウがないため、実務処理担当者が確保できないため（実務処理出来る専従者が必要）
全市町ではないが、養成事業をスタートしている。
未だの市町にたいしては要望していくが、講師の確保が難しく遠方からの派遣も止むを得ない状況。
当事者団体である協会とは関係ない聴覚障害関係のNPO法人が市町村と契約をして養成事業をおこなっている。
行っていることの情報共有がないので、いつ・どこで・どのような内容で行っているのかわからない。特に健聴者が中心となり進めているので、協会への理解がない。テキストの購入も協会を通さず、ほかから購入しているのかよくわからない。
12市1町は手話奉仕員養成事業のカリキュラムに沿って実施していますが、他の町村は手話講習会（回数少ない）で実施しているところもあり、実施していない町村もある。
<ul style="list-style-type: none"> ・手話講師の不足（高齢化など社会要因の影響が大きい） ・指導内容の地域格差
指導者養成について、課題は、政令指定都市である横浜市、川崎市、相模原市、そして、県地域での手話奉仕員及び手話通訳者養成事業が主に行っています。そして、指導者及び講師養成も実施している団体があるということで、当連盟は、手話指導者及び講師研修会を中心に事業を行っています。今後の課題は、手話指導者及び講師養成事業を県統一にすることで検討しています。

<ul style="list-style-type: none"> ・講師不足 ・指導方法の統制が取れていない ・全国手話研修センター主催の研修会受講にかかる費用確保が厳しい (交通費がかかるため)
<p>当所に講師派遣の依頼があった市町村には、当所で講師を見つけ派遣するが、依頼のない市町村では誰が講師をしているのか分からない。 未実施市町村が6割強あり、実施していない理由の一つに「講師がいない」という理由もあるようです。</p>
<p>手話通訳者養成関係／指導者・講師養成</p>
<p>講師の高齢化と講師育成するシステムがないため後継者が育たない。講師育成の研修会を開催することが急がれる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・講師のなり手がいない。(手話通訳は、言語指導というレベルにあるため) ・研修センターの行う連続講師養成講座が毎年遠い所で行い、次年度の開催地が決まらず、予算を組めない。
<ul style="list-style-type: none"> ・指導できる対象者の育成 ・県より補助がない
<ul style="list-style-type: none"> ・予算がない ・通訳者の講師が2年交代で、継続的に行えないのでスキルアップにつながらない
<ul style="list-style-type: none"> ・講師の指導力が課題になっています ・講師一人ひとりの意識の持ち方、さらなる勉強が必要です ・若手講師育成の課題 ・講師の出来る者が少ない
<ul style="list-style-type: none"> ・講師の養成については、全国手話研修センター主催の講座を積極的に活用する。 ・講師の養成講座については、厚生労働省の国庫補助対象事業でないため、県単独での実施は困難。 ・講師については、対象者が少人数であり、特定の者に偏る傾向があり、講座の開催時に確保に苦慮する。 ・講師については、全国手話研修センターの指導者養成研修を計画的に受講し、講師の増員を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・講師を担当できる者が少ない ・講師の技量にばらつきがある。
<ul style="list-style-type: none"> ・連続講座修了者を中心に担当しているが、講師が高齢化している。若年層の講師がほしい。 ・講師たちの指導力にばらつきがある。 ・講師がろう運動に関わっているなどの理由で忙しく、日程調整が難しい。
<p>3団体毎に実施している指導方法など情報交換の場がない。</p>
<p>H26年度から情報提供施設事業の中で通訳者養成事業が取り込まれる予定。現在より講習会数(クール数)が増えるため今後講師の育成が必要です</p>
<p>講師不足</p>
<p>講師養成にあたる指導者不足</p>
<p>財源の確保、講師の養成、講師の確保、運営体制の整備・確立、カリキュラム開発・策定</p>
<p>手話通訳者養成の運営を全て法人が担っているため、協会としての取り組みに反映されない。(単なるコミュニケーション不足)</p>
<p>手話通訳養成カリキュラムへの考え方がまとまっていない。</p>
<p>人材不足により講師の確保が困難</p>
<p>なし</p>
<p>養成講座は日曜開催のため、その都合上、養成対象者が確保できないこともある。</p>
<p>ろうあ者の指導が少ない。</p>
<p>現在通訳者養成においては県の講師団としてろう講師、健聴講師ともなんとかぎりぎりの状態で行っているが次世代を担う講師を少しずつ育てていかなければならない時期になっている。(地域においての指導者不足により)講師の中には市町村実施の手話奉仕員養成やその他手話指導を担っている人も多く、負担が大きい状況となっている。県の講師団も次世代を担う講師の育成が急務となっている。</p>
<p>講師が足りないので養成しなければならない。</p>
<p>講師の確保</p>

講師不足が課題となっている
講師養成に係る予算化必要。今後交渉をすすめたい。講師のなり手も少ない。奉仕員の養成と重なると講師の負担が大きい。
指導者（講師）養成事業開催のノウハウがないため、実務処理担当者が確保できないため（実務処理出来る専従者が必要）
者養成が必須となったことに伴い、講師養成についても十分な予算を講じて欲しい。
講師の養成と確保については、情報提供施設が事業担当なので、把握していません。
<ul style="list-style-type: none"> ・手話講師の不足（高齢化など社会要因の影響が大きい） ・指導内容の地域格差
指導者養成について、課題は、政令指定都市である横浜市、川崎市、相模原市、そして、県地域での手話奉仕員及び手話通訳者養成事業が主に行っています。そして、指導者及び講師養成も実施している団体があるということで、当連盟は、手話指導者及び講師研修会を中心に事業を行っています。今後の課題は、手話指導者及び講師養成事業を県統一にすることで検討しています。
聴覚障害者講師の人材が不足している。講座回数も多く、仕事を持っている聴覚障害者の講師引き受け手がなかなか確保できない。
要約筆記者養成関係／指導者・講師養成
<ul style="list-style-type: none"> ・講師の数不足 ・講師の知識不足
<ul style="list-style-type: none"> ・講師の養成については、聴力障害者情報文化センター主催の講座を積極的に活用する。 ・講師の養成講座については、厚生労働省の国庫補助対象事業でないため、実施は困難。 ・講師については、聴力障害者情報文化センターの指導者養成研修を計画的に受講し、講師の増員を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・講師を担当できる者が少ない ・予算が少ない
<p>1) 講師の養成・受講者の確保</p> <p>健聴者の講師候補者に関しては、講師養成講座の前に移行研修として補講を受ける。これを契機にカリキュラム学習の機会が得られるのに対し、中難者については、講師養成講座が事実上のスタートとなる。このあたりの差異を解消する方策まで用意できなかった点が、次年度の講師の養成における懸案事項と認識している。</p> <p>2) カリキュラム開発・策定、カリキュラムの充実</p> <p>新カリキュラムの特性を考えると、中難講師の関わり方も従来通りとはいかないが、理想的な在り方は見えない。また、その関わり具合が固まらない中での予算算定は苦慮した。新カリキュラムでの養成講座における中難講師の関わり方の在り方は全国的な課題になるはずだが、すでに養成講座を実施している都道府県が複数ある現在でも何の議論も届いてこない。そのため、県内で試行錯誤せざるを得ないが講師養成事業の根幹にかかわることなので全国的な共通見解を持ちたい。</p> <p>3) 予算の確保</p> <p>現状では養成講座と登録試験での予算請求をしているが、今後、現任研修等も必要になる。また、毎年行う事業ではなく、隔年あるいは数年で養成講座を行う事業展開となる。その都度、予算確保に努めなくてはならない点はやむを得ないもののやや難点。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ①指導できる対象者が少ない ②県より補助がない ③18市町村（H25年度3市のみ）で要約筆記者養成講座を開講しているので、指導者を増やしても指導できる場がない。
講師不足に高齢化
講師養成担当者不足
これまでの講師が高齢化しているが、若い人の確保がなかなか難しい
財源の確保、講師の養成、講師の確保、受講者の確保、運営体制の整備・確立
財源の確保、講師の養成、受講者の確保
受講者が少ない
難聴者・中途失聴者など当事者講師が少ない

講師を養成するための指導者として従事出来る人材がごくわずかしかないで、その人材がすでに者養成ほかの講師やスタッフとして休みなく稼働している。
講師の養成は急務だが現状では難しい
講師不足が課題となっている
今のところ特にありません。
新しい制度に確実に移行できるようH25・26年度は現任の「要約筆記奉仕員」の移行研修を実施し、H27年度以降「要約筆記者養成研修会」を開催できるよう実施計画を策定していきたいと考えるが、現行の奉仕員の筆記者への移行研修のこともあり検討が必要。
担当できる講師が少ない。 カリキュラムの一部、全要研へ講師派遣依頼している。
当団体は、大阪府から受託していないため、運営は費用的にきびしい。 また、府の事業を受けている公的な内容については委託団体へ、それ以外の内容は当協会が対応と、すみわけている。
難聴者団体が中心となっているので分からない。
盲ろう通訳・介助員養成関係／指導者・講師養成
・県内で講師の出来る者が少ない。 ・講師養成の指導法などが確立されていない
・講師を担当できる者が少ない ・予算が少ない
・連続して講師養成研修に参加するのが難しい ・県内に指導できる講師がいない
講師不足
指導者（講師）養成事業にかかる費用の確保
職員が全国盲ろう協会主催の研修会に行っている状況。一般者にとっては自己負担が大きい。 現在、盲ろう通訳、介助者養成講座のカリキュラムが、当事者が指導できるカリキュラムになっていない。
人材および予算がないため
担当できる講師が少ない
盲ろう者一人ひとり、会話・移動・通訳方法が異なるため、養成する科目が多岐にわたる。そのため、科目（コミュニケーション）ごとにカリキュラムが必要になるので、カリキュラムを決めることが困難
盲ろう当事者の指導が望ましいが、数が足りない。 県からの助成なし、本人負担になってしまう。
現在盲ろう通訳・介助者養成事業及び派遣事業は他団体が受託し、実施しています。県内の推計202名の盲ろう者の社会参加促進につなげるために下記の取り組みを今後関係団体と協議し、着実に進めることが求められています。
①指導者養成 ②関係団体の協力体制 ③市町村との連携 ④緊急性
盲ろう者通訳・介助者派遣事業の本県登録盲ろう者数が8名であり、本県推計盲ろう者202名への全県的な対応が求められています。そのためにも、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の充実により、支援に関わる人材養成が急務です。
⑤効果的な実施
現在、他団体が盲ろう者通訳・介助者派遣事業と盲ろう者向け通訳・介助員養成事業を県から受託実施していますが、やはり、養成（盲ろう者向け通訳・介助員）と派遣は県事業のセット実施を通じて、さらに盲ろう者の社会参加につなげて行く必要があります。
講師の質的・量的不足が課題
全国盲ろう者協会が実施するモデル研修会に参加するための参加費の自己負担が大きすぎる。公費補助が必要。
新カリキュラム以前は当事者や関係者で協力して養成を担ってきたが新カリキュラムに対応した講師の養成が急務となっている。

盲ろう者及び通訳・介助員ともに、指導に関して力量不足が否めない。講師の力量を上げることは、養成される通訳・介助員の質に直結するため、喫緊の課題である。
盲ろう通訳・介助員養成事業については別団体が実施しているため分かりません
この養成事業は、県から委託事業として他の団体「盲ろうつるの会」が実施していますが、講師養成事業はやっていないと思われます。
<ul style="list-style-type: none"> ・講師になる人材の確保が困難 ・盲ろう講師につく通訳・介助者の人件費が大幅にかかる
養成講座を実施するのが精一杯で、講師養成講座をする余裕と時間がない。カリキュラムもないため、国リハや全国盲ろう者協会が主催する指導者研修に参加するのが、精一杯。

3 都道府県中途失聴者・難聴者協会調査結果

A 基礎データ

1. 調査対象数

	回答数	回答率%
対象数 都道府県団体	47	24
政令市在団体	8	51.1

2. 講師養成実施状況・平成25年度

3) 要約筆記指導	
自団体実施	6
他団体実施	22
実施なし	16

B 要約筆記指導者（講師）養成事業

広島	福島	福井	新潟	和歌山	横浜市	大阪市
116,024 円	144,000 円	214,400 円	512,000 円	1,583,300 円	90,000 円	300,000 円

2. 運営方式

1. 情報提供施設のみで運営	2	福井 和歌山
2. 実行委員会形式→構成団体名	広島市中途失聴・難聴者協会 協力は要約筆記者サークルおりづる	
	浜難聴、浜筆協、情報提供	
	新潟県中途失聴・難聴者協会・新潟県要約筆記サークル連絡協議会	
	総合支援下の在り方について現在検討中。聴言センター、府難協、京都市中失・難協難協、府ヨサ連	
	当協会 当会、全要研県支部、県要約筆記サークル連絡会、県聴覚障害者情報センターの4団体	
その他	全要研全難聴主催の全要研全国集会、指導者養成講座	

3. 2013年度受講者数

福井	広島	静岡	新潟	和歌山	横浜市
2人	2人	3人	4人	4人	3人

4. 受講者累計・実働率

	新潟	長崎	静岡	和歌山	広島	福井	横浜市
	15人	2人	30人	8人	6人	4人	6人
実働率 (%)	80%	不明	60%	100%	100%	100%	80%
開始年	2000年～	2007年～	2009年～	2011年～	2011年～	2012年～	2012年～
	大阪市						
	30人						
実働率 (%)	60%						
開始年	2012年～						

5. 現在抱えている問題・課題

	府県
1. 財源確保	6
2. 委託先の確保	2
3. 講師養成	8
4. 受講者の確保	8
5. 事業の周知・啓発	4
6. 運営体制の整備・確立	3
7. カリキュラム開発・策定	3
8. カリキュラムの充実	4
9. 講師の確保	2
10. その他	1

1日でも休むと受講ができなくなるので補講できるようにしてほしい

6. 要約筆記者養成講座実施状況（新カリキュラム）

福井	長崎	静岡	広島	横浜市
2009年～	2013年～	2013年～	不明	2013年～

C 講師養成事業を実施していない事業所

1. 事業を実施していない理由

	要約筆記者養成関係／ 指導者・講師養成
1. 他団体が実施→団体名	11
2. 余裕がない	1
3. 要約筆記の利用者が少ない	0
4. プログラム・カリキュラムがない	0
5. 講座の受講者が少ない	0
6. 担当講師が確保できない	2
7. 経費が他事業と比べ高い	0
8. 事業費用の確保ができない	1
9. 行政機関と交渉中	0
10. その他	1

1. 他団体が実施→団体名	
団体	数
聴力障害情報文化センター	5
情報提供施設	2
身体障害者協会	1
聴覚障害者団体（ろう団体）	3

公費補助の有無		
公費あり	公費なし	不明
2	1	1
1	0	1

公費有りの場合の金額 21万円 福井

○その他の理由

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成
平成23・24年度は公費で指導者養成研修へ派遣したが、平成25年度はステップアップ講座に全予算を使うため、指導者養成研修への派遣は無し。 ※「有り 0円」の説明
前年度から県に要望しているが、指導者は国で養成されているという理由で却下されている。
養成講座を受けた指導者が養成、育成。

3. 事業課題

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成
<ul style="list-style-type: none"> ・講師の数を増やしたい ・研修場所は近くがよい
<ul style="list-style-type: none"> ・難聴講師の人員不足。引き受ける人が見つからない。
<ul style="list-style-type: none"> ・北海道では26年度より北海道身体障害者協会が委託実施の予定で調整中 ・情報提供施設の設置の向けて協議中で、設置が決定次第、情報提供施設が担うことが望ましいが決定には時間が掛かる。 ・北海道は広いため北海道で講座を実施するにも、距離的に通うことが難しい難点がある。 ・中心都市の札幌市で実施した場合、釧路市から毎回通うことは時間的にも金銭的にも不可能。複数都市で実施するには講師確保が難しい。 ・講師養成研修会への参加者は7～8名北海道に点在している。
講師担当者は情文センターの指導者養成講座受講者としているため、講師の数が少ない。

市と相談しても明確な回答が得られない。 相談の場を持つと言いながら先延ばしにされている。 講師研修を修了した者は県の講師として登録し、講師を担う見込み。
山形県は25年5月から要約筆記者養成講座の養成講座がはじまったばかりで、指導者養成までは県が予算を出さないのが現状です。
予算に限度があり、毎年2名しか養成できず、絶対数が不足している点。要約筆記者試験を2014年2月に初実行するため、要約筆記者は現時点でゼロであり、名目上奉仕員が者養成を担当している。今後、者養成の講師は者試験合格者に限定される運びで人選が厳しくなると予想される。
遠隔地まで指導者養成講座を受けに行かねばならず、参加費用が助成されていない。 これがネックになり指導者が育ちにくい。
過日、この件について県とろう協、難聴者協会の話し合いを一度持ちましたが、今福島県は原発問題をかかえていて新規事業にまわす予算が少なく来年度からの実施も検討中だが確約できない状況とのこと。また、完全実施するには講師の確保もむずかしい。
講師、受講生の平均年齢が高く、又少ない。 そのため県内複数ヶ所で開催できない。 講師は質的向上も求められる。
受講者が少ない。 「要約筆記」そのものの知名度が低く、者養成講座開催にたどりつけても受講途中で脱落していく人が多い。 広い県土が、地方の要約筆記者養成を遅れさせている。
健聴・難聴者とも、上記情報文化センター実施の養成講座が金・土・日3日間で3クールあるため、勤務の都合で受講できない場合もあること。
大都市特例として県並の養成を実施しているが、人材不足と財政難が課題。
要約筆記サークルが市町単位にあり、当協会の協会会員または非会員が個人レベルで参加協力しています。
都道府県としての取り組みがあっても政令市とまったく関係なく（案内や連絡はない）実施しようで、政令市登録者の受講はない。そのために独自で開催せざるを得ず、事業費の予算化がなされていないまま、委託事業体で開催している。
者の養成講座は実施しているが、指導者の養成講座は実施していない。
養成講座の講師養成講座は遠方が多く、交通費や宿泊費の個人負担が大きい。
カリキュラムで専門性の高い分野をそれぞれの専門家に依頼を検討中。
要約筆記者を指導する者の養成。 要約筆記事業全般に関わる県の補助金の拡充。"起こし・育成と講師養成が課題。これは、奉仕員養成の時から続いている。また、者の指導者養成研修が平日も含む日程で、秋田から遠い東京で行われるため、仕事を持っている人が受講しにくいこともあり、者養成講座の講師をどのように増やしていくのかも今後の課題。現在、指導者養成研修修了者は、難聴者1名、パソコン要約筆記奉仕員2名で、人数が少なく、パソコン要約筆記奉仕員2名は高齢のため、実際に指導するのが難しい状態なので、年齢の若い講師、奉仕員登録者数自体も少ない手書き要約筆記の講師養成が課題。県主催のステップアップ講座は、全要研から講師1名を呼んで行われるが、交通費と滞在費がかかり予算が足りないため、今年度と来年度に分けての開催。中核市である秋田市でも、来年度からは、者養成に向けて指導者養成研修への派遣を考えており、予算の面で、今後、どのように事業を行っていくのかも課題である。
奈良県聴覚障害者支援センターは、奈良県の運営ですが、管理運営を指定管理者が行っています。聴覚障害者支援センターの予算は、5年ごとに見直され、5年分の予算が一度に出され、5年間その予算で運営します。従って、5年間は予算アップなどの交渉をしても、ほとんど無視されます。 指導者養成事業も支援センターに事業委託をして、行われています。情文センターの指導者研修を受講することで養成がなされています。交通費がかるうじて出る程度の補助があります。 予算面の課題は言うに及ばずですが、奈良県内で、指導者養成事業を実施するのは難しいため、情文センターの指導者研修を受講することで養成されていますが、情文センターの研修は、人数制限があることに加えて、26年度は実施されないと言う噂があります。適当な指導者養成研修が厚労省の責任で実施されるべきだと思うのですが、現行の養成研修がなくなったら、どうすればよいのかと、悩んでいます。

〈自由記述のまとめ〉

1) 情報提供施設調査

① 指導者養成事業を行っていない理由

手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成

予算がとれない／予算化されていない	4
事業として考えていない／情報提供施設の担当ではない	3
他団体が依頼を受けて実施	1
養成カリキュラムが無いため	1
国庫補助事業ではない	1
手話通訳者養成講師を優先している	1
体制がとれない	1
その他	2

手話通訳者養成関係／指導者・講師養成

札幌市補助事業として運営している。2014年度から委託事業に変更予定。

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成

予算がとれない／予算化されていない	3
国庫補助事業ではない	1
事業として考えていない／情報提供施設の担当ではない	1
要約筆記者養成事業に含まれる	1
他団体が受託している	1
その他	1

盲ろう通訳・介助者養成関係／指導者・講師養成

事業として考えていない／情報提供施設の担当ではない	1
他団体が受託している	3
十分な研修機会がない	1

② 講師養成事業の課題

手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成

講師の確保が難しい／不足している	6
講師の質にばらつきがある／講師の能力が不十分	3
講師の高齢化	1
全国手話研修センターの研修受講は負担が大きい	1
講師研修の場がない	1
市町村の養成事業を支援する制度が必要	1
受講生のレベルにばらつきがあること	1
講師養成のカリキュラムがない／体制がない	1
ろう講師の確保が難しい	1
その他	1

手話通訳者養成関係／指導者・講師養成

講師確保が困難	11
講師の高齢化／若い講師の確保が難しい	6
講師養成事業が予算化されない	5
講師のスキルアップができない／指導能力の向上	5
講師の指導技術にばらつきがある	3
講師養成についての理解がない	1
全国手話研修センターの研修を活用すること	1
全国手話研修センターの研修に参加できる人が少ない	1
講師を指導する指導者が不足している	1
受講者の確保が難しい	1
他の養成事業と重なると講師ができない・負担が大きい	1
ろう講師の確保が難しい	1

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成

講師の指導技術にばらつきがある	6
講師養成事業が予算化されない／予算の確保	5
難聴講師の確保	3
講師の高齢化／若い講師の確保が難しい	3
講師確保が困難／講師が少ない	2
受講者の確保	2
予算が少ない	1
聴力障害者情報文化センターの講師養成講座を積極的に利用する	1
難聴講師の養成方法を検討すべき	1
講師養成のカリキュラム開発	1
講師を指導する指導者が不足している	1
講師養成の機会を確保する	1
他の養成事業と重なると講師ができない・負担が大きい	1
講師を指導する指導者が不足している	1
その他	2

盲ろう通訳・介助者養成関係／指導者・講師養成

講師確保が困難／講師が少ない	8
5日間連続する講師養成講座を受講するのが困難	3
講師養成事業が予算化されない／予算の確保	2
盲ろう者向けの講師養成講座の開催	2
講師の指導技術にばらつきがある／質の確保	1
盲ろう講師の確保	1
講師の高齢化／若い講師の確保が難しい	1
受講者の確保	1
予算が少ない	1
講師養成のカリキュラム・テキスト開発	1
講師養成の方法の確立	1
講師を指導する指導者が不足している	1
講師養成の機会を確保する	1
その他	3

2) 聴覚障害者協会調査

① 指導者養成事業を行っていない理由

手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成

指導者養成のノウハウがないため	1
事業体制がとれないため	1
国庫補助事業ではない	1
以前実施したがマンネリとなり中止した	1
事業として考えていない	1
次年度以降実施予定	1
体制が整っている／講師が足りている	1

② 講師養成の課題

手話通訳者養成関係／指導者・講師養成

事業の運営体制がとれないため	2
指導者養成のノウハウがないため	1
国庫補助事業ではない	1
講師養成のカリキュラム・テキスト開発が必要	1

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成

講師不足／講師が確保できない	9
予算がとれない／予算化されていない	5
受講者が少ない／受講者の確保ができない	4
講師の高齢化	3
聴覚障害者の講師が確保できない	2
他団体が実施している	2
若い講師の確保ができない	1
講師養成担当者の体制がとれない	2
国庫補助事業ではない	1
予算が少ない	1
情報文化センターの事業を利用する	1
講師の力量が不十分	1
講師養成のカリキュラム・テキスト開発が必要	1
指導者が指導する機会・場がない	1
その他	3

盲ろう通訳・介助者養成関係／指導者・講師養成

他団体が受託している	3
検討中	1
その他	2

3) 中途失聴者・難聴者協会調査

① 講師養成の課題

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成

受講者が少ない／受講者の確保ができない	7
予算がとれない／予算化されていない	6
予算が少ない／拡充すべき	5
講師不足／講師が確保できない	5
研修場所は近くがよい／遠隔地は参加できない	5
講師の高齢化／若い人材が得られない	2
講師の力量が不十分	1
聴覚障害者の講師が確保できない	1
行政に理解がない	1
その他	4

4) 講師養成事業の課題

手話奉仕員養成関係／指導者・講師養成

講師の確保が難しい／不足している	19
講師の質にばらつきがある／講師の能力が不十分	4
予算がされていない／予算がない／財源の確保	4
運営体制がとれない／不十分	3
講師研修の場がない／指導方法が確立していない	3
講師養成のノウハウがない／カリキュラムがない	3
全国手話研修センターの研修受講は負担が大きい	2
小さな町村の場合養成事業が行えない	1
講師の高齢化	1
講師が確保できないために手話奉仕員養成事業未実施となっている自治体がある。	1
複数市町で広域で養成事業ができる仕組みが必要	1
市町村で養成できる件の仕組みが必要	1
他団体が養成事業を行っている	1
その他	3

手話通訳者養成関係／指導者・講師養成

講師確保が困難	13
講師養成事業が予算化されない／予算の確保が困難	6
講師の高齢化／若い講師の確保が難しい	5
講師養成事業の実施	5
講師のなりてがない／人材不足	3
講師のスキルアップができない／指導能力の向上	3
講師の指導技術・指導内容にばらつきがある	3
他の養成事業と重なると講師ができない・負担が大きい	3
運営体制の確立	2
全国手話研修センターの研修を活用すること	1
全国手話研修センターの研修に参加する費用が負担できない	1
他団体が事業を行っている（のでわからない）	1
講師を指導する指導者が不足している	1
ろう講師の確保が難しい	1
カリキュラムの開発・策定	1
その他	4

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成

講師確保が困難／講師が少ない	6
講師養成事業が予算化されない／予算の確保	5
講師の高齢化／若い講師の確保が難しい	2
講師養成の機会を確保する／講師養成事業の実施	2
受講者の確保	2
他団体が事業を行っている（のでわからない）	2
講師を指導する指導者が不足している	2
難聴講師の確保	1
講師の指導技術にばらつきがある	1
講師のなり手の確保	1
聴力障害者情報文化センターの講師養成講座を積極的に利用する	1
講師養成のカリキュラム開発・確定	1
運営体制の確立	1
その他	5

盲ろう通訳・介助者養成関係／指導者・講師養成

講師確保が困難／講師が少ない	5
講師養成事業が予算化されない／予算の確保	5
5日間連続する講師養成講座を受講するのが困難	3
講師養成のカリキュラム・テキスト開発	3
他団体が事業を行っている	3
講師を指導する指導者が不足している	2
講師の指導技術にばらつきがある／質の確保	2
盲ろう講師の確保	2
5日間連続する講師養成講座を受講するので精一杯	1
予算が少ない	1
講師養成の機会を確保する／養成事業の実施	1
講師研修の機会を確保する	1
他の養成事業で精一杯で講師養成がきかない	1
その他	1

5) 難聴団体調査

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成

予算がとれない／予算化されていない	2
養成講座を受けた指導者が養成、育成	1

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成

講師養成事業が予算化されない／予算の確保	9
講師確保が困難／講師が少ない	5
講師養成の機会を確保する／講師養成事業の実施	3
講師のなり手の確保	2
聴力障害者情報文化センターの講師養成講座は仕事の関係で参加しにくい	2
講師の高齢化／若い講師の確保が難しい	1
指導者の研修場所は近くで開催されること	1
Aは広く、講師も点在し、物理的な困難が多い	1
難聴講師の確保	1
講師の指導技術にばらつきがある	1
聴力障害者情報文化センターの講師養成講座は遠く参加できない	1
聴力障害者情報文化センターの講師養成講座は個人負担が大きく参加できない	1
講師に限られるため要約筆記者養成講座が必要箇所で開催できない	1
自治体の理解が得られない	1
講師を指導する指導者が不足している	1
その他	3

4 調査票（ヒアリング調査票・アンケート調査票）

ヒアリング用紙1：全国手話研修センター

意思疎通支援事業の拡充にかかる調査・講師養成実態調査

担当者（ ） ヒアリング日時 月 日 時～ 時

【基本情報】（平成25年10月1日現在でお答え下さい。）

問1 施設の名称等

施設名称	社会福祉法人全国手話研修センター		
施設所在地		事業開始年月日	年 月 日
調査票回答者 氏名・所属・ 連絡先	氏名	所属部署	
	連絡先	電話 e-mail	FAX

【講師養成事業の現況】

問2 貴施設では、次の指導者または講師養成事業を実施していますか。

* 該当欄に○を記入してください。

	実施	実施なし	他団体が事業実施
1) 手話指導者（または講師）養成事業			
2) 手話通訳指導者（または講師）養成事業			

◇ 貴施設で実施している事業について、以下の質問項目に回答ください。

【手話指導者（講師）養成事業の実施】 問3—問7

【手話通訳指導者（講師）養成事業の実施】 問8—問12

◎ 実施している事業は、平成25年度の実施要綱および養成カリキュラムを添付ください。

◎ 平成24年度の事業実績がわかるもの（報告書等）があれば、提供ください。

【手話指導者（講師）養成事業の実施】

問3 手話指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 国の委託費（ ）円 | 2. 都道府県の委託費（ ）円 |
| 2. 受講者の参加費（ ）円 | |
| 3. その他（ ）（ ）円 | 4. 合計（ ）円 |

3-2 事業費について、課題をお聞かせください。

問4 手話指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

1. 自施設のみで運営
2. 実行委員会形式で運営
→構成団体を記入して下さい（ ）
3. 講師は外部に派遣依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ）
4. その他（ ）

4-2 運営や実施体制について、課題をお聞かせください。

問5 手話指導者（講師）養成事業の実績

1. 手話指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦 年から）
2. 手話指導者（講師）養成事業を受講・修了者数
平成24年度までの累計（ 人）

問6 平成24年度の手話指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何名ですか。

受講者（ 人） 修了者（ 人）

6-2 受講者の募集方法、受講申し込み状況、及び課題をお聞かせください。

問7 手話指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

1. 財源の確保
2. 事業委託先の確保
3. 講師の養成
4. 受講者の確保
5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発
6. 運営体制の整備・確立
7. カリキュラム開発・策定
8. カリキュラムの充実
9. 講師の確保
10. その他（ ）

※複数回答可

7-2 手話指導者（講師）養成事業に関し、今後どのような実施形態が望まれるか、ご意見をお聞かせください。

【手話通訳指導者（講師）養成事業の実施】

問8 手話通訳指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1. 国の委託費（ ）円 | 2. 都道府県の委託費（ ）円 |
| 2. 受講者の参加費（ ）円 | |
| 3. その他（ ）（ ）円 | 4. 合計（ ）円 |

8-2 事業費について、課題をお聞かせください。

問9 手話通訳指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

- | | |
|--|--|
| 1. 自施設のみで運営 | |
| 2. 実行委員会形式で運営 | |
| →構成団体を記入して下さい（ ） | |
| 3. 講師は外部に派遣依頼している | |
| →依頼先団体を記入して下さい（ ） | |
| 4. その他（ ） | |

9-2 運営や実施体制について、課題をお聞かせください。

問10 手話通訳指導者（講師）養成事業の実績

- | | |
|--|--------------------------------------|
| 1. 手話通訳指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦 年から） | |
| 2. 手話通訳指導者（講師）養成事業を受講・修了者数 | |
| | 平成24年度までの累計（ 人） |

問 11 平成 24 年度の手話通訳指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何人ですか。

受講者（ 人）	修了者（ 人）
-------------------	-------------------

11-2 受講者の募集方法、受講申し込み状況、及び課題をお聞かせください。

--

問 12 手話通訳指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

- | | | |
|---------------|----------------------|----------|
| 1. 財源の確保 | 2. 事業委託先の確保 | 3. 講師の養成 |
| 4. 受講者の確保 | 5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発 | |
| 6. 運営体制の整備・確立 | 7. カリキュラム開発・策定 | |
| 8. カリキュラムの充実 | 9. 講師の確保 | |
| 10. その他（ | | ） |

※複数回答可

12-2 手話通訳指導者（講師）養成事業に関し、今後どのような実施形態が望まれるか、ご意見をお聞かせください。

--

ヒアリング用紙2：聴力障害者情報文化センター

意思疎通支援事業の拡充にかかる調査・講師養成実態調査

担当者（ ） ヒアリング日時 月 日 時～ 時

【基本情報】（平成25年10月1日現在でお答え下さい。）

問1 施設の名称等

施設名称	社会福祉法人聴力障害者情報文化センター		
施設所在地		事業開始年月日	年 月 日
調査票回答者 氏名・所属・ 連絡先	氏名	所属部署	
	連絡先	電話 e-mail	FAX

【講師養成事業の現況】

問2 貴施設では、次の指導者または講師養成事業を実施していますか。

* 該当欄に○を記入してください。

	実施	実施なし	他団体が事業実施
要約筆記指導者（または講師）養成事業			

◇ 貴施設で実施している事業について、以下の質問項目に回答ください。

◎ 実施している事業は、平成25年度の実施要綱および養成カリキュラムを添付ください。

◎ 平成24年度の事業実績がわかるもの（報告書等）があれば、提供ください。

【要約筆記指導者（講師）養成事業の実施】

問3 要約筆記指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

1. 国の委託費（ ）円	2. 都道府県の委託費（ ）円
2. 受講者の参加費（ ）円	
3. その他（ ）（ ）円	4. 合計（ ）円

3-2 事業費について、課題をお聞かせください。

問4 要約筆記指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

1. 自施設のみで運営
2. 実行委員会形式で運営
→構成団体を記入して下さい（ ）
3. 講師は外部に派遣依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ）
4. その他（ ）

4-2 運営や実施体制について、課題をお聞かせください。

問5 要約筆記指導者（講師）養成事業の実績

1. 要約筆記指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦 年から）
2. 要約筆記指導者（講師）養成事業を受講・修了者数
平成24年度までの累計（ 人）

問6 平成24年度の要約筆記指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何名ですか。

受講者（ 人） 修了者（ 人）

6-2 受講者の募集方法、受講申し込み状況、及び課題をお聞かせください。

問7 要約筆記指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

1. 財源の確保
 2. 事業委託先の確保
 3. 講師の養成
 4. 受講者の確保
 5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発
 6. 運営体制の整備・確立
 7. カリキュラム開発・策定
 8. カリキュラムの充実
 9. 講師の確保
 10. その他（ ）
- ※複数回答可

7-2 要約筆記指導者（講師）養成事業に関し、今後どのような実施形態が望まれるか、ご意見をお聞かせください。

ヒアリング用紙3：国立障害者リハビリテーションセンター

意思疎通支援事業の拡充にかかる調査・講師養成実態調査

担当者（ ） ヒアリング日時 月 日 時～ 時

【基本情報】（平成25年10月1日現在でお答え下さい。）

問1 施設の名称等

施設名称	国立障害者リハビリテーションセンター		
施設所在地		事業開始年月日	年 月 日
調査票回答者 氏名・所属・ 連絡先	氏名	所属部署	
	連絡先	電話 e-mail	FAX

【講師養成事業の現況】

問2 貴施設では、次の指導者または講師養成事業を実施していますか。

* 該当欄に○を記入してください。

	実施	実施なし	他団体が事業実施
盲ろう通訳・介助指導者（または講師）養成事業			

◇ 貴施設で実施している事業について、以下の質問項目に回答ください。

◎ 実施している事業は、平成25年度の実施要綱および養成カリキュラムを添付ください。

◎ 平成24年度の事業実績がわかるもの（報告書等）があれば、提供ください。

【盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の実施】

問3 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

1. 国の委託費（ ）円	2. 都道府県の委託費（ ）円
2. 受講者の参加費（ ）円	
3. その他（ ）（ ）円	4. 合計（ ）円

3-2 事業費について、課題をお聞かせください。

問4 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

1. 自団体のみで運営
2. 実行委員会形式で運営
→構成団体を記入して下さい（ ）
3. 講師は外部に派遣依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ）
4. その他（ ）

4-2 運営や実施体制について、課題をお聞かせください。

問5 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の実績

1. 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦 年から）
2. 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業を受講・修了者数
平成24年度までの累計（ 人）

問6 平成24年度の盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何名ですか。

受講者（ 人） 修了者（ 人）

6-2 受講者の募集方法、受講申し込み状況、及び課題をお聞かせください。

問7 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

1. 財源の確保
 2. 事業委託先の確保
 3. 講師の養成
 4. 受講者の確保
 5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発
 6. 運営体制の整備・確立
 7. カリキュラム開発・策定
 8. カリキュラムの充実
 9. 講師の確保
 10. その他（ ）
- ※複数回答可

7-2 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業に関し、今後どのような実施形態が望まれるか、ご意見をお聞かせください。

ヒアリング用紙4：全国盲ろう者協会

意思疎通支援事業の拡充にかかる調査・講師養成実態調査

担当者（ ） ヒアリング日時 月 日 時～ 時

【基本情報】（平成25年10月1日現在でお答え下さい。）

問1 団体の名称等

施設名称	社会福祉法人全国盲ろう者協会		
施設所在地		事業開始年月日	年 月 日
調査票回答者 氏名・所属・ 連絡先	氏名	所属部署	
	連絡先	電話 e-mail	FAX

【講師養成事業の現況】

問2 貴団体では、次の指導者または講師養成事業を実施していますか。

*該当欄に○を記入してください。

	実施	実施なし	他団体が事業実施
盲ろう通訳・介助指導者（または講師）養成事業			

◇貴団体で実施している事業について、以下の質問項目に回答ください。

◎実施している事業は、平成25年度の実施要綱および養成カリキュラムを添付ください。

◎平成24年度の事業実績がわかるもの（報告書等）があれば、提供ください。

【盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の実施】

問3 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

1. 国の委託費（ ）円	2. 都道府県の委託費（ ）円
2. 受講者の参加費（ ）円	
3. その他（ ）（ ）円	4. 合計（ ）円

3-2 事業費について、課題をお聞かせください。

問4 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

1. 自団体のみで運営
2. 実行委員会形式で運営
→構成団体を記入して下さい（ ）
3. 講師は外部に派遣依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ）
4. その他（ ）

4-2 運営や実施体制について、課題をお聞かせください。

問5 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の実績

1. 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦 年から）
2. 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業を受講・修了者数
平成24年度までの累計（ 人）

問6 平成24年度の盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何名ですか。

受講者（ 人） 修了者（ 人）

6-2 受講者の募集方法、受講申し込み状況、及び課題をお聞かせください。

問7 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

1. 財源の確保
 2. 事業委託先の確保
 3. 講師の養成
 4. 受講者の確保
 5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発
 6. 運営体制の整備・確立
 7. カリキュラム開発・策定
 8. カリキュラムの充実
 9. 講師の確保
 10. その他（ ）
- ※複数回答可

7-2 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業に関し、今後どのような実施形態が望まれるか、ご意見をお聞かせください。

調査票1 対象：聴覚障害者情報提供施設

意思疎通支援事業の拡充にかかる調査・講師養成実態調査

【基本情報】（平成25年10月1日現在でお答え下さい。）

問1 施設の名称等

施設名称			
施設所在地		開所開始年月日	年 月 日
調査票回答者 氏名・所属・ 連絡先	氏名	所属部署	
	連絡先	電話 e-mail	FAX

【講師養成事業の現況】

問2 貴施設では、次の指導者または講師養成事業を実施していますか。

* 該当欄に○を記入してください。

	実施	実施なし	他団体が事業実施
1) 手話指導者（または講師）養成事業			
2) 手話通訳指導者（または講師）養成事業			
3) 要約筆記指導者（または講師）養成事業			
4) 盲ろう通訳・介助指導者（または講師）養成事業			

◇ 貴施設で実施している事業について、以下の質問項目に回答ください。

【手話指導者（講師）養成事業の実施】 問3—問8

【手話通訳指導者（講師）養成事業の実施】 問9—問14

【要約筆記指導者（講師）養成事業の実施】 問15—問20

【盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の実施】 問21—問26

◎ 実施している事業は、平成25年度の実施要綱および養成カリキュラムを添付ください。

◆ 実施していない事業・他団体が事業を実施している場合、問27以降の質問項目に回答ください。

【手話指導者（講師）養成事業の実施】

問3 手話指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

1. 都道府県の委託費（ ）円	2. 受講者の参加費（ ）円
3. その他（ ）（ ）円	4. 合計（ ）円

問4 手話指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

- 1. 情報提供施設のみで運営
- 2. 実行委員会形式で運営
→構成団体を記入して下さい（ ）
- 3. 講師は別の団体に依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ）
- 4. その他（ ）

問5 手話指導者（講師）養成事業の実績

- 1. 手話指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦 年から）
- 2. 手話指導者（講師）養成事業を受講・修了者数
平成24年度までの累計（ 人）
- 3. これまで養成された講師の現在の実働率はどれくらいですか。
1) 100% 2) 80% 3) 60% 4) 40% 5) 20%
6) 0% 7) ()% 8) 不明

問6 平成24年度の手話指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何名ですか。

受講者（ 人） 修了者（ 人）

問7 手話指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

- 1. 財源の確保
- 2. 事業委託先の確保
- 3. 講師の養成
- 4. 受講者の確保
- 5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発
- 6. 運営体制の整備・確立
- 7. カリキュラム開発・策定
- 8. カリキュラムの充実
- 9. 講師の確保
- 10. その他（ ）

※複数回答

問8 障害者総合支援法施行で手話奉仕員養成事業が市町村の必須事業となりましたが、貴施設の所属する都道府県での、平成25年度の市町村の実施率について回答ください。

- 1) 100% 2) 80% 3) 60% 4) 40% 5) 20%
- 6) 0% 7) ()% 8) 不明

【手話通訳指導者（講師）養成事業の実施】

問9 手話通訳指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

- 1. 都道府県の委託費（ ）円
- 2. 受講者の参加費（ ）円
- 3. その他（ ）（ ）円
- 4. 合計（ ）円

問10 手話通訳指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

1. 情報提供施設のみで運営
2. 実行委員会形式で運営
→構成団体を記入して下さい（ ）
3. 講師は別の団体に依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ）
4. その他（ ）

問11 手話通訳指導者（講師）養成事業の実績

1. 手話通訳指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦 年から）
2. 手話通訳指導者（講師）養成事業を受講・修了者数
平成24年度までの累計（ 人）
3. これまで養成された講師の現在の実働率はどれくらいですか。
1) 100% 2) 80% 3) 60% 4) 40% 5) 20%
6) 0% 7) () % 8) 不明

問12 平成24年度の手話通訳指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何人ですか。

受講者（ 人） 修了者（ 人）

問13 手話通訳指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

1. 財源の確保 2. 事業委託先の確保 3. 講師の養成
 4. 受講者の確保 5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発
 6. 運営体制の整備・確立 7. カリキュラム開発・策定
 8. カリキュラムの充実 9. 講師の確保
 10. その他（ ）
- ※複数回答

問14 障害者総合支援法施行で手話通訳者養成事業が都道府県の必須事業となりましたが、貴施設の所属する都道府県では、手話通訳者養成講座が実施されていますか。

1. 実施されている（西暦 年～） 2. 実施されていない
3. 実施検討中 4. （西暦 ）年から実施予定

【要約筆記指導者（講師）養成事業の実施】

問15 要約筆記指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

1. 都道府県の委託費（ ）円 2. 受講者の参加費（ ）円
3. その他（ ）（ ）円 4. 合計（ ）円

問16 要約筆記指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

1. 情報提供施設のみで運営	
2. 実行委員会形式で運営 →構成団体を記入して下さい（	）
3. 講師は別の団体に依頼している →依頼先団体を記入して下さい（	）
4. その他（	）

問17 要約筆記指導者（講師）養成事業の実績

1. 要約筆記指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦	年から）			
2. 要約筆記指導者（講師）養成事業を受講・修了者数	平成24年度までの累計（人）			
3. これまで養成された講師の現在の実働率はどれくらいですか。				
1) 100%	2) 80%	3) 60%	4) 40%	5) 20%
6) 0%	7) ()%	8) 不明		

問18 平成24年度の要約筆記指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何人ですか。

受講者（人）	修了者（人）
--------	--------

問19 要約筆記指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

1. 財源の確保	2. 事業委託先の確保	3. 講師の養成
4. 受講者の確保	5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発	
6. 運営体制の整備・確立	7. カリキュラム開発・策定	
8. カリキュラムの充実	9. 講師の確保	
10. その他（		）

※複数回答

問20 貴施設の所属する都道府県では、新カリキュラムによる要約筆記養成講座は、平成25年度実施されていますか。

1. 実施されている（西暦	年～）	2. 実施されていない	
3. 実施検討中		4. （西暦	）年から実施予定

【盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の実施】

問21 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

1. 都道府県の委託費（	）円	2. 受講者の参加費（	）円	
3. その他（	）（	）円	4. 合計（	）円

問 22 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

1. 情報提供施設のみで運営
2. 実行委員会形式で運営
→構成団体を記入して下さい（ ）
3. 講師は別の団体に依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ）
4. その他（ ）

問 23 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の実績

1. 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦 年から）
2. 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業を受講・修了者数
平成 24 年度までの累計（ 人）
3. これまで養成された講師の現在の実働率はどれくらいですか。
1) 100% 2) 80% 3) 60% 4) 40% 5) 20%
6) 0% 7) () % 8) 不明

問 24 平成 24 年度の盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何人ですか。

受講者（ 人） 修了者（ 人）

問 25 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

1. 財源の確保 2. 事業委託先の確保 3. 講師の養成
 4. 受講者の確保 5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発
 6. 運営体制の整備・確立 7. カリキュラム開発・策定
 8. カリキュラムの充実 9. 講師の確保
 10. その他（ ）
- ※複数回答

問 26 盲ろう通訳・介助者養成事業に関して、貴施設の所属する都道府県で、養成事業は実施されていますか。

1. 実施されている（西暦 年～） 2. 実施されていない
3. 実施検討中 4. （西暦 ）年から実施予定

手話通訳者養成関係／指導者・講師養成

問 30 手話通訳指導者（講師）養成事業を実施していない場合、その理由は何ですか。

1. 指導者（講師）養成事業については、他の団体（県外団体含む）が実施している為
→その場合の団体名（ ）
→その場合の公費補助の有無
有り（平成 25 年度 円）・無し・分からない
2. 他の支援事業を優先している、または事業実施の余裕がないため
3. 手話通訳事業の利用者が少ないため
4. 指導者（講師）養成講座のプログラム・カリキュラムがないため
5. 指導者（講師）養成講座の受講者が少ない（確保できない）ため
6. 指導者（講師）養成講座を担当できる講師が少ない（確保できない）ため
7. 指導者（講師）養成事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため
8. 指導者（講師）養成事業にかかる費用が確保できないため
8-1 都道府県が予算化しない 8-2 その他（ ）
9. 現在行政機関と実施に向けて交渉中
10. その他（ ）

※複数回答

問 31 障害者総合支援法施行で手話通訳者養成事業が都道府県の必須事業となりましたが、貴施設の所属する都道府県の講師の養成・確保に関して、課題となっていることを記述ください。

問 32 手話通訳者養成事業が都道府県の必須事業となりましたが、貴施設の所属する都道府県では、手話通訳者養成講座が実施されていますか。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 実施されている（西暦 年～） | 2. 実施されていない |
| 3. 実施検討中 | 4. （西暦 ）年から実施予定 |

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成

問 33 要約筆記指導者（講師）養成事業を実施していない場合、その理由は何ですか。

<p>1. 指導者（講師）養成事業については、他の団体（県外団体含む）が実施している為 →その場合の団体名（<input type="text"/>） →その場合の公費補助の有無 有り（平成 25 年度 <input type="text"/> 円）・無し・分からない</p> <p>2. 他の支援事業を優先している、または事業実施の余裕がないため</p> <p>3. 要約筆記者派遣事業の利用者が少ないため</p> <p>4. 指導者（講師）養成講座のプログラム・カリキュラムがないため</p> <p>5. 指導者（講師）養成講座の受講者が少ない（確保できない）ため</p> <p>6. 指導者（講師）養成講座を担当できる講師が少ない（確保できない）ため</p> <p>7. 指導者（講師）養成事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため</p> <p>8. 指導者（講師）養成事業にかかる費用が確保できないため 8-1 都道府県が予算化しない 8-2 その他（<input type="text"/>）</p> <p>9. 現在行政機関と実施に向けて交渉中</p> <p>10. その他（<input type="text"/>）</p> <p style="text-align: right;">※複数回答</p>
--

問 34 障害者総合支援法施行で要約筆記者養成事業が都道府県の必須事業となりましたが、貴施設の所属する都道府県の講師の養成・確保に関して、課題となっていることを記述ください。

<p><input style="width: 100%; height: 80px;" type="text"/></p>
--

問 35 貴施設の所属する都道府県では、新カリキュラムによる要約筆記者養成講座は、平成 25 年度実施されていますか。

<p>1. 実施されている（西暦 <input type="text"/> 年～）</p> <p>2. 実施されていない</p> <p>3. 実施検討中</p> <p>4. （西暦 <input type="text"/> ）年から実施予定</p>
--

調査票2 対象：都道府県聴覚障害者団体

意思疎通支援事業の拡充にかかる調査・講師養成実態調査

【基本情報】（平成25年10月1日現在でお答え下さい。）

問1 団体の名称等

団体の名称			
施設所在地		開所開始年月日	年 月 日
調査票回答者 氏名・所属・ 連絡先	氏名	所属部署	
	連絡先	電話 e-mail	FAX

【講師養成事業の現況】

問2 貴団体では、次の指導者または講師養成事業を実施していますか。

* 該当欄に○を記入してください。

	実施	実施なし	他団体が事業実施
1) 手話指導者（または講師）養成事業			
2) 手話通訳指導者（または講師）養成事業			
3) 要約筆記指導者（または講師）養成事業			
4) 盲ろう通訳・介助指導者（または講師）養成事業			

◇ 貴団体で実施している事業について、以下の質問項目に回答ください。

【手話指導者（講師）養成事業の実施】 問3—問8

【手話通訳指導者（講師）養成事業の実施】 問9—問14

【要約筆記指導者（講師）養成事業の実施】 問14—問20

【盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の実施】 問21—問26

◎ 実施している事業は、平成25年度の実施要綱および養成カリキュラムを添付ください。

◆ 実施していない事業、他団体が行う事業について、問27以降の質問項目に回答ください。

【手話指導者（講師）養成事業の実施】

問3 手話指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

1. 都道府県の委託費（ ）円	2. 受講者の参加費（ ）円
3. その他（ ）（ ）円	4. 合計（ ）円

問10 手話通訳指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

1. 情報提供施設のみで運営	
2. 実行委員会形式で運営	
→構成団体を記入して下さい（	）
3. 講師は別の団体に依頼している	
→依頼先団体を記入して下さい（	）
4. その他（	）

問11 手話通訳指導者（講師）養成事業の実績

1. 手話通訳指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦	年から）
2. 手話通訳指導者（講師）養成事業を受講・修了者数	
	平成24年度までの累計（
	人）
3. これまで養成された講師の現在の実働率はどれくらいですか。	
1) 100%	2) 80%
3) 60%	4) 40%
5) 20%	6) 0%
7) () %	8) 不明

問12 平成24年度の手話通訳指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何人ですか。

受講者（	人）	修了者（	人）
------	----	------	----

問13 手話通訳指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

1. 財源の確保	2. 事業委託先の確保	3. 講師の養成
4. 受講者の確保	5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発	
6. 運営体制の整備・確立	7. カリキュラム開発・策定	
8. カリキュラムの充実	9. 講師の確保	
10. その他（		）

※複数回答

問14 障害者総合支援法施行で手話通訳者養成事業が都道府県の必須事業となりましたが、貴団体の所属する都道府県では、手話通訳者養成講座が実施されていますか。

1. 実施されている（西暦	年～）	2. 実施されていない
3. 実施検討中	4. （西暦	）年から実施予定

【要約筆記指導者（講師）養成事業の実施】

問15 要約筆記指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------|
| 1. 都道府県の委託費（ ）円 | 2. 受講者の参加費（ ）円 |
| 3. その他（ ）（ ）円 | 4. 合計（ ）円 |

問16 要約筆記指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

- | | |
|---|--|
| 1. 情報提供施設のみで運営 | |
| 2. 実行委員会形式で運営
→構成団体を記入して下さい（ ） | |
| 3. 講師は別の団体に依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ） | |
| 4. その他（ ） | |

問17 要約筆記指導者（講師）養成事業の実績

- | |
|---|
| 1. 要約筆記指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦 年から） |
| 2. 要約筆記指導者（講師）養成事業を受講・修了者数
平成24年度までの累計（ 人） |
| 3. これまで養成された講師の現在の実働率はどれくらいですか。
1) 100% 2) 80% 3) 60% 4) 40% 5) 20%
6) 0% 7) () % 8) 不明 |

問18 平成24年度の要約筆記指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何人ですか。

受講者（ 人）	修了者（ 人）
--------------------	--------------------

問19 要約筆記指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

- | | | |
|-----------------------|----------------------|----------|
| 1. 財源の確保 | 2. 事業委託先の確保 | 3. 講師の養成 |
| 4. 受講者の確保 | 5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発 | |
| 6. 運営体制の整備・確立 | 7. カリキュラム開発・策定 | |
| 8. カリキュラムの充実 | 9. 講師の確保 | |
| 10. その他（ ） | | |

※複数回答

問20 貴団体の所属する都道府県では、新カリキュラムによる要約筆記養成講座は、平成25年度実施されていますか。

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| 1. 実施されている（西暦 年～） | 2. 実施されていない |
| 3. 実施検討中 | 4. （西暦 ）年から実施予定 |

【盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の実施】

問21 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 都道府県の委託費（ ）円 | 2. 受講者の参加費（ ）円 |
| 3. その他（ ）（ ）円 | 4. 合計（ ）円 |

問22 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

- | |
|--|
| 1. 情報提供施設のみで運営 |
| 2. 実行委員会形式で運営
→構成団体を記入して下さい（ ） |
| 3. 講師は別の団体に依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ） |
| 4. その他（ ） |

問23 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の実績

- | |
|--|
| 1. 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦 年から） |
| 2. 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業を受講・修了者数
平成24年度までの累計（ 人） |
| 3. これまで養成された講師の現在の実働率はどれくらいですか。
1) 100% 2) 80% 3) 60% 4) 40% 5) 20%
6) 0% 7) () % 8) 不明 |

問24 平成24年度の盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何人ですか。

受講者（ 人）	修了者（ 人）
---------	---------

問25 盲ろう通訳・介助指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

- | | | |
|---------------|----------------------|----------|
| 1. 財源の確保 | 2. 事業委託先の確保 | 3. 講師の養成 |
| 4. 受講者の確保 | 5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発 | |
| 6. 運営体制の整備・確立 | 7. カリキュラム開発・策定 | |
| 8. カリキュラムの充実 | 9. 講師の確保 | |
| 10. その他（ ） | | |
- ※複数回答

問26 盲ろう通訳・介助者養成事業に関して、貴団体の所属する都道府県で、養成事業は実施されていますか。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 実施されている（西暦 年～） | 2. 実施されていない |
| 3. 実施検討中 | 4. （西暦 ）年から実施予定 |

調査票3 対象：都道府県難聴者・中途失聴・難聴者団体

意思疎通支援事業の拡充にかかる調査・講師養成実態調査

【基本情報】（平成25年10月1日現在でお答え下さい。）

問1 団体の名称等

団体の名称			
施設所在地		開所開始年月日	年 月 日
調査票回答者 氏名・所属・ 連絡先	氏名	所属部署	
	連絡先	電話 e-mail	FAX

【講師養成事業の現況】

問2 貴団体では、次の指導者または講師養成事業を実施していますか。

* 該当欄に○を記入してください。

	実施	実施なし	他団体が事業実施
要約筆記指導者（または講師）養成事業			

◇ 貴団体で実施している事業について、以下の質問項目に回答ください。

◎ 実施している事業は、平成25年度の実施要綱および養成カリキュラムを添付ください。

◆ 実施していない事業、他団体が実施している事業について、問9以降の質問項目に回答ください。

【要約筆記指導者（講師）養成事業の実施】

問3 要約筆記指導者（講師）養成事業の事業費等（平成25年度）

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------|
| 1. 都道府県の委託費（ ）円 | 2. 受講者の参加費（ ）円 |
| 3. その他（ ）（ ）円 | 4. 合計（ ）円 |

問4 要約筆記指導者（講師）養成事業の運営方式はどのようにしていますか。

- | | |
|--|--|
| 1. 情報提供施設のみで運営 | |
| 2. 実行委員会形式で運営
→ 構成団体を記入して下さい（ ） | |
| 3. 講師は別の団体に依頼している
→ 依頼先団体を記入して下さい（ ） | |
| 4. その他（ ） | |

問5 要約筆記指導者（講師）養成事業の実績

1. 要約筆記指導者（講師）養成事業の開始年度（西暦 年から）
2. 要約筆記指導者（講師）養成事業を受講・修了者数 平成24年度までの累計（ 人）
3. これまで養成された講師の現在の実働率はどれくらいですか。
1) 100% 2) 80% 3) 60% 4) 40% 5) 20%
6) 0% 7) () % 8) 不明

問6 平成24年度の要約筆記指導者（講師）養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何人ですか。

受講者（ 人）	修了者（ 人）
--------------	--------------

問7 要約筆記指導者（講師）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

1. 財源の確保	2. 事業委託先の確保	3. 講師の養成
4. 受講者の確保	5. 指導者（講師）養成事業の周知・啓発	
6. 運営体制の整備・確立	7. カリキュラム開発・策定	
8. カリキュラムの充実	9. 講師の確保	
10. その他（ ）		

※複数回答

問8 貴団体の所属する都道府県では、新カリキュラムによる要約筆記者養成講座は、平成25年度実施されていますか。

1. 実施されている（西暦 年～）	2. 実施されていない
3. 実施検討中	4. （西暦 ）年から実施予定

要約筆記者養成関係／指導者・講師養成

問9 要約筆記者指導者（講師）養成事業を実施していない場合、その理由は何ですか。

1. 指導者（講師）養成事業については、他の団体（県外団体含む）が実施している為
→その場合の団体名（ ）
→その場合の公費補助の有無
有り（平成25年度 円）・無し・分からない
2. 他の支援事業を優先している、または事業実施の余裕がないため
3. 要約筆記者派遣事業の利用者が少ないため
4. 指導者（講師）養成講座のプログラム・カリキュラムがないため
5. 指導者（講師）養成講座の受講者が少ない（確保できない）ため
6. 指導者（講師）養成講座を担当できる講師が少ない（確保できない）ため
7. 指導者（講師）養成事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため
8. 指導者（講師）養成事業にかかる費用が確保できないため
8-1 都道府県が予算化しない 8-2 その他（ ）
9. 現在行政機関と実施に向けて交渉中
10. その他（ ）

※複数回答

問10 障害者総合支援法施行で要約筆記者養成事業が都道府県の必須事業となりましたが、貴施設の所属する都道府県の講師の養成・確保に関して、課題となっていることを記述ください。

問11 貴団体の所属する都道府県では、新カリキュラムによる要約筆記者養成講座は、平成25年度実施されていますか。

1. 実施されている（西暦 年～）
2. 実施されていない
3. 実施検討中
4. （西暦 ）年から実施予

調查結果・分析

第2部 意思疎通実態調査

第2部 意思疎通実態調査

第1章 調査の概要

第1節 目的

2012年制定の障害者総合支援法は、附則第3条（検討）で5項目の検討事項を定めているが、その中の一つが「意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」である。その検討は2013年4月の法の実施から3年を目途になされ、その結果に基づいて法制度の改正を含む必要な措置がとられることになっている。

この意思疎通支援のあり方の検討には、現在の意思疎通支援の事業を充実発展させる課題とともに、意思疎通の困難を持ちながらも全くあるいはほとんど支援がなされていない障害者に対する支援のあり方を明らかにする課題がある。本調査研究の目的は、この後者の検討を行うための基礎資料を収集することである。具体的には、現在意思疎通支援の対象となっている聴覚障害者、視覚障害者、盲ろう者以外で意思疎通の困難を抱えている障害者にはどのような人々がいるか、その人々はどのような困難を抱え、どのような支援ニーズを持っているか、を明らかにすることを目的とした。

第2節 対象と方法

調査の対象は、日本障害者協議会（JD）から選出・紹介してもらうこととした。JDは約60の障害者団体、家族団体、専門職団体、学会等が加盟しており、その障害は身体障害、知的障害、精神障害、難病に広がっているため、意思疎通支援の「谷間」に置かれている多様な障害者の実情を調査するのにふさわしい。

そしてこの点に関する調査研究が従来ほとんどないことから、本調査研究ではどのような種類・性質の問題と支援ニーズがあるのかを明らかにすること、すなわち質的な事例調査とすることとした。

具体的には、JDの加盟団体の中から13団体に協力を依頼し、各団体原則として4名の調査対象者を選定してもらい、各団体の役員などの中から選ばれた2名の調査員によって、調査票に基づく面接調査を実施した。またできるだけ多様なニーズを収集するために、13団体以外の団体やJD関係者にも本調査を紹介し、事例収集の協力を呼びかけた。

各団体による対象者の選定にあたっては、困難の状態ができるだけ総合的に明らかになるように配慮を依頼した。すなわち、似た事例を4例集めるのではなく、できるだけ多様な実態が浮かび上がるように選出することとした（困難、ニーズ、性別、年齢などの多様性を意識）。調査にあたっては、本人の承認を得ることとした。

調査はできるだけ調査員による訪問面接調査としたが、実際には本人による記入、家族・施設職員による聞き取り、家族・職員による回答なども含まれ、メール・郵送・FAX等による回答も多くなされた。調査は2013年11月から12月の2ヶ月間に実施した。

第3節 調査項目

- A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難
- B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難
- C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）
- D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難
- E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難
- F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）
- G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について
 - G-1 現在利用している支援、その評価と改善すべき点
 - G-2 現在利用出来ていないが必要な支援
- H その他（市民理解の改善を含む）

なお、2つの協力団体では上記のAからHまでの設問を下にサブクエスチョンを設けて、より具体的に答えやすいように補充版の調査票を作り、これを使って合計4つの団体が調査した（資料編2参照）。

第4節 回答状況

下記の一覧表のように、13の協力団体の他に1団体及び1個人からの回答が得られ、合計87事例が回収された。各団体は4-5人の事例を回答したが、全国失語症友の会連合会だけは31人の事例を回収した。前述のようにこの調査は質的な事例調査であり、統計処理をするものではないので、回答数の多い団体（障害・症状の種類）があっても、全体の調査結果にバイアスがかかることはない。

なお、調査対象予定者の入院などの事態があり精神障害者については1例にとどまった。

意思疎通支援ニーズ事例調査回答者一覧

	協力団体		性別	年代	居住地	生活の場	障害・疾患	手帳等	支援法の利用
1	障害者の生活保障を要求する連絡会議	A-1	男	40	東京	一般住宅	脳性マヒ	身障1級	○
		A-2	男	20	静岡	一般住宅	脳性マヒ	身障2級	○
		A-3	男	20	東京	一般住宅	脳性マヒ	身障1級	○
		A-4	女	60	東京	福祉施設	脳性マヒ	身障1級	○
		A-5	女	50	東京	一般住宅	脳性マヒ	身障	×
2	全国LD親の会	B-1	男	20	愛知	一般住宅	LD(読み書き障害)	手帳なし	×
		B-2	男	10	愛知	一般住宅	アスペルガー症候群	手帳なし	×
		B-3	男	10	秋田	学生寮	注意欠陥多動性障害	手帳なし	×
		B-4	男	10	秋田	一般住宅	書字障害・広汎性発達障害	手帳なし	×
3	全国ことばを育む会	C-1	男	20	佐賀	一般住宅	難聴(両耳100dB以上) ^{注)}	身障2級	○
		C-2	男	10	岡山	一般住宅	発達障害(読字障害)	手帳なし	×
		C-3	女	20	山口	一般住宅	聴覚障害	身障2級	×
		C-4	女	40	京都	一般住宅	難聴	身障4級	×
4	全国失語症友の会連合会	31事例回収(同一事例について本人と家族とが別々に回答したものが5事例あるので調査票は36通)							○:7 ×:24
5	全国重症心身障害児(者)を守る会	E-1	男	30	熊本	福祉施設	先天性代謝異常(ムコ多糖症)	身障1級・療育A1	○
		E-2	女	30	広島	福祉施設	脳性マヒ、クレチン症、心臓病	身障1級・療育A	○
		E-3	男	30	滋賀	福祉施設	脳性マヒ	身障1級・療育A	○
		E-4	女	20	東京	一般住宅	脳性マヒ、難治性てんかん	身障1級・療育1	○
6	障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会	F-1	男	40	大阪	ケアホーム	ウイルソン病(銅代謝異常)	身障2級	○
		F-2	女	50	東京	一般住宅	脳性マヒ	身障1級	○
		F-3	男	80	東京	一般住宅	脳性マヒ、感音難聴	身障1級	○
		F-4	女	40	東京	一般住宅	脳性マヒ	療育2度	○
7	全国精神障害者地域生活支援協議会	G-1	女	40	群馬	一般住宅	難聴・神経症・うつ病・吃音他	精神3級	○
8	全国知的障害者施設家族連合会	H-1	女	60	高知	福祉施設	重度知的障害・脳性マヒ	身障・療育	○
		H-2	男	30	高知	福祉施設	重度知的障害・てんかん	療育	○
		H-3	男	40	兵庫	福祉施設	自閉症・知的障害	身障・療育A	○
		H-4	男	40	愛知	福祉施設	知的障害・身体障害	身障2級・療育A	○
		H-5	男	30	神奈川	福祉施設	知的障害・身体障害	身障2級	○
9	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	I-1	女	30	埼玉	一般住宅	先天性難聴(感音性)	身障2級	×
		I-2	女	80	東京	一般住宅	高齢難聴(両耳60デシベル(dB))	手帳なし	×
		I-3	女	50	東京	一般住宅	高度難聴(ストレプトマイシンによる)	身障2級	○
		I-4	女	60	東京	一般住宅	難聴(右60dB、左50dB)	手帳なし	×
10	日本筋ジストロフィー協会	J-1	男	10	東京	一般住宅	福山型筋ジストロフィー	身障1級	○
		J-2	男	東京	一般住宅	筋強直性筋ジストロフィー	身障5級	○	
		J-3	男	30	東京	一般住宅	デュシェンヌ型筋ジストロフィー	身障1級	○
		J-4	男	40	東京	一般住宅	デュシェンヌ型筋ジストロフィー	身障1級	○
		J-5	男	50	東京	一般住宅	顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー	身障1級	○
		J-6	男	40	埼玉	一般住宅	デュシェンヌ型筋ジストロフィー	身障1級	○
11	日本自閉症協会	K-1	男	20	東京	福祉施設	知的障害・自閉症・ダウン症	療育1度	○
		K-2	男	20	神奈川	グループホーム	知的障害・自閉症・ダウン症	療育A1	○
		K-3	男	10	東京	一般住宅	知的障害を伴う自閉症	療育3度	×
		K-4	男	20	東京	一般住宅	自閉症	療育3度	○
		K-5	男	20	東京	一般住宅	自閉症・知的障害・てんかん	療育2度	○
12	日本脳外傷友の会	L-1	男	30	神奈川	一般住宅	低酸素脳症による高次脳機能障害	身障5級・精神1級	○
		L-2	男	40	東京	福祉施設	低酸素脳症による高次脳機能障害	身障3級	○
		L-3	男	40	神奈川	グループホーム	転落・脳挫傷による高次脳機能障害	精神2級	○
		L-4	女	30	東京	一般住宅	低酸素脳症による高次脳機能障害	身障2級	○
13	日本発達障害連盟	M-1	女	10	静岡	一般住宅	アスペルガー症候群・LD・ADHD	療育B	×
		M-2	男	60	東京	一般住宅	軽度知的障害	療育4度	○
		M-3	女	50	東京	グループホーム	知的障害	療育4度	○
		M-4	女	50	東京	グループホーム	知的障害	療育4度	○
		M-5	女	30	神奈川	一般住宅	知的障害	療育B1	○
14	筋萎縮性側索硬化症	N-1	女	60	東京	一般住宅	四肢体幹・言語障害(ALS)	身障1級	×
15	筋痛性脳脊髄炎	O-1	女	30	長野	一般住宅	筋痛性脳脊髄炎	身障1級	○
		O-2	女	50	東京	一般住宅	筋痛性脳脊髄炎	身障1級	○
		O-3	女	30	栃木	一般住宅	筋痛性脳脊髄炎	身障1級	○
		O-4	女	50	栃木	一般住宅	筋痛性脳脊髄炎	身障1級	○

注) デシベル(dB)について

デシベル(dB)とは音の大きさを表す単位。音が大きいほど高い値を示す。医学的に、難聴者の聞こえの程度はデシベル(dB)で区分。30~40dBは軽度難聴、50~60dBは中度難聴、70~90dBは高度難聴、100dB以上はろうとされる。耳元で指をすりあわせる音が聞こえれば聴力は0~20dBで聴者。日本では両耳70dB以上で身体障害者手帳を交付される。欧米では40dB以上で聴覚障害と判定。

第2章 調査結果の概要と結論

本章では、まず第1節で、今回の調査対象となった87人の障害者が意思疎通に関連する障害・症状の面から7つのタイプに分けられることを示した。これは今後、意思疎通支援のあり方の検討、とくに意思疎通支援の「谷間」に置かれている障害者への支援のあり方を検討する際に、出発点となる重要な知見といえる。

第2節では、調査対象者が必要としている意思疎通支援の中で、社会福祉（障害者総合支援法）の施策分野で対応することが求められる事項にはどのようなものがあるかを、調査回答に基づいて整理した。

第3節では、IT機器の開発と活用、行政・銀行などの公的機関での対応のあり方、市民の理解の促進、災害時対策など、障害者福祉以外の施策分野での課題を整理した。

なお、すべての回答内容は資料編（資料1）に団体別に整理して紹介した。ただし固有名詞を略したり年齢を年代に変換するなどの修正は行った。そして、この詳細な回答内容をふまえて、団体ごとに1～2ページにまとめたものが第3章「障害者団体別の要点」である。

第1節 意思疎通に関連する障害・症状の7タイプ

今回の15団体の87人の事例は、いずれも何らかの意思疎通の困難を経験している。そしてこの困難に関連する障害（機能障害）や症状^(注)は、大きく7つにタイプ分けできると思われた。

(注) ここでは「意思疎通の困難の原因である障害（機能障害）や症状」という表現を使わず、「原因である」に代えて「関連する」としている。障害者権利条約前文(e)が示すように、機能障害と環境障壁との相互作用の結果が障害であり、相互作用が原因だと見るからである。

その7つのタイプは、

- タイプ1 構音障害+運動障害（脳性マヒ者、筋萎縮性疾患）
- タイプ2 難聴（難聴者）
- タイプ3 難病により病的に体力がない（筋痛性脳脊髄炎）
- タイプ4 知的障害（知的障害者、重症心身障害者）
- タイプ5 発達障害（発達障害者）
- タイプ6 失語症（失語症者）
- タイプ7 「非定型」（高次脳機能障害者、精神障害者）

である。

ただし今回の調査では吃音者、喉頭摘出者、遷延性意識障害者、認知症者などが含まれていない。また聴覚障害者（ろう者）・視覚障害者・盲ろう者などはすでに意思疎通支援事業の対象になっていることから主要な調査対象とはしなかった。（ただし難聴者の相当数が対象から除外されていると考えられたので全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の協力を求めた。）これらの人々も含めれば、「意思疎通に関連する機能障害・症状のタイプ」はさらに増えることとなる。

タイプ1 構音障害+運動障害

「1 障害者の生活保障を要求する連絡会議」、「6 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」、「10 日本筋ジストロフィー協会」、「14 筋萎縮性側索硬化症（ALS）」の4団体・個人の回答者の多

くはこのタイプである。

脳性マヒによる場合や筋萎縮の進行や人工呼吸器利用の場合、音声を発することが困難になったりわかりにくい声になったりする。さらに文字を書いたりパソコンなどに入力して意思表示をしようとしても、手指や他の部位の運動障害で操作が容易ではない。なお、読む聞くなど他者の意思を受け止めることに困難はない。

伝えたいことを紙に書いて持参したり、スマートフォンの読み上げ機能を使ったりと工夫はするものの伝わりにくいことも多い。ヘルパーがかりうじて言葉を聞きとったり、「口文字」や瞬きを利用して聞き取ったりして通訳することも多く、ヘルパーの資質や技術によって意思疎通の質が左右され、ヘルパーが習熟するには時間もかかる。

タイプ2 難聴

「3 全国ことばを育む会」、「9 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」の2団体の回答者の多くはこのタイプである。

難聴のために、1対1の会話はなんとか可能でも3人以上の会合、講義、雑音の中での会話などには情報保障や配慮が不可欠である。交通機関などでの音声アナウンスが分からないので文字情報を併用することが求められる。

タイプ3 難病により病的に体力がない

「15 筋痛性脳脊髄炎の会」の回答者がこのタイプである。

病的に体力がなく、身体活動や精神活動による疲労が激しいために、会話、話すこと、聞くこと、外出、テレビやパソコンの利用等全てにおいて意思疎通が制限され、情報の入手や発言が制約される。音や電磁波などへの過敏のために、パソコンやテレビは使用できない者もいる。

タイプ4 知的障害

「5 全国重症心身障害児（者）を守る会」、「8 全国知的障害者施設家族会連合会」、「13 日本発達障害連盟」の3団体の回答者の多くはこのタイプである。

ただし知的障害の程度によって困難状況は大きく異なる。中・軽度の知的障害のある人では、簡単な買い物などの日常生活上の意思疎通に大きな困難はないが、やや難しい判断や手続きには支援が必要という人がいる。意思が実現されない場所・人に対しては意思表示を諦めることも伺われた。

重度知的障害のある人では、表情・動作で「はい」、「いいえ」をようやく表現できる人や、意思表示が受け容れられないとパニックになる人もおり、意思疎通の質は家族・職員の能力や姿勢・時間的ゆとりによって左右される。

タイプ5 発達障害

「2 全国LD親の会」と「11 日本自閉症協会」の回答者の多くはこのタイプであり、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害などの発達障害がある。知的障害も重複している場合には、一層意思疎通が困難となる。

気持ちや意思を相手に伝えること、相手の（怒りなどの）気持ちや意思を受け止めることなど、意思疎通の前提となる関心や期待、必要性の理解が弱い人もいる。学習障害のある人では、書くことや

読むこと（特に漢字）や、また要領よく話すことや抽象的な指示を理解することが困難であり、怠けている、不真面目などと誤解されて人間関係が悪くなりがちである。

タイプ6 失語症

「4 全国失語症友の会連合会」の回答者のタイプである。

意思の表出も受け止めもともに困難で、しかも表出して伝えたい思いは強く、心理的ストレスや挫折感が強い人も多い。病院の本人確認で自分の名前が答えられないという人もいる。適切な意思疎通支援機器の用具（イラストなど）の使用があまり進んでいない。家族の付き添い・支援で最低限の社会参加が成り立っている場合が多い。本人の心の中には伝えたいことがあり、人の意思を理解する力もあるので、家族や失語症に詳しい会話支援パートナーなどが、理解しやすく説明したり、表現を適切に促すことが必要とされる。

タイプ7 「非定型」

「7 全国精神障害者地域生活支援協議会」と「12 日本脳外傷友の会」の回答者のタイプである。

高次脳機能障害のある人では、意思疎通に特に問題がない人から、絵カードなどを使い選択肢を2つに絞っても明確な意思表示が得られず職員が表情などで判断するしかないという人まで多様である。記憶（とくに短期記憶）、情動、認知、注意、遂行などの重要な精神機能が様々な程度に障害を受けているための多様性と考えられる。「高次脳機能障害」の言葉から意思疎通の状態について一定のイメージ・予想を持つことが難しいと思われたので、とりあえず「非定型」とした。しかしほとんど「その他」に近い区分であり、この位置づけや名称は今後再検討すべきである。

今回の調査では精神障害のある事例は1人のみであった。この人々も同様に多様な種類と程度の精神症状があるので、意思疎通に関しても多様で「非定型」であろうと思われる。

第2節 障害者総合支援法の意味疎通支援のあり方

前節で見たように、今回の調査で見られた意思疎通の困難に関連する障害・症状には7つのタイプがあった。そして、意思の表出も受け入れもともに困難なタイプと片方だけが困難なタイプ、字を見て理解するタイプと字を読むことが困難なタイプなど、タイプの違いによって意思疎通の困難が生まれるメカニズムが異なっていることがわかった。

さらに実際には個々の障害者の障害程度は多様で、一人が複数の障害や症状を持っていることも多い。したがって必要とされる意思疎通支援の方法は意思疎通の困難を持つ障害者の数だけあるとも言える。この点では、今回の調査対象は、従来の意思疎通支援のあり方（例えば、ろう者に一定の資格を持った手話通訳者を派遣するなどの標準的・定型的な支援）とは異なった性質の支援ニーズを持っているとも考えられる。

とはいえ、支援制度としては、とくに国が法律に基づいて実施する制度としてはある程度包括的な内容のものが求められる。その包括的な制度を、現場でニーズに基づいて個別的に活用することになる。

本節では、障害者総合支援法の附則第3条の「検討規定」の「意思疎通支援の在り方」の検討に資するための知見を、調査で得られたデータに基づいて整理して紹介する。その際、7つのタイプごとに紹介するのではなく、全体をまとめて紹介することとした。これは法制度は本質的に総合的・一般

的なものであるからであるが、現実的にも障害者総合支援法として設けるべき意思疎通支援の制度は、7つのタイプの違いを超えて共通する部分が多い。例えば、ヘルパーや施設の職員に対して「障害者の主体性や尊厳を尊重する姿勢」や、「ゆっくり意思を聞き取ることができるようなゆとりがもてる職員配置」が求められたり、「入院時に意思疎通支援に慣れたヘルパーの付き添いを認めて欲しい」、「意思疎通支援機器を使いこなせるように支援して欲しい」などはほとんどのタイプの障害者から共通して要望されている。

そこで以下、障害者総合支援法とその運用の課題を7つのタイプ全体を総合して述べる。調査回答者が要望していることを中心に、意思疎通の困難の現状から指摘できる課題を加えて、整理したものである。大きく分けると「人」、「支援機器」、「制度」の3つの領域が存在する。

なお障害者総合支援法の現在の制度での運用の充実によって実行できると思われるものは「充実課題」、質的に新しいもので法制度の改革が必要と思われるものは「改革課題」と付記した。

1 「人」

1-1 一般の福祉職員の充実

1-1-1 〈福祉職員の姿勢・態度〉(充実課題)

ゆっくり聞く姿勢、コミュニケーションのスピードに配慮する姿勢が望まれる。

主体性と尊厳を尊重する姿勢を。

支援者は思い込みで支援せず障害者の考えをよく理解し、出来るだけ確認して支援する。

意思疎通には「メッセージ・情報の伝達」とともに、「気持ちの共有」の要素があることの理解を。

1-1-2 〈福祉職員の支援技術〉(充実課題)

意思を理解するコミュニケーションスキルのある職員の確保。

多様な状態像の高次脳機能障害を理解し、さらにその人の価値観や関心事を理解して意思疎通支援に反映させることのできる支援者が求められる。

どの重度訪問介護ヘルパーでもパソコン入力などの意思疎通支援ができるようにする。

福祉職員が、個々の利用者の苦手な表現方法・理解方法を理解して対応する。

買い物や手続き等個々人によって(意思疎通)支援の必要な範囲が異なることに注意する。

1-1-3 〈福祉職員の確保と労働条件(雇用の安定)〉(充実課題)

介助職員が安定して働ける報酬体制。

ヘルパーが意思疎通支援に習熟するには資質のある人でも数年かかるので、その安定した確保を制度で支えて欲しい。

職員がゆとりをもって個別支援できる十分な数の職員体制。

意思疎通支援を考慮して施設の職員配置の基準とする。

本人の意思と状況を読み取って適切な対応ができる人材の確保とそのための予算措置。

意思疎通面で安心できるレスパイト受け入れ事業所の確保。

1-2 意思疎通支援を専門とする職員の創設

1-2-1 〈特定の障害に対応する専門職〉(改革課題)

失語症会話パートナーなど。(手話通訳者、要約筆記者のように、特定の意思疎通支援に専門性を持つ)

1-2-2 〈意思疎通支援一般の専門職〉(改革課題)

デイサービスや就労支援施設などの通所・入所の福祉施設に意思疎通専門職を配置する。
意思疎通の専門職が家族や福祉職員（ヘルパー・ケアマネなど）に意思疎通方法を指導する。
意思疎通の専門職が行政・銀行・医療機関などの窓口担当者に意思疎通方法を指導する。
（1-2-1と異なり、多様なタイプの意思疎通の困難に対応できる専門職）

2 「制度」

2-1 〈意思疎通支援 情報・相談・研修のセンターの設置〉(改革課題)

重度障害者の意思疎通支援方法について家族や職員が相談・研修を受けられる仕組みづくり。

2-2 意思疎通支援の位置づけの強化

2-2-1 〈支給決定への意思疎通支援ニーズの反映〉(充実課題)

意思疎通支援のニーズをサービス支給決定（とくに支給量）に十分反映させる。

2-2-2 〈施設での支援プログラム〉(充実課題)

学校教育で身につけた意思疎通能力を退化させず発展させる支援プログラム。

個別支援計画における意思疎通支援の位置づけを高める。

2-2-3 〈入院・通院時の意思疎通支援の確保〉(改革課題)

通院時の医療機関内での意思疎通支援や介助のために慣れたヘルパーの付き添いを可能にする。

入院時のコミュニケーション保障のためにヘルパー派遣を認める。

重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業を国の制度とする。

2-2-4 〈現在の意思疎通支援事業の運用改善〉(充実課題)

意思疎通支援者派遣のための都道府県の広域調整機能が生かされていない現状を改める。

身体障害者手帳が受けられない難聴者への意思疎通支援者の派遣を認める。

2-3 〈縦割り制度の谷間の解消〉(改革課題)

高等教育での意思疎通支援が市町村の（障害者総合支援法の）責任か学校の責任かを明確にする。

2-4 〈当事者活動への支援〉(改革課題)

「仲間の会」などセルフヘルプグループへの支援を法律による支援として確立する。

失語症などの友の会の活動を支援する。

2-5 〈地域住民の理解の促進〉(充実課題)

高次脳機能障害等の特徴を地域の人々に理解してもらう活動も福祉従事者に期待され、それを可能にする人員配置が必要である。

3 支援機器 (IT 機器・意思疎通支援機器の開発と活用) (充実課題)

トラックボールなど入力支援機器のスマートフォンへの接続などの技術開発と普及・活用。

キーボードの長押しが連打にならないような調整など技術開発と普及・活用。

障害者の状態に応じた意思疎通支援機器の開発・適合と活用。

意思疎通困難者に役立つ用具を日常生活用具として制度化する。

多様なコミュニケーション支援機器を気楽に試せるような仕組みをつくる。

パソコンや意思疎通支援機器を使えるように技術的な支援体制を確立する。

意思疎通支援機器の自己負担の解消。

障害者手帳のない難聴者に意思疎通支援・補聴器などを支給する。

第3節 その他の法制度等のあり方

以下は、障害者福祉（障害者総合支援法）以外の法制度などに関する要望の主なものである。

パソコン、タブレットなどのIT機器の開発や機能の充実、役所・銀行・病院などでの障害理解、学校での授業やテストの配慮など多様な要望がある。

「レストランのメニューにできるだけ写真をつける。」との要望が失語症の人と知的障害のある人から出ていた。これはおそらく読み書きの障害のある人でも、さらには外国人でも特に障害のない一般日本人にも便利なことであろう。まもなく障害者差別解消法が実施されるが、そこで求められる「合理的配慮の提供」のヒントになるようなことが、この例をはじめたくさん要望されている。

〈IT機器の開発と機能の充実〉

- 重度障害者が使えるタブレットの開発も。
- タッチパネル入力の困難な人が使えるスマートフォン。
- 重度障害者に対応したパソコンの活用方法の開発。
- 瞬きや脳波を読み取る情報機器などの研究開発を。
- 男女別の声や大阪弁での読み上げ機能がほしい。
- パソコンで読める雑誌を増やしてほしい。

〈公的機関等や国民一般の理解の促進〉

障害者が辛い思いをしなくてもよい社会を実現するための基礎として、すべての機関や個人がコミュニケーションの配慮をしあうようにしたい。

障害者差別解消法も活用して意思疎通できる社会にしたい。

インクルーシブ教育を通じての一般市民の障害理解の促進。

保育・教育課程での教員の対応が障害理解にとって重要。

ゆっくり聞いて欲しい、分からなければ何回も聞き返して欲しい。（行政、民間機関、商店等）。

本人は「もう一度言ってください」と言える勇気を、周囲はそれを受け止める姿勢を。

口の動きを読む人への配慮（マスクをはずし、正面を向いて話すなど）。

疲れやすさのためにコミュニケーションが制約される人もいることや、頻繁な休憩が必要な人もいることを理解して欲しい。

発達障害者、失語症者、高次脳機能障害者などとの意思疎通の留意点を公的機関等で職員研修する。

分かりやすい行政情報の提供。

学校・職場・行政・医療などの職員の理解と対応の改善。

役所・銀行・病院などでの読み書き障害への配慮。

自著の代わりに代書や窓口での端末入力を認めてほしい。

医療機関での問診票の記入を、読み書き障害のある患者に対しては聞取りで行う。

役所・駅・金融機関など公共的機関に意思疎通支援者を配置する。

〈学校教育〉

難聴・学習障害の子どもに手厚い・長期の教育を。
大事な情報はメモ書きで渡す配慮・支援を。
情報機器の活用を。
意思疎通支援を一般学級での支援員の任務に含める。
高等教育を含めて、教師の学習障害の理解促進（本人の努力の問題としない）。
学習障害を配慮したテストの方法・形式の工夫。

〈災害時対策〉

難聴者を考慮した防災対策。
災害時避難所などに呼吸器・吸引器用充電器の設置。
災害時の避難場所のアクセス確保。

〈その他の意思疎通支援〉

言語リハビリテーションは社会参加目標を踏まえて行う。
レストランのメニューにできるだけ写真をつける。
テレビ映画など字幕と吹き替えを選べるようにする。
中軽度難聴者に身体障害者手帳を交付する（対象となるデシベル値の引き下げ）。
高等教育での情報保障に関わる市町村と教育事業者の責任のあり方の明確化。
介護保険サービスに意思疎通支援ニーズを考慮する。

〈その他の障害者施策等の改善〉

成年後見制度を利用しやすいものに改革する。
成年後見制度や第三者評価・権利擁護制度など総合的な仕組みも必要。
障害年金制度の見直し（障害・疾患にともなう不就業状態にあることは確かなので）。
地域の車椅子トイレの整備。
学校の送迎保障。

第3章

意思疎通困難の現状と支援課題

1 障害者の生活保障を要求する連絡会議

5人の事例は20代から60代の成人で脳性マヒの障害がある。4人が「一般住宅」、1人が「福祉施設」。「一般住宅」の4人中2人は一人暮らし。全員が身体障害者手帳を所持し、重度訪問介護などを利用している。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

初対面の相手、急いでいる時、子ども扱いされた時など話し言葉が伝わりにくい。大人として、落ち着いて対応して欲しい。パソコンでコミュニケーションをとっており、たとえば、エレベーターを開けてくれた人に「ありがとう」と言えず、無礼な人だと思われる（不随意の緊張で顔がゆがんでいるから余計）。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

メモをとることが困難で会議などでボイスレコーダーを使う。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

電子版の雑誌が少なく、あってもスマートフォン・タブレット用が多くパソコンで読めない。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

スマートフォン、パソコン、携帯電話など各自の不随意運動等によって使える・使いやすい機器が異なる。トラックボール（装置の上面に球が備え付けてあり、その球を転がすことでマウスを動かすもの）などの役立つ入力支援機器があってもスマートフォンには接続できないとか、キーボードやタッチパネルの感受性を調節して長押ししても連打にならないようにしたいなど、技術開発と個別相談支援への希望がある。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

言いたいことをあらかじめ紙に書いて渡すなど工夫をしている。銀行などで代書を認めてほしい。聞き取れないのであれば、落ち着いて、何度でも聞き直して欲しい。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

不安は強いが「決め手」はないのではないかと。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

ゆっくり聞いて欲しい、分からなければ何回も聞き返してほしい。意思疎通とはメッセージ・情報の伝達だけでなく、「気持ちの共有」という重要な要素があることの理解がほしい。言語障害が重くなってきているようで将来が不安であり、パソコン操作や文字盤の併用など工夫できないか支援がほしい。自著の代わりに窓口での端末入力を認めてほしい。

H その他（市民理解の改善を含む）

ゆっくり聞く姿勢を望む。多様なコミュニケーション支援機器を気楽に試せるようにしてほしい。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

伝えたいことを紙に書いて持参したり、スマートフォンの読み上げ機能を使ったりと、それぞれ工夫をしているが、伝わらない・理解されないことも多い。中高齢者の中にはコミュニケーション支援機器の使用も難しそう。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意味疎通支援のあり方

地域、在宅、施設のどこでも、「ゆっくり聞く姿勢」、「コミュニケーションのスピードへの配慮」を福祉職員に望む。多様なコミュニケーション支援機器を気楽に試せるようにして欲しい。トラックボールのスマートフォンへの接続やキーボードの長押しが連打にならないような調整など技術開発と普及・活用を。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

ゆっくり聞いて欲しい、分からなければ何回も聞き返して欲しい。自著の代わりに代書や窓口での端末入力を認めてほしい。パソコンで読める雑誌を増やしてほしい。

2 全国LD親の会

4人のうち3人は10代で就学中。いずれも読み書きの障害があり、加えてアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、広汎性発達障害などいろいろな発達障害がある。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

書くことの困難があり、加えて要点・本題を分かりやすく話して伝えることが困難で、相手に聞いてもらえないことがある。そのために本人が怒ってしまうこともある。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

特に理解困難なのは、曖昧・抽象的な表現（「○○日までに」はよいが「しかるべき時に」は×、「かたづけて」の指示は×で「遊んだものを元の場所にもどして」はよい、など）、一度に二つ以上質問される時、雑音環境（聴覚過敏のため）、別なことに集中している時、など。読むより聞く方が理解しやすい。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

テレビの字幕が他の文字と重なると認識できない。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

文字入力で時間がかかるが、パソコン・携帯の利用には問題はない。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

教育場面では、漢字が覚えられないのは真面目にやっていないからと誤解された、人の話を最後まで聞いてくれない先生がいた、など。成人になってからは、役所・銀行などで申請書の住所等の記入が出来ない、病院の間診表が書けない、契約書の内容が読めない、など。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

台風で警報が出たが予定を変更できず下校できなかったこともある。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

教育場面で、読むのでなく聞いて答えるテストも可能にして欲しい、タブレットやパソコンの読み上げソフトを教育に活用して欲しい、教室で支援員がついても意思疎通支援をしてくれない、など。

H その他（市民理解の改善を含む）

高専や大学など高等教育機関でも発達障害・学習障害への理解と配慮を。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

書くことや読むこと（特に漢字）や、また要領よく話すことや抽象的な指示を理解することが困難であり、周囲や本人の対応が悪いと意思疎通が途切れ、関係が悪くなる。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意味疎通支援のあり方

福祉職員が、個々の利用者の苦手な表現方法・理解方法を理解して対応すること。意思疎通支援機器の活用。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

高等教育を含めて、教育場面での教師の学習障害の理解（本人の努力の問題としないこと）、テストの方法・形式の工夫、情報機器の活用、意思疎通支援を支援員の任務とすること。役所・銀行・病院などでの読み書き障害への配慮。

3 全国ことばを育む会

事例の4人は10代から40代にわたり、すべて「一般住宅」で暮らしている。10代の1人が発達障害（読字障害）で障害者手帳は持たず、他の3人は聴覚障害で2-4級の身体障害者手帳を所持。障害者総合支援法を利用しているのは1人で、補聴器を受けている。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

1対1の会話ならよいが、会議などでは聴覚障害のため理解・発言できず置いて行かれる。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

交通機関などでのアナウンスが分からない。口元を見て理解するが大学の講義で教師がマイクを使うと口が見えず分からない。今後マスクをしている職員の中での病院実習なので不安。軽度難聴の人からは補装具制度が使えず補聴器の自費購入が辛いという声を聞く。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

テレビの字幕やインターネットの発達などへの歓迎の声とともに、読字障害のため漢字が読めず問診表などに答えられない、交通機関での音声だけのアナウンスは困るなども。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

他人からのメールの漢字を母親に転送してひらがなにした返信で理解する、以前には電話でしかできなかったお店の予約がメールで可能になった、など情報機器が役立っている。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

口の形で「聞く」人のことを理解して欲しい（話す時にマスクをはずすなど）、問診票や時刻表など漢字にルビを振って欲しい。読字障害のため、学校でお知らせが配られても分からない、問診票が読めない、運転免許では問題を記憶して臨んだ、など。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

学校や職場で、大事な伝達事項は声だけでなくメモで渡してくれる支援者が必要。あらゆる場面で漢字にルビを振って欲しい。

H その他（市民理解の改善を含む）

「もう1回言ってください」と言えない難聴者が多い。周囲の理解と早期教育を。発達障害（学習障害）の子が教育から排除されているが、その子らこそ手厚い教育が必要ではないか。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

音声アナウンスが分からないので文字情報を、漢字の表示が分からないのでルビ・ひらがななども、理解できる情報形式、理解できない情報形式があり、併用が望まれている。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意味疎通支援のあり方

補聴器の助成が得られない人が多いのでデシベル値で線引きをしない制度に。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

大事な情報はメモ書きで渡す配慮・支援を。口の動きを読む人への配慮を（マスクをはずし、正面を向いて話すなど）。本人は「もう一度言ってください」と言える勇気を、周囲はそれを受け止める姿勢を。難聴・学習障害の子どもこそ手厚い・長期の教育を。

4 全国失語症友の会連合会

31人の事例は、28人が男性、50代が11人と最多で30代から80代まで分布、すべて「一般住宅」で暮らしている。65歳未満の23人中就労中は8人で、そのうち3人は福祉的就労であった。失語症に加えてその他の高次脳機能障害や右片麻痺のある人も多い。障害者総合支援法の利用は4人で、就労支援などを利用しており、その他に介護保険の通所リハやデイサービスの利用者も見られた。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

「簡単なことでも時々難しい」が最も多く、「どんなことでも伝えるのが難しい」も6人いた。表情や身振りだけが伝える手段という人も見られた。「伝達可能な相手」として多くの人が「家族など親しい人」や「リハビリの人」をあげ、「伝達不可能な人」としては役所・金融機関・駅などの職員や医師・看護師が比較的多く挙げられていた。病院での本人確認時、自分の名前が答えられない、失語症になってから級友や恩師と話しておらず寂しい、なるべく伝えようとするが子どもは待ってくれない、など。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

「簡単なことでも時々難しい」と「簡単なことなら分かる」が多く見られたが、3人が「どんなことでも難しい」と答えた。理解可能な相手、不可能な相手の種類はAの意思伝達で紹介したものとはほぼ同じであった。困難なこととして、うんうんとうなづいてもわかっていないことが多い、長文で言われても理解ができない（イエス、ノーで聞くのが一番よい）、役所等での手続きで困る、など。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

31人中17人がテレビ等の媒体が「大体わかる」、「なんでも十分わかる」と回答。理解しやすいものはテレビ、地図、パソコンなどで、理解しにくいものはラジオや地域の緊急放送などであったが、人によってかなり異なる。困難としては、「文字で表示してあるものは全て困難」、「近所のバス停の時刻表は読めても、ターミナルの時刻表を理解するのは難しい。経路の理解、運賃の見方、案内図、掲示板など、雑多な情報の中から自分の必要とする情報を選び出すのは難しく、慣れない場所に1人では行けない」など。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

「どれも困難」10人、「一部使用」12人、「大体活用」5人、「十分活用」3人という分布で、家族と本人が別々に回答した5事例中2例では家族の方が厳しい評価をしていた（上記区分で厳しい方の評価で区分した）。使いやすいものとしては携帯（通話用が多い）、パソコン（インターネット検索や動画・音楽が多い）があげられ、使いにくいものとしても携帯やパソコン（いずれもメールなど文字を使う場合が多い）が比較的多くあげられていた。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

「困ることが多い」12人、「時々困る」10人、「全く意思が通じない」6人、「困難なし」2人という分布であった。具体的状況として、「職場」では「ゆっくり話をしてくれない。最初から理解しようとしな。話しかけても無視する。」との意見、「医療機関」では「医師・看護師はゆっくり話をす

るが受付や事務は早口で困る」との意見、「福祉施設」では、「希望をうまく伝えられない」との意見などが見られた。行政その他の機関での手続きには家族が必ず付き添う（家族の負担が重い）との声も。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

多くの人が不安を持っている。「地域の避難場所（小学校）に行くように言っている。避難場所まで行けない場合どうするかまでは決めていない。選択肢が多いと混乱するから。避難場所では利用上の規則を理解できないのではないかと不安。」との意見も。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

意思疎通支援の現状について見ると、多くの場合家族・兄弟姉妹が支援をしており、その他ヘルパー・ケアマネなども支援に参加している。その効果は「少し」または「とても」役立っていると評価されていることが多い。支援に関わる人に対する要望としては、本人の意思・希望の正確な理解、支援頻度の増加、失語症の理解、ホームヘルパー・ケアマネージャー・家族などへの専門職による意思疎通に関する教育指導など。

コミュニケーション支援機器・用具の面では、コミュニケーションノート^(注1)・イラスト・絵ボード・単語ボードなどが使われているが一部の人にとどまっている。

必要とされる支援として、会話支援パートナー^(注2)による支援（通院・社会参加）、移動支援者が同時に意思疎通支援も、失語症者にあったデイサービスなどの通所の場、主要駅に意思疎通支援者の配置を、など。

H その他（市民理解の改善を含む）

友の会に出あわなかったら、今のような明るい人生はない、ひきこもりの毎日が続いたと思う。仲間のきずなの支えはすごい。そんな中で自分の存在価値にも気づく。友の会の立ち上げ・活動などに行政・福祉の応援がほしい。

日常生活ができるという言語能力のレベルと、復職或いは就職して仕事ができるレベルとは全く違う次元である、ということ、政府、医療関係者には理解していただきたい。今のリハビリは日常生活に困らなければそれで良しとされる傾向がある。当事者の年齢、家庭状況に応じて、就労を目標とした、或いはひとりで生活できることを目標としたリハビリのプログラムを確立していただけるよう、切に望む。

目の不自由な人や、車いすの人の行ける場所はどんどん増えていると思う。しかし、失語症者が行ける場所、参加できる活動は限定されていて、選択肢が少なすぎる。

少なくとも介護に携わる人には、失語症者との対話方法なりを学んでほしい。

役所や駅など、公に開かれた施設への意思疎通支援を行なうヘルパー配置を義務付けて欲しい。

字幕が読めないのでできるだけ吹き替えにしてほしい。レストランなどのメニューはできるだけ写真付きにしてほしい。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

意思の表出も受け止めもともに困難で、しかも表出して伝えたい思いは強く、心理的ストレスや挫折感が強い人も多い。適切な意思疎通支援機器の用具（イラストなど）の使用があまり進んでいない。家族の付き添い・支援で最低限の社会参加が成り立っている場合が多い。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

失語症会話パートナーなどの支援者が社会参加を支えること、デイサービスや就労支援施設などの

通所型福祉施設に意思疎通専門職を配置すること、専門職が家族や福祉職員（ホームヘルパー・ケアマネージャーなど）に失語症支援方法を指導すること、日常生活用具として失語症者に役立つ用具を開発・給付すること、（介護保険を含めて）支給決定に意思疎通支援ニーズを考慮すること、友の会の活動を支援すること、など。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

役所・駅・金融機関など公共的機関に意思疎通支援者を配置したり失語症者理解を促す取り組みをすること、テレビ映画など字幕と吹き替えを選べるようにすること、レストランのメニューにできるだけ写真をつけること、言語リハビリテーションは社会参加目標を踏まえて行うこと、など。

注1) コミュニケーションノート

会話による意思表出や理解が困難な方が利用する会話補助用の冊子。「自分について（住所、電話、家族等）」「連絡してほしい人」「現在困っていること」などを項目ごとに分けて、イラストや図、マーク、漢字単語など失語症の方にも分かりやすい表示で書かれており、指差すことで相手に自分の意思を伝えられるように、また、相手が指差して見せることで何を聞きたいか分かるように工夫されている。市販物もあるが、個別性の高い項目については個人ごとにST等が協力して作成している場合もある。（失語症友の会連合会より）

注2) 会話支援パートナー

コミュニケーション支援者・援助者と呼ばれる場合もある。失語症の障害を理解して失語症者が他者とコミュニケーションをするときに意思伝達を助ける役割を担う。現在国内2箇所程度の自治体で養成が始まっているが、養成のあり方に失語症者や家族の意見を反映して養成を行なっておらず、今後、失語症者自身がどのようなコミュニケーション援助を望むかの意見を取り入れながら、質が高く、どの自治体でも均質な養成のあり方を検討することを失語症団体は切望している。（失語症友の会連合会より）

5 全国重症心身障害児（者）を守る会

4事例とも重度の身体障害と知的障害がある20代から30代の成人で、3人は入所施設で暮らしている。3人は、1人は先天性代謝異常のムコ多糖症+僧帽閉鎖不全。4人とも就労も就学もしていない。4人とも医療面のケアも受け、障害者総合支援法の施設入所支援・療養介護、居宅介護などを利用している。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

「はい」、「いいえ」を簡単な発声や表情・動作で知らせることができるようになって可能な人が多い。嬉しい時はニヤッと笑う、いやなものは飲み込まない、など。本人の要求を予想して、「はい」が出るまで職員が候補を次々と上げるなど。手を下腹部に持って行って排泄を知らせる人もいる。担当職員が交代し要求の読み取りに慣れるまでの数ヶ月、パニック状態になる場合もある。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

言葉の使用が困難で親や職員の表情や身体接触で相手の意思を受け止める人や、職員の丁寧な説明である程度会話ができる人など。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

本人用のパソコン装置を作ったがスイッチを支持する体の保持が難しく利用を断念した、買い物で押すと「これください」などの音声が出るビッグマック^(注)を利用、など。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

入院時に母親の付き添いが求められる病院が多い。幼い兄弟を祖母に預けて母が付き添い入院していた。家族の代わりにヘルパーで対応できる制度にして欲しい。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

重症児者のコミュニケーション支援を研修するシステムが必要。身近なところに学芸大や国立特別支援教育総合研究所のような機関があり、誰でも相談でき学べるようにして欲しい。

H その他（市民理解の改善を含む）

障害の重い人もコミュニケーション能力があることを理解できる社会となることを望む。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

表情・動作で「はい」、「いいえ」をようやく表現できる人も多く、意思疎通の質は家族・職員の能力や姿勢に左右される。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

意思疎通支援を施設の職員配置や在宅サービスの支給量に位置づける、とくに入院時のヘルパー派遣の制度化、意思疎通支援についての相談・研修の仕組みをつくる。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

重度障害者に対応したパソコンの活用方法の開発。

注) ビッグマック

声を出すことが困難な言語障害者、声は出るが言葉として意味を人に伝えることが困難な言語障害者が利用する録音・再生装置。意図的に動かせる身体の部分で軽く押すだけで予め録音してある（短い）単語や文章が音声で再生できるので、重症児者が人を呼ぶことや意図を伝達するのに利用しているが、やや高価であること、1台で1つの単語しか使えないこと、などの問題があり、これらの問題を改善する必要がある

（失語症友の会連合会より）

6 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

40代から80代までの4事例で、1人がケアホーム、3人が「一般住宅」で暮らす。3人は脳性マヒの障害で、1人はウィルソン病による銅代謝不全で、車椅子利用で言語障害もある。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

主にアイパッドの画面を見せたり読み上げ機能を使って発言する人、トーキングエイド^(注)、携帯、声をその日の体調や相手によって使い分ける人、トーキングエイドも持っているが使いにくいので主にヘルパーの通訳に頼っている人など多様。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

特に問題はない。言語障害でも聞き取りに問題はないのに誤解されて身振りで返事されることもある。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

テレビ・新聞・インターネットの情報の入手にヘルパーの介助が必要な人も多い。意思伝達装置の開発等によってできるだけ自力でインターネット検索や通信ができるようになって欲しい。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

アイパッドの文字を読んでもらったり読み上げ機能を使って「発言」する人、ボタンでないと入力困難でスマホなどは使えずパソコンと携帯を使っている人など。読み上げ機能には男女別や大阪弁（地方弁）、会話のような話し方など、多様なアプリも期待されていた。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

福祉施設については、「自立支援法以降、日割り単価や職員配置の不十分さ等の影響で、職員の非常勤化や勤務年数の長い職員が配置できなくなり、運営の不安定化が起こっている現状は、意思疎通

の経験や専門性のある職員が定着しないことにつながっていくため、非常に強い不安を感じる。ケアホームでは、アルバイトのスタッフが多く、入れ替わりも激しいので、意思疎通をスムーズに行うための努力を繰り返し行う必要がある。」との声も。

通院についてはヘルパーの付き添いで意思疎通を図っているが、中にはヘルパーの力量や医療機関の対応によっては充分伝わらず悔しい思いをするという人もいる。2年前の入院では母親が付き添ったが、その母親も病気となり今後の入院の時が不安という人もいる。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

予定避難所は車椅子が利用できず避難訓練にも参加しにくい、アイパッドが意思疎通手段なので避難所の充電設備を、など。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

居宅介護の支給時間決定に、言語障害の困難さやヘルパーに指示することに時間をついやすことなどの事情を考慮して欲しい。報酬が低いので介助者が1、2年でやめてゆくが、私の意思疎通支援に慣れるまでに2、3ヶ月はかかる、とも。

現状の通院介助は、院内介助は原則認めておらず、市町村が認めた場合だけ、院内での付き添いが認められている。通院・入院中の介助も含め、意思疎通の困難な者にとって、医療を受けるために日ごろから慣れた支援者（ヘルパー等）が必要不可欠。1日も早く病院内での介助を制度に位置付けてほしい。重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業^(注)を国の制度とし、どこでも実施してほしい。

コミュニケーションというのは相手と話すために必要なものなので、意思疎通に必要な福祉機器（コミュニケーションエイドなど）にお金を払うことは会話にお金を払うことと同じであり理不尽。

タッチパネル入力の困難な人が使えるスマートフォンの開発、意思伝達装置の研究開発。

H その他（市民理解の改善を含む）

家族がいると重度訪問介護の支給量が減らされる。家族依存型の福祉では1人の大人として自立して生きてゆくことが困難。

トーキングエイドなど使っても本人が書いたと思われにくいことも多い。行政担当者と一般市民の理解を。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

ヘルパー、トーキングエイド、アイパッドなど本人の状態によっていろいろな支援手段を組み合わせているが十分ではない。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

介助職員が安定して働ける報酬体制を。通院・入院時の意思疎通支援や介助のために慣れたヘルパーの付き添いを認めて欲しい。意思疎通支援機器の開発・普及と自己負担の解消。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

タッチパネル入力の困難な人が使えるスマートフォンや男女別の声での読み上げなど機器の開発を急いで欲しい。災害時の避難場所のアクセス確保。

注) トーキングエイド

音声言語発声装置。小型のパソコン程度の大きさの機器で、50音表が書いてあり、それぞれの音を押しとその文字を機会が読み上げる。長い文章を打ち終わってから文全体を読み上げる機能もついている。発声・発語が困難な脳性麻痺や神経難病の方などが使用する。キーを押す必要があるので、目が見えて身体のどこか一部でキー

の操作が出来ないと使うことが難しい。また、固定した台の上に乗せないと使えない。新しい機種では電話機能やメール送信機能もついている。(失語症友の会連合会より)

注) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

重度の障害がある方が入院し、入院先の医療機関のスタッフとの意思疎通が十分に図れない場合にコミュニケーション支援員を派遣して本人と医療機関の円滑なコミュニケーションを図る援助をする制度。日常的に本人に関わっているヘルパーや通所先の職員などが支援員として派遣される。横浜市、京都市、名古屋市、神戸市、松山市など30以上の市町村で地域生活支援事業のメニューの一つとして行われている。

7 全国精神障害者地域生活支援協議会

今回の調査では回答者は1事例で、精神疾患以外に難聴や吃音があるなど、意思疎通に関しては精神障害のある人の代表的な例とはいえない可能性がある。女性、40代、「一般住宅」で暮らし、就労移行支援事業を利用している。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

慣れていない人、吃音を聞き取ってくれない人にはこちらから話しかけることを諦める。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

雑音のあるところでは人の話が聞こえにくい。

C 情報を受け止める活動の現状と困難(テレビ・掲示板・放送・書籍など)

テレビの音量を大きくしていると家族にうるさいと言われる。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

パソコン・携帯などを利用している。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

長いあいだ不登校やひきこもりを続けたあと、仕事をせねばと思い障害者手帳も取得し、現在就労移行支援事業を利用している。少しずつ自信がついてきたが、慣れない人との対応は苦手で、市の福祉課に行くときには自分の担当者がいるか確認して出かける。担当者の異動には困っている。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて(不安点など)

聞こえないこともあり避難所でパニックになる不安がある。

G 意思疎通支援(人・介護職員等による支援、機器・用具など)について

難聴は障害認定されず補聴器を自費で買っている。性能の良いものは高く買えない。

H その他(市民理解の改善を含む)

精神障害、聴覚障害、言語障害(吃音)が重なっているがどれも中途半端で障害年金が受給できない。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

精神疾患に加えて難聴・吃音があり、慣れた人以外との意思疎通には困難が伴う。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

補聴器(補装具)の支給基準の見直し。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

障害年金制度の見直し(障害・疾患にとまなう不就労状態にあることは確かなので)。

8 全国知的障害者施設家族会連合会

5事例は30代から60代の年齢層で、4人が男性。すべて知的障害があり、4人は身体障害も重複

している。全員が「施設入所支援＋生活介護」を利用している。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

相手の気持ちや感情を全く無視した状態で意思を表現することが多い人、自分の言動に対して相手が納得できる対応をしてくれないと自傷・他傷・物損などの行動になる人、今食べたいこと・したいことは意思表示できるが中・長期的な希望は言えない人、わかりにくい発語のため支援員が聞き返すが3回くらいで意思表示をあきらめる人、言葉がなく食事を目で追って「食べたい」を意思表示する程度のために周囲が推察するしかない人、など。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

他者の意思を理解することは難しい、理解はしても受け容れられずパニックになりがち、など。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

テレビ等に興味を示さない人が多い。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

情報機器の使用は困難。固定電話で母親と話すことが出来る人もいる。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

医療機関受診時など、症状を正確に伝えることが困難で家族や職員が代弁することが多い。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

非常事態が理解できないか、理解できても自分の関心事に集中してしまったり、パニックになる可能性がある。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

養護学校高等部で読めていたひらがなが施設生活で活用しないまま読めなくなったとか、支援者から「閉じた質問」をすることが多く、支援者側が回答を誘導する事になりかねないなど、施設職員による課題も報告された。同時に、「閉じた質問」を繰り返して適切な回答を導く支援者のコミュニケーションスキルが重要との指摘も。タブレット、絵、写真、図形等言語以外の意思疎通手段の活用が必要との指摘とともに、「人的支援しかない。本人の特性を理解し、その意思表示を受け止める支援者の資質と時間的ゆとりが必要。」との意見も。

H その他（市民理解の改善を含む）

知的障害者の中には、意思疎通・コミュニケーションの問題よりも、その前提としての必須機能（状況判断、感情コントロール、他者への理解など）がうまく働かない人が多いので、支援者の資質の向上が求められる。意思疎通の支援方法を考えるより、いかに代弁（アドボカシー）するかの方が重要な人もいるのではないか。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

意思表示が非常に困難という人や、意思表示が受け容れられないとパニックになる人など、多様な困難がある。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

本人の主体性と尊厳を尊重する姿勢を持ち、意思を理解するコミュニケーションスキルを身につけた職員の存在と、その職員がゆとりを持って個別支援できる職員体制が重要。学校教育で身につけた意思疎通能力が施設で使われないうちに退化するとの指摘もあり、支援プログラム・個別支援計画における意思疎通支援の位置づけを高める必要がある。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

施設職員が最重要であるとはいえ、成年後見制度や第三者評価・権利擁護制度など総合的な仕組みも必要である。重度障害者が使えるタブレットの開発なども。

9 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

4事例は全て女性で年齢は30代から80代まで。「一般住宅」で暮らしている。2人が身体障害者手帳の2級を持ち、2人は手帳を持たない。障害者総合支援法の利用は1人で、意思疎通支援（手話通訳と要約筆記）を利用している。今回の調査では各設問項目ごとに回答するよりも各事例が意思疎通に関して一番課題としていることを紹介するという形式であったので、ここでは事例ごとに要点を紹介する。

〈事例I-1〉は手話使用者で家族も職場も手話使用者が多く特に問題はないものの、大学の通信教育課程のスクーリングに情報保障がなく、事例自身が探すこととなり、地域のボランティア、もしくは全難聴、全要研の制度外派遣での対応を余儀なくされた。当初大学は学生アルバイトの筆者を用意したが技術的問題で十分ではなかったという。障害者総合支援法の建前では地元の県が他県の筆者をコーディネートし謝金の調整もすることになっているが、市の担当者が県に要請するに至っていないという。

〈事例I-2〉はいろいろな場面でOHC（オーバーヘッドカメラ）^(注)や磁気ループ^(注)などの補聴補助機器の設置を求めて交渉してきている。しかし防災訓練でホワイトボードの使用を要請したが断られ、地域の川柳会では講師の声が聞こえず退会することとなり、自治会の敬老会なども聞こえないので数年欠席しているという。

〈事例I-3〉は社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得して就労しているが、そのための専門学校や大学の通信教育での情報保障の不備で苦勞した。専門学校では自分で通訳の支援者を確保すること、実習先を探すことが入学条件とされ、大学のスクーリングではその都度交渉して情報保障を確保したという。

〈事例I-4〉は1対1の面談では会話ができるが、会合では聞き取れない。しかし障害者手帳がなく、市が情報保障者の派遣を認めてくれないため、手帳を持つ難聴者の助けを借りて（その人への情報保障を借りて）情報を得ている。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

1対1の会話はなんとか可能でも、3人以上の会合、講義、雑音の中での会話などには情報保障や配慮が不可欠。自己責任で通訳者を手配することを余儀なくされたり、社会参加を諦める場合もある。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

市町村が対応しないため都道府県の広域調整機能が生かされていないこと、高等教育レベルでの意思疎通支援が市町村の（障害者総合支援法の）責任範囲か教育機関の責任範囲か明確にする必要があること、中軽度難聴者に身体障害者手帳を交付するか手帳のない難聴者に意思疎通支援・補聴器などを支給するかして対応すること、

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

難聴者を考慮した防災対策、高等教育での情報保障に関わる市町村と教育事業者の責任のあり方の明確化、など。

注) OHC

オーバーヘッドカメラの略で、書画カメラ、教材提示装置などと呼ばれる。卓上の印刷物、写真、立体物などを動画カメラで撮影し、その画像をそのまま投影機（プロジェクター）やテレビモニターに映すもの。

注) 磁気ループ

補聴器、人工内耳に音声を送り込むための機材。音声マイクのアンプ出力からでた信号を、磁気ループアンプで磁気に変え、受信者のまわりに這わせた磁気を発生するワイヤーから磁界を発生させる。補聴器、人工内耳はこの磁気を受信し、雑音の少ないクリアな音声を聞くことができる。

10 日本筋ジストロフィー協会

6事例は全て男性で、「一般住宅」に住み、年齢は10歳未満から50代まで各年代に広がっている。最年少の1人は歩行可能だが、他の5人は機能低下が進み、何らかの呼吸補助機器を使い、重度訪問介護など長時間の介護を受けている。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

特に問題なく表出・伝達できているのは1人で、小さな不明瞭な発声のため家族など慣れた人でないと聞き取りにくい人、口の動きや瞬きを読むので慣れた家族やヘルパーしか意思疎通できない人、知的障害もあり母を呼ぶなどの意思表示に限られる人など。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

10歳未満と10代の2人は知的障害の重複もあり困難を伴う。最も困難な10代の方は「はみがきをするよ!」で口を開けるなど簡単な指示を理解する。その他の4人は特に問題はない。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

知的障害のある2人には情報の十分な理解は難しいと思われるがテレビを楽しむ。他の4人は問題はない。新聞や書籍を読むには（ページめくりなど）ヘルパーの支援が必要な人もいる。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

知的障害のない4人はパソコンを使っている。携帯は持っているが使えない、使いにくいなど。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

人工呼吸器をつけている場合、入院時の看護師とのコミュニケーションに困難を抱える。家族やヘルパーの付き添いがないと、意思表示が伝わらず、看護師からの問いかけもイエスかノーで答えられるようなことに限られる。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

地域の人々に理解してもらおうと日常的に交流を図っている、呼吸器や吸引器用のバッテリーとその予備を備えている、非常電源装備のある病院に対応を依頼している、など。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

意思伝達装置を利用しているが使いにくい、意思疎通支援の能力と資質のあるヘルパーを確保し研修してもらっている、重度訪問介護の支給量に意思疎通支援ニーズを十分反映させて欲しい、など。

H その他（市民理解の改善を含む）

食事は1日1回とし家族の排泄介護などの負担を減らすようにしていたり、外出は通院などに限られるなどの状況であり、介護や移動の支援を増やしてほしい、パソコンを使いやすいように設定するなど支援が欲しい、ショートステイを利用して家族負担の軽減をと役所に助言されているが言葉を理解してくれる人がいるかどうか不安、など。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

発声が可能でも聞き取りにくかったり、口の動きや瞬きで表現するなどしている。知的障害を伴う場合はさらに困難となる。意思疎通の可能性は家族やヘルパーなどの対応によって大きく影響される。意思疎通支援機器の活用はあまりなされていない。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

意思疎通支援のニーズをサービス支給決定に十分反映させること、レスパイト受け入れ事業所の確保を、入院時のコミュニケーション保障のためにヘルパー派遣を認めること、パソコンや意思疎通支援機器を使えるように技術的な支援の体制を、など。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

学校の送迎保障、地域の車椅子トイレの整備、災害時避難所などに呼吸器・吸引器用充電器の設備を、など。

11 日本自閉症協会

5人の事例はすべて男性で、10代の1人を除いて全て20代である。入所施設とグループホーム入居者が1人ずつおり、他の3人は「一般住居」で暮らしている。全員が療育手帳を持ち、自閉症と知的障害がある（事例K-4には知的障害の記載はないが回答内容から判断される。）。10代の就学中の1人を除いて障害者総合支援法のサービスを利用している。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

5人とも「どんなことでも伝えるのが難しい」か「簡単なことでも時々難しい」であった。表情、身振り、声などを主に用い、言葉も「拙い」、「不明瞭」で「家族など親しい人」や「施設職員」以外にはうまく伝わらない。「気持ちを表す」ということ自体が分かっていないように見られるとのコメントもあった。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

5人とも「どんなことでも伝えるのが難しい」か「簡単なことでも時々難しい」であった。他者の話し言葉が早すぎて聞き取れない、自分の興味のないことには見向きもしない、という場合もある。理解してもらおうと思ったら、単に大きな声で繰り返すのではなく、具体的に、肯定的な表現で、簡潔に、ゆっくり、伝える必要があるという。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

テレビ等情報媒体の活用はあまり得意ではない人が多い。特に字で書いてあるものはあまり見ない、など。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

療育手帳の中・軽度の人ではパソコンや携帯を活用しているがパソコンではインターネット検索や音楽、携帯では通話が中心で、メールは使っていない。療育手帳の重度の2人はパソコンや携帯などは使っていない。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

とくにどの機関でということではなくどの機関・場面でも意思疎通の困難が生じている。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

全くどうして良いかわからず不安という人が2人で、その他の人でも「何が起きたか分かるかどうか」など不安点が多い。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

現状で家族、介護職員、ヘルパーなどによる意思疎通支援を受けており、その評価としては「少し役立っている」という回答が多い。今後に向けては本人のことを理解できる職員を増やすことなど、人的体制の充実を主に訴えられていた。

H その他（市民理解の改善を含む）

本人の意思と状況を読み取って適切な対応ができる人材の確保、そのための予算措置を実現して最重度の者が事業者から排除されない仕組みを、保育・教育の中で先生が自閉症の子どもたちを受け入れる姿を他の子どもたちに見せて育ててほしい、など。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

自閉症のために、気持ちや意思を相手に伝えること、相手の気持ちや意思を受け止めることなど、意思疎通の前提となる関心や期待、必要性の理解が弱くなっていて、さらに知的障害も加わって一層困難になっている様子が見られる。そうした中で周囲の支援者の有無や能力が意思疎通に大きく影響している。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

本人の意思と状況を読み取って適切な対応ができる人材の確保とそのための予算措置。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

保育・教育課程での教員の対応が重要、学校・職場・行政・医療などの職員の理解と対応の改善、など。

12 日本脳外傷友の会

4人の事例は男性3人、女性1人、30代から40代であり、全員が就労継続支援B型で就労している。「一般住宅」で暮らす人が2人、福祉施設とグループホームが1人ずつである。身体障害者手帳所持者が3人、精神保健福祉手帳所持者が2人で1人は両方持っている。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

短期記憶が持つのは3～10分なのでしばらくすると同じ質問を繰り返したり、約束を忘れて怒り出したりすることもある、今ではほとんど言葉が出なくなり、絵カードなどで選択肢を二つに絞っても明確な意思表示ができず職員が表情などで判断する、じっくり時間を取れば意思を表示でき、選択肢を示せば選べる、そして意思表示・伝達に全く支障がない、など多様である。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

不機嫌な時は相手の意見を聞けなくなり、また一つの話題での10分以上の話し合いができない、食器を下げてくださいなどの指示を理解することができる、受傷後17年経ち、アルコールに溺れたり家族に暴力をふるったりした時期を経て他者の意見も素直に受け入れやすくなってきた、抽象的な表現を避け具体的な表現をすれば理解がしやすい、など多様である。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

4人ともテレビや新聞など見ているが記憶、理解、集中力などの障害の影響もあり、十分な理解は出来ていない場合が多い。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

4人ともパソコンは使っておらず、携帯は3人が使っているが、家族や通所先など限られた相手に電話機能を使っている。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

通所施設ではスタッフの配慮などもあり大きな問題はなくやれているが、医療機関への受診や行政手続などは家族の支援が必要という場合が多い。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

災害時には携帯電話で家族・通所施設に相談するなどの心構えはできているが、慣れていない人々との避難行動がうまくできるかの不安がある。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

記憶と気分（情動）の障害を理解し対応できる支援者で、かつ長期に関わって信頼関係を結べる支援者が必要、意思表示が困難で表情や視線などから希望を判断するが、同時に受傷前からの興味関心、考え方、価値観を家族から聞いて、本人の希望を考えることが必要とされ、そのことができる人員配置が求められる、生活版ジョブコーチ支援のような身近な寄り添う支援など。

H その他（市民理解の改善を含む）

一般的な高次脳障害の理解ではなく、本人のできること、できないこと、興味や可能性など人として理解した上での支援が必要、地域の生活圏内の人々の理解を求めることが重要だが、そうした活動を可能にする人員配置基準になっていない、一見何も問題はないように見えるが、過去の状況から、感情の起伏や思い込みの激しさ、スイッチが入ってしまった時のキレやすさ等は高次脳機能障害の特徴であり今後の継続的支援が必要、成年後見制度の利用がしやすいように改革することと高次脳機能障害への啓発。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

意思疎通に（現在では）とくに問題がなくなった人から、非常に困難な人まで多様である。記憶（とくに短期記憶）、情動、認知、注意、遂行などの重要な精神機能が様々な程度に障害を受けているためであると思われ、また受傷後の期間の差の影響もありえる。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

多様な状態像の高次脳機能障害を理解し、さらにその人の価値観や関心事を理解して意思疎通支援に反映させることのできる支援者が求められる。また、この分かりにくい障害の特徴を地域の人々に理解してもらうための取り組みも福祉従事者に期待され、それを可能にする人員配置が必要である。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

成年後見制度の利用がしやすいように改革することと高次脳機能障害への啓発など。

13 日本発達障害連盟

5人の事例の中で女性が4人、年齢は10代から60代まで、居住の場は「一般住居」またはグループホームであった。10代の就学中の人を除く4人は就労している。5人とも療育手帳は中・軽度で、10代の1人はアスペルガー症候群などの発達障害もある。

AおよびB 意思疎通の現状と困難

事例M-1は主に学校での経験を回答し、相手の感情が読めず、途中で怒られていることが分かっていてもその理由が分からず、理由を聞くとかえって怒られるなどの困難がある。また文脈に応じての抽象的な言葉の理解が困難で、「後でやりなさい」を「後回しにして最後にやる」と理解できず指示があるまでやらずに待っているというようなことが多い。その他の成人の4人は、知的障害のある仲間たちとの話し合いや、職場やグループホームでの意思疎通について答えていた。知的障害のある仲間

との交流では、それぞれの関心や理解が違ったり、思い込みの強い人もいたり、必ずしも分かり合えることばかりではないが、「全部話せるのは彼女だけ」という発言に見られるように、そうした仲間の存在と交流が非常に貴重なものだと述べている。現状では職場の上司やグループホームの寮母さんなどの意思疎通は良好だが、過去にはいろいろな苦勞をしてきた人が多い。（「意思疎通」を「話の内容が正確に伝わるかどうか」という意味よりも、「信頼できるかどうか、尊重しあえるかどうか」、「伝えた意思や気持ちを尊重し、実現してくれるか」という意味で答えている面があることが伺われ、重要なポイントが含まれていると感じた。）

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

テレビを楽しんでみている人がいるが、テレビショッピングで役立たないものをたくさん買ってしまったという人もいる。ゴミの出し方など行政情報が分かりにくい、レストランのメニューが分かりにくい（写真表示の併用を）など。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

携帯は電話として全員が使っているがメール機能は使いにくいという人もいる。パソコンは5人中2人が使っているがインターネットでの買い物などはしないようにしている。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

職場については、有給を使うと嫌な顔をされる職場か気兼ねなく使える職場かなど、意思疎通より意思実現の点で大きな差がある、通所施設では職員や運営団体から「もっと頑張れ」と叱咤激励されてストレスだった（意志や希望が尊重されなかった）、銀行などの振込手続きが分かりにくい、各機関とも「多少」「もう少し」などの曖昧語が理解できず困る、などの意見が見られた。他方、買い物や役所の手続き等難しい時は寮母さんに支援してもらっている、病院や歯医者など長く通っているのによく理解してくれているなどの意見も見られた。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

3・11の時は職場に一時泊したり、同じグループホームの人と一緒に歩いて帰ったりして、なんとか乗り切った。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

支援者は思い込みで支援せず障害者の考えをよく理解し、できるだけ確認して支援すべきだ、との意見や、今の職場や寮母さんには思いが良く伝わっているとの意見も。

H その他（市民理解の改善を含む）

社会は障害者を邪魔だと思っているが、子どもの時から障害児と一緒にいればこの考えはなくせると思う。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

中・軽度の知的障害や発達障害のある人々で、簡単な買い物などの日常生活上の意思疎通に大きな困難はないが、感情や抽象語が理解できないことによるトラブル、意思表示は出来ても職場・施設・グループホームなどでそれが尊重されない場合も多いなど、困難は多い。意思が実現されないと（意思表示を諦めるなど）意思疎通も悪くなると考えられる。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

支援者は思い込みで支援せず障害者の考えをよく理解し、できるだけ確認して支援すること、買い物や手続き等個人によって支援の必要な範囲が異なることに注意すること、「仲間の会」などセルフヘルプグループへの支援を法律による支援として確立すること。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

発達障害者との意思疎通の留意点を公的機関等で職員研修すること、分かりやすい行政情報の提供、インクルーシブ教育による障害理解。

14 筋萎縮性側索硬化症 (ALS)

この1事例は、日本障害者協議会の内部のメーリングリストで、13の調査協力団体以外の人でもこの調査に協力して事例を提供する団体・関係者があれば歓迎するとの呼びかけに応じてくれた回答の1つである。

60代の女性で「一般住宅」で暮らしている。ALSによる肢体不自由と言語障害がある。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

「口文字」^(注)で意思表示しており、伝えにくいと常に感じている。意思が通じるようにヘルパーが技術を習得するには4年かかる。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

(特に困難はないが) ヘルパーなど若い世代の日本語表現力の低下を感じる。

C 情報を受け止める活動の現状と困難 (テレビ・掲示板・放送・書籍など)

最も多く利用しているのはインターネットだが、病気の進行で入力できなくなった。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

タブレットを活用しているが添付ファイルの編集ができないのは困る。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

どこでも困難を感じる。瞬きでコミュニケーションできる技術の開発と、発言に時間がかかることの理解が欲しい。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて (不安点など)

通訳者が常にそばにいて欲しい。

G 意思疎通支援 (人・介護職員等による支援、機器・用具など) について

ヘルパー、パソコン、携帯、スマートフォン、タブレットなどすべて活用している。脳波を読み取る機械を開発して欲しい。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

「口文字」で意思疎通しており、その質はヘルパーの資質・技術に依存する。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

ヘルパーが自分の場合の意思疎通支援に習熟するには、資質のある人でも4年かかる。その安定した確保を制度で支えて欲しい。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

瞬きや脳波を読み取る情報機器などの研究開発を。

注) 口文字

母音+んで口の形が6つ決まっており、本調査対象者が口を動かし母音の形を作り、介護者が母音を判断し、その母音の列を読み上げる。本人が確定したい文字のところでもばたきをし、次の文字に移る。(濁音は二回、半濁音は三回) その繰り返しで文章を作っていく。個性が高い障害なのでスタンダードが作れずにいる。

15 筋痛性脳脊髄炎

この4事例は、日本障害者協議会の内部のメーリングリストで、13の調査協力団体以外の人でもこの調査に協力して事例を提供する団体・関係者があれば歓迎するとの呼びかけに応じてくれた筋痛性脳脊髄炎の会による回答である。すべて女性で「一般住宅」に暮らし、寝たきり・ほぼ寝たきり・座位保持困難などの状態で、全員が1級の身体障害者手帳を持ち、障害者総合支援法の重度訪問介護などの介護を受けている。なお、事例O-3とO-4は母娘で、同じ疾患により同じような状態であり、そのため回答内容も同じものがある。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

疲れやすく会話が困難でアイパッドのトーキングエイド機能で読んでもらう、外出や会議への参加が疲れやすさのために制限される、(外出が困難で何年も家族以外の人と話したことがない人もいる)、体調が悪い時ほど介助者に体調が悪いと伝えられない、など。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

精神活動の疲労も強く長時間話を聞くことが困難であり、10-15分すると急に理解力が落ちる。

C 情報を受け止める活動の現状と困難 (テレビ・掲示板・放送・書籍など)

音、光、薬、化学物質、におい、電磁波などに過敏であるため、パソコン、テレビ、ラジオ等の使用が制限される、思考に疲れるために30分以上テレビを見ると頭が痛くなる、など。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

携帯での入力力は力を要して大変だったがスマホに変えてからやりやすくなった、介護者にパソコン入力をお願いしてきたが、最近事業所から入力作業が出来る介助者を手配できないと言われ困っている。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

入院中具合が悪くてナースコールを押しても電話に出ることができず間違いで押したと誤解された、外出で体力を消耗するので希望する社会参加ができず、交流や情報入手ができない、など。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて (不安点など)

普段でも情報入手困難なので災害時はとくに不安、睡眠障害があるので個室の避難所でなければ体調が悪化すると思う、など。

G 意思疎通支援 (人・介護職員等による支援、機器・用具など) について

介助者は文字ボードの扱いに慣れて欲しい、点字図書館のCD 図書を借りたい、介助者がパソコン入力などでNPO活動への参加の介助をすることを認めて欲しい、意思疎通支援を重度訪問介護にきちんと位置づけて欲しい、など。

H その他 (市民理解の改善を含む)

体力がないことによってコミュニケーションが制約されることを知って欲しい、頻繁な休憩が必要なことを知って欲しい、(疲労や過敏のため) パソコンを使えない人もいることを知って欲しい、など。

〈まとめ1〉 意思疎通支援ニーズの特徴

会話を含めて身体活動や精神活動による疲労が激しく意思疎通が制限される。音や電磁波などへの過敏が有りテレビやパソコンの活用にも制限がある。外出が制限されるために社会参加や交流・発言が制限される。

〈まとめ2〉 障害者総合支援法の意思疎通支援のあり方

重度訪問介護のサービスにパソコン入力、NPO 活動への参加の支援、意思疎通支援を位置づけること。

〈まとめ3〉 その他の法制度等のあり方

疲れやすさのためにコミュニケーションが制約される人もいたり、頻繁な休憩が必要な人もいることを理解して欲しい。

第4章**まとめと提言**

障害者総合支援法の意味疎通支援事業の対象となっていないが意思疎通の支援を必要とする障害者について、その現状と支援ニーズを把握することを目的として、15の日本障害者協議会加盟団体等の協力を得て、2013年11-12月に事例調査を行なった。

対象者は原則として各団体4名とし、その選定はできるだけ多様な現状が示されるよう勘案して行うよう各団体に依頼した。調査は各団体の役員などの調査員による面接調査を基本としたが、メール・郵送・FAX等も活用された。最終的には、多様な属性を持つ87人の障害者の事例が得られた。

意思疎通支援を必要としながらも「支援の谷間」に置かれてきた障害者の障害・症状のタイプは、今回の調査からは「構音障害+運動障害」、「難聴」、「難病により病的に体力がない」、「知的障害」、「発達障害」、「失語症」、「非定型」の7つに分けられると思われた。ろう者、視覚障害者、盲ろう者、吃音者、認知症者など今回の調査対象者以外の人々も含めて、意思疎通支援ニーズのある障害者の症状・機能障害タイプはさらに多様であると考えられた。

障害者総合支援法の附則による意思疎通支援のあり方の検討にあたって、その検討の課題や方向性として、本調査から特に次の諸点が浮かび上がってきた。それは大別すれば「人」（福祉職員など意思疎通支援者）、「制度」（法制度とその運用）、「支援機器」（補装具・日常生活用具など）の3領域であり、現在の取り組みを充実・強化すべき「充実課題」と、新たな制度の創出を必要とする「改革課題」とがある。それらの課題は次のとおりである。

1 「人」**1-1 一般の福祉職員の充実**

〈福祉職員の姿勢・態度〉（充実課題）

〈福祉職員の支援技術〉（充実課題）

〈福祉職員の確保と労働条件（雇用の安定）〉（充実課題）

1-2 意思疎通支援を専門とする職員の創設

〈特定の障害に対応する専門職〉（改革課題）

〈意思疎通支援一般の専門職〉（改革課題）

2 「制度」**2-1 〈意思疎通支援 情報・相談・研修のセンターの設置〉（改革課題）****2-2 意思疎通支援の位置づけの強化**

〈支給決定への意思疎通支援ニーズの反映〉（充実課題）

〈施設での支援プログラム〉（充実課題）

〈入院・通院時の意思疎通支援の確保〉（改革課題）

〈現在の意思疎通支援事業の運用改善〉（充実課題）

2-3 〈縦割り制度の谷間の解消〉（改革課題）**2-4 〈当事者活動への支援〉（改革課題）****2-5 〈地域住民の理解の促進〉（改革課題）**

3 「支援機器」(IT 機器・意思疎通支援機器の開発と活用) (充実課題)

以上の他、障害者総合支援法以外の分野での改革の要望(銀行・役所などの窓口対応や IT 機器の開発など)も出されていた。

資料編

1 全事例の回答内容（障害者団体ごとの区分）

1 障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連） 関係事例

事例	年齢 (性)	居住地	居住場	世帯	就労	就学	手帳		障害	支援法		記入者
							有無	程度		利用	種類	
A-1	40代 (男)	東京	一般住宅	1	×	×	○	身障1級	脳性マヒ	○	重度訪問介護	2
A-2	20代 (男)	静岡	一般住宅	1	○	×	○	身障2級	脳性マヒ	○	ホームヘルプ、 家事援助	1
A-3	20代 (男)	東京	一般住宅	4	×	×	○	身障1級	脳性マヒ	○	重度訪問介護	2
A-4	60代 (女)	東京	福祉施設		×	×	○	身障1級	脳性マヒ	○	NA	3
A-5	50代 (女)	東京	一般住宅	2	×	×	○	身障	脳性マヒ	×		2

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例A-1】

- ・主に話し言葉。必要がある時はパソコンや携帯電話に文章を書いて読んでもらう。パソコンに書いた文章については事前にプリントして渡す時も多い。
- ・初対面の相手や苦手な相手に対して上手く話せない。相手によっては子ども扱いのような言動を取られることもあり、そのストレスが話しづらさをさらに強める。また、関係が良好な相手でも自分の体調によって話しやすさが変わってしまう。
- ・まずリラクセスして話せる空気を作って欲しい。そして、私をひとりの大人として扱って欲しい。

【事例A-2】

- ・自分の口で話す。初対面の時は、どもる傾向がある。
- ・時間が迫っている時に伝えづらい。急いでいる時。ヘルパーの指示出しの際、ヘルパーがメモを取り切れなくて、「もう1回言って」と言われる。言い直さないといけない。ヘルパーが聞き取れてない。時間がかかる。初めての人は無意識のうちにもどもる、聞き返される。電話の方から自分の声が分かりにくいと言われる。(表情が見えないから)
- ・原因の一つは、健常者が日頃から言語障害の人と接していないこと。ゆっくり聞いてほしい。旅行会社の人は、言語障害があっても結構聞き取ってくれる。

【事例A-3】

- ・口で話すことができないため、パソコンでコミュニケーションを取っている。外出する時は、ノートパソコンで。「オペレートナビ」という入力支援ソフトウェアを、トラックボールやスイッチで使う。
- ・挨拶などの、通りすがりの人とコミュニケーションを取ることができない。例えば、エレベーターを開けてくれた人に「ありがとう」と言えず、無礼な人だと思われる（不随意の緊張で顔がゆがんでいるから余計）。議論する時。メッセージを打つのに時間がかかるため、少ない言葉でしゃべる傾向があり、議論が盛り上がらない。相手に申し訳ない。

- ・ポータブルのモニターを車いすに付けて、ノートパソコンに打った「ありがとう。」を周りの人から見えるようにしたい（簡便な方法で）。会議や打ち合わせなどでは、事前にメールで、言いたいことや予想される議題に関することを送っておき、会議ではその補足説明をする（又は、パソコンに保存しておき、それを会議でパソコンに読ませる）。

【事例A-4】

- ・話す。代わりに電話をかけてもらう。
- ・自分の言葉があんまり伝わらない。この頃特に伝わりにくくなった。自分が以前より喋りにくくなったこともあるが、職員、介助者、家族など、相手が聞き取ってくれない（うまく聞き取れない）。これからどうしていけば良いのかとても心配。
- ・（職員に対して）忙しいのは分かるが、もう少し時間をかけてしっかり話を聞いて欲しい。

【事例A-5】

- ・普通に会話をしている。電話、メールなど。
- ・初対面の人は言っていることが分からない時がある。
- ・何回も聞き返してほしい。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例A-1】

- ・障害者手帳の対象にはならないが、軽い難聴がある。そのため、断片的に相手の言葉を聞き取れないことがある。
- ・少しゆっくりめでハッキリと話して欲しい。静かな場所であればさらによいのだが、それを望めない状況はあると理解している。重要なことはメモなどに書いてくれるとありがたく思う。

【事例A-2】

- ・メモをとる場合、ボイスレコーダーに音声を録って、後でパソコンに打っている。あるとき出席した会議で介助者にメモを取ってもらったが、自分がメモしたいキーワードが抜けていて、ニュアンスが違うことが多かった。

【事例A-3】

- ・他の言語障害の方と話す時。しかし、自分の口で話される姿は見習うことがある。

【事例A-5】

- ・言語的に分からない時もあるし、例えば年配の人の話が分かりにくい時がある。
- ・何回も言い直してほしい。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

【事例A-1】

- ・テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、雑誌、書籍のうち、主にインターネットとテレビ、ラジオを利用。
- ・鉄道を利用する際に駅員が常駐していない時。インターフォンなどで呼び出すのが上手くできない。
- ・病院を受診する際に、医師が自分を萎縮させる話し方をする時がある。いわゆる「上から目線」。
- ・介助者を同伴している時に、自分ではなく介助者に話しかけている人が未だに居る。

- ・鉄道の駅の場合は必ず改札に誰かが居て欲しい。自分を萎縮させる態度は取らないで欲しい。介助者ではなく、自分に話して自分の言葉を聞いて欲しい。

【事例A-3】

- ・インターネット、電子版の新聞、テレビのうち、主にテレビを使用。
- ・雑誌。電子版の雑誌もあるが豊富でない。電子版があってもスマートフォン・タブレット用が多く、パソコンで読むことができない。
- ・電子版の雑誌を普及させ、デバイスの依存性を無くしてほしい（紀伊國屋書店の「Kinoppy」のようなサービスが雑誌にもあれば良い）

【事例A-4】

- ・テレビ、本のうち、主にテレビを使用。

【事例A-5】

- ・テレビ、メール、インターネット、仲間同士の情報共有など。主にインターネットを使用。
- ・内容が難しい場合がある。分かりやすい解説、説明がほしい。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

【事例A-1】

- ・スマートフォンやタブレット端末のどちらかは持ち歩いている。トーキングエイドなども専用機ではなく、アイパッド用のソフトウェア版を入れており、主にスマートフォンを利用している。
- ・自分は手指の不随意運動は強くないので、使いづらいと思う場面はほとんどない。
- ・スマートフォンやタブレット端末のタッチパネルの感受性は調節できると良いのではないかと思う。あとは物理的なキーガードがあると良い。

【事例A-1】

- ・携帯電話、パソコン。（このうち携帯電話はよく使っている）
- ・〈パソコンについて〉……パソコン、スマートフォンには長押ししても、連打にならないでほしい。パソコンも慣れないとスムーズにいかない。パソコンのマウスが使いづらい。デスクトップの場合、キーボードが滑る（コンピュータ本体と別なので）。本体とキーボードが一体となっているノートパソコンのほうが、ずれないので押しやすい（キーが小さくなるけど）。
- ・〈スマートフォンについて〉……一番使いにくいのはスマートフォン。目的のボタンの横を押してしまう。毎回右にずれるなら、調節しながら目的のボタンを狙うことができるが、ずれる方向が毎回違うため駄目（自分でもどこにずれるか分からない）。タッチよりキーボードの方が良い。
- ・キーボードを大きなボタンにしてほしい。キーボードでマウス操作ができる方法もあるが、それよりもマウスのほうが使いよい。トラックボールなど入力支援装置があっても、速さなどの調節方法が分からないことが多い。スマートフォンのタッチ感度を調節できるようにしてほしい。長押ししてもボタンが連打しないようになるなどの改善があれば、スマートフォンに変えるかも。言語障害があっても使える音声認識があれば良い。声を学習する機能をさらに向上させてほしい。ボイスレコーダーでとった音声を自動的にワードにテキスト化してくれる機能が欲しい。電気屋に行ったら「現在、そういう機能はありません」と言われる。そういう機能があると楽。例えば、「メモ」と言えば会議の音声をテキスト化してくれるなど。（※音声認識はあることはあるが、2013年11月現在、完全ではない）。言語障害版の音声認識がほしい。自分の声を学習させる機

能を向上してくれると良い。難しいとは思うが、メーカーにチャレンジしてほしい。

【事例A-3】

- ・主にパソコンを使用。
- ・スマートフォンとタブレットは、トラックボールで操作できない。マウスが使うことができないと、アウト！多様なユーザーに柔軟に対応できない設計になっているのは、差別だと思う。
- ・タブレットにトラックボールなどの様々な入力支援機器を接続できると良い。私だって使いたい。

【事例A-5】

- ・携帯電話、パソコン。主に携帯電話を使用。
- ・スマートフォンが使えない。手が不自由な人にも使いやすい機器がほしい。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

【事例A-1】

- ・役所などで職員の役割が細分化されすぎていて、ある用件を尋ねる時に職員をたらい回しされる時がある。
- ・一般就労の経験があるので難しいというのは理解できるが、ひとりの担当者が窓口となってワンストップでサービスを提供して欲しいと思う。

【事例A-2】

- ・行政や病院に行く時、個人情報を知られたら、いちいち言わず「これです」と保険証などを渡す。必要最低限のことしか言わない感じ。言語障害があると、“向こうに対しての配慮”をしなければならない。役所の職員や駅員は、当事者と介助者が一緒にいる時、介助者に話しかけてしまうことが多い。多分、当事者の声が聞き取りにくく、時間がかかる（当事者はパツ、パツ、パツと話すができない）からだと思う（当事者が理解できる／理解していないという理由よりは）。行政は最近、書類を記入する際に代筆してくれるが、銀行で代筆を頼むと「もしできなかったら家に持ち帰って家族に書いてもらって」と言われる。何で名前を書きただけなのに……。 「家に家族がいない」と言うと、「実家に帰ればいるでしょう」と言われる。ある時30分押し問答の末、上司が担当者の耳元で「じゃ、書いてあげて」と言ってくれた。「意味ない！だったら最初から書け」と言いたい。
- ・銀行の言い分は「相手の思いと違うことを書いたら責任をとれない」と言うが、自分の目の前で書いて確認して「あ、いいですよ」といえば問題ないと思う。

【事例A-3】

- ・病院や市役所、店などに行く時、事前に用件を紙に書いていき、それを職員や店員に見せる。又は、ヘルパーに言ってもらう。紙でうまく伝わらない場合、その場でノートパソコンを用いて補足説明をする。事前を書く作業が少し面倒。
- ・用件を書く紙が電子ペーパーだと良い。毎回書いて用件が終わったら捨てるため、紙とインクがもったいない。パソコンに打った用件をタブレットに表示させる方法もあるが、設定が簡単ではない。

【事例A-4】

- ・（施設内で）ナースコール（音声）がなかなか伝わらない。きちんと聞いてもらえない。
- ・こちらの言っていることをちゃんと聞いて欲しい。伝わってないと思って何度もナースコールす

ると怒られる。何度も呼んでいるのには理由があるので、聞き取れない時はなるべく早く一度来て欲しい。

【事例A-5】

- ・話すことが伝わらないことがある。ゆっくりと聞いてほしい。聞き返してほしい。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

【事例A-1】

- ・災害時の意思伝達についての不安はかなり強い。相手も自分のことで手一杯になることが容易に想像できてしまう。
- ・不安が解消される決め手と呼べるようなものは多分ないと思う。普段から互いに信頼し合える関係を作っていくぐらいしか思い当たらない。

【事例A-4】

- ・自分からうまく声を出すことができないので、いざという時に相手から声をかけてもらえるか心配。
- ・自分が居る（声を上げることが難しい人）ということを常に意識して、忘れずに声かけをして欲しい。

【事例A-5】

- ・落ち着いて話ができるかが不安。慣れている人以外は解りにくいのではないか。不安の解消方法は、今は分からない。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

G-1 現在利用している支援、その評価と改善すべき点

【事例A-1】

- ・キーボードやタッチパネルに対する問題がない代わりに、筆記や押印には問題がある。
- ・役所等に提出する書類で代筆できるものについては代筆や押印をしてもらっている。
- ・公的な書類の中には本人確認の意味で自署をしなければならないものがある。
- ・情報セキュリティや個人情報保護の面で難しいとは思うけれど、公的な手続きを役所の窓口ではなくインターネットの Web 上でできるようになればいいと思う。本人確認のために窓口に直接出向かなければいけない時でも、代筆ではなくできるだけ窓口に設置された手続き専用端末（パソコン）から入力できるようになればいいと思う。

【事例A-3】

- ・会話する時にヘルパーに手伝ってもらう。はい・いいえ等の簡単な意思表示は、ヘルパーに目線で伝えて、相手に言ってもらう。公費で情報機器を購入している。
- ・会話にヘルパーが介在するため、相手に言いたいことがうまく伝わらないことがある。パソコンに打った文章を、ヘルパーの解釈で相手に伝わってしまうなど。秘密話ができない。
- ・相手に、私の目線による意思表示方法を分かってもらおう等、ヘルパーなしでも会話できる工夫をしたい。

【事例A-4】

- ・会話（電話を含む）する時に施設職員に手伝ってもらおう。

- ・その場にいる職員又はナースコールで職員に来てもらう。この頃、自分の言っていることが職員に伝わらなくなってきた。(聞き取ってもらえない)。
- ・五十音の文字盤を併用して、もう少し楽に話せるようにしたい。

【事例A-5】

- ・パソコン、メールの操作は介助者をお願いしている。
- ・不便と思う点は、介助者がいない時に一人で操作ができない。特にパソコン。
- ・一人でも操作できるパソコンがあればいい。

G-2 現在利用出来ていないが必要な支援

【事例A-1】

- ・今の自分には対象にならないけれど、ピクトグラム（絵文字）を使った意思表示には関心がある。

【事例A-3】

- ・タブレット。トラックボールでも操作できるようになってほしい。

【事例A-4】

- ・文字盤、伝の心

【事例A-5】

- ・タブレット

H その他（市民理解の改善を含む）

【事例A-1】

- ・今までの回答からテクノロジー礼賛のように見えるかもしれないが、まずは人と人、自分と相手の信頼を築くことが大切だと思っている。

【事例A-2】

- ・質問がマイナス思考。回答に選択肢がほしい、答えづらい。

【事例A-3】

- ・様々なコミュニケーション支援機器を気軽に試すことができるようにしてほしい。

【事例A-5】

- ・言語障害があると、分からないと思われて、一人の大人として対応ができないことがある。初めは分かりにくいですが、言葉をゆっくり聞いてほしい。

2 特定非営利活動法人全国LD親の会 関係事例

事例	年齢 (性)	居住地	居住場	世帯	就労	就学	手帳	障害	支援法	記入者
B-1	20代 (男)	愛知	一般住宅	7人	○		×	LD(読み書き障害)。文字を認識することが難しい。発音と文字(形)が結びつかない。文字を読む、書くことが困難。言葉の意味を理解するのに時間がかかる。	×	1
B-2	10代 (男)	愛知	一般住宅	4人	×	○	×	アスペルガー症候群	×	1
B-3	10代 (男)	秋田	学生寮		×	○	×	注意欠陥他動性障害。診断は無いが、字を書くのが苦手	×	3
B-4	10代 (男)	秋田	一般住宅	4人	×	○	×	書字障害(升に合わせて書くことが難しい、正確でない字を書く。漢字を書くのが苦手(ひらがなはOK)。広汎性発達障害。協調性運動障害(極端な運動音痴。細かな作業が苦手)	×	3

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例B-2】

- ・ あいまいな問いかけをされると答えることができない。
例：体育祭の時、捻挫したが、先生から「大丈夫？ どうした？」など、あいまいな聞き方で、「大丈夫(=わからない)」と言ってしまい、そのまま帰宅した。帰宅後、受診したら重傷だった。
- ・ 回りくどい言い回しになってしまう。本などで覚えた知識(文語)を、分かりやすい言い方(話し言葉)に直すのが困難。文章そのままの言い方になってしまう。
- ・ 書字障害があるため、パソコンの利用を認めてほしい。(書き間違いが減る。理解が進む。)

【事例B-3】

- ・ 概要の説明を飛ばして(もしくは十分しないで)詳細を説明することがあり、全体像が分からず聞き返すと、さらに詳細の説明になり、分からなくなる。途中で説明をあきらめるか怒ってしまうことがある。
- ・ 要点を掴むのが苦手なせいか、時系列的に説明することが多く、本題になかなか入らないので、本題に入る前に聞く方が飽きてしまう。
- ・ 物の名前が出づらい時があり、そこをパスできないと話が進まないため、相手が飽きてしまう場合がある。

【事例B-4】

- ・ 書くことが苦手なので、文字や文章を書くのではなく、言葉や会話で表現することが多い。
- ・ 絵を描いて示す時もある。
- ・ 手順を追って話をするのが苦手なため、話が通じなくて誤解を受けることが多い。そのため、やっていないことでもそれを説明するのが面倒で、「自分がやったと言って終わらせた方が良い」という対応になってきてしまっている。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例B-2】

- ・話の細部にとらわれてしまい、本筋から逸れてしまう。(主旨よりも、文法や言葉の正確さが気になり、細かい指摘をしてしまう。)
- ・覚えていない言い方・言い回しで説明されると理解しにくい。(言葉の意味をつなげたり、分離するのが煩雑。)
- ・指示を明確にしてほしい。(「とりあえず待ってて」ではなく、どういう状況になったら、どうすべきか具体的に指示してほしい。) 自閉症の特性として、見通しを持ちにくく、不安が強い。
- ・聴覚過敏(音が聞こえすぎる)のため、放送等、雑音があると集中できない。スピーカーの音が拡散すると、聞き取りにくい。(指向性のスピーカーにしてほしい)
- ・放送のはじまりの合図(ピンポンパンポンというチャイム)の後、タイムラグがあると分かりにくい。リズムよく伝えてほしい。
- ・あいまいな概念がわからない。(高い・低い等)

【事例B-3】

- ・常識的なところが分かっているようで分かっていない時があるので、話がかみ合わない時がある。
- ・名指ししないと、自分に話しかけられても気が付かない時がある。
- ・集中していると声をかけられても気が付かない場合がある。
- ・曖昧な表現(ぼかした表現)を理解するのが苦手である。
例：レポート提出が遅れた時「しかるべき時に出せばなんとかなるかもしれない」という表現を理解できなかったようだ。「ダメかもしれないが〇〇日まで出すように」という形で指示を出して欲しかった。

【事例B-4】

- ・話がかみ合わない時がある。
- ・曖昧な質問には答えられない。
- ・一度にいくつも答えなければならぬと困ってしまう。
→1回ずつ答えられるように質問して欲しい。
- ・おおまかな指示を受けた場合、何を行って良いのか判断がつかず、できないことがある。
例：指示「かたづけて」→できない 指示：「遊んだものを元の場所にもどして」→できる。

〈参考①調査対象以外の事例——20代女性 広汎性発達障害(就労中) 療育手帳あり〉

抽象的な指示はどうしたらよいか分からない。(分からなくても「はい」と言ってしまう。)
ごちゃごちゃ書かれていると文字を読み取れない。(背景の模様や同系色の背景等)
矢印が分からない。(どちらを指しているか認識できない。エレベーターの開閉のマーク等)

〈参考②調査対象以外の事例——20代男性 アスペルガー症候群 通信制大学在学 未就労 親と同居 手帳無し〉

- ・自分に対する発言ではないことを、自分に対して言われたと思う時がある。そこで誤解が生じ、意思疎通が難しくなることがある。
例：中学の歌の練習で、全体的に声が小さいので先生が「もっと大きな声で」とクラス全体に数

回言ったら、本人はめいっぱい大きな声で歌っていたので、「これ以上どうしろと言うのだ」と怒ってしまった。

〈参考③調査対象以外の事例——20代男性 アスペルガー症候群 強迫性障害 未就労

親と同居 精神手帳1級〉

- ・自分の世界に入っている時は話が入らない。
- ・本人の考えと合わない話を聞いていることが難しい。
- ・時によって差が非常に大きく不安定である。良い時は意思疎通に困難を感じないが、悪い時は話が通じない。「時によって差が非常に大きい」ことを理解してもらうのが大変困難である。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

【事例B-2】

- ・書体が変わると混乱する。（書体ごとのビジュアルで記憶しているため、書体が変わると同じ文字として認識できない。）書体によって読みづらい。些細な違いにこだわる。
- ・テレビの字幕が他の文字と重なると認識できない。
ニュース等の生放送の場合に、字幕が遅れると混乱しやすい。（速報などを除けば、ある程度原稿がある訳だから、実際の発語の正確さよりも、要旨をタイミングがずれないように伝えてほしい。）

【事例B-3】

- ・テレビ等から情報を入手するのは問題がないが、学校では先生が黒板に書いた内容をノートに写さなければならない。書くのが苦手な場合、書き写すことだけに集中してしまい、先生の話聞くことができない。

【事例B-4】

- ・テレビからの情報の入手は問題ない。
- ・読むのは問題ない。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

【事例B-3】

- ・パソコン・携帯・インターネットの利用には問題はない。

【事例B-4】

- ・パソコンは学校で使用している。マウスでクリックする等は特に問題はないが、文字入力で時間がかかる。携帯は持っていない。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

【事例B-1】

- ・市役所等の申請の際、住所等を記入することができない。申請書の項目が読めないため、どこに必要事項を記入したらよいのか分からない。（現状は保護者が付き添いをしている。）銀行で通帳を作る際にも、自書が求められるが、文字を書くことが困難。（記入するのに時間がかかる。判読不能の字しか書けない。）申込書が書けないため、携帯電話等の口座引落としの手続きもでき

ない。病院の問診票・職場の申請書類が書けない。(例えば、年末調整の用紙も記入欄が細かいため、文字を記入できない。)契約書の内容が読めないため、言われるままに記入してしまい、消費者被害に遭いやすい。

運転免許の試験を14回受けて、やっと免許を取得することができた。(自動車学校では、ふりがなつきの問題で試験を受けることができた)小中学校のテストの文字が小さすぎて(ふりがなをつけても)読めなかった。

【事例B-2】

- ・字が汚いので、宿題をパソコンで提出するようになった。
- ・単語や漢字をたくさん書くように言われ、苦勞した。(書いてもひとつも覚えられず、再テストも再々テストもできず、ふざけているか、真面目にやっていないと思われる。)
「書くベース」でなく、「覚えるベース」で指導方法を考えてほしい。(授業中も聞くことに集中した方が覚えられる。ノートをとる(書く)と、そちらに気をとられ、聞く(覚える)ことができない。ノートをとらない方が話をちゃんと聞き、理解・記憶することができる。)
- ・ドリルやノートの罫線が細かい(色が薄い)と、行をとばして書いてしまい、全部ずれてしまう。線を太くしてほしい。
書く練習をさせる場合は、薄いなぞり線の上をなぞって書くようにすれば、書き間違いをしない。

【事例B-3】

- ・話を理解してもらえそうも無い場合、話(説明)をあきらめる場合がある。
- ・先生によっては、本人の話を最後まで聞かないので、困ったことがあっても先生に相談することが難しい。
- ・困っていることや思っていることを書面にするのは、話すより難しく、字を書くのも嫌いなので、書面での意思疎通はかなり難しい。

【事例B-4】

- ・なかなか本人が言いたいことが伝わらないことが多く、誤解を招いている。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて(不安点など)

【事例B-2】

- ・台風の時、警報が出たが、予定を変更することができず、下校しなかった。母が迎えに来て、説明されて帰宅できた。(発達障害(自閉症)の特性として、予定を変更することができない。)

【事例B-3】

- ・困難は無い。

【事例B-4】

- ・困難は無いと思われる。(イベントなど非常時にはハイテンションとなり、人に聞くことができるようになる。)

G 意思疎通支援(人・介護職員等による支援、機器・用具など)について

G-1 現在利用している支援、その評価と改善すべき点

【事例B-1】

- ・高校時代は、電子辞書(入力すると読み上げてくれるもの)を利用していた。

- ・交通機関を利用する時は、スマートフォンの乗り換えアプリを利用している。
- ・メールするようになって、文字を覚えるようになった。(視覚的に文字を認識することができないため、聴覚(音声)によって理解、対応している。)
- ・ローマ字入力ができるようになったが、ローマ字を文字として認識しているのではなく、キーボードの文字の配置で(タイピングすることで、指で)覚えている。「音声→キーボードの配置→文字に変換」を繰り返すことで文字を覚えた。

【事例B-4】

- ・学校では支援員が付いているが、本人が支援員に頼むことは無く、意思疎通の支援には役立っていない。支援員を付けることが目的ではなく、支援することが目的なので、支援方法を考えて欲しい。

G-2 現在利用出来ていないが必要な支援**【事例B-1】**

- ・学齢期、テスト等も読むことができなかつた。(読める文字を拾い読みして、勘で答えていた。)他の人が読み聞かせたり、平易な言い回しに言い換えれば、聴いて理解することができた。学齢期にタブレット端末等で、読み上げソフトを活用できると、もっと学力をつけることができたと思う。

【事例B-3】

- ・字を書くのが苦手でも、パソコンには入力できるので、小中学校でもパソコンの使用を認めて欲しい。(文章を書くことで、要点をまとめることができるようになる場合があるが、鉛筆などで書こうとすると、やる気がなくなる。パソコンを使えば、字が汚くても漢字が怪しくても文章の練習は容易になる。)

H その他(市民理解の改善を含む)**【事例B-3】**

- ・高等専門学校では高校と異なり発達障害への理解が低く、また、誤った形で認識されているようだった。入学時から学校へ本人の特性を伝えて支援をお願いしていたが、親の要望は理解してもらえなかった。高等教育機関においても発達障害などの理解を進めていって欲しい。
- ・一見、問題がないように見えるだけに、意志疎通が難しい点があることを理解してもらいにくい。

【事例B-4】

- ・地域が狭く、小学校から一緒の子が多いので、同級生はある程度理解してくれているがその親は理解していない。もっと、多くの人が本人たちの特性を理解して欲しい。

3 特定非営利活動法人全国ことばを育む会 関係事例

事例	年齢 (性)	居住地	居住場	世帯 人員	就労	就学	手帳		障害	障害者総合支 援法		記入者
							有無	程度		利用	種類	
C-1	20代 (男)	佐賀	一般 住宅	3	×	○	○	身障2級	先天性両耳性難聴、 聴力レベル両耳 100dB以上	○	補聴器 の補助 金等	2
C-2	10代 (男)	岡山	一般 住宅	5	×	○	×		発達障害（読字障 害）。現在高校3 年生で、漢字の習 得は小学校4年生 程度だが、前後の 文章の関係から、 読解は多少できる ようになった。	×		3
C-3	20代 (女)	山口	一般 住宅	2	○	×	○	身障1種 2級	聴覚障害	×		2
C-4	40代 (女)	京都	一般 住宅	5	○		○	身障4級	難聴	×		2

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例C-1】

- ・自分が話すことにはあまり困難などは感じない。ただ、「ぢ」と「じ」の発音がわからない。さ行は発音において注意している。

【事例C-2】

- ・読字障害以外ほぼ生活できるので、他人にわかってもらえることが困難。

【事例C-3】

- ・発音は明瞭な方なので、相手に自分の意思を言葉で伝えることは流暢にできる。しかし、声や音の大きさは自分では分からないので環境に合わせて音の大きさを変えることは困難。そのため、静かな場所で思ったよりも大きな声を出してしまったり、騒がしい場所では声が小さすぎて聞きとってもらえなかったりする。
- ・自分から意思を初めに伝える場合は良いが、相手から発信する場合は、上手く聞き取れないこともあるため、返答が遅れてしまうことが多々ある。1対1でのコミュニケーションならば待つてもらえるので良いが、会議等の大人数の場合などは、周囲の状況を理解する前に話題がどんどん変わってしまい、結局意思を伝えられないままに終わってしまう。
- ・大学時代、関西の電車、バスを使用することが多かったが、次の駅のアナウンスが分からないため、外の様子を見たり、表示を見たりして判断していた。しかし、案内表示がアナウンスと伴わないこともあるので、乗り過ごしたこともあった。また、バスの案内表示は前方についているため、満員のバス等では案内表示そのものが見えないこともあった。

(以上、質問B、質問Eにも共通)

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例C-1】

- ・今は大学生であるが、マイクを使った講義などが多い。マイクを使われると何を言っているのかわからない。そのため、先生の口を見て、聞くようにしている。そして、友達に重要なところなどを見せてもらっている。また、飲み会などの付き合いで周りが騒がしい中で聞き取るのが難しい。また、車運転で後ろ座席から話しかけてもらっても聞こえづらい。つまり、口が見えない会話は聞こえづらい。
- ・これから病院実習が始まるが、病棟ではマスクしている人が多いので、マスク着用している人とうまくコミュニケーションとれるか心配である。災害時、周りが騒がしい中、他の人の話を聞いて、協力したり、携帯電話で会話できるのか、また放送などを聞くことができるかが心配である。放送は聞こえているが、何を言っているのかは分からないはず。(以上、質問E、質問Fにも共通)

【事例C-2】

- ・他人の意見を自身としては、受け止められるが、他人の意見を代弁はできない。

【事例C-4】

- ・活動をするときに、軽度難聴の方々から「軽度のため障害者手帳がもらえず、補聴器等の補助具を申請できず、自己負担が辛い。」という声をたくさん聞きます。日本の場合70dBからでないと該当しないので、他の国と同様に40dBにデシベルダウンして、軽度難聴者のニーズ受け入れを要求します。ニーズが多いことを行政もきちんと調査して、補助を受けられるようにして頂きたい。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

【事例C-1】

- ・今、テレビがデジタル化して、字幕がつくようになった。難聴者は聞こえづらいことがあるので、いまだに間違えて覚えていることがある。その訂正を字幕がやってくれて、助かっている。また、携帯、インターネットなどの発達で読み仮名が分からない時に調べられるというメリットがある。

【事例C-2】

- ・漢字で読むことができない。問診票（アンケート）等、読み取れない。
- ・映画も字幕は追いつかない。

【事例C-4】

- ・電車通勤していますが、何らかの理由で遅延になることがよくあります。アナウンスが聞き取れないので、人に聞けばよいのですが、なかなか聞けず。こういう時は電光掲示板でお知らせしてくれればと思います。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

【事例C-2】

- ・パソコン・携帯は、メールを活用している。他人からのメール・情報等で読めない場合、母親に読めない活字をメールで送信してきます。それを、ひらがなで返信しています。この方法で母親がどこに居ても補助できる。

【事例C-3】

- ・情報機器については、パソコン、スマートフォン等を使用しています。視覚的情報が昔よりも格段に増え、大変便利になっていると感じています。レストランや美容院の予約、問い合わせ等、以前であれば電話でしかできなかったことがメール等でも受け付けてもらえるようになっていることが一番ありがたいです。しかし、全てがそうとは限らないので、今後、もっとメールもしくはFAXを取り入れてほしいと思います。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

【事例C-2】

- ・学校でお手紙等を配られても、必要ないものか、いつ提出するものかがわからず困惑することが多かった。(中学の時に特に感じた。)
- ・学校での教科で技術等の課題の説明書が読めず、作ることができなかった。
- ・医療関係では、問診票(予防接種)が読めず、書き込みができない。
- ・運転免許に関しては、読み聞かせをかなりして、問題を覚えて挑んだ。
- ・電車の時刻表・運賃表、バスの停留所等、読み仮名がないので困難を感じる。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて(不安点など)

【事例C-2】

前項で述べた通り、いつも見慣れた標識は読めるが、災害・非常時の際の安否等が読めるか不安。

G 意思疎通支援(人・介護職員等による支援、機器・用具など)について

G-1 現在利用している支援、その評価と改善すべき点

G-2 現在利用出来ていないが必要な支援

【事例C-1】

G-1: 利用していない

G-2: 勉学に励む人や働く人において、大事な連絡事項があるときにしっかりと聞こえていなければならぬので、話の内容をメモしてくれる人が必要だと思う。これが費用などの関係でなかなかその仕組みが採用されていないと思う。私の大学でも申し込んだが、採用されずに、友達と支え合いながら頑張っている。

【事例C-2】

ルビの使用を、徹底していただきたい。

H その他(市民理解の改善を含む)

【事例C-1】

さまざまな障害の中で難聴者は外見上補聴器をつけているだけなので、周りの人に耳が悪いのかなというくらいにしか思われていないと思う。補聴器をつければ、何も問題ないと思って、普通に接してくる。それは障害者にとって、喜ばしいことかもしれないが、現実的には聞こえているふりをどうしてもしてしまう。私はまだ自分から聞こえないからもう一回言ってくださいとかを少し言える方であるが、他の障害者を見てみると、協力を頼みたいとき、なかなか言えない方が多いので

はないかと思う。過去に協力を求めて、面倒くさがられたりして、それを言うのがつらいと思う人もいると思う。もちろん障害をもつ自分が戦うことは大事であるが、もう少し様々な障害に対する知識を増やしてもらえたらうれしいなと思う。

私は難聴の人と触れ合ってみたが、聞こえないので発音がうまくできず、コミュニケーションを取ろうとしない。また、心を開こうとしない。そのため、性格がどうしても暗くなってしまうかなと思ってしまう。そのために早いうちに難聴を見つけ、早いうちに言葉の教育をして、コミュニケーションをとれるようにすべきだと思う。

【事例C-2】

福祉等の改善の計らいに、目に見えない障がい者（発達障害）の方への計らいも今後考えてほしい。

学校にしても、手帳がなければ支援学校にも入れず、普通学級ではついていけず、働くしかないのが現状。しかし、人より習得するのにちょっと時間がかかるからこそ、青少年期に学ぶ時間が欲しいのに、健常児についていけなければ、そこで、学業が打ち切りはおかしいのではないかと？ 学業（生活）の時間を増やせれば、もっと、文化を豊かに享受したり、就職などの選択肢が増えたりするなど、生活圏が広がるのではないかと思う。

4 特定非営利活動法人全国失語症友の会連合会 関係事例

No	記入者	年齢 (性)	都道府県	居住	同居数	就労	就学	手帳	手帳内容	障害の状態・原因	支援法	サービス 内容
1	本人	60代 (男)	東京	一般	4	×	×	○	身体・2種 2級	失語症・軽度右マヒ	×	介護保険
2	家族	60代 (男)	東京	一般	4	×	×	○	身体・2種 2級	脳塞栓	○	機能訓練、 通所リハ、 訪問リハ、 PT、ST
3	本人	70代 (男)	東京	一般	2	×	×	○	身体・3級		×	
4	家族	70代 (男)	東京	一般	2	×	×	○	身体・3級	H19年8月脳梗塞発症。重度の失語症、失行、失認、遂行障害等。現在、少しずつ改善している。	×	
5	本人	50代 (男)	東京	一般	3	×	×	○	身体・4級、 精神3級	脳梗塞による失語、遂行機能、注意の障害	○	就労継続 B
6	家族	50代 (男)	東京	一般	3	×	×	○	身体・4級、 精神3級	脳梗塞による失語、遂行機能、注意の障害	○	就労継続 B
7	本人	50代 (男)	岐阜	一般	6	○	×	○	身体・1級	脳出血による①右上肢機能障害(2級)、②右下肢機能障害(3級)、③言語機能障害(4級)	×	
8	家族	50代 (男)	岐阜	一般	4	×		○	身体・3級	くも膜下出血 右方マヒ(軽度) 半盲 失語症	×	
9	調査員	40代 (女)	東京	一般	4	×	×	○	身体・1級	脳梗塞	○	自律訓練、 居宅介護
10	家族	40代 (女)	東京	一般	4	×	×	○		脳梗塞	○	自律訓練、 居宅介護

11	他	50代(男)	三重	一般	2	×	○	身体	脳梗塞による右片マヒと失語症。杖なしで歩行可。車の運転はできる(左手左足仕様)。右手は余り使えない。日常会話には余り困らない程度の失語だが、就労は困難。自宅でも多少の家事をしながらテレビ・読書を楽しんでいる。リハビリやデイサービスは利用していない(年齢が若く軽度なのでやってもらえない)	×	
12	他	70代(男)	神奈川	一般	2	×	○	身体・2級	右片マヒ2級、言語機能障害4級、失語症、高次脳機能障害	×	
13	他	40代(男)	福岡	一般	4	○	×	×	脳出血、失語症、右半身マヒ、身の回りのことは自分でできている	×	
14	家族	50代(男)	福岡	一般	3	×	○	○	身障・1種1級 言語機能の喪失、脳梗塞による右上下肢の機能全廃	×	
15	家族	40代(男)	福岡	一般	6	○	×	○	身障・2級 脳梗塞(内径動脈乖離による)、失語症、注意障害、記憶障害、右同名半盲、失行症、疲れやすい	×	
16	家族	70代(男)	兵庫	一般	2	×	×	○	身障・1種1級 くも膜下出血、音声機能の喪失、体幹機能障害、右片マヒ(2級)	○	デイサービス
17	他	70代(男)	大阪	一般	2	×	×	○	身障・2種3級 脳梗塞による失語症、視野狭窄、上腸間膜動脈閉塞症	×	
18	家族	40代(男)	大阪	一般	2	○		○	身障・4級 ヘルペス脳炎、ウエルニッケ失語症、記憶障害他、高次脳機能障害	×	
19	家族	30代(男)	千葉	一般	3	×	×	○	身障・1級 失語症、右半身マヒ、右半側無視	○	B型就労支援
20	家族	60代(男)	東京	一般	2	×	×	○	身障・1種1級 右片マヒ、失語症。脳出血から11年ですが発語は困難です。	×	
21	他	50代(男)	東京	一般	2	×	×	○	身障・1種1級 脳出血による右上肢・右下肢機能全廃	×	
22	他	60代(男)	兵庫	一般	3	×		○	身障・1種1級 脳内出血、音声言語機能喪失、右上下肢の機能全廃	×	
23	他	50代(女)	青森	一般	3	×		○	身障・第2種 右半身マヒ 脳梗塞。右足はある程度回復し歩行可能。言葉・会話は少し困難。右手はマヒ。	○	通所リハビリ
24		40代(男)	神奈川	一般	2	○		○	身障・4級 失語症。話すことは何とか日常生活に支障はない程度にできるが、読み書きと数字の把握が不自由。	×	

25	他	60代(男)	青森	一般	1	×	×		低酸素脳症(軽度失語・構音障害)	×		
26	家族	50代(男)	東京	一般	5	×	○	身障・1種1級	脳梗塞により右上下肢マヒ、左上肢装具付け杖にて歩行。全失語、高次脳機能障害	×		
27	家族	40代(男)	青森	一般	4	○	○	身障・1種1級	心原性脳塞栓症による右上肢機能全廃(上肢2級、下肢3級)	×		
28	他	70代(女)	青森	一般	1	×	×		心原性脳梗塞(失語症、高次脳機能障害、半側空間無視)中等度	×		
29	他	80代(男)	長野	一般	3	×	×	○	身障・1級	失語症(感覚)左片マヒ。介護度4、車いす、すべて要介助、心筋梗塞→脳梗塞	ディサービス	
30	家族	40代(男)	東京	一般	1	×	×	○	身障・1種1級、精神3級	頭部外傷、右片マヒ、失語症、視野狭窄、高次脳機能障害、杖歩行(短下肢装具)	×	移動介護、就労支援
31	本人	50代(男)	三重	一般	2	×		○	身障・3級	右上肢機能障害(3級)、脳梗塞	×	
32	調査員	50代(男)	長野	一般	3	×	×	○	身障・1種3級	脳梗塞、失語症、右片マヒ、ゆっくり歩行、右下肢補装具、字を書く・食事・パソコン入力などは左手	×	
33	本人	50代(男)	佐賀	一般	4	○	×	○	身障・4級	脳出血による言語機能の著しい障害(4級)	×	
34	家族	50代(男)	東京	一般	5	×		○	身障・1種1級	脳梗塞による右上下肢機能障害、全失語、高次脳機能障害	×	
35	調査員	80代(男)	青森	一般	5	○		○	身障・4級	視床出血によるごく軽度の失語症、感音性難聴	×	
36	他	60代(男)	茨城	一般	5	×	×	○	身障・1種1級	糖尿病、脳梗塞、心臓病	×	

注) 回収調査票は36通であったが、同一事例について本人と家族とが別々に回答したものが5事例あるので事例数は31。1と2、3と4、5と6、7と8、9と10がそれぞれ同一事例である。

A：自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

1) 現状

- ①何でも充分伝えられる… 2
 ②簡単なことなら伝えられる… 10
 ③簡単なことでも時々難しい… 17
 ④どんなことも伝えるのが難しい… 6

2) 困難だと感じること

- ①全くない… 1
 ②時々ある… 11
 ③頻繁にある… 15
 ④いつも… 7

3) 伝達方法 4) 伝達可能○、不可能× / 5) 具体的にどのようなことが困難

No.1 声、言葉、50音表、単語・文章ボード、パソコンで伝達。○家族など親しい人、兄弟、親戚、医師、リハビリの人。

No.2 表情、声、文字、絵で伝達。○家族など親しい人、兄弟、親戚、医師、リハビリの人。
 /すべての言語による意思伝達に困難が生じる。夫の調査票回答ではパソコン可となっ

- ているが、現実にはリハ時にST（＝言語聴覚士）に使い方を習っているだけで、全く使えない。このようなところにも本人と家族のギャップがある。
- No.3 声、身振りで伝達。○家族など親しい人、兄弟、親戚、知人、ケアマネ。
- No.4 声、身振りで伝達。○家族など親しい人、兄弟、同僚（昔の）、リハビリの人、施設職員、ケアマネ。×役所の職員、金融機関の職員、駅の職員、警察官、食堂の人、店の人。／病院のリハビリ（療法士と1対1）と仲間がいる集団のリハビリとを組み合わせると効果が上がるように思う。1年半前から集団の中にはいるようになって大変変わった（よい方へ）。ただ、集団の中に入るのに大変で、そういうはじめの一步の支援がほしいとつくづく思っている。
- No.5 表情、声、言葉で伝達。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、同僚、級友、リハビリの人、施設職員、ケアマネ、食堂の人、店の人。×役所の職員、金融機関の職員、警察官。
- No.6 表情、声、身振り、言葉で伝達。○家族など親しい人、リハビリの人、施設職員、ケアマネ。／もともと自分の意思を伝えないで我慢するタイプなので困っていることが目立たない。
- No.7 表情、声、身振り、言葉、文字、携帯（メール）、パソコンで伝達。○家族など親しい人、リハビリの人、食堂の人、その他／ST（＝言語聴覚士）。／息子との会話に困っている。
- No.8 声、言葉、文字で伝達。○家族など親しい人、友人。／言葉が出にくいので、伝えようとしている間に忘れてしまう。車対車の事故の時、状況が伝わらず不利になった。以後、車内カメラを搭載した。
- No.9 表情、声、言葉、文字で伝達。○家族など親しい人、兄弟、医師、看護師、リハビリの人、施設職員、ケアマネ、相談員、ヘルパー。／なるべくあきらめないで伝えようとするが子どもが待ってくれない。
- No.10 表情、声、身振り、言葉、文字で伝達。○家族など親しい人、兄弟、医師、看護師、リハビリの人、施設職員、ケアマネ、相談員、ヘルパー。／言いたいことが伝わらないときにすぐにあきらめる。子どもはそのときによって話を聞かない。
- No.11 必要最低限のことは大概、伝えることができるが、いつもうまく伝わるとは限らない。伝わらない時は、相手のせいにしてしがちで、また言い換えることはできないため、家族が通訳に入らないとうまく伝わらないことが多い。例えば商品について質問する時、自分の言い間違いに気づかず、強い口調で同じ質問を繰り返すので、店員が何を答えてよいか混乱してとんちんかんな答えを言う。すると求めている回答でないために、怒りだしそうなる。例：スタッドレスタイヤのメーカーを聞きたいのに、「車は何ですか?」と聞くので、店員はそのサイズのタイヤが適応する車種を答えたのだが、それが気に入らなずに怒り口調になった。
- 言葉がうまく出てこない時には、こちらがいろいろヒントを出すなどして、推測しようとするが、うまくいかないことも多い。「お前は失語症が全然わかっていない!」というので、「ごめん、わからないよ。お父さんの頭の中が覗けるわけじゃないんだから」と謝ることにしている。
- 文章も書けるが、友人へのメールも馬鹿丁寧だったり、文章が少し不自然。

- No.12 身振り、言葉（漢字）、絵、コミュニケーションノート。○家族など親しい人、リハビリの人、施設職員。×親戚、友人、知人、同僚、級友、医師、看護師、ケアマネ、相談員、ヘルパー、役所の職員、金融機関の職員、駅の職員、警察官、食堂の人、店の人。
- No.13 声、身振り、言葉、携帯、パソコン。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、医師、看護師、リハビリの人、施設職員、店の人。×役所の職員、金融機関の職員。／静かな場所や1対1だと話をするができるが、周囲がざわざわしていると聞き取りができずに会話をすることができない。
- No.14 表情、声、身振り、言葉で伝達。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人。／大学病院で半年に1回の定期検診時に、本人確認で名前と生年月日を聞かれるが答えられない。すべて家族が代返している。
- No.15 言葉、文字、携帯で伝達。○家族など親しい人、医師、看護師。／言葉を思い出すまでに時間がかかる。言い間違いに気づかなかったりするので、確認が必要。
- No.16 表情、声、身振り、絵、単語ボード、コミュニケーションノート。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、同僚、級友、医師、看護師、リハビリの人、ケアマネ、ヘルパー、食堂の人、店の人。×施設職員、役所の職員、金融機関の職員、駅の職員、警察官。
- No.17 表情、身振り、コミュニケーションノート、携帯。○家族、リハビリの人。×兄弟、親戚、友人、知人、同僚、級友、医師、看護師、ケアマネ。／1つの話題について継続的に健常者（主に妻）が話したり、本人が手振りや筆記（余り単語が出てこないが）で伝えている場合は、前後の関連であれこれ推測し、コミュニケーションを取っていて正解にたどり着くが、突然訴えるときは何のことは何の行っているのか分からない。昨日も、朝から来年の手帳を買いたいとのことなので、午後から行こうねと答えた。その後古い型→新しい型とメモに書いたので、手帳の種類を変えたいのだと思いこんで一緒に出かけたら、ガラケーの携帯電話を買い換えたいと言うことだった。
- No.18 言葉、携帯で伝達。○家族など親しい人、兄弟。×左記以外すべて。／失語症後は全く以前と異なった環境の方となりました。級友、恩師とも話していません。寂しいです。友人とともに映画・旅行など社会参加をしたときでも、詳しく自分の思いを伝えられない。一言、楽しかったとかよかったとかの短い単語です。もっともっと自分の気持ち、こころのなかの言葉を伝えたい、話したいです。想いを充分表現できなく、辛いです。
- No.19 表情、声、身振りで伝達。○家族など親しい人、兄弟。×左記以外すべて。／毎日一緒に生活し、何に興味を持っているのかが分かっていないと、何を言おうとしているか推測することは困難。結局言おうとしていることが分からず、本人も何を言おうとしていたのか分からなくなってしまうことが始終あります。
- No.20 表情、身振り、言葉、文字、絵で伝達。○家族など親しい人、医師、看護師、リハビリの人。／自分からの発語がないので家族には身振り、看護師さん、医師、リハの人にはイエス、ノーで対処しているようです。
- No.21 表情、身振り、言葉で伝達。○家族など親しい人、兄弟、医師、看護師、リハビリの人、施設職員、ケアマネ、ヘルパー。
×上記以外すべて。／かかりつけ医以外の病院の付き添いが必要。特に歯科医師に説明ができない。理髪店にて自分の思うようになかなか伝わらない。他人に話すとき、緊張

- してうまく伝わらず苦手になる。
- No.22 表情、声、身振り、言葉、文字、絵で伝達。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人。×医師、看護師。／病気の時。先日、歯の治療時、痛みの程度を伝えることができず困りました。「痛いですかと聞かれて、痛くてもいいえと答えることがあります」と本人について説明したとき、「何でや」と吐き捨てるように言われました。
- No.23 表情、身振り、言葉で伝達。○家族など親しい人、兄弟、医師、看護師、リハビリの人、ケアマネ。／思っていることを言葉で伝えられない。
- No.24 表情、声、身振り、言葉、文字、絵、携帯、パソコン。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、同僚、級友、医師、看護師、リハビリの人、施設職員、ケアマネ、相談員、ヘルパー。／お店で目当てのものを買いたいとき説明できない。
- No.25 表情、声、身振り、言葉、文字、絵、携帯、パソコン。○家族など親しい人、リハビリの人。／聞かれたことにすぐ答えられない。
- No.26 表情、声、身振り、言葉、文字、絵、イラスト、コミュニケーションノート、携帯。○家族など親しい人、友人。×医師。／夫は入浴中に思いつくことが多く、待つことも難しいので、カレンダー（すべて「あじた」という。日付、数字は「ニジュー」という）、ボードなどのツールがないと全く何を言っているのか分からず、怒ることが多い。第三者には通じないとあきらめていて話しかけない。
- No.27 身振りで伝達。○家族など親しい人、リハビリの人。／痛みを訴えたいとき、家族が部位・症状を聞いても痛みで頭がいっぱいらしく、伝わらない。
- No.28 表情、声、身振り、文字、携帯。○兄弟、友人、知人、医師、ケアマネ、ヘルパー、金融機関の職員、駅の職員、店の人。／店の商品名が分からない、ラベルが付いているところとそうでないところがある
- No.29 表情、声、身振り、言葉、文字で伝達。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、リハビリの人。／感覚性失語のため言葉は出るが理解不十分のため、相手から認知症高齢者と同じ対応を受けることが多い。53才の発症以来数回入院しているが、家族が朝食前から就寝まで付き添っている。医師・看護師・検査技師など失語症を正しく理解していない方が4分の3くらいいらっしゃるのでは。困るのは妻がいないとき。
- No.30 表情、身振り、言葉で伝達。○家族など親しい人、兄弟、ヘルパー。×医師、看護師、相談員、役所の職員、金融機関の職員、駅の職員、警察官。親しくても不可能な場合があるし（母、父でも）、他人でも可能な場合があります。
- No.31 表情、身振り、言葉、携帯、パソコン。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、同僚、級友、医師、看護師、リハビリの人、役所の職員、金融機関の職員、駅の職員、食堂の人。／頭の中ではある「言葉」が分かっているのに、会話でその「言葉」が言えないこと。
- No.32 表情、声、身振り、言葉、文字、絵、携帯、パソコン。○家族など親しい人、兄弟、友人、知人。×医師、看護師、警察官。／現在、○○邸の観光案内ボラ。あらかじめ用意してある説明はできるが、予想してない質問にとまどう。「失語症です、ゆっくり話してください」のカードで相手の話し方のお願いをしている。勇気はあるが成功している。たまに車に乗っているとき検問がある。運転免許の確かめ程度ならよいが犯罪などの検問だ

- とあわててしまい、口ごもり、不審感をもたれてしまうのではと心配。
- No.33 表情、声、身振り、言葉、文字、イラスト。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、医師、看護師、リハビリの人。×金融機関の職員、駅の職員、警察官、食堂の人、店の人。／仕事上、人に説明するとき、相手が待ってくれない。
- No.34 表情、声、身振り、言葉、文字、絵、イラスト、コミュニケーションノート、携帯。○家族など親しい人、友人、リハビリの人。×医師、役所の職員、金融機関の職員、駅の職員、警察官、食堂の人、店の人。
- No.35 表情、声、身振り、言葉で伝達。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、同僚、級友、医師、看護師、リハビリの人。／言語障害があり伝達に時間がかかるが、不自由はそれほど感じていない。
- No.36 表情、声、言葉で伝達。○家族など親しい人。／主語が出てこない、主語が違う言葉になって出てくる。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1) 現状 | 2) 困難だと感じること |
| ①何でも充分受け止められる… 4 | ①全くない… 3 |
| ②簡単なことなら分かる… 15 | ②時々ある… 13 |
| ③簡単なことでも時々難しい… 11 | ③頻繁にある… 12 |
| ④どんなことも難しい… 3 | ④いつも… 4 |
- 3) 受け止める方法 4) 受け止め可能○、不可能× / 5) 具体的にどのようなことが困難
- No.1 イラスト、絵ボード。○医師、リハビリの人。
- No.2 文字、絵、イラスト。○家族など親しい人。／すべての言語によるコミュニケーションに不便を感じる。聴く理解が悪いため手帳に書くなどするが、なかなか伝わらない。
- No.3 表情、声、身振り。○家族など親しい人、兄弟、親戚、知人、リハビリの人、施設職員、ケアマネ。×医師、役所の職員。
- No.4 声、身振り、言葉（会話）、文字、絵、イラスト。○家族など親しい人、同僚（昔の）、リハビリの人、施設職員、ケアマネ。×級友、医師、役所の職員、金融機関の職員、駅の職員、警察官、食堂の人、店の人。／本人は、他人には分かってもらえないと覚悟しているようだが、妻には分かってもらって当然という態度で、悪い雰囲気苦しむことが多い。
- No.5 表情、声、身振り、言葉（会話）、文字、イラスト。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、同僚、級友、医師、看護師、リハビリの人、施設職員、ケアマネ、相談員、ヘルパー、店の人。×役所の職員、金融機関の職員、駅の職員、警察官、食堂の人。
- No.6 表情、声、身振り、言葉（会話）。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、医師、看護師、リハビリの人、施設職員、ケアマネ、ヘルパー、食堂の人、店の人。／市役所（年金、障害、手続き関係）、年金事務所、金融機関で困っている。
- No.7 表情、声、身振り、言葉（会話）、パソコン。○家族など親しい人、同僚、リハビリの人、その他／ST（＝言語聴覚士）。
- No.8 文字、コミュニケーションノート、パソコン。○家族など親しい人、友人、医師、看護師、

- リハビリの人、その他／ST（＝言語聴覚士）。
- No.9 表情、声、身振り、言葉（会話）、文字、絵、イラスト、絵ボード。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、医師、看護師、リハビリの人、施設職員、ケアマネ、相談員、ヘルパー。／電話は聞くのも話すのも難しい。
- No.10 言葉（会話）、文字。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、同僚、級友、医師、看護師、リハビリの人、施設職員、ケアマネ、相談員、ヘルパー、食堂の人、店の人。／大体のことは聞いていると思う。子どもと妻だけの会話では、都合のいいようになっている。
- No.11 ゆっくり話す、丁寧に説明する、話題をころころ変えない、などの基本を守れば、おおよそのことは理解できる。ただし、場所や、その場にはないものを口で説明しても理解できないことが多い。絵をかく、写真や実物を見せるなどの工夫が必要。
失語症者に慣れていない人の話は、理解できないことがある。家族が間に立って説明すると理解できることもある。
役所や金融機関には、やったことのある事務手続きには行けるが、説明を聞いて判断する必要がある場合や、手続きがうまくいかなかった時はお手上げとなる。そういう恐れのある時には、家族が付き添うようにしている。家族の通訳がなければできないこと。理解できないことがたくさんあるのに、本人はそう思っていないようだ。
自分の知っていることはよく理解できるが、今まで知らないサービスや耳慣れない話題は理解できない。たとえば、銀行への用事があるときは、よく知っている担当者にあらかじめ要件を伝えておいたり、メモ用紙に用件を書き留めて、窓口で見せれば手続きが出来るようにこちらが手配しておけば、一人で用件を済ませることができる。しかし本人は、それを「自分でできた」と思い込みがちで、アンケートなどで「銀行で用件が済ませられるか？」と聞かれると、堂々と「はい」と答える。家族にすれば、これだけの配慮をしているからこそ一人で出来るのであって、本当の意味で“自分でやっている”訳ではない、と考えるのだが、そこの認識に大きなずれがある。実際、これだけの配慮をしても、万が一、想定外の質問や、提案をされると混乱してしまい、助けを求め電話がかかってたりするのだが、そういうことは覚えていないようだ。
また、選択肢が多いと、混乱して判断や決断ができない。
- No.12 身振り、文字、絵。○家族など親しい人、リハビリの人、施設職員。× 兄弟、親戚、友人、知人、同僚、級友、医師、看護師、ケアマネ、相談員、ヘルパー、役所の職員、金融機関の職員、駅の職員、警察官、食堂の人、店の人。
- No.13 声、身振り、言葉、携帯、パソコン。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、医師、看護師、リハビリの人、施設職員、店の人。× 役所の職員、金融機関の職員。
- No.14 表情、声、身振り。○家族など親しい人、兄弟、友人。／早口や口頭だけだと分からない。
- No.15 言葉（会話）、文字、絵、携帯、パソコン。○家族など親しい人、リハビリの人。／聞くだけでは理解しにくい、文章に書くと理解しやすい。
- No.16 表情、声、身振り、絵、単語ボード、コミュニケーションノート。○家族など親しい人、兄弟、親戚、医師、看護師、リハビリの人、ケアマネ、ヘルパー、食堂の人、店の人。× 友人、知人、同僚、級友、施設職員、相談員、役所の職員、金融機関の職員、駅の職員、

- 警察官。
- No.17 表情、身振り、文字。○家族など親しい人、友人、医師、看護師、リハビリの人、ケアマネ。／ほぼ（80%近く）は相手のおっしゃることは理解できるが、同時に2つ以上言うといつしか分かっていないことがよくある。わかってなくても「うん、うん」と頷いたりするので、こちらは理解できたと勘違いする。
- No.18 言葉（会話）、文字、何度も聞き返し優しい言葉で短く言ってもらう。○家族など親しい人。／誰にでも質問されたとき、質問内容の理解が難しい。返答に苦勞します。言葉が浮かんでこない、自信がない。家の中では安心だが、一歩外出すると多くの言葉を知っていないと会話は不便です。
- No.19 表情、声、身振り。○家族など親しい人。／病院へ行くときは、今は一人で通っているので事故があった場合電車で車内放送があっても聞き取れず、対処することができないことが心配。
- No.20 表情、声、身振り、言葉（会話）、文字。○家族など親しい人、医師、看護師、リハビリの人。／自分からの発語がないので家族には身振り、看護師さん、医師、リハの人にはイエス、ノーで対処しているようです。
- No.21 声、言葉（会話）、コミュニケーションノート、携帯。○家族など親しい人、医師、看護師、リハビリの人、施設職員、ケアマネ、相談員、ヘルパー。× 上記以外すべて。／デイスサービスに地下鉄で通っているが、10分ほどの乗車時間のため、窓際の棒につかまり、到着駅ですぐ降りられるように立っている。しかし左マヒのため席を譲られることが多々あり、なぜ座らないかをうまく説明できず、相手共々気まずい雰囲気になること。
- No.22 表情、身振り、言葉（会話）、文字、絵。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、同僚、級友。
- No.24 表情、声、言葉（会話）、文字、携帯、パソコン。○誰とでも可。／難しい話、込み入った内容になるとかみ砕いて説明してもらわないと理解できない。
- No.25 表情、声、身振り、言葉（会話）、文字。○家族など親しい人、リハビリの人。
- No.26 表情、声、身振り、言葉（会話）、文字、イラスト、コミュニケーションノート、携帯。○家族など親しい人、リハビリの人、施設職員。
- No.27 表情、声、身振り、言葉（会話）、文字、絵、イラスト。○家族など親しい人、リハビリの人、ケアマネ。一人で外出しないので直接他者とかかわることはありません。／「うん、うん」と何でもうなずくので、分かっているかと思えば分かっていない。一度に二つのことを言われてもできない。「テレビ消して」＝「リモコンで電源ボタンを押す」が分からない。「テレビ付けて」＝「リモコンの電源ボタンを押す」は分かる。
- No.28 表情、声、身振り、言葉（会話）、文字、絵、写真、一日の予定表。○友人、同僚、リハビリの人、ケアマネ、ヘルパー、金融機関の職員、駅の職員、店の人。× 兄弟、医師、役所の職員。／予定していたスケジュールが急に変更となったとき、市役所や銀行から来る書類が理解しにくい、コンサートや講演会の案内が分からない、知人からの長文の手紙がわかりにくい、政治のニュースが分からない、本・新聞も分からない。
- No.29 表情、声、身振り、言葉（会話）、文字。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、リハビリの人。／妻がいない時。入院時に医師・看護師から状態を聞かれた時や、デイス

- ビスで希望を聞かれた時)。
- No.30 表情、身振り、言葉（会話）。○家族など親しい人、兄弟、同僚、リハビリの人、施設職員。／一人住まいなので、郵便物、ファックスなどを読んで理解することができないので、ヘルパーさんが来るまで待つか、実家に乗ってくる……と家族のサポートは不可欠ですので心配です。
- No.31 言葉（会話）。○家族など親しい人、兄弟、親戚、友人、知人、同僚、級友、医師、看護師、役所の職員、金融機関の職員、駅の職員、食堂の人。／私の失語症の場合は、話すことは時々できませんが、聞くことはできるので問題ありません。
- No.32 表情、声、身振り、言葉（会話）、文字、携帯、パソコン。○家族など親しい人、兄弟、友人、知人。／実際に困ったというより、困るのではとの不安があり、できることも避けてしまう。
- No.33 表情、声、身振り、言葉（会話）、文字、絵。○家族など親しい人、兄弟、親戚、医師、看護師、リハビリの人。／相手が早口で話すとき理解できない。書いてもらうとわかりやすい。
- No.34 表情、声。○家族など親しい人、リハビリの人、施設職員。
- No.35 表情、声、身振り、言葉（会話）。○誰でも。／補聴器を使うようになりよく聞こえるので大丈夫です。
- No.36 声、言葉（会話）。○家族など親しい人。／失語を理解している人でも、日常の生活を理解していないので、声かけができない。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

1) 現状

- ①何でも充分分かる… 5
 ②大体分かる… 16
 ③部分的にしか分からない… 12
 ④どれも難しい… 2

2) 困難だと感じること

- ①全くない… 4
 ②時々ある… 16
 ③頻繁にある… 10
 ④いつも… 4

3) 理解しやすい○、理解しづらい× / 4) 具体的にどのようなことが困難

- No.1 ○テレビニュース・ドラマ、映画、病院・医師の説明
- No.2 ○テレビニュース・スポーツ・バラエティ、地図、駅・バス停、施設スケジュール・施設内トイレなど。×地域の緊急放送、パソコン、携帯、映画、役所の表示、病院、警察、金融機関、空港、会社・学校。／簡単に書かれたもの以外は理解しない。
- No.3 ○テレビニュース（ニュース・ドラマ・スポーツ）、地図、駅・バス停（時刻表・路線図）、役所の表示、病院（受付）、施設（トイレなど）。×地域の緊急放送、回覧板、病院（医師の説明）、警察（掲示物）、金融機関、空港。
- No.4 ○テレビニュース（ニュース・ドラマ・スポーツ・バラエティ）、地図、映画、駅・バス停（時刻表・路線図）、病院（受付・会計）。×パソコン、携帯、地域の掲示板、回覧板、役所の表示、病院（診療科、相談室、医師の説明、薬剤師の説明）、警察（掲示物）、金融機関、空港。
- No.5 ○テレビ、ラジオ、パソコン、携帯、書籍、地図、映画、駅、病院、施設、警察、金融

- 機関、空港、会社。×役所。
- No.6 ○テレビ、ラジオ、パソコン、携帯、地図、映画、駅、(役所(記入方法)、空港。
- No.7 ○テレビ(ニュース・ドラマ・スポーツ・バラエティ)、携帯、書籍、地図、映画、病院、会社。
- No.8 ○テレビ(ニュース・ドラマ・スポーツ・バラエティ)、病院(診療科、受付、会計)、金融機関(ATM操作方法)。/病状を伝えることができないため、初めて行く病院は一緒に行かなければならない。
- No.9 ○地図、病院、施設。×ラジオ、地域の緊急放送。分かることしかしないので……。
- No.10 ○テレビ、ラジオ、地図、映画、病院、施設。×携帯、書籍。/テレビは見ているが、新聞や本は読もうとしていない。子どもの宿題(音読みのチェック・感じなど)を見たいようだが難しい。
- No.11 自分の関心のあること、普段やり慣れていることやよく行く場所については、理解が良い。掲示板、回覧板など興味がないのか、全く読む気がない。つまり理解できない。状況に応じて臨機応変に行動することは無理。ローカルなバス停の時刻表は読めても、ターミナルの時刻表を理解するのは難しい。経路の理解、運賃の見方、案内図、掲示板など、雑多な情報の中から自分の必要とする情報を選び出すのは難しい。したがって、慣れない場所に出かけるのは困難であり、本人も勇気を持ってない。何かあったら、対処できないことがわかっているので、一人で出かけることが怖いようだ。(自家用車での外出は慣れており、地図は読めるので、遠出も可能)
テレビや、興味のある書籍は理解できるという。理解の程度は不明だが、本人が楽しめているのだからそれなりに理解しているのだと思われる。
- No.12 ○テレビ(ニュース・ドラマ・スポーツ・バラエティ)、施設。×地域の緊急放送、駅・バス停、役所、病院、警察、金融機関、空港。/テレビの内容でこれすごいねと言うと、俺分からないと返ってくる。パソコンでも時々内容が分からない。
- No.13 ○テレビ(スポーツ、バラエティ)、パソコン、携帯、地図、駅・バス停、地域の掲示板、回覧板、役所、病院(会計・医師の説明)、施設。×テレビ(ニュース・ドラマ)、ラジオ、書籍、映画、病院(受付、相談室、薬剤師の説明)。/パソコンや携帯メールだと文字で理解することができるが、ラジオのように声だけだと理解することが難しい。
- No.14 ○地図、病院(診療科、受付、会計)、施設。×テレビ、ラジオ、パソコン、携帯、書籍、映画、駅・バス停、地域の掲示板、回覧板、役所、病院(相談室、医師の説明、薬剤師の説明)、警察、金融機関、空港、会社・学校。/病院・施設は配慮がよく分かりやすい。施設内放送等もある。
- No.15 ○テレビ、パソコン、携帯。×ラジオ、バス停、病院、金融機関。/長い文章、難しい文章は理解しにくい。
- No.16 ○テレビ、ラジオ、地域の緊急放送、地図、映画。×パソコン、携帯、書籍、駅・バス停、地域の掲示板、回覧板、役所、病院、施設、警察、金融機関、空港、会社・学校
- No.17 ○テレビ、ラジオ、パソコン(メール)、携帯、映画、病院(医師の説明)。/本や手紙の長いのは読むのが苦痛。返信が必要なことに関しては、妻が下書きを書き、それを写す作業のみ。文章の構築が困難。特に助詞の使い分けができない。

- No.18 ○テレビ（ニュース）。／聞き間違いがあるので必ず確認しています。こうですかと尋ねるようにしています。時間がかかります。漢字が読めないので大変困ります。
- No.19 ○テレビ、携帯。×左記以外すべて。／決まった場所以外は一人で行くことができないのでチャレンジしたことはないが、何もできないと思います。
- No.20 ○テレビ、施設。／公営交通利用時、本人は分からないので、家族が連れ歩く。
- No.21 ○テレビ（ドラマ・スポーツ）、パソコン、映画、病院、施設。×ラジオ、地域の緊急放送、敬体、書籍、地図、駅・バス停、地域の掲示板、回覧板、役所、警察、金融機関、空港。／電話にできることが苦手、相手の話についていけない。テレビのドラマ・バラエティーなどは、会話の速度が速いものも多く、時々意味が分からなくなる。
- No.22 ○テレビ、ラジオ、地域の緊急放送、パソコン、携帯。
- No.23 ○テレビ、ラジオ、地域の掲示板、回覧板、施設。×携帯、地図、駅・バス停、役所、病院、警察、空港。／メディア・書籍等の情報理解は良好。病院等外出は家族同伴にて今のところ問題はなし。
- No.24 ○テレビ、ラジオ、地域の緊急放送、地図、映画、駅・バス停、病院、施設。×携帯、書籍、役所、警察、金融機関（ATM操作）。／文字を読むことが困難なので、文字で表示してあるものはすべて難しい。
- No.25 ○テレビ、地域の緊急放送、書籍、駅・バス停、役所、病院、警察、金融機関。
- No.26 ○テレビ（ドラマ、スポーツ）、携帯、地図、映画、駅・バス停（路線図・構内案内図）。
- No.27 ○テレビ（ドラマ・スポーツ）、映画。×ラジオ、パソコン、駅・バス停、地域の掲示板、回覧板、役所、病院、施設、警察、金融機関、空港、会社・学校。／テレビは映像があるのでわかりやすいが、ラジオは早口で分からない様子。スポーツ・ドラマはわかりやすいが、ニュースは字幕が多く、どのくらい分かっているのか判断は難しい。特に地震などの緊急字幕は分からないため、読んであげている。
- No.28 ○テレビ（バラエティ）、携帯、金融機関（ATM操作方法）。×テレビ（ニュース、ドラマ、スポーツ）、ラジオ、書籍、地図、映画、駅・バス停、役所、病院、金融機関（掲示物・手続き方法の書類）、空港、会社・学校。／時刻表が24時間表記（13:00など）になると混乱する、お札の分解や合成ができない（5000円=1000円×5など）、院内の診療案内図が分かりにくい。
- No.29 ○テレビ（ニュース、スポーツ）。×左記以外すべて。／デイサービスで行事参加の希望を聞かれるとき、いくつかをあげてどうしますかと聞かれる。全部覚えきれず選択できない。
- No.30 ○テレビ。×左記以外すべて。／必ず家族（特に母）の付き添いが必要ですので、高齢な親にとっては特に大変です。
- No.31 ○例示のすべて。／テレビ、パソコン、携帯電話などで情報を受け止めることができるので問題はありません。
- No.32 ○テレビ（ニュース・スポーツ・バラエティー）、パソコン、携帯。／解りにくい場合メールなどで〇〇失語症友の会の事務局に何でも質問できるのであまり困らない。わたらないことがあるので、一人の時は電話を留守録にすることがある。
- No.33 ○テレビ（ニュース・スポーツ・バラエティー）、地域の緊急放送、パソコン、携帯、書

籍、地図、映画、駅・バス停、役所、病院、施設、警察、金融機関、空港、会社、学校。
／ドラマや映画で登場人物の人間関係や話の筋が解らなくなることがある。

No.34 ○テレビ（ニュース・ドラマ・スポーツ）、携帯、地図、映画。×書籍。

No.35 ○テレビ、ラジオ、書籍、駅・バス停、地域の掲示板、回覧板、役所、病院、警察、金融機関。×パソコン、携帯、地図、映画

No.36 ×地域の緊急放送、駅・バス停、役所、病院、警察、金融機関、空港。／視野障害があり、視力も弱く、見る、読む、書くができない。書類を出されて説明を受けても見えないこともあり、理解するのが難しい。家族のサポートなしでは何もできない。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

1) 現状 2) 困難だと感じること

①充分活用…	3	①全くない…	5
②大体活用…	6	②時々ある…	6
③一部使用…	15	③頻繁にある…	13
④どれも困難…	10	④いつも…	7

3) 使用しやすい○、使用しづらい× / 4) 具体的にどのようなことが困難

No.1 ○携帯通話・メール、パソコンインターネット

No.2 ×何も使えない、使おうとしない。

No.3、4 ○パソコン（インターネット検索）

No.5 ○パソコン（インターネット検索、メール、音楽、動画、ワード、エクセル）。×携帯、パソコン（スカイプ、ツイッター、ブログ、ホームページ、フェイスブック）

No.6 ○携帯（通話）、パソコン（インターネット検索、メール、音楽、ワード、エクセル）。
／ヘンなところをクリックして画面が変になったとき。

No.7 ○携帯（メール）、パソコン（インターネット検索、メール）／パソコンの小さなトラブルに対応できない。

No.8 ○携帯（通話、メール）、パソコン（インターネット検索、メール、ワード、エクセル）

No.9 ○携帯（通話）×パソコン。／メールがしたいけどできない。

No.10 ○携帯（通話）×携帯（メール・インターネット検索）、パソコン

No.11 ○携帯（通話、メール）、パソコン（インターネット検索、メール、ワード、エクセル）
新しい機器の操作方法を覚えるのは難しい。ただ、自分は本当に興味を持っているものは何とか理解するようだ。細かい操作方法を覚えるのが難しいため、携帯などの利用は限定的である。マニュアルも読むが、必要な時に必要な情報を選び出すのは難しいようだ。

No.12 ○携帯、パソコン（インターネット検索）。

No.13 ○携帯（メール・インターネット検索）、パソコン（インターネット検索、メール、ワード、エクセル）／電話だと内容を聞き取ることができないことがある。

No.14 ○携帯（電話）×左記以外すべて。／全部が不明になっています。通話は受信のみです。

No.15 ○携帯（インターネット検索）、パソコン（動画）。×携帯（通話・メール）、パソコン（メール、スカイプ）。／長い文章、難しい文章は理解しにくい。

No.16 ×携帯、パソコン。

- No.17 ○携帯（メール）、パソコン（インターネット検索、メール）。／7年前の最初の発症後、4年間はパソコンを駆使していたが、その後の再発で現在はできない。携帯メールは読むことはできるが返信は困難。
- No.18 ○携帯（インターネット検索）、パソコン（動画）。／自分と関係の深いものは何となく理解できるが、他者への説明は出来ません。言葉や漢字が難しく文章としてまとめることは難しいです。声は出ますが言葉としては大変苦勞します。
- No.19 ○携帯。×パソコン。携帯はGPS機能がついているので持っているが、写真を撮る以外はほとんど使えていない。
- No.20 ○携帯、メモ。シルバー用のモノを使わせ、1、2、3の番号を押して、用があるときにたまにかけてくる。
- No.21 ○携帯（通話）、パソコン（インターネット検索・動画）、コミュニケーションノート、ヘルプマーク（内部障害・難病の肩・義足の方など）大江戸線各駅で配布。／携帯は通話が可能だがメールができない。パソコンでもインターネット検索は可能、同様にメールができない。文章を作成したり、文字を打つことが苦手。
- No.22 ○パソコン（インターネット検索）／発症以前の操作はできますが新しいことができない。
- No.24 ○携帯、パソコン（メール、フェイスブック）。×パソコン（インターネット検索、スカイ婦、音楽、動画、ツイッター、ブログ、ホームページ、ワード、エクセル）／文字入力に時間がかかる、文章を読むのが困難。
- No.26 ○携帯（通話、インターネット検索）、コミュニケーションノート。×携帯（メール）
- No.27 ○携帯（通話）、パソコン（スカイプ）。家の電話は基本的にはでないようにしているが、家族が留守電に声を入れたときだけでるようにしている。／本人が活用するのではなく、一人になるときこちらからアクセスして安否確認のために使っている。タブレットやアイフォンは時々取り方が分からなくなり、結局家の電話にかけることが多い。
- No.28 ○携帯（通話）。×携帯（メール）／携帯の操作法が分からない、電話での口約束になるので約束事の内容が混乱する。
- No.29 使えないものとして無関心。やってみたいとも思わない。自分で操作はできないが、興味のあるものは妻が提示してくれる。
- No.30 ○携帯（通話、メール）、パソコン（音楽）。×左記以外すべて。／読む、書く、話すができないので、IT機器、メモ。本他を活用することができません。
- No.31 ○携帯、パソコン。／困ってはいません。
- No.32 ○携帯、パソコン（インターネット検索、メール、音楽、動画、ブログ、フェイスブック、エクセル）／もともと情報機器の販売が仕事だったので、現在も活用。右片マヒだが左手でゆっくり操作すれば楽しめる。フェイスブック、メールなどで交友範囲も広がった。困るのは、主に携帯で、電源が切れたり、電波の届かない場所だったり車がすぐ止められないとき。
- No.33 ○携帯（メール）、パソコン（インターネット検索、メール、ホームページ、フェイスブック、ワード、エクセル）、LINE／入力に時間がかかる（病気前に比べて）、右手が不自由なので左手のみで入力。
- No.34 ○携帯（インターネット検索）。×携帯（通話・メール）

No.35 ×携帯、パソコン

No.36 ×すべて使えない

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

1) 現状

- ①困難なし… 2
 ②時々困る… 14
 ③困ることが多い… 12
 ④全く意思が通じない… 6

2) 困難だと感じること

- ①全くない… 2
 ②時々ある… 13
 ③頻繁にある… 11
 ④いつも・利用できない… 7

3) 对学校…④、对職場…⑤、对行政…⑥、对医療機関…⑦、对施設…⑧、对他…⑨

No.1 ⑦医師、看護師

No.2 ⑦自分の様態が伝えられない。

⑧自分の様態が伝えられない。

No.3 ⑥職員との対応

No.4 ⑥すべてできない。

⑦医師、医療相談、薬剤師、栄養士、入退院手続き

No.5 ⑥手続き（税金、障害、年金）

No.6 ⑥手続き（税金、障害、年金）、相談、病院（入退院手続き）

No.7 ⑦リハビリ（予約変更の電話をしても通じない）

No.8 ⑥全部代行しています。

⑦装具が必要と言われ家族の知らないところで製作され請求が来た。事前に連絡がほしかった。本人の返事で製作したとのこと。私には不要だったと今でも思う。

No.9 ⑥人によって難しい人がある。

⑧家に説明に来てても分からない。

No.11 ⑥役所に、住民票を取りに行くことは出来るが、所得証明を取りに行ったとき、所得証明を取るにはその前に、所得がないことを市に申告しておかなければならない、という職員の説明が全く理解出来ていなかった。市の職員も、言葉足らずだったので、後で家族が電話で抗議した。

⑦病院へは、一人で出かけるが、医師の説明をすべて理解しているかどうか不明。自動車税の減免を受けるために、身障者手帳に下肢障害を追記してもらうため病院で診断書を書いてもらおうとしたが、理由をうまく説明することはできなかった。

⑤日常会話には困らない程度なので、障害として失語を認めてもらうことはできなかったが、生産年齢である主人にとっては、この程度の回復では復職しても健常者に交じって仕事をすることはできない。

日常生活ができる、という言語能力のレベルと、復職或いは就職して仕事ができるレベルとは、全く違う次元である、ということ、政府、医療関係者には理解していただきたい。今のリハビリは、日常生活に困らなければそれで良しとされる傾向がある。当事者の年齢、家庭状況に応じて、就労を目標とした、或いは一人で生活できることを目標としたリハビリのプログラムを確立していただけるよう、切に望む。

主人だけでなく、比較的しっかり話せる失語症者は相手の思いを理解するのが苦手で、言い方もストレートになりがちなので、人間関係はぎくしゃくしがちであるようだった。それが原因で離職した例もある。逆に表出が苦手な失語症者は、相手の話を理解する力が強いように思われる。

- No.12 ⑤リハビリ以外は困難。
⑥事務職員、ケアマネ
- No.13 ⑤入退院手続き
- No.14 ①すべて家族がしている。
⑤すべて困難
⑥短時間通所リハはメンバーもいつも同じで慣れている。
⑦作業所では、昼食の前半・後半などの指示は聞いて分かっている。時計を見て判断・行動している様子。
- No.15 ①すべて家族がしている。
⑤看護し、医療相談、薬剤師、栄養士、入退院手続き
- No.16 ①学②職③行④医⑤施⑥他すべて
- No.17 ⑤施常に妻がサポート
- No.18 ②職仕事の内容をすべて言葉で覚えておくことは難しい。メモに詳しく記入している。メモを見ながらの会話になります。
③行漢字が読めないので耳からだけではわかりにくいです。
⑤医医師から予測や将来の見通しを話されても理解することは難しく、ひらがな・漢字を入れてわかりやすく話してほしい。資料もほしい。
- No.19 ⑤一人では何も説明できない。
- No.20 ③行自分ではやらない。⑤医妻任せ。⑥施介護施設に通所しているが苦情はないので何とかなっているのではないか。
- No.21 ③行手続き ⑤医会計、薬剤師、他の患者
- No.24 ⑥「こうしてほしい」という希望をうまく伝えられない。
- No.27 ②職今休職中だが、仕事の話は難しいと思う。お見舞いに家に来てくれたときはうれしそうにしている。
③行家族が代行。込み入った話は難しい。⑤「体調はいい?」、「ウン」程度。
⑥言われるままに体を動かしたりするのは可能。笑顔も出る。
- No.28 ⑤薬剤師・薬の意味が分からない。
⑦他訪問ヘルパー：担当者によって差がある。
- No.29 ⑥デイで健康状態を聞かれるが、質問を正しく理解したか不安。
- No.30 ②職業務全体。③行職員との対応、手続き。⑤リハビリ以外のスタッフとの対応。⑥事務職員、ケアマネ、看護師。
- No.31 ①学②職③行④医⑤施失語症なので頭の中で分かっているけど会話でそのことが言えない。
- No.32 ②職電話。相手が名乗っても誰なのか理解できないとき。
- No.33 ②職ゆっくり話をしてくれない。最初から理解しようとしなない。話しかけても無視する。
③行ゆっくり話をしないところが多い。

- ⑤医師・看護師はゆっくり話をするが、他は早口（受付や事務）
- No.34 ⑤医師
- No.36 ④⑤家族のサポートがないと何も伝えられない。
⑥具合が悪くても救急車を呼べない。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

1) 現状		2) 困難だと感じること	
①不安なし・備え充分…	1	①全くない…	8
②少し不安・備えはある…	8	②少しあった…	6
③不安が多い・備え少ない…	17	③困った…	4
④全くどうしたらよいか分からない…	9	④とても困った…	5

3) 情報源

- No.1 テレビ、パソコン
- No.2 家族
- No.3 テレビ、家族
- No.4 テレビ、ラジオ、地域の緊急放送、携帯
- No.5 テレビ、ラジオ、家族、パソコン
- No.6 テレビ、ラジオ、家族、近所の人、パソコン、携帯、交通機関での掲示・電子表示
- No.7 パソコン（メール）
- No.8 テレビ、パソコン
- No.9 全く予定していない。
- No.10 テレビ、家族
- No.11 テレビ、家族

災害時には、テレビの情報を利用すると思われる。地震や台風などで避難しなければならない場合は、地域の避難場所（小学校）に行くように言っている。携帯電話のメールで連絡を取り合うことも話している。ただし、避難場所まで行けない場合どうするか、までは決めていない。選択肢が多いと、混乱するから。

避難場所などで、必要な情報を得るのは困難だろうと推測する。（食料の配布があるとか、利用上の規則等を理解するのは困難であろう。拡声器での放送があっても瞬時に理解して行動できているとは思えない。）自宅以外で被災した場合は、自分がどうすべきか判断できないのではないかと危惧している。

- No.12 テレビ、ラジオ、家族、近所の人、地域の緊急放送、自治会、携帯
- No.13 携帯、パソコン
- No.14 家族
- No.15 テレビ、ラジオ、家族、パソコン、携帯
- No.16 テレビ、ラジオ、家族、近所の人、地域の緊急放送、自治会、消防署
- No.17 テレビ、ラジオ、家族、近所の人、地域の緊急放送
- No.18 テレビ、家族、近所の人、パソコン、携帯
- No.19、20 家族

- No.21 テレビ、家族、行政機関からの連絡
- No.22 テレビ、家族、地域の緊急放送
- No.23 テレビ、ラジオ、家族、近所の人
- No.24 テレビ、ラジオ、家族、携帯、パソコン
- No.25 テレビ、ラジオ、家族、地域の緊急放送
- No.26 テレビ、ラジオ、家族、携帯
- No.27 テレビ、家族
- No.28 全く予定していない
- No.29 テレビ、ラジオ、家族、近所の人、地域の緊急放送、自治会、行政機関からの連絡
- No.30 テレビ、家族
- No.31 テレビ、ラジオ、家族、近所の人、地域の緊急放送、自治会、携帯、パソコン
- No.32 テレビ、ラジオ、家族、近所の人、地域の緊急放送、自治会、携帯、パソコン、行政機関からの連絡、警察からの連絡、消防署、民生委員さんからの連絡
- No.34 テレビ、家族、携帯
- No.35 テレビ、ラジオ、家族、近所の人、地域の緊急放送、自治会、行政機関からの連絡
- No.36 交通機関での掲示・電子表示、行政機関からの連絡

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

1) 利用中の支援とその効果、また要改善点

- No.1 ヘルパー。あまり役立っていない。
- No.2 家族、ヘルパー、ケアマネ、介護職員。少し役立っている。意思をもっと正確に理解してほしい、支援頻度を多くしてほしい、支援してもらう内容を希望に添うものにしてほしい、支援の質が低い。
- No.3 家族、兄弟姉妹、親戚、ケアマネ、介護職員。あまり役立っていない。意思をもっと正確に理解してほしい。
- No.4 家族、介護職員。とても役立っている。支援頻度を多くしてほしい。
- No.5 家族、兄弟姉妹、知人、近所の人。とても役立っている。
- No.6 家族、近所の人、ケアマネ。とても役立っている。
- No.7 家族。とても役に立っている。
- No.8 家族、就労支援センターにてパソコンの練習・面接練習など。少し役立っている。
- No.9 全く予定していない。
- No.10 家族、兄弟姉妹、ヘルパー。とても役立っている。
- No.12 家族。少し役立っている。意思をもっと正確に理解してほしい、支援頻度を多くしてほしい、支援してもらう内容を希望に添うものにしてほしい。
- No.13 家族、兄弟姉妹、親戚。とても役立っている。
- No.14 家族、ケアマネ、介護職員。あまり役立っていない。意思をもっと正確に理解してほしい。
- No.15 家族。とても役立っている。
- No.16 家族、兄弟姉妹、ケアマネ。少し役立っている。支援してもらう内容を希望に沿うものにして欲しい。

- No.17 テレビ、ラジオ、親戚、家族、近所の人、地域の緊急放送、ヘルパー、ケアマネ、介護職員。とても役立っている。
- No.18 家族。少し役立っている。自分の思いを伝えたいが言葉がうまく出てこない。言葉の理解数が少なくて困っている。楽しかったこと、景色の美しいことを伝えたいができない。悲しいです。もっともっと仲間と学び会い会話を楽しみたいです。
- No.19 家族。少し役立っている。失語症とはどのような障害か理解してほしい。
- No.20 家族、ケアマネ。少し役立っている。意思をもっと正確に理解してほしい。
- No.21 家族、ヘルパー、ケアマネ、失語症専門のデイサービスにおけるST（＝言語聴覚士）。とても役立っている。ヘルパーさん、ケアマネージャーさんにも失語症援助者が必要と思います。失語症の人に接することが皆無のため、なかなか最初はとまどうようです。
- No.22 家族、兄弟姉妹。とても役立っている。支援の質が低い。
- No.23 家族、兄弟姉妹、ヘルパー、ケアマネ、介護職員。とても役立っている。意思をもっと正確に理解してほしい。
- No.24 家族。とても役立っている。
- No.25 全くいない。
- No.26 家族、知人。とても役立っている。
- No.27 全くいない。支援なし。
- No.28 知人、ヘルパー、ケアマネ、リハビリスタッフ。少し役立っている。もう少し身内に自分の障害を理解してもらおうよう専門スタッフに協力してほしい。
- No.29 家族、兄弟姉妹、親戚、知人、近所の人、ケアマネ、介護職員、訪問リハ（理学療法士、作業療法士）。とても役立っている。支援内容を希望に添うものにしてほしい、何もできない、分からないと思われたとき、「自分でできるから手伝わないで」との気持ちを伝えるのが面倒で、やってもらって「ありがとう」と言ってすませる。
- No.30 家族、兄弟姉妹、ヘルパー。とても役立っている。
- No.31 全くいない。
- No.32 家族、兄弟姉妹、知人、近所の人、〇〇失語症友の会のグループの仲間。とても役立っている。
意思をもっと正確に理解してほしい、失語症の理解と個に応じた支援の在り方を地域社会・当事者・家族の集いを自治協単位で持ってほしい。（当事者・家族も強く要望し、行動を起こす）
- No.33 家族。あまり役立っていない。意思をもっと正確に理解してほしい。
- No.34 家族、親戚、知人、介護職員。とても役立っている。
- No.35 全くいない。
- No.36 家族。本人が意思を伝えられないことがわかっているので、他人の問いには答えようとしない。

2) 現在使用していないが、必要な支援

- No.7 生活全般（子どものことも）をすべて妻にやってもらっており、妻には大変ありがたかったとの思いがある。しかし仕事のごことはすべて私がやっております。
- No.14 思うことをもっとたくさんしゃべれるようになりたい。訓練時間が少なくて不足している。

- No.16 外出（病院に行くとき、集いに行くときなどの会話パートナー）
- No.18 インターネット・辞書で言葉数を多く再学習しているが、すぐに忘れてしまう。記憶も難しいです。家族や身近な方、行政職員誰もが失語症者の会話支援の技術を学んでもらい、いつでも・どこでも失語症者が困らないように誰もが手助けできる社会を目指してください。いつでも交流のできる場の設置を望みます。
- No.21 主要駅に意思疎通支援者
- No.29 友の会の会場確保（大会など有料の場合）
- No.30 移動介護の時、移動のみでなく会話の支援もできるように、失語症に理解がほしい。
- No.32 横浜失語症会話パートナーを養成する会作成の会話の支援をお願いします。障害に関する様々な会（集い）などの要約筆記を終了時に配布してほしい。
- No.36 失語症者にあったデイサービス、作業所

H その他（市民理解の改善を含む）

- No.2 ①少なくとも介護に携わる人には、失語症者との対話方法なりを学んでほしい。
②失語症者の生きやすくなるようなシステムの構築を急いでほしい。
③すべての障害を、障害に応じて生活レベルでの正しい評価をしてほしい。人間として当たり前の生活ができているか否かが、評価の最低基準であろうと思う。
- No.3、4 テレビなど情報提供には字幕を付けてほしい。
- No.6 公に開かれた施設への意思疎通支援を行なうヘルパー配置を義務付けて欲しい。
- No.7 もっと意思困難な人への配慮をしてはどうでしょう？ 例えば会話パートナーとかがいれば助かることもあります。
- No.8 就労できる場所の増加を願います。
- No.9 子どもの学校のこともっと参加したいができない。
- No.10 現在は私が代理で参加しているが、学校の保護者会や親どうしの会話が難しい。間に入る人がほしいが、誰に頼めばいいかわからない。
- No.11 失語症者に対するリハビリをもっと積極的にしてほしい。
日常生活がなんとか送れる程度になれば、上出来!! として。失語症者として認められない現状を何とかしてほしい。本人の年齢や希望に沿って、自立した社会生活を送ることを目的としたリハビリが望まれる。
特に、若い失語症者が自立をした生活を送れるように、生産年齢の方が家族を支えて生活できるように、という視点からのリハビリを進めてほしい。社会全体が失語症者に対する理解を深められるような啓発活動を行ない、就労支援の制度も確立してほしい。また、やむを得ず自宅に帰れない人に対しても、出来るだけ自立した毎日が送れるようにリハビリを進めてほしい。
これは、一人一人の尊厳を尊重するために必須の活動だと考える。
失語症者のみならず、障害を持つ人に対しては色々支援制度があるが、どれも本人又は家族がその制度を知って申請しなければ受けられない。国や自治体は、そのような受け身の姿勢をやめ、障害を持つ人に対して積極的に漏れなく、受けられる支援の情報を伝えるようにしてほしい。

リハビリ以外で、言語能力を使用する機会を設けてほしい。デイケア等に失語症者に対する支援者やST（＝言語聴覚士）を配置し、失語症者と話をすることで、伝わる嬉しさを実感させてくれるようなプログラムを考えてほしい。聞いてもらえれば、失語症者は積極的に話をするようになると思う。出来るだけ自由なおしゃべりを体験することで、言語能力の回復が促されることは間違いない。デイケアでなくとも、失語症者が気軽におしゃべりを楽しむことができる場所が欲しい。ST（＝言語聴覚士）や支援者のいる、サロン活動など。

目の不自由な人や、車いすの人の行ける場所はどんどん増えていると思う。しかし、失語症者が行ける場所、参加できる活動は限定されていて、選択肢が少なすぎる。自分に合った居場所を見つけられるように、様々な形の、失語症者のための場所が欲しい。失語症に特化したデイケア、リハビリセンター、サロンなど。

自分に必要な情報を選び出して、その中から最適なものを選択する、というのは、失語症者には無理があるので、本人の立場に立って相談に乗ってくれる場所が必要。そこには、失語症者に関連する、医療、介護、リハビリ、公的な支援などの様々な情報を集約し、当事者の状況に応じて的確な情報を伝えるようにする。

3. で書いたような、楽しむため、言語活動を促進するための支援も大切だが、それだけでは、失語症者社会生活を送れない。普通の成人が当たり前にするような、諸手続き、行きたい場所に行って必要な要件を済ませることのできる支援も必須であろう。

しかしこのような意思疎通支援は、失語症者に関しては大変難しいと思う。ろうあの方などについては、コミュニケーションの手段を共有していれば、本人の意思や考えが間違いなく伝わるので、それを確実に翻訳すればよいただけなのだが、失語症者の場合は、本人の意思や、どこまで理解しているのかを、支援者が推測したり、探ったりする必要があるからである。

本人の意思や理解できている点、分かっていない点を探るためには、本人の人となり、いつもの思考パターンなどがある程度以上知っている必要がある。そのため、初めての支援がすぐに当事者の役に立てるとは限らない。

3. のような会話を楽しむための支援者は、あちこちで養成されつつあるようだが、本当に失語症者の社会参加を支援するためには、失語症者が家族の支援なしに出掛けて、出先で所用を済ませることが出来るというのが理想だと思う。だが、外出先で所用を済ませるための支援となると、また難しい問題がある。

①行った先で説明を受けて、それを理解した上で選択・決定しなければならないような場面では、十分理解できないまま決定してしまい、後で問題になることないか？後から、本人や家族から「こんな話は聞いていない、勝手に決められた」とクレームが出る可能性がある。それに対してどう責任を取るのか？

②片麻痺のある方が多いので、転倒などの事故があったら支援者の責任になるのか？

これらの問題を解決するには、失語症者と一緒に出かける支援者だけでは不十分である。失語症者の行くところに（金融機関、銀行、役所、病院、交通機関など）それぞれ支援者がいて、失語症者に対応してくれるのが理想だと思われる。近所の銀行には、認知症サポーターと呼ばれる職員がいて、対応してくれるそうだ。失語症に対してもそのよう

- なサポーターがあちこちにいることが理想だと思う。
- No.13 失語症のようにわかりにくい病気だと障害が理解されない場合が多く、補助金をもらえない人が多いので何とかしてもらいたい。
- No.14 急性期入院中から言語リハビリは始まったが、失語症の対応の仕方の説明や指導は全くなく、家族は誤った対応をしていた。回復期入院中の時も、特に対応の指導はなく、ケアマネージャーが調べて教えてくれるまで、なかなか理解はできなかった。(例)の3つの項目はすべて必要。「失語症会話パートナー」の養成の方法を知りたい、参加したい。服飾の人事との話し合いの中で「失語症」であることを知らせていたが、全く調べずに対応は難しいと言われた。産業医も契約なので診断ができる医師ではないかも……とか対応が不十分だった。今後増える高次脳障害について企業の人事担当は数時間でも研修を受けて理解してほしい。
- No.15 それぞれの障害の啓発活動を行なってほしい。
- No.16 それぞれの障害の啓発活動を行なってほしい、公に開かれた施設への意思疎通支援を行なうヘルパー配置を義務付けて欲しい。
- No.18 〈失語症者の現状〉障害を軽視され、失語症への救済がない悲惨さと、話せない、人に伝えられない苦しさ、他者に理解されない悲しさは想像を絶するものです。他者と心を通わせたいという気持ちはコミュニケーションの原点です。自分の意思で生きるためにも、深刻な介護負担の軽減のためにも、失語症者に適切な意思疎通支援をご検討願いたいです。社会との接点を保つ支援を。失語症者は報告・連絡・相談が大変難しいです。リハビリ期間時に職場実習を試み、失語があっても就労が可能であることを実習を通して体験し、自信を取り戻し、働くことへの意義と理解を再獲得し、社会の構成員として病後の能力に合った適切な就労に新しい自分を発見してゆく支援を。失語症者の精神的・社会的自立の遅れに注目し、意思疎通支援事業と言語リハビリの意識改革を望みます。生きてゆくための生きた言語を再獲得したいです。職場での業務に支障を来している失語症者には復職後も意思疎通支援事業、ST (=言語聴覚士)の援助が必要と考えます。
- No.20 「それぞれの障害の啓発活動を行なってほしい」「公に開かれた施設への意思疎通支援を行なうヘルパー配置を義務付けて欲しい」、妻がいないときに災害があったら、死ねと行っているようなモノです。トイレかお風呂場にてねと言ってあります。
- No.21 各地域の行政によっても進んでいるところと遅れているところがあるので、統一は難しいと思いますが、ある程度は足並みをそろえてほしい。区役所、リハビリ設備のある病院の意思疎通支援者の配置。失語症患者家族の心のケアなどをする専門家機関が必要。
- No.22 失語症は症状が多岐になり、伝えることが難しい。でもあきらめず一つずつきちんと理解して頂けるよう社会に啓発してゆかないといけない。自分のことだけを伝えるのではなく、同じ失語症というハンディを持つ方々のために、他の症状の方のことも伝える。そうして他者を思いやる行動を通して、失語症者の心を理解してくれる方(サポーター)を増やしてください。介護職の方が理解しなくてはと考えられるような社会をつくってください。私もできる限り自分たちの周りの方には失語症を伝える努力はしています。
- No.24 字幕が読めないのでできるだけ吹き替えにしてほしい。レストランなどのメニューはできるだけ写真付きにしてほしい。

- No.26 病院、医療・介護職など直接身近に接する人が余りにも失語症に対しての知識がないので、障害についての啓発活動を行ってほしい。ST（＝言語聴覚士）のいる施設については失語症者の意思疎通支援を積極的に担ってほしい。災害時対策のために、行政が失語症者の状態の把握と避難時のコミュニケーションツール（地図、絵など）を準備してほしい。国・厚生労働省には発症直後から患者一人一人に応じた必要かつ適切なサポートが提供される医療制度・障害者施策を構築してほしい。
- No.27 市民運動や人口の問題もあると思うが、都市によって情報や公共機関・施設も含め格差が大きい。特に青森県は遅れているようで、もっと活動しなければならないし、そのために行政ももっと協力してほしい。行政の窓口も失語症のことが分からない人が多く、対応を聞いても分かってもらえない。若い失語症者の訓練施設がない。病院を終えた後行くべき場所がない。
- No.28 それぞれの障害の啓発活動を行ってほしい、財産や遺産相続の手続きの協力を得たい、制度の内容をわかりやすく知りたい。
- No.29 長野県・長野市の場合、改善の母体となる機関・団体は、障害支援課・地域福祉課……健康長寿課・社協・自治協議会多くあるが、一貫性がない。障害者総合支援法の受け止めについても、様々な改革を経ての制定と理解するが、障害者に、必要な情報が届かない。地域支援に関する長野県の取り組みが、12月24日の「地域で暮らそうフォーラム2013」平成25年日本相談支援専門員協会関東ブロック大会併催事業、第一分科会で報告された。（精神障害者の状況・地域生活移行支援・支援関係者研修事業・障害者支え合い事業など）
この分科会に妻と参加。
・精神障害者と家族の長年に亘る活動の積み重ねがこの結果に繋がっていることを痛感
・当事者・家族が先ず声を上げることが、改善につながる第一歩。
・長野失語症友の会がこの会の後援名義依頼を受けたきっかけは、本年度、全国大会のシンポジストに県障害支援課長を依頼したこと、演劇活動で、失語症の願いを訴え続け、全国大会内部試写会を機に、全国各地で、自主上映会がはじまったことによる。
・長野失語症友の会では、ここ数年、自分たちの暮らす地域で、失語症への正しい理解と適切な支援を願い、コミュニケーションワークショップ・郷土料理・演劇活動など、地域住民と協働で楽しめる活動を積み重ね、安心して暮らし・役割・出番のある地域社会を目指している。
- 以上、3点から、他力本願でなく、当事者が声を上げることが、市民理解の改善につながることを実感している。
- 長野県知事のあいさつに、「障害がある方が地域で確かな暮らしが、営めるために、何が必要か共に知り・考え・語り合うことで、長野県の障害福祉がますます発展していく、機会となることを期待……」とあります。
- 調査のメ切的15日に、知事もシンポジストの「一人一人の思い」を大切にするためのコミュニケーション支援」柱の一つ、このような機会も意思疎通・市民理解の改善につながると思います。
- No.31 自分の意思を表示・伝達できないので、公的な施設では意思疎通支援を行うヘルパーの

配置を義務づけてほしい。失語症が人々の中では理解されていません。私自身失語症になる前は「失語症って何」という人間でした。)そこでどこに行っても「失語症で何か」をわかってくれる人がもっと多く知ってほしいと思います。

No.32 家族、兄弟姉妹、知人、近所の人、〇〇失語症友の会のグループの仲間。とても役立っている。

意思をもっと正確に理解してほしい、失語症の理解と個に応じた支援の在り方を地域社会・当事者・家族の集いを自治協単位で持ってほしい。(当事者・家族も強く要望し、行動を起こす)

1 病院・施設などの言語聴覚士は、他の職員に、失語症ど、コミュニケーション障害の啓もうと、患者・家族の気持ちに寄り添った対応できるよう、努力してほしい。

2 行政・医療・福祉関係の方たちのそれぞれの障害理解と支援、地域でどう生きるかの啓発

3 地域住民の一員として、誰もが安心して暮らす地域づくりに携えありたい。

支援されるだけでなく、協働して、地域づくりに関われる、社会資源としても、受け止めてほしい。

4 現在自分は、前島邸の観光ボランティアをしている。

100人近いボラの活動予定と活動記録をエクセルなどで、全員にわかるようにした。

年配の方が多いので、凄いことだと感謝され、自分自身も役立つことは、まだまだあると実感。ボランティア仲間と気軽に、話せるようになり、ガイドボラもはじめた。

5 失語症友の会で、映画の自主上映・コミュニケーションワークで、全国各地に出かける。

市民の意識改善にもつながる、失語症者自身が、初めはずっと、下を向き、なるべく人に会わないようにしていたと話すと、いま苦しんでいる方や、ご家族に笑顔がでる。

この活動は、努力だけではできない。ピアサポートへの助成がほしい。

6 自分の場合

友の会に出会わなかったら、今のような明るい人生はない、ひきこもりの毎日が続いたと思う。仲間のきずなの支えはすごい。そんな中で自分の存在価値にも気づく。

友の会の立ち上げ・活動などに行政・福祉の応援がほしい。

No.33 外見だけでは障害があることが解らないという失語症の障害について、他の人にももっとわかってもらえるよう啓発活動をしてほしい。

No.36 公共の交通機関・施設・病院など、職員・関係者は失語症を理解してもらいたい(失語症を知らない職員が多い)。市町村にはどんな障害者がいて、その障害はどんな障害であってどんな支援が必要なのか。住民向けの啓発活動を積極的に行ってほしい。

5 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 関係事例

事例	年齢 (性)	居住地	居住 の場	世帯 人員	就労	就学	手帳	障害	障害者 総合支援法	記入者
E-1	30代 (男)	熊本	福祉 施設		×	×	身障1級、 療育A1	先天性代謝異常、ムコ多糖症(サンフィリップ症候群)、僧帽閉鎖不全。妊娠中、分娩時に異常なく3歳時にムコ多糖症の診察を受けた。幼児期は走り回っていたが、25歳頃から歩行困難。現在は車椅子利用で全面介助が必要。	療養介護	3
E-2	30代 (女)	広島	福祉 施設		×	×	身障1級、 療育A	重度の知的障害と肢体不自由の重複。脳性麻痺(中度)、クレチン症(甲状腺機能低下症)(重度)、心臓欠陥(軽度)	療養介護	3
E-3	30代 (男)	滋賀	福祉 施設		×	×	身障1級、 療育A	脳性マヒによる両上肢機能障害(日常生活動作不能)、移動機能障害(歩行不能)、視力障害があり物体の確認はできない。耳は正常。	療養介護	3
E-4	20代 (女)	東京	一般 住宅	4	×	×	身障1級、 療育1度	脳性麻痺による四肢体幹機能障害。(その他記述は下記 <small>※注参照</small>)	居宅介護、生活介護、短期入所、移動支援、日中一時支援	3

※注) 原因は、出産時における低酸素によると思われるが、医学的には原因不明となっている。難治性てんかんを伴い寝たきり。生活全般に全介助を要する。四肢は90度拘縮。視力は0.05遠視・乱視・斜視。見ることをする時のみ眼鏡使用。発語なし。聴力は測定不能だが、ABR検査では異常なく、聴力には問題ないと診断あり。胃食道逆流により、昨年5月胃ろう造設。介助に留意すれば経口摂取による食事も可能。体調により、吸入や鼻・口腔からの吸引が必要。肺炎を繰り返したため右肺に影があるが、SPO2は98程度をキープ。大島分類1。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例E-1】

- ・食事や遊ぶときのコミュニケーションは、喜ぶとき(嬉しいとき)にニヤッと笑う程度。
- ・嫌いな食べ物の場合、飲み込まないことにより意思表示。
- ・「寒い」「暑い」の意思表示ができないので、日常の生活において細かな対応が必要。(以上、質問Bにも共通)

【事例E-2】

言葉による意思伝達は全く困難なので、目の動き・表情・僅かな手の動き等により必死になって意思表示をしているが、親や慣れ親しんだ施設の担当職員でないと読み取ることができない。従い、担当職員が交代した場合は、新しい職員が意思表示を読み取ってくれるようになる数か月間は、パニック状態となり、精神状態が不安定となる。

【事例E-3】

言葉は発することができませんので、自分が欲しい物については手を口元に持ってきて相手に知らせる。また排泄の場合も手を下腹部に持ってきて知らせる。

その動作を察知した場合、食べ物、飲み物については手を口に当てて要求する動作をする。この場合、何を求めているかは支援する側で「お茶、ジュース、ご飯」等を言い、本人が求めている物に合えば「あい」と返事をする。この動作を理解している支援者には分かりますが、理解不足の場合にはなかなか要求に合いません。

食べ物以外の場合は、普段本人がよく使う品物を順番に言う事で要求している物に合えば「あい」と答える。本人のこの動作を理解している支援員の場合は通じるが、新人の場合は苦勞している。こうした時には面会の時にこちらから本人の意思表示の動作について説明して理解を深めてもらうように努めている。

【事例E-4】

本人は意思表出をしているが、通所職員やホームヘルパー等の支援者がある意思を汲み取れるか否かで、コミュニケーションが図られるかが問われる。見た目には、コミュニケーションができないと思われている。

母親の声かけと他者との声かけの区別はできており、予期することや期待にも反応。学芸大の研究に協力し、脳波・心拍数など数値によって表される評価を受けたことがある。本人の予測に反した介護者の支援には、無反応となることも評価された。

本人の表出としては、質問に対して「はい」「いいえ」「どちらでもない」を表すことができるため、丁寧な質問をすれば会話が成立する。「はい」の表出手段として、「はい」という発声が「あい」。「はい」という口の動きで伝える。顔をしかめて瞬時に表す。人差し指を立てる。座位保持椅子に座っている場合には、足をトントンと動かす。本人の手のひらに介助者の人差し指を入れると軽く握り返すなどの方法がある。

また、指文字のガイドができる人には、指文字でひらがなを示し会話をすることができる。ただし、家族はできない。

「いいえ」の場合には、何も反応しない。「どちらでもない」の場合には、どちらでもないの問いかけに「はい」で答える。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例E-2】

質問Aへの回答で書いたように、親や慣れ親しんだ施設職員の目の動き、表情、身振り手振り、顔・手足等体への接触から相手の意思を読み取っている。従い、親や慣れ親しんだ施設職員でないと意思伝達が困難。

【事例E-3】

本人は言語の発信ができないため手で合図を出している。又聴覚については正常であり意思疎通に関しては本人の合図に気付かない場合が多くある。

【事例E-4】

視力に問題があり、より近くで話しかけた方が本人は分かりやすい。寝たきりで周囲の状況把握に困難を抱えているため、丁寧な状況説明を要する。丁寧な説明がされないと他者の意思を受け止めることができない。

裸眼の場合には、30cm以内の物しか判別できないため、視力による情報収集が困難。(質問Cに関連)

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）**【事例E-3】**

視力障害（物体に対する認識ができない）があり、光を感じる程度である。（質問D、質問Fにも共通）

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難**【事例E-4】**

本人専用のパソコンを準備し、ソフトも入れ、座位保持椅子に数種類のスイッチを作ったが、スイッチを指示する体の一部の保持が難しく、機器の利用を諦めた経緯がある。現在は、一文しか録音できないビッグマック（音声による会話が困難な人のための携帯用会話補助装置）を通所では利用し、買物等の際に職員が「これください」等の言葉を録音し、本人がビッグマックを押すまで根気強く付き添ってくれている。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難**【事例E-3】**

本人自らの意思の発信はできない、AとBの内容から本人の動作と要求について理解が困難。

【事例E-4】

健常の方との同等のコミュニケーションができないため、母親が代弁者となり、外部とのコミュニケーションを行っている。そのため、付添いなしでの入院をする場合、よほど重症児者理解がある病院でなければ入院はできない。幸い今は、付添いをしなくてよい病院に主治医がいるため、付添いしなくてもよくなったが、以前は幼いきょうだいを祖母に任せて付添い入院をしていた。付添いを求められる病院の場合の入院時支援として、コミュニケーション支援事業として、ヘルパー等が家族の代わりとして居宅以外でも利用できるようになってほしい。付き添う母親は食事も入浴も制限される事態となり、本人支援が第一ではあるが、退院後介護者が元気でなければ在宅で生活することに困難が発生している家庭もある。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）**【事例E-1】**

日常の社会生活は誰かの介助を受けなければできないし、生きていけない。よって、非常時、災害時の情報・コミュニケーションについては特に不安がつきまとう。

【事例E-4】

非常時等の場合、丁寧な質問をしてもらえないことは明白で、母親と離れた場所において被災した場合を想定すると本人の生命危機にも及ぶと想像している。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について**【事例E-3】**

機器用具については使用不能、介護職員に於いても本人の決まった手の動作には理解してもらっていても、分からない手の動きもあり苦勞している場面がある。親にも分からない事が時々あり理解するのに時間がかかる。

【事例E-4】

母親以外に本人の意思を確認できる支援者の必要性を強く願っているが、重症児者のコミュニケーション支援を研修するシステムがない。まだ研究段階であるが、学芸大や国立特別支援教育総合研究所のように障害の重い人への支援を考える機関が身近なところにあり、誰もが学べ、コミュニケーション困難者がいない世の中となつてほしい。

また、その支援者を増やしていく機関からの発信によって、障害の重い人もコミュニケーション能力があることを理解できる社会となることを望む。(質問Hにも関連)

H その他(市民理解の改善を含む)

【事例E-3】

本人を知る人でも意思の疎通は困難を極める。言葉の発信が無いため一方通行であり、親が本人の状態を伝える事で理解を得る努力がいる。

6 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会(障全協) 関係事例

事例	年齢(性)	居住地	居住場	世帯人員	就労	就学	手帳	障害	障害者総合支援法	記入者
F-1	40代(男)	大阪	ケアホーム		○	×	身障2級 体幹機能	ウィルソン病による銅代謝不全(車イス常駐者/手動車イス)。言語障害あり(ほとんど聞き取れることは難しい)だが、手帳の記載はなし。障害程度区分4。詳細は下記参照。	居宅介護、生活介護、移動支援詳細は下記参照。	1・2
F-2	50代(女)	東京	一般住宅	2	×	×	身障1級	脳性まひによる 脳原上肢機能障害 1級 脳原移動機能障害 1級 言語機能障害 4級 障害程度区分6	重度訪問介護、地域生活支援事業。詳細は下記参照。	1、2
F-3	80代(男)	東京	一般住宅	1	×	×	身障1級	脳性マヒによる両上肢機能障害(著しい困難)。脳性マヒによる移動機能障害(著しい困難)。感音性難聴(右:82db、左:111db) 障害程度区分6。(介護:要介護5)	訪問介護サービス(24h)・補装具	1
F-4	40代(女)	東京	一般住宅	2	○		身障、療育2度	脳性麻痺(先天性)	居宅介護	3

〈事例F-1〉

○障害状況

中学2年生で発病、15歳のときに専門医にたどりつき病名がわかる。現在の肢体まひの症状……右手は指先まで動くが左手はあまり動かない。左足で踏ん張ってつかまり立ちできる。右足は伸ばせる程度。(車の運転はかろうじてできる。が、車イスを車に積み込むことは介助が必要。)

○総合支援法利用状況

・居宅介護(月の支給決定/身体介護9時間、家事援助10時間、通院介助9時間)ほぼ使う。ケ

アホーム入居のため、これ以上の支給は無理と市から言われている。

使い方……居宅・週2回／1回1時間（身体30分+家事30分）。火、木の夜8時から9時、お風呂、洗濯、掃除

通院・定期／2ヶ月に1回 病院、通常の診察3時間。検査ありの場合6時間（事業者：居宅介護にきている慣れた支援者）。その他の病気による通院もあり。

※緊急の時は、ケアホームのスタッフに付き添ってもらえる場合がある。

- ・生活介護 作業所には、平日通っている（月～金）。ときどき土曜日も。授産活動「印刷・情報処理」の仕事に従事、月3万円の給料
- ・移動支援 月46時間。平均月に10時間程度利用。（月2回位、主に団体の会議に参加／電車で行く必要のある会議）

〈事例F-2〉

○総合支援法利用状況

重度訪問介護（月の支給決定：248時間、1日の平均使用時間：7.5時間。水曜5.5時間（訓練）、木曜6.5時間（入浴）、日曜10時間。

※月248時間の支給決定については、日常生活の7.5時間で使ってしまうので、例えば、朝から夕方まで外出することが月に2、3回あるときや障害者団体の交流集会等で宿泊を伴う外出があるときなどは、平日の支援を短くしないと時間が足りない。役所には支給量を増やしてほしいとお願いしたことがあるが、親（母親）と同居しているため、これ以上の支給決定はダメだと言われている。重い言語障害があり、意思疎通にかなりの時間を要するし、ボランティアでは対応しにくいのに必要な時間をもらえない自治体の対応は理不尽だと思う。

○地域生活支援事業（機能訓練・中途障害者デイサービス）

地域活動支援センターを利用。内容は、水曜日にストレッチ（訓練）2時間程度、木曜日に入浴1時間程度利用。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例F-1】

現在、1対1の場合はアイパッド・ 아이폰等を使い、入力文字を見せるといった意思の伝達が多い。1対多（会議等）の場合はアイパッドの読み上げ機能を使っている。電話、食事中、入浴中の意思伝達は困難である。ただし、わたしのことを理解している人ならば、電話は使用しない。携帯電話には基本出たことがない。

ゆっくり話せば声は出るが、初対面の人にはほとんど伝わらない。以前は筆談でしていたが、携帯が普及してからはほとんどしなくなった。特に、アイパッドを使い始めてからはほぼそれで会話をしている。（設問A D E Gに共通）

【事例F-2】

家族、付き合いの長い友人など慣れている人とは口頭で通じるが、その時の体調や相手に余裕があるかどうかによってトーキングエイド、携帯メール画面での打ち込み、かな文字を指でなぞるなどして伝える。介助者も初めは文字を使うことが多いが、慣れると聞き取ってくれる。体の緊張が強くなるなど日によっても通じやすいときと通じにくいときの差が大きい。また、携帯などの打ち

込みにも時間がかかる。トーキングエイドより携帯の方が打ちやすいが、脳性まひのため緊張が入る箇所や緊張の強い日などによっては、トーキングエイドの方が打ちやすい場合もある。

【事例F-3】

言語障害によって会話を成立させることが著しく困難な状況にあり、ヘルパーを介しての会話となる。自分の意思を表出・伝達する場合、ヘルパーが言語障害を理解し、話したい内容を正確に理解することが肝心だが、ヘルパーによっては理解してもらえず、相手に伝達できない時は歯痒さを感じる。長年ヘルプをして、言語障害にも慣れ、正確に聞き取り、伝達してもらえる安心を常に感じたいが、なかなかそうならない。

また、感音性難聴によって、他者の意思・話を受けとめることも困難で、大きな声を出して話してもらわないと聞き取れない（大きな声も聞こえない場合もある）。その際もヘルパーに耳元で何度も話してもらい、やっと理解するといった状況にある。

補装具で補聴器の支給を受けているが、もっと性能の良いものに改良すべきである。

トーキングエイドの支給も受けているが、文字が打ちにくい、時間がかかるので会話が成立しない。今はほとんど使っていない。

いずれにしても、ヘルパーの介助なしには会話は成立しない。聴覚障害者に手話通訳がつくように、重度の言語聴覚障害をもつ者にも、専門的な介助者の必要性を痛感する。少なくとも、ヘルパーが入れ替わり立ち替わりに関わるだけでは、食事や排泄等の日常的介助はできても、人として最も大切な意思伝達・会話の援助は十分にできるものではない。慣れ親しんだヘルパーこそ、聞きにくい言語を理解し、正確に意思伝達してもらえる。（設問AとBに共通）

【事例F-4】

言葉の表現が難しい。「たまご」を「もこ」、「クルマイス」を「クリスマス」などと表現する。何度もしつこく聞くことと、普段の会話の中から読みとるようにしている。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例F-1】

相手の意思・会話を聞き取ることに問題はないのだが、言語障害があると相手を変な気をまわすことがある。例えば、駐車場に車を止めるときに警備の人に車イスを下ろす手伝い等を頼むのだが、こちらがしゃべられず、アイパッド等で要件を伝えると、なぜか向こうも身振り手振りで返してることがある。普通に話してくれればよいのに、障害理解の不足を感じる。

【事例F-2】

難聴ではないが少し耳が遠い。周りの話が聞こえていない時もあり聞き返してもその言葉が通じないことがある。

時間的に余裕がなければメールなどで確認する。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

【事例F-1】

情報を収集することには、あまり困難を感じていない。

【事例F-2】

テレビ・ラジオは音を高めにしないと聞き取りにくい。

掲示板は高さによって見にくいことがある。また近視、乱視があり、眩しさに弱いので表示が見えず介助者に読んでもらうことが多い。本、新聞など読めるが首の不随意運動や顔面の緊張などもあり時間がかかる。ブックスタンド使用。ページをめくることに時間がかかる。

その他、買い物時の商品情報については、ヘルパーサポートが欠かせない。例えば、棚の上にあるものや左側にあるものなど商品が見えない場合は、ヘルパーが商品を見える位置に運んでくれたりして、確認している。

インターネットが普及してからは、ネット通販をけっこう利用しておりとても役立っている。ただ、問合せ等、相手とやり取りが必要な場合は、ヘルパーが代わりに伝えてくれている。

【事例F-3】

情報は、基本的にテレビと新聞から得ている現状。新聞や雑誌は、ヘルパーに読み上げてもらっている。社会保障や社会福祉など、もっと詳細な情報がほしい場合は、パソコン・インターネットを活用している。検索項目をヘルパーに伝え、デスクトップに表示してもらい、またその活字を読み上げてもらっている。

パソコンからのメール発信をヘルパーにしてもらっている。また、携帯電話も持っており、会話だけでなく、メールの受信・発信もヘルパーにやってもらっている。

テレビ、新聞、パソコンも携帯も重度障害者ゆえに自力で使いこなすことはできず、ヘルパーの介助なしには、その利便性も実感できない。

まばたき、唇のわずかな動きなどで活用できる「意思伝達装置」のさらなる研究・開発、補装具としての気軽な活用（対象者拡大等）によって、日常生活上への支援拡大とともに、いつでも自力で情報を得られるような状況が早期にできたらと切に望む。（以上、質問CとDに共通）

【事例F-4】

一部分の理解しかできない為、何度も何度もビデオなどくり返し見ている。みんなも興味のあるNHK朝ドラなど。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

【事例F-1】

アイフォンとアイパッドを使っており、情報へのアクセスをはじめ、意思疎通をすることにも大変役立っている（両方とも標準で読み上げ機能があるため）。

携帯のアイフォンは月に7,000円、会話をするための機器として使用しているアイパッドも月額7,000円かかる。私の収入は月10万円（年金+作業所の工賃）なので費用負担はかなり重く感じる。アイパッドはほとんどコミュニケーションのために使っているので、なんらかの補助があればいいのと思う。

こうした一般に売られている製品が障害者も使えることは重要だが、ただ機種の変更やバージョンアップも激しいため、それを使いこなす必要がある。アイフォンのように携帯がパソコン化する中で、言語障害者用の支援ソフト・アプリのようなものがもっと開発され、どの機種でも使えるようになればいいと思う。

アイフォンやアイパッドの読み上げは機械的な口調なので会話のようにはいかない。男女の区別や大阪弁（地方弁）など、会話のように読み上げるアプリを望む。

【事例F-2】

パソコン、携帯電話でメール・インターネット利用。スマートフォンやタブレットは使えない。パソコンより携帯の方が打ちやすい場合が多く、ネットも携帯で見る。また、スマートフォンはネットから情報を入手するには便利そうなので使いたいが、携帯ショップ等で試してみたところ、ボタンでないため押した感覚がなく、使うのが困難だった。※緊張が入ると首が下を向いてしまう。そのときは携帯の画面を見られず、携帯ボタンの手触りだけで入力するので、スマートフォンのようにタッチパネルだと入力できない。

【事例F-4】

人並みにパソコン、携帯などやりたい様子があるが携帯だけ。職業をもつ母親との親子の連絡手段としてもう15年になる。メールなどは手伝ってもらい、人と連絡・交流したい様子があるが、中々実現しない。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

【事例F-1】

職場（通所施設）では、慣れた職員がいるので簡単な会話は口頭でもできる。私は印刷の仕事に従事しているが、仕事のやり取りも含め、一緒に現場で働く職員の理解が必要不可欠。そういう視点からも自立支援法以降、日割り単価や職員配置の不十分さ等の影響で、職員の非常勤化や勤務年数の長い職員が配置できなくなり、運営の不安定化が起こっている現状は、意思疎通の経験や専門性のある職員が定着しないことにつながっていくため、非常に強い不安を感じる。

自立生活をしているケアホームでは、アルバイトのスタッフが多く、入れ替わりも激しいので、意思疎通をスムーズに行うための努力を繰り返し行う必要がある。生活の場面というのは、自分の生活をつくる重要な支援なので、もっと支援スタッフがきちんと配置できる報酬にしてほしい。

病院への通院時の院内介助は必要不可欠であり、医師の診察にも、ヘルパーに同席してもらわなければ意思疎通が成り立たない。2年前に肺炎で入院したが、看護師との意思疎通は難しいので、母親が付き添ってくれた。しかし、今は母親も病気で倒れ、私の付き添いは今後難しい中で、入院への不安をいつも抱えている。

【事例F-2】

心障センターの機能訓練は利用当初コミュニケーションに不安があったが、現在は職員が慣れてきたこともあり短いやり取りは口頭で、長い説明が必要なときにはトーキングエイドや携帯メール画面に打ち込んで会話することが多い。

地域生活支援事業の地域活動支援センター（デイサービス）は、3年ほど前から利用しているが、予算が少ないからか、職員が定着せずころころ変わってしまうため、なかなかコミュニケーションがとりづらい（職員が意思疎通に慣れるまで時間を要する）。特に、緊張がきついてもっと大変になる。

入浴の際は、話すことも少ないのであまり困っていない。

通院時は内科・リハビリテーション科とも診察の時には通訳として介助者に入ってもらう。どちらも月1回の通院。医師等との意思疎通には日常生活を支えてくれているヘルパーの付き添いは必要不可欠。

【事例F-1】

医療機関や行政機関には、必要に迫られて行くことが多いが、行く度につらい思いをしている。その原因は、設問 A・B の部分で答えた自らの障害ゆえのものだが、それにしても両機関ともに、障害者に対する丁寧な対応を徹底しているのかと疑問を感じる。当然、障害者が来ることを想定して対応を徹底すべきなのに、そうになっていない。

イライラ、カリカリするのがいやなので、事前に用件をメモにして、提出する方法をとるようにしている。それでも、用が足らず、会話の必要がある場合は、ヘルパーを介して、言いたいことを伝えているが、その時のヘルパーの力量、機関側の対応によっては、意思が十分に伝わらず、悔しい思いをする。

時間がかかってもいいので、きちんと話を聞いてほしい。何を要望しているのか、正確に知ってほしい。

【事例F-4】

子供の時は学校内で寡黙といわれるほど話はしなかった。声も聞いた人がいなかったほど。言葉も発音が聞き取りにくかった為、家族とも意思疎通が難しかった。最近は、話が少しできるようになりコミュニケーションが取れているが、限られた場所、通所施設や行きつけのお店のみ。家族が代弁することも多い。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）**【事例F-1】**

意思疎通のためにアイパッド等を使っているのに、災害時でも充電器がいち早く使えるかが重要だと思う。福祉避難所等にもそれなりの準備があるとよいと思う。

【事例F-2】

夜中の怪我、急病、火災などで緊急の通報ができるのか。FAX やメールを使えることは知っているが、災害時は介助者がいないことを含めて不安はある。避難できたとしても状況に応じて情報がかめめるのか。コミュニケーションが取れるのか不安。

【事例F-3】

たまに実施される地域の避難訓練には、ヘルパーとともにできるだけ参加するようにしている。避難所になっている、近くの公園や学校ではいろんな説明や訓練が行われているが、そもそも車いすで会場になっている校庭等に入れない。だから、訓練に積極的に参加する意思があっても、訓練の主催である行政には、この意思を受けとめてもらっていない。

個人的には、地震が怖く、揺れるたびにヘルパーに車いすを押してもらい、家の外に出るようにしている。24時間ヘルプを受けているので、いつも誰かいる状態ではあるが、もし誰もいなかったらと考えると恐ろしい。

緊急通報システム網を作って、早く知らせ、早く避難できる体制を作ってほしい。

車いすで使えるトイレもない、スロープもない、何より障害の理解がないゆえに、避難所では障害者がつらい思いをしたことが東日本大震災の時に問題になっていたが、それを教訓化してほしい。

【事例F-4】

一人では無理。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

【事例F-1】

居宅介護については、ケアホームに入居しているため、今の支給時間以上は支給できないと言われている。支給決定には言語障害の困難さやヘルパーに指示することに時間を費やすことなどの事情は、ほとんど考慮されていないと思う。市町村の判断に意思疎通の困難さをきちんと反映させてほしい。

現状の通院介助は、院内介助は原則認めておらず、市町村が認めた場合だけ、院内での付き添いが認められている。通院・入院中の介助も含め、意思疎通の困難な者にとって、医療を受けるために日ごろから慣れた支援者（ヘルパー等）が必要不可欠。1日も早く病院内での介助を制度に位置付けて欲しい。

生活介護（作業所）については、不安定な日額制を止めて月額制にすべきである。

移動支援については、自治体の制度とせず、国の事業に戻し、意思疎通の困難な者の支援ができるよう、研修事業等を充実させるべきである。

私の住む市には、重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業はないが創設してほしい。繰り返しになるが、国として病院内介助を位置づけてほしい。

現状ではないが、私のような言語障害者にとってはパーソナルアシスタント（個人付介助者）制度ができれば、介助者が共同して私の言いたいことを伝えてくれると思うので、ぜひ早くパーソナルアシスタント制度を作してほしい。

【事例F-2】

重度訪問介護の人員が不足している。引き受ける事業所が少ない。重度訪問介護は家の中の介助に限らず、外出支援等にも使えてよい。ただ、就労等に使えないなどの制限があるのは早急に改善してほしい。（外来通院時の病院内介助は例外で認められているが、きちんと制度的に保障してほしい。また入院中の付き添い介助ができないのは、意思疎通に困難がある私には非常に困るので改善してほしい。）

一方、報酬があまりに低いため、介助者が定着しない。私の介助者も現在7、8人がローテーションで入っているが、1年か、長くても2年ぐらいでやめていく。1人の介助者が慣れるまで（私との意思疎通に慣れるまで）には2、3ヶ月かかるので、介助者が頻繁に変わり、またははじめから意思疎通も含む介助を覚えてもらわなければならない、こちら側の負担も大きい。

先にも書いたが、重度訪問介護の支給量は月248時間であり、足りないときもあるが、親（母親）と同居しているため、これ以上の支給はできないと役所から言われている。来年は障害支援区分に変わる中で、家族同居の場合も一人暮らしを前提に区分調査の回答を行うと聞いている。だとすれば、同居家族がいるからと言って支給量を制限することはやめるよう国から指導してほしい。言語障害者の意思疎通を保障する上でも介護ヘルパーの必要十分な支給量は必要不可欠。

重度訪問介護の拡充という意味では、骨格提言で示されている重度訪問介護の発展によるパーソナルアシスタント制度（報酬単価の大幅改善を含む、介助者の身分保障が確立できる制度）の創設を切望します。

スマートフォン、タブレットを使いやすく（不随意運動のある人向きに）。いわゆるガラケーの機能をスマホ並みに（現状ではボタン式の方が使いやすい）。

トーキングエイドは長年使っており、現在3台目。意思疎通に必要な重要な福祉機器。1台目が

壊れたときに修理がきかないと思い2台目は実費購入した。私の場合、非課税なので利用者負担はないが、同じ障害の人でも課税の場合、ほとんど1割負担をしなければならない実態がある。コミュニケーションというのは相手と話すために必要なものなので、意思疎通に必要な福祉機器にお金を払うことは会話にお金を払うことと同じであり、非課税や課税で負担があるのは理不尽だと思う。誰でも無償で機器が使えるように改善を望む。

インターネットや情報、便利なアプリが使えるスマートフォンを私でも使えるようにしてほしい。ある人はスマートフォンの読み上げ機能を使って会話しており、トーキングエイド代わりに使っている。私もやってみたいがタッチパネル操作が難しい。携帯電話等の企業が連携・共同して、私のような障害があってもスマートフォンが使えるように開発してほしい。

要約筆記（大きな集会や講演会では見ながら聴いていることもある）は費用が高いため、大きな学習会でしか準備がされない。障害者団体等の集会や学習会には、いつでも要約筆記を配置できるように、行政が費用を負担してくれる制度を作ってほしい。

入院したらヘルパーが来てもらえなくなるのがとても不安。最近では首も痛く、左手のしびれも感じており、脳性マヒ者の特有の二次障害が進行していることを実感している。通院のときでも、看護婦さんでは意思疎通が難しいと感じる中で、食事介助等に長く時間を要する私の介助を初対面の看護婦さんができるとは到底思えない。日常生活を支えてくれているヘルパーが付き添いに来てもらえるように、重度訪問介護を改善すること。また、地域生活支援事業の「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」を柔軟に使えるようにしてほしい。

※「二重給付はできない」と実態を無視した制度を止めて、とにかく病院内でのヘルパー利用を認めて欲しい。

【事例F-3】

- ① 24時間ヘルプを受けているが、何よりヘルパーの質的向上を期待する。そのためにも、日常的な研修やケース検討を充実させることが必要である。
- ② パソコンのキーボードをもっと大きく、使いやすくしてほしい。
- ③ 意思伝達装置の研究開発・普及

【事例F-4】

ヘルパー制度などで支援を受けるようになり、かなり安定した暮らしができるようになった。もっともっと使いたい。時間の制限や当日キャンセルはキャンセル料が発生するなど、まだ、負担が多いと感じる。わがままと、障害ゆえのトラブル、パニックの見分け方は難しい。

総合的な人生設計とは？どのような人生でどんな暮らしを望み、どこに通い、どこに住むのか。施設を移るなど、本人には全く選択肢がないのではないか。一つの場所は、誰でも飽きてしまうと思う。18歳の時に決めた所で何十年も生きて行くのはつらいのではないか。

H その他（市民理解の改善を含む）

【事例F-1】

こちらが話せないと、声が聞き取れていないと誤解される。

【事例F-2】

言語障害者についての理解はまだ浅い。子ども扱いされることが多い。介助者にばかり話しかける時は「本人に聞いてください」と言ってもらおうようにしている。なるべく自分の考えは文章に

まとめるが、本人が書いたと思われないことも多い。特に行政機関（障害福祉課）でも、私を無視してヘルパーに質問する担当者が多い。こうした対応はすぐに見直してほしい。また、地域の民生委員もこうした理解に乏しいことを感じる。障害者への正しい理解を深めるために、行政サイドでの啓発、研修、学習が必要だと思う。

最後に、私は20代の頃に拒食症になったが、家族も気づかなかった。栄養が不十分だったのか、生理も来ない時期があったが、親からも「生理が来なくていいねー。」などと言われた。今思うとヒドイ話だと思う。青年期も重なり、親から自立したいと思ってもそういう制度もなかった時代だったので、ジレンマがあり精神的にもしんどかったのだと思う。言語障害がありコミュニケーションをとることに困難がある者にとって、家族依存型の福祉制度では一人の大人として自立して生きていくことはできないと痛感します。今は重度訪問介護を使っているのでヘルパー支援があり、家族と同居していてもある程度自分の生活が作れていますが、でもやはり家族がいると支給量が減らされるという現実もあり、家族依存の福祉の矛盾を感じます。家族に依存しない福祉制度への転換を求めます。

【事例F-3】

法律・制度の見直しとともに、市民への障害者問題の啓発をしてほしい。ヘルパーや福祉機器に頼るだけでなく、何より理解し合えることが一番大切であると考えている。

【事例F-4】

今は特にありません。

7 特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会 関係事例

事例	年齢 (性)	居住地	居住場	世帯	就労	就学	手帳		障害	支援法		記入者
							有無	程度		利用	種類	
G-1	40代 (女)	群馬	一般 住宅	4	×	×	○	精神保健 福祉手帳 3級	難聴（出産時の障害。左耳聞こえない。右耳は少し聞こえるが補聴器使用、調査時は特に問題なく聴き取ってもらっていた。） 神経症、うつ状態、気分変動症（診断書記載、中学生の時発病） 斜頸（生まれつき） 吃音（聞きづらさはあるが、調査時ゆっくり聞けば聴き取れた。）	○	就労移行支援	調査員

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

慣れている人（吃音を聴き取ってくれる人）は通じるが、そうでない人だと自分からあきらめてしまい話しかけないようにしている。相手の様子を見ながら話しかけるかどうか判断している。（職員も含め）

話しても分かってくれないと、もういいやと思ってしまう。

何を話していいか分からない時や、何を言ってもいいか分からない時がある。

事業所の弁当作り作業時、マスクをしていることで、言葉が伝わらないことや、難聴（補聴器は、静かな所なら聞こえるが、作業していると色々な音が入ってくるので聞こえにくい）もあり、他の利用者と通じないことがある。

一緒に働いて自分をよく理解して色々やってくれていた利用者が、最近いないので、やりづらい面もある。話しかけてくれる人もいるが、中々世間話ができない。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

父も耳が悪く、二人でテレビの音を大きくして見ていると、家族にうるさいと言われてしまう。テレビのテロップが出ていると見やすい。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

父から車の免許を取得するよりパソコンを習いなさいと言われ、教室へ通い使えるようになった。ネット販売には手を出さないようにしている。

携帯はメールを使っている。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

他人と話ができない状態で、学校に行きたくなく、小中学高校と不登校だった。外に出るのもいやだった。NHK 学園を卒業（25 歳）したが 35 歳まで引き籠っていた。家では家事をやっていて、得意料理は、茶わん蒸し（弟が好き）で、調理師になりたかった。今も調理現場の仕事を探している。

小さい時から掛かり付けの病院があったが、先生が亡くなってから 10 年以上内科の病院に通っていなかった。父がレントゲン技師でもあり風邪ぐらいで病院に行くとも言われていたが、自分の状態を伝えられないと思って行けなかった。精神科クリニックに通い始め主治医と関係ができ、そのクリニックから内科の薬をもらっていたが、1 ヶ月程前風邪をひいたので、近くの内科に通院できるようになった。（事業所の職員もこの話を最近聞いてびっくりしていた。）

35 歳の時、両親が病気になり、祖母からもお前がしっかりしなければ駄目だよと言われ、両親に心配かけないようにしてほしいとも言われ、今まで両親に甘えていたので、仕事したいと思って行動を始めた。

就職したくて、ハローワークにいったら、障害者手帳を取った方が就職しやすいと言われたが、親からは手帳は持つなと、もっと大変な人が居るのだから努力しなさいと言われた。担当者が色々相談に乗ってくれ、手帳は取得した。就労支援センターを紹介され、職業センターのワークトレーニングに通ったり職場実習に行ったりしたが、就職できなかった。

就労訓練をしても、35 歳の年齢制限があり、高齢者までの中間層の枠（サービスや手当等）があまりない。

その後地域活動支援センターに通ったが、自分に合った料理の仕事がしたいと思い、今の就労移行支援事業所に通い始め、就職先を職員と探している。

市の福祉課に行く時は、自分の担当者が居るかを事前に確認して行くようにしている。（他の人とは中々伝わりにくいので）行政担当者は異動で替わるので困る。

母親が、引き籠っている時に比べれば、外に出て働けるようになりすごく元気になったと喜んでおられたと職員が話していた。本人も少しずつ自信が付いてきたと言っていた。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

避難所に入った場合、聞こえないこともあり、精神的にパニックになりそうで不安。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

左耳が聞こえていないが、右耳は補聴器を使用すればまだ聞こえる。障害認定されていないので、補聴器は自費で買ったが高い。もっと性能の良い物はすごく高いので買えない。吃音と聞こえづらいことで、生活のしづらさがあり何らかの助成があってほしい。

H その他（市民理解の改善を含む）

障害年金を受給したいが、上手くいかない。自分は、精神障害者手帳は持っているが、精神障害、聴覚障害、言語障害とも中途半端だと悩んでいる。

8 全国知的障害者施設家族会連合会

事例	年齢 (性)	居住地	居住場	就労	就学	手帳		障害	支援法		記入者
						有無	程度		利用	種類	
H-1	60代 (女)	高知	福祉施設	×	×	○	身障、療育	重度知的障害、脳性麻痺による両上下肢麻痺。障害程度区分4	○	生活介護、施設入所支援	3
H-2	30代 (男)	高知	福祉施設	×	×	○	療育	重度知的障害、てんかん。障害程度区分6	○	生活介護、施設入所支援	3
H-3	40代 (男)	兵庫	福祉施設	×		○	身障、療育A	自閉症・知的障害	○	生活介護、施設入所支援	1
H-4	40代 (男)	愛知	福祉施設	×		○	身障2級、療育A	知的（IQ33、発達年齢3歳程度）身体（下半身に麻痺の後遺症が残り転倒しやすい） 原因：出生時酸素不足	○	生活介護、施設入所支援	3
H-5	30代 (男)	神奈川	福祉施設	×		○	身障2級	知的（IQ20以下、発達年齢1～2歳程度）、身体（足の後遺症で歩行不可）。原因：出生時のデボビット症候群による複数の奇形等。	○	生活介護、施設入所支援	3

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例H-1】

言語によるコミュニケーションはある程度可能。全てに対して自分主体に物事を捉え、相手の気持ちや感情を全く無視した状態で意思を表現することが多い。相手の思いや反応が予測できないこと、又身勝手と思われても仕方ないことを遠慮なく要求し、自分の都合が良いように言葉をすり替えていってしまうことで、本来の意思が混沌として意思疎通はさらに困難な状態になっていくことが多い。

見方を変え、他者の迷惑や気持ちを抜きにすれば、して欲しい事、しんどいこと、嫌な事、気になること、不安なこと等を忌憚なく表現できることは本人の強みともいえる。

【事例H-2】

簡単な言語によるコミュニケーションは可能であるが、伝えたい内容は定型的で、それに対し相

手が自分の納得できる反応をしてくれなければ、不適切な注意喚起行動（自傷、他傷、物損、繰り返し、確認等）によって興奮状態になる。このような場面も、ある意味、彼にとっての意思の表出・伝達の手段と言えるのかもしれないが、TPOやタイミング、相手の都合や立場、気持ちを汲み取ることはできず欲求のまま行動するため、他者（援助者）の理解がない限り意思疎通より行動自体が問題視される。

【事例H-3】

単語を2つ以上連ねることが困難であるため、自分の意思が相手に伝わらない。相手の言うことは理解できている部分もあるが、昨日、今日、明日等時系列に関することはほとんど理解できない。今、これから何をしたいか、どこへ行きたいか、何を食べたいかの意思表示はできるが、どのような暮らしを望むのか、何をしたいのか、どのようになりたいのか長期的な意思表示することは困難である。

養護学校高等部では平仮名は読めていたが、入所更生施設では生活介護が中心となり、能力が後退している。潜在能力の開発、その人が持っている能力を育てる環境がなく、言語による意思疎通は困難な状態である。

学校教育や成長期に出会う支援員の支援法や熱意工夫により、目覚ましい成長を見る時期がある。しかし、それらが個人的であったり、学校等の教育方針であったりして、系統的・学術的に統一されていないため次へ続いている。特に学齢期を過ぎて、施設での暮らしになるとそれらが続かず退化してしまう傾向が強い。

彼も養護学校高等部で獲得した「平仮名が読める」能力を維持、拡大することで彼の世界を広げることができたのではないかと残念でならない。意思伝達は意思表出と相互関係のもので、表出しても伝達できなければ表出をあきらめてしまうし、逆に伝達できればさらなる表出を生んでくる。特に自閉症は、音声言語による相互意思疎通が難しいため、彼の場合平仮名というツールを活用できたのではないか。

【事例H-4】

- ・文章としての発語は少なく、単語による発語で相手に聞きづらく、求めている事を理解しにくい。親や支援員が何度も聞き返すが、3回ぐらいで本人はあきらめる。表情を見て、環境を思い巡らせながら発語の意味を探すが、困難な時は「ごめんね」とあきらめてもらう。彼は「あきらめの笑顔」を送ってくる。施設はあきらめの笑顔であふれている。彼らがあきらめの笑顔を獲得するまでに積み重ねた思いを想像すると、つらい。「わかってもらえないけど、許してあげるわ」と笑ってくれている。（以上家族回答）
- ・語彙がそれほど多くないので、「考えている事」を正確に伝えられているかは疑問がある。支援者から「閉じた質問」をすることが多く、支援者側が回答を誘導する事になりかねない。（利用施設職員補足）

【事例H-5】

自分の言葉はないので、意思表示の理解は家族や支援者が推察するしかない。ボードに書いたものを見せて、選択するようなことをやっても関心がない。食事については目で追うなどで『食べたい』という意思表示をする。排せつなども一切意思表示がない。（以上家族回答）

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例H-1】

コミュニケーションは、ほぼ自分主体というステージから始まる。従って他者の意思を受け止めることは難しいが、結果的に相互理解するのではなく、「諦め」的に納得するというイメージでは可能。しかしそれもその場限りで、少し時間が経てば忘れてしまうことが多い。

【事例H-2】

他者の意思を受け止めようとする気持ち（姿勢）が、コミュニケーションの前提にない（のかもしれない……）。自分にとって気になることがあると、他者よりも自分自身の意思を通すことに注意が向いてしまう。さらにそのことに強く固執することで、他者から嫌悪されることが多い。

【事例H-3】

自閉症と知的障害を併せ持つため、固執性が高く自分の思考パターンの範囲でしか理解できない。自分の意思はこうだと説明できない。他者の意思と自分の意思のずれ違いによりパニックが起きる。

自分の意思がパターン化されているので、日常生活においても昨日までやってきたことと今日やることが違うと言語で説明できないことによりパニックになる。他者の意思が理解できても受け入れることが極めて困難な状態である。

【事例H-4】

- ・全体の雰囲気から相手の要求の意味は受け取っている時もあるが、一つ一つの意味を理解していると思えない。（家族回答）
- ・一つ一つの言葉の意味よりは雰囲気で理解している事が多いと思われる。支援者の配慮が無いと、正確に理解していただくことが難しい。（利用施設職員補足）

【事例H-5】

- ・家族や支援者が何を求めているかを本人が判断するのがむずかしい。食事の提供や入浴の開始など、本人のニーズと合うことについては相手（家族・支援者）の意味は受け取っている時もあるが一つ一つの意味を理解しているとは思えない。家族がいかに意向を汲み取るかが重要である。（家族回答）

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

【事例H-1】

簡単なひらがなは読めるが、文章から情報を収集するのは困難。映像、特に耳から入る情報に非常に敏感。自分のことはさておき他者の言動が気になり、その事に関しての情報は驚くほどよく知っている。

【事例H-2】

掲示板などで、簡単な行事の予定や予告ポスター等で情報を受け止めることは可能。しかし、その内容（メンバー等）に気になることがあると、職員に対して繰り返しの確認行動等があり、逆にその情報が意思疎通を邪魔する場合がある。

【事例H-3】

自閉症と知的障害があるが、視覚、聴覚には障害がないのでテレビ、放送等を見たり、聞いたりできる。内容の理解は難しい。本人はテレビにほとんど興味を示さない。パソコンのタッチパネル式のタブレットは今後自閉症のコミュニケーションツールとして有効だと期待している。開発が急

がれる。

【事例H-4】

- ・ 掲示版・書籍……漢字は読めるものもあるが、意味の理解はできていない。
- ・ テレビ・放送……興味のあるもの、野球、相撲など勝ったか負けたかの結果は判るが、過程の意味の理解は不明。(家族回答)
- ・ テレビにしても一画面の情報量は年々増えており、新しい単語や概念も生まれている。それらを新たに理解していくことは困難ではないか。(利用施設職員補足)

【事例H-5】

- ・ 掲示版・書籍……漢字は読めないし、意味の理解は全くできていない。
- ・ テレビ・放送……興味のあるものがない。テレビは映っていても全く無関心。(家族回答)

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

【事例H-1】

情報機器は、固定電話で母から掛かってきた電話で話す程度。その他の機器は活用できない。

【事例H-2】

情報機器は、使用目的の理解が困難。

【事例H-4】

- ・ 他人がしていることを興味ありそうに見ている。触らせようとするが、触ろうとはしない。(家族回答)
- ・ 操作や取り扱いに複雑な技術を要し、現状では使用困難。(利用施設職員補足)

【事例H-5】

- ・ 全く興味がない。触ったり、見たりはしない。(家族回答)

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

【事例H-1】

人見知りなく誰とでも会話はできるが、その場にそぐわないことや、相手に話しても理解できない自分のことなども伝えてしまう。受診では、症状をかなり詳しく言うことはできるのだが、実際より大袈裟な表現になることが多く、もし単独で行動した場合は他者の誤解を招く結果になることが予測される。

【事例H-2】

受診等で病状等を正確に伝えることは困難。例えばどこがどんなふうに痛いとか、どのくらい痛いのかは分からない。医者に質問されても、そのこととは全く関係のない自分が答えて欲しいことを要求するため、特に、彼を理解していない他者にとっては意思疎通が非常に困難となる。

【事例H-4】

医療機関……視力検査はできているかどうか疑問がある。充分訴えているとは思えない。(家族回答)

支援者が代行してしまう事が多く、機会を減らしてしまっているともいえる。(利用施設職員補足)

【事例H-5】

養護学校、医療機関等での意思疎通は家族、支援者、教師がやってほしいことを話しかけながら、

手や身体を誘導したりしながら伝えるしかない。(家族回答)

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて (不安点など)

【事例H-1】

非常事態であるという情報は周囲の状況を見たり、聞いたりすることである程度自ら収集することができる。危険理解はあるが、強い欲求に負けてしまうことがあるため、安全確保には常時他者の見守りが必要。

【事例H-2】

非常事態であることは周囲の状況を見てある程度認識できるが、一つのことに固執しだすと周囲の状況が全く目に入らなくなると思われる。欲求を満たすまで関わりを求めてくるような状態になれば、本人及び他利用者の生命、安全まで脅かされる可能性がある。

【事例H-3】

本人は非常時、災害の情報は理解できない。いわゆる第六感、感覚的なもので危険を察知している。

【事例H-4】

本人特性として救急車や消防車に不安感や恐怖感があり、緊急時にパニックになる等が予想される。(利用施設職員補足)

G 意思疎通支援 (人・介護職員等による支援、機器・用具など) について

G-1 現在利用している支援、その評価と改善すべき点

【事例H-1】

彼女の場合、言語によるコミュニケーションにはあまり問題がないように感じるが、自己主張が強く、欲求を満足する為には善悪の区別もつかなくなることがある。意思疎通を図ろうとしても、結果的には浅いところまでしか伝わらず本人、他者にとっても言葉でのやり取りに限界を感じてしまう。

このようなケースでも、やはり人的支援しかない。何度も裏切られるような結果になることを承知で、本人の意思の表出を一度は受入れ且つ冷静に判断できるかが重要な支援になる。

【事例H-2】

人的支援しかない。介護職員が意思疎通を図ることは、彼を丸ごと理解し、障害特性や予測できる行動を把握していれば比較的難しくないとも言える。但し、彼の場合、その特性、行動ゆえそれを受け止める資質が必要。毎日同じやり取りの繰り返しの中で、適切な対応(意思疎通支援)ができていくかどうか分からなくなることがある。

【事例H-4】

支援者による「閉じた質問」で適切な回答を導く。設問が支援者のコミュニケーションスキルに左右される点と、支援者が誘導しかねない点が課題。

G-2 現在利用出来ていないが必要な支援

【事例H-1】

彼女に付き添いきれる人的及び時間が必要な支援となる。

【事例H-2】

彼を丸ごと理解した支援者が彼の意思を可能な限り受入れるために必要な時間。

【事例H-3】

タブレット、絵、写真、図形等言語以外の意思疎通手段の活用が必要である。

障害を持っていてもその人に応じた丁寧な支援を行えば発達するという理念と環境、支援体制の充実が望まれる。コミュニケーション手段を用意することにより解決できる身体障害者と異なり知的障害者は知能の発達に障害があるため、コミュニケーション手段の開発と同時に時間をかけた丁寧な支援が必要である。その体制の構築が急がれる。

【事例H-4】

ゆっくり話を聴く機会が少ない。(利用施設職員補足)

H その他（市民理解の改善を含む）**【事例H-1】**

知的障害者の中には、コミュニケーションがさほど問題なく取れるように見えても、状況判断、感情のコントロール、他者への理解等、意思疎通の前提として必須ともいえる機能がうまく働かないことが多い。このようなケースが社会の中で一番生きにくさを感じているのかもしれない。市民理解の改善といっても、絵に描いたもちに終わる可能性が高い。まずは身近な支援者の理解（支援者としての資質の向上）が必要。

【事例H-2】

対象者のように知的障害者で特に行動障害が重度の場合、相互理解、認識の共有という意味の意思疎通はできない場合が多い。従って、特に市民理解、改善を求めることなどは非常に難しい。

【事例H-4】

- ・ 本人が直接社会と触れ合う機会を、施設入所という環境、支援者双方が減らしてしまっているのではないかという危惧がある。社会参加という視点での試みを増やす必要がある。(利用施設職員補足)

【事例H-5】

- ・ 日中活動は軽作業班に入っている。できるだけ本人が楽しく過ごせるようにしている。散歩（車椅子で）とか身体を使うようにボールを使用した柔軟体操なども行うことがある。
- ・ タイヤのチューブをいじるのが大好きでよくそれで遊んでいる。
- ・ 食欲があるので、食事時間は一番の楽しみ。次は入浴、お風呂の中でゆっくり楽しんでいる。
- ・ ことばでの意思表示がないので支援者が拝察しながら支援を行っている。
- ・ 時折、急に笑ったりして何か楽しいことがあったのかなと拝察している。
- ・ Tさんの場合、意思疎通で困り、何か支援方法をとるより、本人の周りの支援者がいかに代弁（アドボカシー）するかという事の方が重要だと思う。(以上利用施設職員補足)

9 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 関係事例

事例	年齢 (性)	居住地	居住場	世帯 人員	就労	就学	手帳	障害	支援法	記入者
I-1	30代 (女)	東京	一般 住宅	5	○	○	身障 2級	先天性難聴（感音性）	利用なし	3
I-2	80代 (女)	東京	一般 住宅	1	×	×	なし	高齢難聴 60dB（両耳）	利用なし	2・3
I-3	50代 (女)	東京	一般 住宅	2	○	×	身障 2級	高度難聴。ストレプトマイシン による副作用	意思疎通支 援事業（手 話、要約筆 記）	2
I-4	60代 (女)	東京	一般 住宅	2	×	×	なし	難聴 原因は中耳炎（小学校低 学年より）。平成11年「鼓室 形成術」の手術を受け、現在は、 右60dB、左50dBの聴力。	利用なし	2

※本人による回答と調査員記述が入り混じっています。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例 I-1】

手話をコミュニケーション手段とするデフファミリーなので、日常的な会話など対応できていると思われます。また、職場も手話者を中心に運営している場所なので、他の難聴者に比べてコミュニケーションの困難さは少ないようです。（BCDに共通）

【事例 I-2】

こちらから話すには問題ない。

【事例 I-3】

被調査者は、2才の時から難聴にもかかわらず、話し言葉に関しての問題は感じられませんでした。生来の難聴者独特の発語に伴うニュアンスもないのは、ご本人の努力のたまものだと思います。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例 I-2】

距離が近いと聞き取れるが1メートルぐらい離れると聞き取れない。

電話は難聴用だが聞きづらい。相手によっては殆ど聞き取れない場合があるので電源を切っている。

【事例 I-4】

会議、講演会の時など不自由です。（遠くになると聞こえない）。近くでの会話は、まあまあです。（中途半端）

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

【事例 I-2】

テレビは専用の機器使用なので問題ない。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

【事例1-2】

パソコン・インターネットは問題ない。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

【事例1-1】

大学の講義の情報保障なので、要約筆記が望ましいのですが、入学当初大学が用意した学生アルバイトの筆記者は、技術的な問題などで充分ではなかったようです。通信教育課程とはいえ、一定の日数は大学で講義（スクーリング）を受ける必要がありますので、その都度、自身で筆記者を探して対応しています。地域のボランティア、もしくは全難聴、全要研の制度外派遣の中での対応となります。

在住の市は派遣についてまだ動いていません。東京都の筆記者をコーディネートして、謝金の調整をするという、厚労省が都道府県に対し要請している手順は、本来埼玉県の分担なのですが、市の担当者は県に要請するまで至っていません。

大学による要約筆記派遣への支援については、全難聴事務局より何度も要望を出しています。今のところ進展はありません。

【事例1-2】

医療機関では呼び出しが聞こえない場合があるので、予めその旨を伝えておく。

【事例1-3】

通信教育の大学、専門学校で勉強されましたが、通信教育の場合は、自宅での勉学の他にスクーリングという実際に学校で受講する受講期間が必須項目として設定されています。

難聴者の学生が遭遇する困難は、このスクーリングです。年数回、数日、場合によっては2週間程度、終日学校内で講義を聞くことになり、その際の情報保障が問題です。本被調査者は、その都度大学に交渉をして、なんらかの支援を求めました。

専門学校では、入学を渋る学校側から入学の条件に「自分で支援者を探すこと」を提示され、その対応に奔走した経緯もあります。また、資格取得のための必須科目に実習があり、その実習先の確保もご自身で見つけることで学校側を納得させたという事実があります。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

記述なし

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

【事例1-2】

防災訓練などの伝達が聞こえない。ホワイトボードなどに書いて掲げるなど提言したが無視された。役員、一般も難聴者には関心がない。消防署に聴覚障害者対策はあるか聞いたが何もないとのこと。

【事例1-4】

聴力が70dB以上でないため、障害者手帳がもらえません。一番困るのは、情報保障を受けられないことです。

手帳がなくても、情報保障を受けられるように（必要とする人に）現在の制度を変えてほしいと思います。

H その他（市民理解の改善を含む）

【事例1-1】

本人は、普通学校に通っていた頃から、ほとんど独学でした。また周囲のOBから情報保障者は自分で探すものという話を聞いていたこともあり、制度に照らして筆記者派遣の要望を起こすという動きに対し、多少懸念を持っているようです。健聴者から「権利の主張を押し付けている」と思われることを心配している様子は、調査をしていて感じました。スクーリング以外でも、研究に関して、大学関係者とのやりとりについても苦労しているとのことでした。

今回、調査員は手話が不得意でしたので、被調査者とはパソコンの文字による会話で調査を行いました。本人は学生なので、パソコン操作は問題ありませんが、同じことを大学関係者に要求するには、相手のスキルや機器の問題があり、ハードルがあることは想像できます。

繰り返しになりますが、全難聴は、当該大学に対し、何度も支援要請をしましたが、進展はありません。本被調査者以外にも何名かの難聴学生が支援を求めてきていますが、大学の動きは鈍いです。

学生にとって、このような調査に応じることで、学籍に関わる不利益が起きないかという不安はお持ちだと思います。その中で、今回対応してくれたことは、ありがたいことでした。

【事例1-2】

聴覚障害は、外見では分からないので健聴者には全く理解されにくい。

講演会などで補聴援助機器設置があれば出席するが、マイクだけでは5割以上聞こえないので参加できない。少人数の会などではマイクを使ってほしいとも言にくい。身勝手のように思われる。地域の川柳会に参加していたが講師の声が聞こえず退会した。自治会の敬老会などでも騒々しいと隣の人との会話もできないので、3、4年欠席している。一般的に、高齢難聴は仕方がないと諦めムードで、本人も周りも積極的な改善の意欲がない。

地区の手話講座では難聴者は対象外、健聴者のみ。矛盾している。

テレビのコメンテーターなどに著しく言葉の不明瞭な者がいる。公共の場を自覚してほしい。

ある学園の一件……川柳講座で大会があり、昨年初めて出席。補聴援助機器がなかったので、設置を要望したが、頑として拒否。個人の言うことは一切無視。そこで上部機関に指導を要請したところ、鶴の一声で一転、今年設置した。学園の時代錯誤にあきれた。縦社会の支配力の絶大さを感じた。

【事例1-2】※調査員記述

メール、パソコンのテキスト入力など問題なくこなす難聴者ですが、60dBの状態は、なかなか周囲に理解されにくいレベルの障害だというのが、すべての項目から読み取れます。

おそらく、近所の人との面と向かっての会話は健聴者と同様に行っているでしょうが、「後ろから話しかける時」「なんらかの音が同時に出ている時」は、聞こえない状態があるということは、調査時によく分かりました。これは、外出している時、大勢の中にいる時に不自由が生じる状態です。

東京の難聴者協会のアドバイスもあるようですが、消防署、A学園やその上部機関など各方面

に積極的に働きかける姿勢は感銘を受けます。また、A 学園などが支援機器の設置をしてくれた場合、利用者として必ず出席するという意識も高く、要求するばかりでなく、自分たちのすべきことも理解されています。

数多くの書簡のやりとりが行われた結果、今年の 11 月の川柳講座から、OHC（オーバーヘッドカメラ）、磁気ループの設置が行われました。残念ですが、設置は最終的に学園の対応がないことから、上部組織に直訴したことから実現しました。やりとりの手紙を見させていただきましたが、予算の範囲でどの参加者に対応するか、担当者が苦心している状況も見て取れました。いい結果なのですが、上からの決断というかたちで実施されたことは、組織としていいことなのか疑問です。

現場の担当者の話では OHC に対する会場での評価は大変良く、担当者も驚くほど、画面を目で追う健聴の参加者が多かったとのこと。継続的に行うことでこういった情報保障の利用が広まるきっかけになると感じました。

【事例 1-3】

社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得し、障害者支援活動に携わる姿は、多くの難聴者の模範となっていることは間違いありません。二十歳になってから、ご自身で障害者手帳を申請することにより、障害を受容する生き方変わったとのこと。また、結婚され、ご息子が大学に入学したことを契機に、ご自身も勉学の道に進まれ、上記資格を取得されました。その勉学の過程で数多くの「制度の谷間」に遭遇することになります。（設問 E 参照）

そのような厳しい状況下では、一定の日数内で成果をあげ、試験をパスするため、情報保障はご本人にとって死活問題とも言える重要性を持つことになります。従って、本人の横に着席してノートテイクの支援をする情報保障者への要求や技術の基準への見方は、他の難聴者にはとうてい見られない厳しさがあります。「内容を分かるように書いてほしい」、「もっと詳しく書いてほしい」という切実な要望を出し続けた結果が、資格取得につながったという経験があるため、時に痛烈な指摘を要約筆記者に向けることがあります。しかしながら、権利を主張すると同時に社会人としての責務もまっとうされている日々の姿勢から、たとえ厳しい指摘でも、それに対して支援者たちは理解し、支持することになっています。

【事例 1-4】

幼少時の中耳炎からの難聴とのこと。耳小骨のうち 2 つが「溶けていた」とご本人は聞かされていたようです。昭和 20 年代初頭の医療状況はやはり良くなかったようで、当時の対応の問題は現代になっていろいろ医者から聞かされたとのこと。ある程度は対応してきたが、出産後症状が悪化し、特に子供の父兄参観日で、先生の話が全く分からなかったことから手術を受ける決心をしたという切羽詰まった状況だったようです。

現在は、右 60dB 左 50dB と、1 対 1 の面談ではなんとか会話ができる状態ですが、やはり講演会や会合では情報保障が必要とのこと。補聴器を使用した経験がありますが、聞き取りにくいことからあまり使いたくない様子です。補聴器のフィッティングについて、あまりうまく行っていない中で、少しずつ聴力が落ちていることから将来への不安を抱えているのが現状です。

在住の市では、派遣要綱に手帳の記述があるらしく、会合などで個人での派遣依頼ができないので、より症状が重い難聴者の力を借りて、情報保障の要請をしています。従って、度々「申し訳ありませんけど」という言葉がご本人の口から出ます。この調査が、そういった制度の谷間の実態を改善するための資料となることはご理解されていました。

ただし、複雑な問題もあります。ご自身の聴力が低下していることは切実に実感されています。一方所属している東京の難聴者協会では、現在人工内耳の装用者が増えつつあります。彼らの言葉を聞くたびに、「機器によって聴力が改善する」ことに対し、羨ましい気持ちが湧いてくるとのこと。平成11年の手術前にはかなり聴力が悪化していたので、もしもその時検査をして、手帳を保持すれば、今現在の状況下で人工内耳の恩恵にあやかれたかもしれないという可能性への未練のようなものを持っていらっしやいます。当時の決断に関して複雑な心境であることはお話の節々に出てきます。

10 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会 関係事例

事例	年齢 (性)	居住地	居住場	世帯 人員	就労	就学	手帳		障害	支援法		記入者
							有無	程度		利用	種類	
J-1	10代 (男)	東京	一般 住宅	4	×	×	○	身障 1級	福山型筋ジストロフィー。夜間のみ鼻マスク型呼吸器を使用。生後5ヶ月目に首が座らないことに気づき、7月目に診断。お座りが1歳半、はいはいが2歳。発語：1、2語文を話す(ナナ(ママ)、ダットド(だっこ))。名前を呼び掛けるとニコットする。食事：経管栄養。	○	重度訪問114時間／月。生活介護(通所)22日、短期入所5日／月、身体介護28時間／月。医療支援：○小、東京都重度心身障害児在宅訪問診療(4回／年)	
J-2	8歳 (男)	東京	一般 住宅	7	×	○	○	身障 5級	筋強直性筋ジストロフィー。母親が同じ病気。発症時期：1歳。就学前に障害児保育に通園した。知的障害がある(就学相談時に3、4歳の知的レベル)。小学校に入学：特別支援教室。現在2年生、母親が送迎、歩行は現在母親よりしっかりしている。			1
J-3	30代 (男)	東京	一般 住宅	5	×	×	○	身障 1級	デュシェンヌ型筋ジストロフィー。3歳で診断確定。小学5年で車椅子、中学2年で電動車椅子。2012年2月気管切開し、1日9時間呼吸器を使用(昼間だけ)。NPPV(鼻マスク)を夜間寝る前に1時間ほど使用。	○	居宅介護65時間／月 訪問看護1／週 リハ2／週	1
J-4	40代 (男)	東京	一般 住宅	2	×	×	○	身障 1級	デュシェンヌ型筋ジストロフィー。1歳半で処女歩行、2歳で歩行可能となる。当時、外科を受診して筋ジストロフィーと診断。小学校に入ってリハビリを続ける。小学4年の時に歩行不能、車椅子。20歳で気管切開、30歳から声が出るようになった。障害程度区分6。	○	重度訪問625時間(移動62時間含む)／月、訪問入浴3回／月。居宅介護51時間／月。30分／朝夜(月、水、木、金)	1
J-5	50代 (男)	東京	一般 住宅	2	×	×	○	身障 1級	顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー。10歳のとき体育の授業で手が挙がらなくなり受信して病名が確定した。25歳で歩行不能になり車椅子を使った。現在自動エアークッションを試用中。10月からリクライニングになる電動車椅子を導入。3年前から鼻マスク型呼吸器。障害程度区分6。下記補注参照。	○	重度訪問336時間(移動20時間含む)／月、訪問入浴60回／年 訪問看護1回／週、訪問リハビリ2回／週、ホームドクター2回／週、呼吸器メンテナンス1回／2、3ヶ月。	1

J-6	40代 (男)	埼玉	一般 住宅	2	×	×	○	身障 1級	デュシェンヌ型筋ジストロフィー。人工呼吸器24時間使用。1歳で歩行を始めたが一向にジャンプができない。6歳で診断。中学入学直前に車椅子利用、16歳で電動。13歳から22歳まで入院。20歳で体外式呼吸器、23歳で気管切開、声を失う。	○	重度訪問介護350時間、移動支援85時間合計月445時間。その他に訪問診療・介護。補聴器もつけている。	1
-----	------------	----	----------	---	---	---	---	----------	---	---	---	---

※事例 J-5 補足注

普通高校卒業後職業訓練校で写植の訓練を1年間受けた。印刷会社で5年間働いた後、平成元年から〇〇で東京都重度障害者在宅講習を3年間受けた。地元社会福祉協議会のパソコンネットでおペレーターとしてWindowsやインターネット関係の仕事（パソコン講座の講師、障害者の指導）を5年間勤めた。〇〇の社外モニターとして1日8時間16年間働いた。日本筋ジストロフィー協会のインターネット（夢の扉）の会員呼びかけモニターを募集して、メールで報告を受け、内容をチェックして会社にする仕事をした。仕事を辞める1年前から呼吸器を使い始めたが腹部が張って辛くなり、時々横になって休むことが多くなり2年半前に仕事を辞めた。鼻マスク型呼吸器（NPPV）を使い始めて3年になる。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例 J-1】

本人が何か言いたいときに「オオ！」と母を呼ぶ。（母が）「テレビつける？」と言う。（本人の反応はなし。しかし）テレビをつけると（ニヤと笑う）。

ヘルパーさんと呼ぶときは「フンフン！」と（母を呼ぶ時とは）使い分ける。

【事例 J-2】

発声が不明瞭なので慣れないと聞き取りにくい。母親や学校の先生は判ってくれる。

【事例 J-3】

気管切開しているが少し漏れる空気によって声が出る。細かいことは分かりづらい。

【事例 J-4】

気管切開しているが少し漏れる空気によって声が出る。細かいことは分かりづらい。聞き取るには慣れが必要。

【事例 J-5】

自分の意思を伝えることは問題ない。

【事例 J-6】

口を読んでもらう、文字盤。まばたきや舌うちで合図を出す。これらは相手に合わせて行っている。それでも会話が困難な場合は、あ、か、さ、た、な……と言ってもらい、ちょうどいいところでまばたきをして、一文字ずつ読んでもらう方法を取っている。しかし、その方法は疲れる。

主なコミュニケーション相手は母、兄弟、姪、ヘルパー。友だちとの会話はヘルパーを介して行われる。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例 J-1】

声をかけると動作する。例えば、「はみがきをするよ！」で口を開ける。止めてほしいときは手首を回す。「吸引するよ！」でOKなら口を開ける。「顔を拭くよ！」でOKなら目をつぶる。「鼻を引くよ！」でOKなら鼻を動かすので吸引を始める。

【事例J-2】

母親や学校の先生とのやりとりはできているが、初めての人とは難しい。Q&Aのように答えを選択できるように質問すると返事が返ってくる。現在、特別支援学校の2年生になったが、1年生の面倒をよく見ている。学校の外で友達や先生に会うことがあるが、声をかけられても返事をしない。ケンカは傍観者でいる。時々いじめられていることがあるそうだ。

【事例J-3】

問題ない。

【事例J-4】

他者の意思を受け止めることは問題ない。

【事例J-5】

他者の意思を受け止めることは問題ない。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

【事例J-1】

テレビの音楽番組は大好きで、にこにこ笑顔となる。スイッチでボイスレコーダーを動かす。マイクロスイッチで車を動かす。

【事例J-2】

テレビやゲームは好きで、いろいろ操作できるが、文字情報は難しい。絵本は好きで、「初めてのお使い」は家にあるが、図書館で借りてくる。

【事例J-3】

テレビ・掲示板・放送は問題ないが書籍は本がめくれない。

【事例J-4】

テレビ・掲示板・放送は問題ないが書籍は本がめくれない。

【事例J-5】

テレビ・掲示板・放送・書籍は問題ない。

【事例J-6】

ヘルパーに支援してもらいながら、本や新聞を読んでいる。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

【事例J-1】

情報機器の活用はできない。

【事例J-2】

ゲームとしては遊べるが、必要な情報のやりとりは困難。学校ではパソコンの授業や英語の授業がある。

【事例J-3】

パソコン・インターネットは使える。携帯は手に持っていないと使えない（夜間父を呼ぶために使っている）、車椅子に座ればスマホは使える。

【事例J-4】

パソコン・インターネットは使える（フェイスブック、ツイッター、ミクシー）。携帯は持って

いるが使わない。入力はタッチスイッチで Windows のソフトキーボードを使っている。

【事例 J-5】

パソコン・インターネット（フェイスブック、メール）は使える。携帯メールを打つのがやりにくくなった。

【事例 J-6】

PC を利用しているが、何時間も使用するため、体が疲れる、首が痛くなる。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難**【事例 J-1】**

通所施設では動作をする前に声をかけてもらう。医療機関、行政機関では母が代行。

【事例 J-2】

甘え上手で、学校の先生にはかわいがられているようです。人の心をつかむのは得意。

【事例 J-3】

呼吸器をつけていると医療機関で意思を伝えるのは大変（父親の通訳で対応している）

【事例 J-4】

問題ない。

【事例 J-5】

呼吸器をつけていると外出が困難になり、呼吸器が載せられる車椅子の更新に時間がかかった。最近、ストレッチャー型車椅子を使い始めた。

【事例 J-6】

入院時、看護師では通常のコミュニケーションをとることは難しい。はい・いいえで応えられるような質問しかされず、意思を伝えることは難しい。看護師が口文字や透明文字盤を使用できないことがある。コミュニケーションが取れないことは本人にとってストレスになっている。外出先では本人のそばにいる人が通訳をする。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）**【事例 J-1】**

不安があったので、母が自衛消防団に入って子供の状況を伝え親の交流を行っている。朝のラジオ体操に連れて行ったりして顔を覚えてもらっている。通級や学校及び地域の交流に参加している。

近くに非常電源装備している病院がないので少し離れた病院に対応依頼。

【事例 J-2】

周りに支援する人が必要である。母親は3.11のとき高層ビルにいて階段で避難したが、何時間もかかってやっと下りられ家に帰ったのは22時になった。当人は祖父が保育園まで迎えに行き家に帰った。学校・地域・家庭のネットワークが大切で多くの人から見守られる体制が必要。

【事例 J-3】

停電により呼吸器や吸引機が使えなくなるのが心配。父親は仕事を辞めて介護をしている。

【事例 J-4】

24時間ヘルパーか母親がいるので心配はしていない。停電の呼吸器は内部バッテリーが10時間持つ。このほかに外部バッテリーを2個用意している。

【事例J-5】

3.11の時には母親とヘルパーがいたので心配しなかった。計画停電を心配したが実施されなかった。雷で20分ほど停電があり、電動ベッドや吸引機が動かなくなり困った。呼吸器はバッテリーがあったので問題なかった。行政・地域・事業所・家庭ネットワークが必要。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

【事例J-1】

福祉サービスには満足している。

区内にALS専用のベッドが2床あるがレスパイトでは使えない。3ヶ所のヘルパー事業所に依頼している。医療ケアのマニュアルを作りヘルパーに慣れてもらっている。コンピュータをスイッチだけで遊べるように工夫してもらいたい。

【事例J-2】

母親が週に何回か家事サービスを受けているが、本人の送迎等は母親が行っている。学校の送迎もやってもらえると助かる。

【事例J-3】

現在の支援は満足している。慣れないヘルパーの入浴介助は不安がある。

【事例J-4】

現在の支援は満足している。病気が進行して入力ができなくなるのが心配。

【事例J-5】

現在の支援は満足している。地域において、車いす用トイレが少ないのは困る

【事例J-6】

意思伝達装置を利用しているが、ワードで1行打つのに1時間かかってしまう。会話に使うのは大変なので、ほとんど使っていない。スイッチの場所をどこにするのか、ちょうど反応させるようにスイッチを置くのは難しい。意思伝達装置で文章を打つ場合に、カーソルの速度が自分に合った速度にできないため使いにくい。

ヘルパーがコミュニケーション（介護全般）を習得して続けていけるのは、ヘルパーがどこまで我慢できるかによる。初めからできない人は回数を重ねてもできるようにはならない。できるようになるまで研修を行っている。

重度訪問介護の支給量には意思疎通支援が加味されていると思うが、もっと必要。

H その他（市民理解の改善を含む）

【事例J-2】

将来、就労したいがそのための支援がほしい。在学中の訓練等を充実してもらいたい。

【事例J-3】

夜間は痰が詰まり父親を呼べなくなることを心配して呼吸器を外している。夜間3時間おきに介助をしている。排便や排尿など家族の介護を減らすために、食事介助は1日に1回のみ利用。夜間の介助が公的なサービスで行えれば家族の介助が減ると思われる。外出などは通院に限られているが、移動サービスなどを使って外出ができればよいと考えている。

【事例J-4】

パソコンの設定は現在母にやってもらっているが、今後、設定の支援やスイッチ等の購入支援をしてほしい。

【事例J-5】

進行して来たときの対応（専門病院などの入院）に心配がある。

【事例J-6】

本人への介護を何度か経験すれば、親がいなくてもいいのではないか？（SSを利用してみては？）と役所等と言われるが、言葉を分かってくれる人がいるかどうかが重要。

11 社団法人日本自閉症協会 関係事例

事例	記入者	年齢 (性)	都道府県	居住	同居数	就労	就学	手帳	手帳 内容	障害の状態・原因	支援法	サービス内容
K-1	家族	20代 (男)	東京	施設		×	×	○	療育 1度	知的、自閉症、ダウン 症	○	生活介護、施設 入所支援、行動 援護、短期入所、日中 一時
K-2	家族	20代 (男)	神奈川	GH		×	×	○	療育 A1	知的、自閉症、ダウン 症	○	生活介護、共同 生活援助、行動 援護
K-3	他	10代 (男)	東京	一般	3	×	○	○	療育 3度	知的障害を伴った自閉 症	×	
K-4	他	20代 (男)	東京	一般	4	○	×	○	療育 3度	自閉症 まあまあ平穩 に過ごしています。年 に2、3度パニック(大 声を出し、静止も聞か ず、突っ走って行って しまう。自分が大切に しているものを壊す 等) あります。	○	就労移行支援、 ショートステイ、 移動支援
K-5	他	20代 (男)	東京	一般	6	○	×	○	療育 2度	自閉症、知的障害、て んかん	○	就労移行支援、 自立支援医療

A： 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例K-1】

どんなことも伝えることが常に難しい。伝達方法は表情や身振り。伝達が可能なのは家族など親しい人や施設職員のみ。生活のあらゆる場面で困難。

【事例K-2】

どんなことも伝えることが常に難しい。伝達方法は表情や身振り。伝達が可能なのは家族など親しい人、施設職員のみ。生活のあらゆる場面で困難。

【事例K-3】

簡単なことでも時々難しい。伝達方法は表情、声、身振り、言葉、文字、携帯、パソコン。伝達が可能なのは家族など親しい人、ヘルパー、その他（学校の先生）。言葉の表出が少なく、自閉症の特徴が前面に出ているために、通じないと思われがちで、力でもっていかれることが多々ある。また、聞こえていない・理解できないと決めつけられ、言葉の表出が拙いことで誤解されることも多い。例えば、叩かれても、自らぶつけても、偶然当たっても、同じ表現の「たたかれた」「痛い」

のみ。

訴えたいことはいつもたくさんあるのに伝え方がわからない。伝わらない。結局指示を出され、通じないと分かれば自分で考えて行動したことが、勝手な行動と捉えられて止められてしまうことが多い。

【事例K-4】

簡単なことでも時々難しい。伝達方法は表情、声、文字、絵、単語、パソコン。伝達が可能なのは家族など親しい人、兄弟、施設職員のみ。言葉で表現することがあまりないので、こちらが察しなければならぬ。欲しいものなどは口に出して言うが、気持ちを表すことが本人にもよく分かっていないようで、この状況ではこのような気持ち、と決めているような気がする。

【事例K-5】

・簡単なことでも時々難しい。伝達方法は表情、声、身振り、言葉、文字、絵、携帯、パソコン。伝達が可能なのは家族など親しい人、兄弟、医師、看護師、施設職員、ケアマネ、ヘルパー、役所の職員で、金融機関の職員や食堂の人は×。通常の社会生活のペースだと本人には速すぎる為、相手の言葉が聞き取れず理解も難しい。本人の不明瞭な発音の言葉が伝わらない。本人が表出する意思がとても小さい。汲み取る配慮が必要となる。具体的な状況は体調不良（虫垂炎、軽いつんかん発作、発熱など）、入退室の本人の意思など。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例K-1】

どんなことも受け止めることが常に難しい。受け止め方法は表情や身振り。受け止め可能なのは家族など親しい人や施設職員のみ。左記の人がいないとすべて困難。

【事例K-2】

どんなことも受け止めることが常に難しい。受け止め方法は表情や身振り。受け止め可能なのは家族など親しい人、施設職員のみ。左記の人がいないとすべて困難。

【事例K-3】

簡単なことでも時々難しい。受け止め方法は表情、声、身振り、言葉（会話）。受け止め可能なのは家族など親しい人、ヘルパー、その他（学校の先生）。学校などでの一斉指示や集団の中での一人の人の話を聞く場合など、理解が難しい。苦痛。

【事例K-4】

簡単なことでも時々難しい。受け止め方法は言葉（会話）、文字、絵、パソコン。受け止め可能なのは家族など親しい人、兄弟、施設職員のみ。まず、人の意思を受けとめることは、苦手です。自分の興味のないものには目も頭もむけないので、その時の自分の興味によって、違ってきます。自分の興味がある時は、顔色さえ読んでいる様な気がします。

【事例K-5】

簡単なことでも時々難しい。受け止め方法は表情、声、身振り、言葉（会話）、文字、絵、携帯、パソコン。受け止め可能なのは家族など親しい人、兄弟、医師、看護師、施設職員、ケアマネ、ヘルパー。家族など本人と近い関係以外の人、本人がわかる伝え方のコツがわからない。理解を促す為にと、単純に大きい声で繰り返してもわからないことはわからない。本人がとるべき行動やこちらが伝えたい事を具体的に肯定的な表現で簡潔にゆっくり伝えてほしい。本人が理解できたら、

お互い意思が通じた事理解し合った事を一緒に喜びたい。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

【事例K-1】

どれも常に難しい現状。例示されたものすべて、慣れた人がいないと困難。

【事例K-2】

どれも常に難しい現状。例示されたものすべて、慣れた人がいないと困難。

【事例K-3】

部分的にしか分からない現状。パソコン（インターネット、メール）、携帯、地図、施設（一日のスケジュール、担当者、施設内トイレなど）、会社・学校（展示物、案内図、人員配置図）は理解しやすいが、テレビやラジオは、理解しづらい。

【事例K-4】

部分的にしか分からない現状。テレビ、書籍、施設（一日のスケジュール）は理解できる。やはり、目で見えて分かるもの、普段興味のあるものでないと理解する以前に難しいです。字で書いてあるものは、ほとんどあまり見ないです。

【事例K-5】

大体分かります。テレビ（ニュース、ドラマ、バラエティ）、地域の緊急放送、パソコン（インターネット）、携帯、書籍、地図、映画、駅・バス停（掲示板、時刻表、路線図）は理解できますが、地域の掲示板、回覧板、警察、金融機関、空港は理解しづらいです。音楽が好きでテレビで流れるBGMに対して、曲名は？ と聞いてくる。家族が分かる曲名を伝えると自らインターネットで検索しユーチューブ等で探してダウンロードして楽しむ。家族が曲名の見当がつかない場合、ずっと気にしてこだわる。しつこい。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

【事例K-1】

どれも常に難しい現状。本人のことが分かった人がいないとき、機器は無理。

【事例K-2】

どれも常に難しい現状。本人のことが分かった人がいないとき、機器は無理。

【事例K-3】

大体活用している。携帯、パソコン（インターネット検索、動画、ホームページ）は使いやすいが、パソコン（ツイッター、ブログ、フェイスブック）は使いづらい。

【事例K-4】

大体活用している。使いやすいのは携帯（通話）、パソコン（インターネット検索、音楽、動画）のみ。パソコンで検索するも漢字の読み方が分からない。パソコンの調子が悪い時は父親に頼るしかない。

【事例K-5】

大体活用している。使いやすいのは携帯、パソコン（インターネット検索、音楽、動画、ワード）。パソコン（メール、スカイプ）は難しい。家族の携帯（アイホン）はパケット無料なのでゲーム等OK。本人の携帯（ドコモ）は通話とメールのみ使用しているが、本人のドコモのゲームがし

たい、という気持ちを納得してもらうこと。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

【事例K-1】

全く意思が通じないため、いつも利用できない。

【事例K-2】

全く意思が通じないため、いつも利用できない。

【事例K-3】

時々困る。学校の授業など。

【事例K-4】

例示のすべてにおいて困ることが多い。職場において、電話はかけるが、意思伝達の手段ではなく、決まった連絡しかできない。「これから帰ります」等。医療機関では、医師は分かっているようで、実は一人ひとりのことは一番分かっていないよう気がします。相談するとすぐ薬を出そうとします。

【事例K-5】

時々困る。職場では、部下、関係業者、取引先、電話。行政での手続き、病院の入退院手続き。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

【事例K-1】

全くどうしたらよいか分からない。情報源も予定しておらず、不安点も、危険であることも分からない。

【事例K-2】

全くどうしたらよいか分からない。情報源も予定しておらず、不安点も、危険であることも分からない。

【事例K-3】

少し不安・備えはある。情報源はテレビ、家族、地域の緊急放送、携帯、パソコン、行政機関からの連絡。自分が避難できるかどうか、家族との連絡が不安。

【事例K-4】

不安が多い・備え少ない。情報源はテレビ、ラジオ、家族、近所の人、地域の緊急放送、携帯、パソコン、その他（作業所）。何が起きたか分かるかどうか、家族との連絡、どこに避難すればよいか分かるかどうか、帰宅難民にならないかどうか不安。

【事例K-5】

不安が多い・備え少ない。情報源はテレビ、家族、近所の人、自治会、携帯、パソコン（インターネット）、交通機関での掲示・電子表示。何が起きたか分かるかどうか、自分が避難できるかどうか、家族との連絡、どこに避難すればよいか分かるかどうか、帰宅難民にならないかどうか、食料・水の入手、安全な交通機関を知る方法など不安。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

1) 利用中の支援とその効果、また要改善点

【事例K-1】

家族、介護職員。少し役立っている。本人のことが分かる人を増やしてほしい。

【事例K-2】

家族、ヘルパー、介護職員。少し役立っている。自分のことが分かる人を増やしてほしい。

【事例K-3】

家族。とても役立っている。

【事例K-4】

家族、兄弟姉妹、親戚、ヘルパー。少し役立っている。男性ヘルパーを増やしてほしい。頻度を増やしてほしい。

【事例K-5】

家族、兄弟姉妹、近所の人。少し役立っている。意思をもっと正確に理解して欲しい。

2) 現在使用していないが、必要な支援

【事例K-1】

理解者をともかく増やすこと。

【事例K-2】

人、人、人……∞、につきる。

【事例K-5】

将来、居宅支援を受けて自宅で一人暮らしができると思う。

H その他（市民理解の改善を含む）

【事例K-1】

重度の行動障害を伴う知的障害者や自閉症者が今後地域で生活するには、理解している支援者の確保が何よりも重要である。それを可能にするための予算的措置。最重度が福祉事業者から敬遠されないような経済的条件を作ること。現状では、常に本人の意思と状況を読み取って、適切な対応ができる人材を確保できない。

【事例K-2】

重度の知的障害者＋自閉症者が入居しているケアホームの世話人等の支援者を安定的に確保するために手当を厚くすること。現状では、24時間（睡眠時も急に起きてきたりするため）意思の読み取り、促し、納得など、本人との意思疎通が可能な人を確保できない。

【事例K-3】

ひとりでも多くの方の支援を必要とする。何もできない、何も分からないと決めつけないでほしい。正しい理解啓発をもっと小さいうちから（小学校の授業などで）取り組んでほしい。

【事例K-4】

小さい頃から一緒に育つことが大切だと思います。保育園、幼稚園から一緒だと自然に受け入れられると思います。特に先生方のその子どもたちに対する態度が大いに周りの子どもたちに影響を与えるので、先生の資質は大変重要だと思います。

12 特定非営利活動法人日本脳外傷友の会 関係事例

事例	年齢 (性)	居住地	居住場	世帯 人員	就労	就学	手帳		障害	支援法		記入者
							有無	程度		利用	種類	
L-1	30代 (男)	神奈川	一般 住宅	3	○	×	○	身障5級 精神1級	別記1	○	居宅介護(身体 介助を含まない)、 移動支援、 就労継続支援B 型	1
L-2	40代 (男)	東京	福祉 施設		×	×	○	身障3級	別記2	○	施設入所支援、 就労継続支援B 型	1
L-3	40代 (男)	神奈川	グルー プホー ム		○		○	精神2級	高次脳機能障害 (酔って自宅ア パートの階段から 転落による脳挫 傷)	○	NA	1
L-4	30代 (女)	東京	一般 住宅	4	○		○	身障2級	高次脳機能障害・ 失語症(溺水によ る低酸素脳症)	○	就労継続B型作 業所	1

※別記1

○疾患名・障害名……低酸素脳症による高次脳機能障害、体幹機能障害

○障害の症状・程度……障害程度区分4

〈記憶障害〉

短期記憶が持つのは3～10分。ただし、興味があることや、名前と顔が一致しており且つ信頼している人から強く言われたことは20～30分くらい覚えていることができる。名前と顔が一致する(記憶が定着する)には、半年ほどかけて週3回くらいのペースで会い、コミュニケーションをとることが必要。

〈遂行機能障害〉

記憶障害のため曜日が分からず計画を一人で立てることができない。一度記憶に定着した行動パターンに従うため、環境が変わると新しい計画に沿った行動ができない。例えば、通所先も曜日も3回くらい変わっているが、今日はどこに行ってきましたか、何をしてきましたかと聞くと過去の通所先や作業内容を答え、行動と記憶にずれが生じる。そのため計画を立てて行動することは難しい。

〈情動の障害〉

- ・嫌なことがあると忘れないために同じ話を繰り返し、30分～1時間くらい不機嫌な状態が続く。錯覚・被害妄想・嫌なことに対して抑制がきかず突然切れるということが過去にあり、保護入院もさせられたが現在は薬で抑えられている。
- ・現在も不機嫌な状態になると約束していたサービス利用も拒否をするが、一度話題を変える、信頼関係のある第三者が無理をさせないような形で促すなどすると対応が変わる。
- ・運転など自分の好きなことができず、楽しみが食事しかないため食に対する抑制はきかない。周りの人が、強く止めようとすると怒り出してしまう。

〈病識の欠如〉

記憶障害などがあることは自己認識できており、障害を持っていることを認めないわけではない。例えば、鬱になった時は、好きな運転もできない、仕事もない、結婚もできない、最近髪も薄くなっ

てきて落ち込んでいた。しかし、記憶の問題から障害があることの認識が持続しないので、困っていることは何もないと発言することもある。

※別記2

○疾患名・障害名……低酸素脳症による言語機能障害3級・高次脳機能障害（手帳なし）、慢性気管支喘息による呼吸器機能障害3級

○障害の症状・程度……障害程度区分6

〈言語機能障害〉

（家族回答）入院して意識が戻った直後は今よりも話ができている。しかし、時間が経つにつれ言葉が出なくなってきた。例えば、精神科に入院中、通りかかった医師に「助けて」と言い、在宅の時、外を見て突然「雨が降っているね」と言ったこともある。また料理を食べて「お・い・し・い」と絞り出すように言葉を発した時、「おいしいね」と答えると、「しゃ・べ・れ・る」と言ったこともあった。しかし、徐々に言葉が出なくなり、知り合いに通所先等であった時、反射的にその人の名前が出るくらいになっていった。そして、今では言葉はほとんど出なくなっている。

〈その他の症状〉

（スタッフ及び家族回答）言葉が出ないので、その他の高次脳機能障害でどのような症状があり、どの程度なのか把握ができない。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例L-1】

（本人）自分の言いたいことをきちんと伝えられるから問題ない。

（家族）自分の言いたいことを言うことができ、その場その場に限った判断はできるので、本人は困っているとは思っていない。しかし、記憶が持続しないため以下のような問題がある。

- ① 10分くらい経つと同じ質問を繰り返したり、気分次第で正反対のことを言いだしたりする。意見や考えが変わるということに関しては悪い面と良い面があり、朝約束したにも関わらず「なぜそんなことをしなければならぬのだ」と攻撃的になるような悪いパターンと、最初は嫌がって攻撃的になっていても、話題を変えて少し時間を置くことで嫌がらずにやるという良いパターンもある。福祉サービス利用に際して、不機嫌なときは気分を変えてやる気を起こさせるという、一番大切な部分を家族が担わなければならないのが現状である。
- ② 「今日は何時に起きましたか」といった質問などに対しては、実際には起きていないが「朝6時におきました」と都合よく話を作って答え、または「覚えてない」と答えることもある。
- ③ 作業所などでその日の感想を求められても、「俺は今ここに来た」、「忘れてしまった」、「疲れたので早く帰りたい」くらいしか言えない。
- ④ 信頼をしている人や医師や警察など地位のある人から「今日はこんな事をした、またはこんな事があった」など忘れてしまった過去の事実確認をされた場合、機嫌が良ければ仮に言っていることが違っていても、否定せず「そうなんですか」、「そんな事があったのですか」と従ってしまうか、「忘れてしまったので、覚えていません」と答えてしまう。このため、事件や事故に巻き込まれたとき、被害者なのに加害者になってしまう可能性もある。

作業所や当事者・家族会で誰かが周りにはいる時は、記憶に問題があることを周囲の人が理解して

いるので、大きな問題はない。しかし、①や②のように記憶障害によって意思の表出が不安定になり、事実とずれたことを言う、ということがいつ起きるのかは家族も想定ができない。また、②～④のような困難があるので、単独行動に際して問題があった時、本人の発言が事実かどうかを確認することが大きな課題。

【事例L-1】（下記：Aさんと表記）

Aさんは、昨年から仕事もない、好きな運転も出来ない、結婚も出来ない、最近髪も薄くなってきたなどの不安から、父親がシャンプーに脱毛剤を入れているといった強い被害妄想が現れ、精神的に不安定な日々が続いていた。

一時就労継続支援B型も休所するが、少し落ち着いたため通所を再開。自宅から通所先の最寄り駅までは一人で移動、駅から通所先までは移動支援を利用して通っていたが、ある日「途中で気に入らない人がいたから殴ってやった、すっきりしました」と迎えに来ていたガイドヘルパーに報告する。

Aさんの短期記憶は3分～10分ほどしか持たない。本件に関しては、時間的に10分以内の出来事という理由で、家族・ガイドヘルパー・かかりつけ医もAさんの発言を信じて真偽を確かめることなく、保護入院となった。

確かに、右の小指と人差し指のこぶしに傷があったが、普通、人を殴った場合、ここが傷つく可能性は少ない。そして、仮に殴った側に傷ができるほどであれば、殴られた相手は負傷していてもおかしくないが、Aさんが殴ったという人はその現場に残ることもなく、通報することもなかった。さらに、この現場を見ている人は誰もおらず問題にもならなかった。普段Aさんは記憶が持続しないこと、時々「作話」があることを前提に接している関係者が、この時だけはAさんの発言を全面的に信用したのである。

後日、家族はAさんの入院理由を「ちょっと知らない人を殴っちゃったから」と説明するが、本人は「俺はいきなりそんなことはしないと思う。もし、それが本当だとしたら、相手がよほどひどいことをしてきたんだろうな」とか、「もう一人の悪い俺が出てきてしまったのかもしれない」と納得がいかないながらも答えていた。

当時、Aさんの不穏や被害妄想によって家庭生活の崩壊寸前まで家族も疲弊していた。この状況は改善したため、保護入院自体はAさんにとって良かった側面もある。しかし、問題はそこに至るプロセスである。普段の対応と異なり、家族・ガイドヘルパー・かかりつけ医の誰もが真偽を確かめることなく、Aさんを保護入院にした。今回のケースは司法的問題に発展した可能性もある。殴られた人という人が駅員等呼び、その証言次第では、記憶障害のあるAさんは被害者であるにも関わらず加害者になってしまう危険性もあったのである。

【事例L-2】

（スタッフ）

言葉に関しては「こんにちは」という挨拶、気になることがあった時「ちょっといいですか」、「あーのー」、「えーと」、「ちょちょちょちょちょ」、嫌な場合「いい／大丈夫」と言うことはできる。作業などが終わる時、スタッフなどに促されると一本締め「よー」と、日中活動のラジオ体操が終わった時には「せーの」と音頭をとる（施設ではこれを役割としてお願いしている）こともできる。ただし、その後の「有難うございました」「お疲れ様でした」という言葉は、本人が言おうとして

いることは分かるが、うまく言うことができない。

気に入っている人にはハグをする。自分が興味のない事を求められると手を横に振って拒否をしたり、渡されたものを横に投げてしまう。お祭りなど、音楽がかかっていたり、にぎやかな場所が好きで、そうした場に行くと周りの人に挨拶をしたり、踊ったり、走ったりと、言葉だけでなくジェスチャーや行動を加えて自分の意志や感情を示す。

しかし、喘息の発作が起きそうであったり、部屋が暑かったりした時、困っていることをスタッフに、自ら意思表示することは難しい。特に、喘息に関しては、スタッフが顔色や呼吸などに注意して、発作が起きないかどうか注意している。

また、多数の選択肢の中から何かを選ぶのは難しい。好みや状況を踏まえて選択肢を二つくらいに限定し、絵を描いたカードや写真で選択肢を示しても、明確な意思表示はないので、視線や表情などからスタッフが判断する。

(家族による回答・補足)

寝る前には「おやすい」と言う。家族が「おやすみ」と返すと、このやり取りが嬉しいからか「おやすい」を何度も繰り返す。いつまでも終わらないので家族が「終わり」というと、今度は「終わり」という言葉を繰り返して言う。また、何度も同じ人に挨拶をすることもある。これも、楽しくやっているのか、一度あいさつしたことを忘れてしまっているのか判断が難しい。

【事例L-3】

現在では全く支障がない。

【事例L-4】

答えにくいことは眉間に皺を寄せていやな表現をする。答えやすいことは即答できる。考えながら、答え方を探しているので、じっくり待つ間をとれば、自分の考えを表現することができる。あるいはAかB等と選択肢を提示すれば、選ぶことができる。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例L-1】

(本人) 他の人の話は理解できるし、違うと思うことは違うという。ただ、ガイドヘルパーの話でよく分からないと思うことがあったり、違うと言ったら言い負かされて自分が困ってしまうと思うような場合には、違うとは言わないようにしている。

(家族) 日常的な話や会の活動などその場の出来事や話は理解でき、障害者問題など難しい話を聞くのは好きと言っている。しかし記憶に定着しないので、継続的な理解や一つのテーマに即して10分以上の話し合いをする事はできない。

不機嫌なときは何か質問をしても、うるさいと言って聞く耳を持たない。また、このような時、本人の意向に反する意見（違うものの見方）を言うと、お前はあいつの味方なのかと攻撃的な言動を母親にとることもある。話題を変え、不機嫌になった理由を忘れると落ち着き、相手の意見を聞く事はできるようになる。話題を変えるには環境を変えることが必要なため、ドライブに連れ出して対応している。

【事例L-2】(スタッフ)

言葉だけでなくジェスチャーを交えて説明すると理解でき、表情や雰囲気から相手や周囲の気持ちを読み取る能力は高い。例えば、食器を下げてくださいと言うときちゃんと食器を重ねて片付けた

り、日中活動で園芸をする時もジョウロで水をあげて下さいと言うと水やりもできる。また、性別に限らず好意を示すためのハグだが、他の利用者との関係もあり若い女性スタッフが真面目な顔で拒絶すると、その人にハグをしようとするをやめる。さらに、望んでそうしているかどうかは分からないが、周りの空気を読んで合わせてくれる。

しかし、何人かで外出をする時、皆が行く方向と違って道をまっすぐ行ってしまうときがある。この場合、言葉とジェスチャーで方向が違うと促してもまっすぐ行こうとするので、あえて離れて少し先に行くにつれてくる。

また、普段はユニットで食事をしているが、月に一回のミーティングの時は食堂で食事する。普段の状況が変わると最初は「えっ」と言って、対応できないことがあるが、時間をおいて2～3回説明すると理解してくれる。

その場その場での理解はできるが、継続的な理解につながりにくい。このため、適宜ジェスチャーなども用いた分かりやすい説明や促しを要する。

【事例L-3】

受傷から17年が経過しているので、現在では他者の意見も素直に受け入れやすくなっていると自らも思うし、周囲からもそのように言われるようになったと思う。

それまで公務員として単身生活していたのだが、受傷後失職し、家族と同居するようになり、親の意見や意思を受け止めることができず、アルコールに溺れるようになった。しばしばトラブルになり、家族を巻き込んで、暴力をふるったりしたため、それに耐えかねた親が包丁で腹部を刺すという刑事事件を起こしてしまい、救急搬送されて一命を取りとめた。その後も親にそのようなことをされたことを恨み、他人に何かという腹の傷を見せて、親からの被害を受けている事を顕示した。家族から離れて単身生活を送り、就労したが、アルコール依存症に陥り、多重債務者となり自己破産し失職した。その間は、しばしば自己を取り繕う作り話も多くあった。

家族会の役員でもある父親の説得に漸く応じるようになり、高次脳機能障害支援拠点機関のリハビリ病院の支援コーディネーターの支援を受け、H市のグループホームに入所し、週2回の通院プログラムを受ける他、就労継続B型作業所に通所している。

【事例L-4】

相手が何を要求しているのか判断するのが難しく時間がかかるので、抽象的な表現を避け具体的な表現をすれば理解がしやすい。他人に道を聞かれる等のとっさの判断を要する事柄には大きな困難を感じる。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

【事例L-1】

(本人)

家にいる時は、夕食の後だいたい3時間くらいTVを観る。新聞のTV欄で、好きなお笑い番組、またはスポーツ（日本代表サッカー、ラグビー）番組がやっているか確認して観ている。ニュースは興味がないので観ない。観たいと思っている番組があっても観るのを忘れてしまうこともある。

(家族)

・テレビ、新聞……ニュースなどを見て文字通りの内容理解はできる。出来事の重大さ・良し悪しは分かるが、問題の社会的背景やその後起こりうる事態を考えることは難しい。また、文字通

りの理解も時間が経つと忘れてしまう。新聞を見て自分の好きな番組を見つけ、テレビを見ることはできる。しかし、その時に始まっていないと、家族が声掛けをしない限り見たい番組があることを忘れてしまう。

- ・書籍など……書類や当事者・家族会などの会報などで、個人情報に記載されていなくても内容から自分のことが書いてあるかどうか分かるが、時間が経つと書類や会報があったこと、見たこと自体忘れてしまう。
- ・その他……昔のことは覚えているので、アルバムと日記をよく見返している。また、CDをかけて、昔聴いていた音楽を聴く事はできる。

【事例L-2】

(スタッフ)

相撲は熱心に見るが、勝敗まで理解しているかは分からない。歓声に反応をしているのかもしれない。

(家族)

- ・テレビ……スポーツ全般を見る。特に相撲は対面でルールが分かりやすいからか、熱中して見る。どちらを応援しているのかは分からないが、勝敗に関しても理解をしているような反応をする。また、力士のポスターなどが貼ってあると興味を示す。自分が出ている映像などにも興味を示す時もある。ニュース番組など付いていけば見るが、どこまで理解できているかは分からない。
- ・新聞……繰り返しめくこともあるが、上下が逆さまの時もあり、記事を読むというより遊びの一環。新聞記事の理解は難しいと思われる。

【事例L-3】

- ・不自由なく利用できる自分では思っている。本は集中力が弱いのか、あまり読まない。

以前は自分の障害を認めなかったし、障害者の番組にも興味がなかったが、現在では、努めて障害者関係の番組を見るようにしている。

【事例L-4】

GPS付携帯電話を使用。外出時には必ず持って出ることが習慣化している。

テレビは歌謡番組・バラエティー番組が好き。本は読んではいるが記憶として定着しない。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

【事例L-1】

(本人)

- ・パソコン・インターネットという言葉は聞いたことがあり、あるのは知っている。しかし、使ったことは無い。
- ・携帯電話は仕事が終わった後に、「これから帰る」と母親にかけ、帰宅してから通所先に「無事に着きました」と連絡するのに使う。外出時、首にかけているカードに電話番号が書いてあるので、それを見て電話をする。カードには自分、母親、ガイドヘルパー、通所先の電話番号が書いてある。メール機能は聞いたことはあるけれど、使ったことは無い。使えなくても困っていない。

(家族)

- ・パソコン・インターネット……もともと興味もなく必要性も感じていないため、使う事はできない。

- ・携帯電話・携帯メール……携帯電話は通話のみ利用。メールは使えない。普段は母親と通所先、ガイドヘルパーの電話番号をカードに書き、首にぶら下げて、必要なときにカードを参照して電話をかける。携帯電話に登録してある家族や兄弟などの電話番号を使って電話する事はできないが、他の人が登録されている番号の参照方法や電話番号を口頭で教えれば、自分で電話をかけることができる。知らない人から電話がかかってきたときも出てしまうが、勝手に契約などしてしまうことは現在のところない。何らかの判断を要する場合には家族に相談をされると思われる。

【事例L-2】（スタッフ）

どれも活用できない。

【事例L-3】

携帯電話と携帯ラジオを使っている。FM、AM放送を聞くのが情報源として大切。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

【事例L-1】

①通所施設

（本人） 所長とは挨拶を交わす程度。X・Yさんとは「この荷物をどこに持っていきましょう」など仕事の話はする。Zさんには「今日のお味噌汁は何ですか」などを聞き、向こうからも話しかけてもらえる。Zさんと一番よく話すかもしれないけれど、どんな人かまだ分からない。

（家族） 現在、就労支援B型に2年近く通所し、運動不足の解消も兼ねて畑仕事をしている。スタッフも他の利用者也Aさんに記憶障害があることを理解しているので問題は生じていない。しかし、ここでの作業は畑仕事がメインで、コミュニケーションをとる時間は少ない。こうした事もあってか、頻繁にコミュニケーションしながら作業をしていた以前の事業所のスタッフと仲間の名前はすぐ出てくるが、現在通所している事業所のスタッフと仲間の名前はほとんど出てこない。また、畑仕事という仕事の特性もあってか、今行っている所で何をしているかを聞いても以前の通所先で行っていた犬のクッキーづくりと答えてしまう。仕事上がりに感想を言うときも、うまく記憶を想起させるような工夫をする余裕がスタッフにはないので、「今俺はここに来ましたけど、疲れていますね」、「忘れてしまった」、「疲れたので早く帰りたい」「冷たいものが飲みたい」くらいしか言えない。

②医療機関

（本人） 病院には一人で行って、受診できると思う。病院についたら、まず診察券を出し、名前が呼ばれたら診察室に入る。先生に「最近どうですか」と聞かれたら、「心が病んでいる。むずかしい病気です。」と言う。また、先生から以前あった出来事を聞かれ、そのことを忘れていたら「そんなこともありましたがね」と肯定も否定もしない答え方をする。

（家族） 病識が欠如しているため、医師から最近のことを聞かれても、本人は「いつも絶好調で、具合の悪いところはないです」と答える。また、医師から「眠れていますか」と聞かれたとき、眠れていなかったことを忘れているので、その時の気分が爽快であれば「眠れていると思います」と言ってしまう、事実は答えられない。このため、医師への状況説明と経過報告は家族が行っている。昔から喘息で通院しているため、病院に行く事への違和感はない。精神科の病院の名称がクリニックなので、本人は精神科に通っているとは思っていない。医師もこの辺りは理解している。

③行政機関

(本人) 区役所の人からサービスの手続きに来て下さいと言われても、何をどのように説明してよいか分からない。一人でサインは絶対にしない。お母さんにも聞いてもらって、大丈夫ということならサインをする。もしお母さんが入院していて頼めない時にはお姉さんに確認してもらう。お姉さんもいない時には、ガイドヘルパーや長年の付き合いがありAさんが信頼している人に確認をしてもらった上でサインをする。

(家族) 職員から質問されれば答える事はできる。しかし、記憶障害により、今通っている所で何をしていますかと聞かれても定着している記憶で話すため、依然通っていた事業所で行っていた「犬のクッキー作り」と事実と異なる回答をしてしまう。「本当?」と考えるように促し、少ししてから「畑」とヒントをあげると畑仕事と答えが出る事もあるが、正しい答えが出ない日もある。このため、福祉サービスの利用などに関わる行政的手続きに関しても家族が全部答えている。

また、記憶障害に起因する病識の欠如もあって、市職員が来る目的を理解できていないことが多い。機嫌の良い時でも、サービス等利用計画にサインするときなど怪訝な反応をする。もし、不機嫌なときに命令口調で指示されると必要ないと拒否をしてしまう可能性は高い。サインもでき、その場で話の内容も理解できるが、何のために契約をしているか、サービス利用しているのかの理解は日によって変わる。

【事例L-2】(スタッフ)

①通所施設

相性が合わない方と問題が起きないように、スタッフが配慮することで対応している。

②医療機関

施設に看護師もいるが、自分で喘息の発作や体調が悪いことなどを伝えることはできない。スタッフが顔色や呼吸音などに注意して対応している。

③行政機関

先日、サービス等利用計画に関する話し合いを本人同席のもとで家族と行ったが、どこまで話を理解できたかは分からない。また、サインもできないので、必要なサービスの判断は擁護者との話し合いで決め、行政手続きは擁護者に行ってもらおうしかない。

【事例L-3】

市の社会福祉協議会の安心センターに金銭管理を援助してもらったり、リハビリ病院の支援コーディネーターに相談することで、安心感が持てるようになった。現状ではほぼアルコール依存症からも脱却出来そうであるし、いらいらして暴力に走ることもなくなりつつあると思う。

【事例L-4】

慣れている支援者との関係においては、ほとんど問題はない。通所施設にも定期的に通うことによって、バスの乗り場、降りる場所の道順などを覚えることができた。行政機関等への事務的な届け出は家族が行っている。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて(不安点など)

【事例L-1】

(本人)

まず母親に電話、もしつながらなかつたら通所先に電話してK駅への行き方を聞く。K駅からは

家までバスがどのルートで走っているか分かるので、バスが走る道路沿いに家まで歩いて帰る。もし、携帯電話が通じなかったら駅員、駅員がいなければ近くにいる人にK駅までの行き方を聞く。

お母さんが病気になったら、お姉さんに連絡する。入院の手続きや入院費の支払いはお姉さんにやってもらう。

(家族)

地震があった、電車の遅延などの情報理解はできる。対応方法などで困ったら家族なり通所先に電話をかけるので、携帯電話がつながれば問題ない。また、自分の知っている所であれば自力で帰宅できる。以前、電車で降りる駅を乗り過ごしても自分が知っている路線だったため、一人で帰ってくる事ができた。しかし、知らないところで災害などが発生し携帯電話がつながらない場合、駅員などに状況を聞くなどの対応ができるのか、どうなるか分からない。

【事例L-2】 (スタッフ)

月に一回避難訓練を行っており、その時は周りに合わせて行動ができ、皆と一緒にいることができています。知っているスタッフが一緒にいるので、非常時の避難行動、避難所にいることなどに関しては支障がないと思う。

しかし、普段の外出時、知らない人に指を差して挨拶することが嫌がられることもあるので、共に避難をされる方の理解や反応が心配。

【事例L-3】

3・11の時はちょうど体調が悪くグループホームで寝ていた時であったが、誘導などがあれば受け止めて避難できると思う。

【事例L-4】

3・11の時はたまたま在宅していたので困ることはなかったが、今後の不測の事態には、大きな困難を感じるであろうと思う。

GPS付携帯電話の使用は本人も注意して必ず携行している。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

1) 現在利用している支援、その評価と改善すべき点

【事例L-1】

(家族) 家族による対応、携帯電話、電話番号を書いたカードを利用。支援は受けていない。

【事例L-2】

(家族) 入所施設のスタッフ……一人のスタッフが常に見ているわけでもなく、夕食前などの忙しい時間帯もある。また、家に帰ってきた時との違いがあるため、家族だからこそ見える部分もあるが、意思疎通に関するスタッフの見解は家族の意見ともほぼ一致している。

(スタッフ) 二つくらいに選択肢を絞った絵を描いたカードや写真……多数の選択肢の中から何かを選ぶことは難しいため、選択肢を絞る。また、言葉だけの説明より視覚的情報があった方が分かりやすくなる。しかし、どちらを選ぶか等の意思表示があまりみられないので、スタッフが視線や表情、嗜好などから判断しなくてはならない。このため、本当に本人が望んだ選択になっているのか曖昧な部分も残る。

【事例L-3】

金銭管理や、生活支援の相談については、何でも早めに相談しているので、安心ができて、特に

困ることはない。

【事例L-4】

GPS付携帯電話。連絡ノート。

2) 現在利用出来ていないが必要な支援**【事例L-1】**

(家族) 質問の仕方と気分次第で言うことを理解した上で、何を考えているのかうまく引き出すこと、本人に分かるような方法で質問する、忘れてしまうことを前提に決まったことを本人にノートに記載してもらうといった、記憶障害への対応ができるような人が必要。

ただし、前提として支援者への信頼を要する。記憶障害もあるので支援者が日にちやサービスによって変わるとその人は覚える事が非常に難しく、信頼関係が生まれにくい。このため、同じ人が長期にわたって関わってもらえるような支援が必要。

【事例L-2】

(家族)

Bの受傷前、興味関心を持つもの、考え方、価値観などについてよく話し合ってきた。また、受傷前に書いた作文などの文章からもBの考え方が分かる。こうした経験や記録から、彼であればどう考え、判断したかを中心において、Bの暮らしについて考えている。意思疎通支援を行うには、受傷前に持っていた考え方や価値観などを知ってもらうことも必要で、出来るだけスタッフに情報提供をしている。

(スタッフ)

Bさんのように意思表示の方法が限られ、自発的に意思表示をすることに困難を抱えている方の場合、過去の考え方や価値観などを知ることは非常に重要で、意思疎通支援を行う上でこれらを把握しているかどうかでは支援の質を左右する。しかし、意思決定支援が報酬単価に反映されるわけでもなく、過去の考え方や価値観などの把握は業務外の仕事となってしまう。また、周りの状況に合わせてくれる時は良いが、自分の行動を優先されてしまうと、一対一で対応ができない。

こうした問題の背景には人員配置や報酬単価が画一化している問題があり、個々人のニーズに合わせた支援をしたいと思っても、柔軟な対応に関して制度のバックアップがないという状況が、望ましい支援を行うことを妨げている。

【事例L-3】

自分の状態が不安定だったから、やむを得なかったが、再就職したので、今後はそのための支援がほしい。

【事例L-4】

行動援護。生活版ジョブコーチ支援のような身近に寄り添う支援。

H その他（市民理解の改善を含む）**【事例L-1】**

(家族)

高次脳機能障害の症状や個々人の状況、対処法は人によって異なる。一般的な高次脳障害の理解ではなく、本人のできることで、できないこと、興味や可能性など人として理解した上での支援が必要。このためにも、日記等をつけてどういう生活を送っていたかが分かるようにしている。適切な

支援を行うためにも、支援者には日常生活にも関心を持ってほしい。

【事例L-2】

入所している方と生活圏を共にする人たち（徒歩圏内の施設から駅周辺に住む人たち）に知ってもらうことは信頼関係を築くために非常に重要。そのためには日常的に関わりを持つ中で、障害の理解だけではなくどのような人なのかを知ってもらう必要がある。よく行くスーパーやコンビニ、複合施設の職員の方たちとは日常的な交流があるので理解してくれている方々もいるが、利用者と接点がない方々の理解を深めていく必要がある。現在は、地域の夏祭りに参加したり、学校の職業体験、福祉・介護関係の学校の学生をボランティアとして受け入れたりすることで、啓発活動も行っているが、十分とは言い難い。ただし、こうした活動を可能にするような人員配置基準、報酬単価は認められていないので 社会福祉法人が独自にできる事業には限界がある。

【事例L-3】

親が高齢になってきたので、今後は親の介護も必要になると思う。トラブルを起こした弟との関係も修復できている。弟と協力して、親を安心させたいと思う。

【事例L-3：調査員からの感想】

上記聞きとった内容については、現在における素直な本音であって、この内容から見れば、意思疎通について何も問題はないと思われるが、過去の状況から、感情の起伏や思い込みの激しさ、スイッチが入ってしまった時のキレやすさ等は高次脳機能障害の特徴であり、今後の継続的支援が必要と考えられる。

情報の与え方……コミュニケーション能力の障害特性を理解したうえでの相談支援体制の大切さが視られる事例である。

【事例L-4】

高次脳機能障害についての啓発と社会的認知。成年後見制度の利用がしやすい制度改革と啓発。

【事例L-4：調査員からの感想】

在学中のアクシデントによる受症。熱心な両親・家族に支えられて、重度の記憶障害を持ちながら、社会に出る挑戦をされている。心に思うことはきっとたくさんあるであろうに、それを的確に表現できないジレンマを抱えて、必死に努力しているひたむきさが感じられる女性である。

13 公益社団法人日本発達障害連盟 関係事例

事例	年齢(性)	居住地	居住場	世帯人員	就労	就学	手帳	障害	支援法	記入者
M-1	10代(女)	静岡	一般住宅	2	×	○	療育B	アスペルガー症候群・LD・ADHD、空間認知能力欠落	利用なし	2
M-2	60代(男)	東京	一般住宅	1	○	×	愛の手帳4	知的障害、軽度	福祉工場	1
M-3	50代(女)	東京	GH		○	×	愛の手帳4	知的障害	グループホーム	1
M-4	50代(女)	東京	GH		○	×	愛の手帳4	知的障害	グループホーム	1
M-5	30代(女)	神奈川	一般住宅	4	○	×	療育B1	知的障害	相談	1

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例M-1】

言いたいことは言えるが分かってもらえないことが多い。空間認知能力がないので、できないことや分からないことを細かく説明するが、ふざけていると思われて本気にしてもらえないことがよくある。

【事例M-2】

法律や施策の話は難しい言葉がたくさんあって困る。自分たちのことなのできちんと知りたいし、仲間同士で話したいが難しい。特に、自分より知的障害の重い人達は全く理解できないので、話し合いができない。

自分より知的障害の重い人たちは、人の顔色ばかり見ている。人に嫌われる経験をしているからだが、そういう態度では知的障害者の権利など、自分の意思を伝えることができないと思う。

アンパンマンの歌詞からは学ぶところが多い。例えば、「あなたは何のために生きるのか」という言葉は好きだ。しかし、その話を他の知的障害の人にすると、アンパンマンの面白い部分しか考えなくて、言っていることを理解してもらえなくて困る。

クリスチャンなので教会によく行く。他の信者と話しているときに自分の話を打ち切られることがよくある。彼等とはあまり親しくなれないと思う。なお、教会では自分の障害のことは話していない。

今の職場には20年近く働いている。働き始めた頃は、身体障害者とのコミュニケーションで困った。彼らが自分のことばかり話しているからだ。あまり話さなくなっただけなら問題ない。上司とは友達のようにうまくいっている。しかし、上司の話が長いと何を言っているのか分からなくて困る。聞き返すことはしないで、黙っている。なぜなら、大した話ではないと思うからだ。

同じ敷地内に家がある兄の家族とはめったに話をしない。自分には仕事や知的障害仲間との交流があって忙しいし、甥たちも鬱など問題を抱えているからだ。 (以上、質問Bにも共通)

【事例M-3】

○グループホームの寮母さん

- ・思っていることは伝わっている。
- ・みんなでやることを率先してやっているため、よくやっていることが伝わっていると思う。
- ・嫌だなと思うこと、「プライバシーは守れ」も言ったらうまくいった。マナーを守らない人もいるけど。
- ・お金は「ほしい」って口でいうと、お金をくれる。年金も寮母さんに手伝ってもらう。
- ・選挙は必ず行っている。

【事例M-4】

○グループホームの寮母さん

- ・寮母さんは話が分かる。
- ・普通に話が通じない人もいて、「ちょっと」と思う人もいたけど、その人だけ。
- ・駄目だなと思ったときはいろんな人に相談した。
- ・グループホームを移る理由は、寮母さんや他の人との相性。ある程度我慢は必要。無言のルールもあると思う。

○友人

- ・お互い電話でけんかもするけどいなかったらもっとストレス状態が悪かったかも。
- ・全部話せるのは彼女だけ（同席者Aのこと）、口軽くないから。
- ・しゃべれる人がいないと、精神的に不安になる。団体行動に合わなくなる。
- ・趣味が合えば、映画も行く。合わなければ断ることもある。
- ・人を避けるような人とは距離を置く。

【事例M-5】

○職場

正職員、パート、アルバイトがいて、私はパートである。正職員の指示で仕事をするが、多数の職員が同時に仕事の指示を出すことがあり、困る。何を優先して仕事にかかるべきかが分からないからである。

正職員同士、パート同士、また、それぞれのグループの中にも小グループがあり、互いに対立している。彼らが私に他の人の悪口を言ってきたときに反論したら、次の日から口をきいてくれない、昼食時にのけものにされるなど虐めにあった。それで、一緒に悪口を言ったら、私が悪口を言っていたと言いつらされた。とても困る。

新人正職員の一人がアスペルガーであり、突然いなくなったり、仕事をしなかったりする。彼女が仕事をしないことも私のせいにされるので、彼女に仕事をしてもらいたいが、どうしたら理解してもらえるかが分からない。

○プライベート

知的障害当事者活動での、仲間たちの思い込みに困る。当事者同士だから分かり合えると言われるが、そんなことはない。私がしたいことと、他の人のしたいことは違い、仲間にもそう言うのだから分かってもらえない。

また、それぞれの人が持つ問題は違うはずなのに、みんな共通の問題を持つことを前提に話し合いがもたれるのが困る。私にその問題はないといっても理解してもらえない。

○支援者

知的障害者はこういう支援が必要と思いつている人がいるが、それぞれに違う。「どんな支援が必要か」を聞いてほしい。例えば、どこかに行くために車で待ち合わせる時、「ホームで会うようにするか、改札で待ち合わせるかどちらがいいですか？」と聞いてほしい。

（以上、質問Bにも共通）

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例M-1】

相手の感情が読めないので、怒っているのか、褒めているのか、喜んでいるのかなどが判断できない。空気が読めない変な子だと勘違いされることが多い。

なんで怒られているのかが全く分からない。話の途中で怒られていることが分かったとしても、なぜ相手が怒っているのかが分からないので、非常に困る。

通常学校の時は、なんで怒られたか分からないというと、お母さんが毎日のように、学校の友達や先生に電話をかけまくって、なぜ怒ったのか調べてくれてできる限り説明してくれた。でも、なんで怒ったのか覚えていない人も多くて、分からないことも多かった。特別支援学校では、分から

なような顔をしていると、先生が説明してくれるので、電話をかけてもらうことはない。でも、なんで怒っているのか分からない時に、いつどんなふうに相手に聞けばよいのかがまったく分からない。これから就職するので、会社で困らないようにするにはどうしたらよいか分からない。

怒っている途中で、「なんで怒っているのか？」と尋ねると、さらに怒られることが多いし、怒っている理由を細かく説明してくれる人がほとんどいない。

日本語の曖昧さで、私自身が理解できていない言葉を誰かが見つけてくれるまでに悲しい思いをしたり、いじめられたり、不利益を被ることが多い。

たとえば、『みんな』という日本語の場合、小学校1年生の時、「みんなで掃除しましょう」「みんなで、お外で遊びましょう」と先生に言われた時に、自分だけ先生から無視されていると思って、悲しくていつもトイレや他の場所に行っていた。この時、私の『みんな』=『YOU』、先生の『みんな』=『WE』だった。これが分かるまでは、お母さんが学校に呼び出されて、掃除をさぼって困るので、しつこくきちんとするようになど学校からいろいろ言われた。6ヶ月かけて、お母さんが違いを見つけてくれて、学校の先生に言葉がきちんと理解できるまで、『みんな』を使わないで、『全員』という言葉を使ってもらうようお願いして解決した。

入社試験時に「問題4は後でやってください」と指示されて、全部の問題がやり終わって、後でと言われるのを待っていたら、回答用紙を回収されてしまった。家に帰ってから『後で』とは後回しにして、最後にやるという意味だと説明されてびっくりした。特別支援学校では、後でやるというと、さっきやらなかった問題は今からやってくださいという声掛けなどが必ずあるので、全然分からなかった。

【事例M-4】

グループホームの寮母さんの意思を受け止める活動の現状…話が通じる。アドバイスをくれる。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

【事例M-1】

本を読んでも情景や感情などが想像できない。映像ならイメージをつかめるが、本に書いてある通りのことを想像して絵にするなどは、まったくできない。漫画などが読めない。

本は右から左へ、上から下へ読むことができるが、漫画のコマ割りはどんなに説明されても読む順番が理解できない。但し、新聞はルールがはっきりしているので、ある程度は順番に読むことができる。

【事例M-2】

「テレビ・ショッピング」の言葉につられて英語の教材、ペン習字の教材、パソコンを買ったが、使わなかった。特にテレビ通販のタカダの商品はたくさん買ったが、どれも良くなかった。テレビでは、すぐに英語が話せるようになり、きれいな字が書けるようになるように言っているが、信用できない。

30歳の時に、知らない人に一緒に事業をやろうと言われ、サラ金から借金をして200万円渡した。その後、その人がいなくなってしまった。一生懸命働いて借金を返済した。

※上記問題が起きたときには、母が生きていたので助けてくれた。特に後者の時には、返済中の生活費は全て母が出してくれたので良かった。

【事例M-3】

自動販売機の飲み物がどんなものか分からないこともある。友人など分かる人に聞いて買うようにしている。複雑な機械の場合は分からない。一回買い間違えて失敗した。それから人に聞くようになった。

【事例M-4】

本（映画の原作）も買うけど、最初はひらがなでもその後、難しくて結局読めないこともある。

【事例M-5】

家族は父、母、兄、私の4人である。父は寝たきりで兄には精神障害（他人との付き合いが苦手。病状に波がある。）がある。また、母は高齢である。家では、母が家事をし、兄が父の介護をしている。また、ヘルパーやコーディネーターに手伝ってもらっている。

兄が外部の人と話をすることが苦手なので、ヘルパーやコーディネーターとの連絡は私がする。ただ、彼らの言っていることや専門用語に分からないことがあって困る。例えば、カルテに書いてあることはほとんど分からない。

カタカナ言葉や福祉用語で分からない言葉が多い。例えば、「バリアフリー」は何のことか分からない。もっと、普通の言葉で言ってほしい。

電話のセールスが多くて困る（怖い）。そのために、電話はいつも留守電にしている。

レストランの看板とメニューがわかりにくい。看板からは中華料理なのかイタリアンなのか分からなくて、食べたくない料理の店に入ってしまうことがある。メニューも同じで、どんな料理なのか分からないことが多くて、食べたくない料理を注文してしまうことがある。

行政の情報がわかりにくい。例えば、粗大ごみ。いつ出せるのか、どこに出せばよいのか、粗大ごみシールはどこで買えばよいのか、また、他のごみはどうするかなど。全部一覧表にしてほしい。

文書。知的障害者向けの文章はひらがなが多い。しかし、私はひらがなばかりの文章は読めない。漢字交じりの文章にルビを振ってほしい。東京の交通マップが理解できない。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

【事例M-1】

情報機器の使用に規制付なら問題なくできる。パソコン・インターネットは通常使用できるが、お母さんがサーバーで監視してくれていて、問題があると思われる場合には、パソコンが警告をしてくれる。

架空の話なのか、実際の話なのか分からないことがある。例えば、ゲームなどは、ゲームの中だけの架空のお金での購入なのか、実際に課金されてお金を払わなければならないのか分からないので、規制されていないと、知らないうちにお金を使ってしまっている。

携帯電話はキッズ携帯にしている。どんなことがあるのか想像できないし、全部信用してしまうと怖いと聞いたので、通話と限られた人とのメール機能だけに限定している。携帯電話のインターネットはパソコンのように簡単には監視ができないので、これでよいと思っている。

【事例M-2】

携帯電話はスマホ。パソコンも使う。メールやインターネット・ホームページも利用する。インターネットでよく見るのはニュースなど。ただ、頻繁には使わない。自分のパスワードを忘れるのであまりログインできないからだ。ログインできないのでインターネットで買い物することはあま

りない。従って、無駄使いをしないので良い。

【事例M-3】

テレビは必ず見る。難しい内容もそのまま見る。

携帯電話は3年くらい前から持ち始めた。メールはこれから。覚えるのに時間がかかる。メールを書くことが難しい。メールを見て電話をかける。「メール下さい」と言われても、「メールを返せずごめんなさい」と電話をかける。携帯電話がないと不便。道に迷った時、自分がどこにいるか分からない時、迎えに来てもらえる。友人と待ち合わせの時もよく使う。一度携帯電話を忘れて外出して大変だった。

【事例M-4】

夕方のニュースは見る。池上さんのニュースはよく分かる。政治のニュースが流れている時はチャンネルを変える。芸能ニュースを見たくて、テレビを見ている。

携帯電話は友人に薦められて、契約の時は寮母さんと一緒に行った。機種変更の時に一人で行ったが、使いきれないプランに入っていることが分かった。主に電話を使う。メールも使っている。Cメールを使っていたので、お店の人にEメールも同じだと教えてもらった。アドレス入力ができないため、赤外線を使う。年賀状メールも送る。携帯電話がないと不便。

会社から健康診断に行くように言われ、地図をもらったが、場所が分からずに一時間遅れた。その時携帯電話を使って、行き先へ電話をして遅れることを伝え、人に聞きながら会場まで行った。人に聞くことが大事、聞かれた人の対応も大事。

【事例M-5】

携帯電話を使っている。パソコンは、インターネットにつなげるのに時間がかかるから使わない。携帯メールを使うが、誰か分からないメールが怖いので、送り主の名前がないメールは開けない。また、たくさんメールがくると怖い。だから、ファックスにしてほしいと周りの人には頼んでいるが、それでもメールで来ることが多く困る。

携帯電話は使うが料金が高くて困る。公衆電話がもっとあれば良い。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

【事例M-1】

言いたいことを相手に伝えることは問題ないが、相手が仕事の説明だけをして、自分は忙しいからと私の返事をよく聞きもせず行ってしまった時に、分からなくても何も言えなくなってしまうことがある。どうしたらよいか分からなくて、何もできないで困ってしまった。

説明されても分からないので、何回も繰り返し同じことを聞くと、相手が「もういい」などと言って説明してくれなくなってしまうので、困ることが多い。マニュアルがあることは分かるが、単純で簡単なことでもできないことが多いので、「そんな簡単なこと聞くな」というようなことを言われると、「分からない」と言えなくなってしまう。

曖昧な表現は分からないと聞くが、相手が理解してくれなくて、説明してもらえないことが多い。「ちょっと」「だいたい」「ほぼ」「適当に」「多少」「持てるだけ」「均等」「真ん中」「もう少し」などは特に困っている。「ちょっとつけといて」という指示で分からないと聞いても「だいたいいいから」「適当でいいんだよ」などと答えられてしまい、どうすれば教えてもらえるのか分からない。

【事例M-2】

役所の人は優しい。病院はあまり行かない。

【事例M-3】

○職場……うまくいっている。体調が悪く早退の場合は、課の担当責任者が「帰りなさい」、遅れる時も「どうぞ」と言ってくれる。遅れるときは、半日休みを勧められる。今の職場に入ってからよかった。

昔のこと。「電電公社に勤めてみたい」と言ったら、中学校卒業後に入ることができた。社長がいい人だったから、雇ってもらえた。知的障害者の採用は初だった様子。社長がいなくなって、人件費を半分にするために多くの人が辞めた。社長が良かったからみんながついていった。大事なことは、職場に理解してくれる人がいるかどうか。今の職場について、「こんないい職場はないよ」と先輩として言うが、後輩は分かっていない。

○買い物……苦労はない。喪服やスーツ、お出かけ用の服など大きい買い物は寮母さんといく。サイズを見てもよく分からないため、とりあえず試着をして、サイズを調整していく。ズボンを買っていく時には、友人と一緒にいくことが多い。

○病院……ずっと同じところに通っている。分かりやすく話してくれる。会社の健康診断の結果を持っていくと、「薬局は高いから」と薬をくれる。歯医者さんも同じところに長く通っているけれど、理解してくれていて、「また同じところが悪くなっていますね」と言われる。

○銀行……お金の出し入れは、寮母さんが行う。書き換えで銀行に行った時「書く人を連れてきました」と言った。書ける部分は自分で書く。サインは自分でする。

○交通機関……通勤は一人でバスと電車を使っている。会社面接の時は、寮母さんと一緒に行った。

○役所……年金などの書類は寮母さんに読んでもらう。できるところは自分でやる。

【事例M-4】

○職場……今の職場は働き始めて8年近く。40歳過ぎに転職したため、大変だった。100%良い。気軽に相談もできるし、有給もどんどんとってくれと言われる。前の職場は、有給を使おうとすると嫌な顔をされた。有給が残ったまま辞めた。

○病院……気圧や梅雨の時期になるとたまに偏頭痛がある。今はたまに薬局に行くと、「久しぶりですね」と言われる。

○買い物……スーツや喪服など大きな買い物は寮母さんと買いに行く。日ごろ自分で着るものは、自分で買いに行く。絶対サイズがあるところ、たとえばユニクロなど自分で色の指定やサイズがあるかたずねられる場所に行く。ズボンの丈直しも言う。

○病院……ずっと同じところに通っている。内科はいつも同じところ。整形外科の先生は難しいことをいうけど、付き合いは長い。決まったところしか行かない。「ここがいいよ」と寮母さんに言われたところしか行かない。病院が廃業しない限り同じところに行く。歯医者も近くのいいところ。

○銀行……お金の出し入れは、寮母さんが行う。金額を言えば出してしてくれる。出してほしいお金は、紙で伝える。

○交通機関……いつも使っているところは大丈夫。初めてのところは、駅員さんに聞いたり、「ここにいる」と携帯電話で相手に伝える。一人で通勤しているが、会社の面接の時は寮母さんと一緒に行った。

○役所……書類は、寮母さんに読んでもらうことが多い。印鑑証明をもらう時は、本人が行かないといけないため、半日仕事を休む。名前や住所の記入だけだったら、役所に一人で行くこともある。難しい時は寮母さんと一緒に行く。ルビは必要。書き換えなど本人が必要な時は行くが、基本は寮母さんがいく。

・選挙はだいたいの予想で票が入りそうな人が分かるため、入りにくい人に入れる。周りに相談をして「いいんじゃない」と言われて入れたこともある。もっと分かりやすくしてほしいと思うが、有言実行する人がいなくて信用できない。選挙の時は、ひらがなで記入する。ひらがなや漢字が書けない人には、書いてくれる人がほしい。選挙にはたまに行く。すぐその学校が投票所だが、行かないといけないと分かっている、体が痛くて行けない時もある。

・政策策定への参加について。行政の委員会に出たことはあるが、あまり続かない。委員会は平日の昼のため、土日夜にしてほしい。作業所や企業の人には出られず、いつも行ける人だけが行くこととなる。仕事にぶつからなければ行ける。委員会に出ても分からないことがある。

公営住宅に入らせてほしいと言ったけれど、重度の人がほとんどで、私たちは入れない。実現していない。役所が土曜休みなのは分かるけど、当事者に話を聞きたいなら土日や夜に委員会を開くべき。仕事を休んでまで行くことかなと思ってしまう。委員として来てほしいなら、こちらの都合も聞いてほしい。

・当事者サークル〇〇会と友達について。〇〇会は、年に7、8回やる。次の日程と場所が決まったらやる。一回に来る人数は、7人程度、少ないと4、5人。千葉・東京・埼玉から来る。〇〇会のようなものを自分でやっていたり、他の会に入っている人もいる。〇〇会の会合では「近頃どう？」と聞くと、プライベートや仕事の話をするが、皆の共通は仕事の話。手帳を持っていない人もいた。全日本育成会の職員さんなど、当事者のことをよく知っている人が会費の管理などをサポートしてくれる。

【事例M-5】

○通所施設

親の会の人の思い込みが困る。学校卒業後に親の会が運営する喫茶店で働いた。職員は知的障害者と親の会の会員だった。親の会の人たちの子供たちは私より障害が重いため、障害の軽い私に対し、「もっとできるはず」「もっと頑張れるはず」というような期待が大きすぎて、胃潰瘍になり辞めた。

○支払、振込等

銀行振込が難しい。振込をするのは旅行代金などだが、受け取り先口座番号の入った振込用紙を送ってくれれば助かる。また、最初に手付金、次に残額など旅行代金を数回に分けて払う方法は、いくら払っていて、この後いくら払わなければならないのかがわからなくなるので一括にしてほしい。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

【事例M-2】

3.11の時には家族に連絡できなくて困った。会社が車を出してくれて5、6人ずつのグループに分かれて帰宅しようとしたが、結局帰れなかった。会社はもっと早く対応すべきだ。今の職場は海岸にあるので、津波が来たら怖い。携帯電話の地震情報があるので情報は十分だと思うが、この

前のように道路が渋滞したら逃げられないと思う。

【事例M-3】

3.11の震災時は職場に同じ寮の人もいたため、職場から一緒に歩いて帰ってきた。「気を付けるように」と会社から声をかけてもらった。

【事例M-4】

3.11の震災時、一日泊まってから帰った。やっと駅に着いたけど、電車が止まっていて、人がけんかしていて怖くなり、会社に電話したら「戻っておいで」と言われた。少し様子を見てから帰るということができた。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

【事例M-2】

自分の思い込みで、障害者が求めていることをする支援者がいるが、支援者はそれぞれの障害者が何を考えているのかをきちんと理解して、求められていることだけを支援するべきだ。

【事例M-3】

グループホームの寮母さんには思っていることは伝わっている。今の職場は良い。分かってくれている。

【事例M-4】

グループホームの寮母さんには伝わっている。話しやすい。

今の職場はすごく良い。他の知的障害のある人を見ると、恵まれない人が多い。寮も仕事も選べない。一回入らないと、次がいつ決まるか分からないため、とりあえずそこに入る。変わりたくても変わらない。もし駄目だった時は変われるようにしてほしい。

H その他（市民理解の改善を含む）

【事例M-2】

社会の理解促進には、障害のある人がたくさん外に出て行くことが必要だ。

社会は自分さえ良ければよいと思っている。障害のある人は邪魔だと思っている。障害のある人がいると社会が腐ってしまうと思っている。障害のある子と子どもの頃から一緒にいればそんなこともなくなると思う。

【事例M-4】

今の職場になってから環境はよくなった。苦労している人の話を聞くと、就労支援の所や、福祉の所をアドバイスする。その人が納得できる方法を考える。

人の助言を聞こうとしない友達もいる。年金をもらわず、バイトを朝・昼・夜3つ掛け持ちして働いていた人は、年金をもらうよう勧めても聞かなかった。10年後その人がヘルニアになって初めて年金をもらい、私に言われた意味が分かったと言っていた。

14 筋萎縮性側索硬化症（ALS）

事例	年齢 (性)	居住地	居住場	世帯	就労	就学	手帳		障害	支援法		記入者
							有無	程度		利用	種類	
N-1	60代 (女)	東京	一般 住宅	1	○	×	○	身障1種 1級	四肢体幹部機能・言 語障害、筋萎縮性側 索硬化症	×		3

A：自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

a-1：あなたは、どのように友達や知り合い、ヘルパー等と、コミュニケーションをとっていますか？

(回答)：口文字。

a-2：「伝えにくいなあ」と思ったことはありますか。それはどのような場面ですか？

(回答)：常に。

a-3：「伝えにくいなあ」と思ったことがある場合、どのような支援や、配慮があれば良いと思いますか？

(回答)：コミュニケーションがスムーズに取れるようになるまでの3年間、経済的な支援があれば、4年目には不自由なく意志が伝わります。高齢ヘルパーには不可能な技術なので、人材募集には年齢制限を設けてほしいです。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

b-1：あなたは、「相手の話が分かりづらい」と思ったことはありますか。それはどのような場面ですか？具体的に教えてください。

(回答)：ゆとり教育の弊害で、日本語の理解力に欠ける。

b-2：「分かりづらいなあ」と思ったことがある場合、どのような支援や、配慮があれば良いと思いますか？

(回答)：本人の努力を待つ。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

c-1：あなたは、何を利用して情報を得ていますか？（たとえば、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌・本など）

(回答)：テレビ、インターネット

c-2：それらのうち、あなたが一番利用しているもの（メディア）は何ですか？

(回答)：インターネット

c-3：生活の中で、「これは利用しづらいなあ」と思ったことはありますか。それはどのような場面ですか？

(回答)：パソコンの入力が、病気の進行でできなくなった。

c-4：「利用しづらいなあ」と思ったことがある場合、どのような支援や、配慮があれば良いと思いますか？

(回答)：科学技術の発展。筑波大学の教授に3年前からお願いしています。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

d-1 : あなたは、情報を得る・言いたいことを誰かに伝えるために、パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末（アイパッド等）を使っていますか？

(回答) : すべて使用しています。

d-2 : それらのうち、あなたが一番利用しているもの（機器）は何ですか？

(回答) : タブレット端末。

d-3 : 使っている中で、「これは使いづらいなあ」と思ったことはありますか。それはどのような場面ですか？

(回答) : タブレットではファイル式のアンケートに回答できない。

d-4 : 「使いづらいなあ」と思ったことがある場合、どのような機器の改良や、配慮があれば良いと思いますか？

(回答) : タブレットでも回答できるように。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

学校、職場、通所施設、病院、市役所等で、「自分の伝えたいことが伝わらない」「相手の話が分かりづらい」と思ったことはありますか。その時、どのような支援や配慮があれば良いと思いますか？

(回答) : まばたき1つで文字が読みとれるような技術が広まれば良いし、そのような障害者は、発語できる障害者の数倍の時間と体力が必要なことを理解してくれれば良いです。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

もし災害が起こったら、非常時の中で「自分の言いたいことを伝えられるか」「相手の話が分かるか」と不安に思ったことはありますか？

その不安は、どのような配慮があれば解消されると思いますか？

(回答) : 常に通訳者がそばにいてくれれば良い。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

g-1 : 現在、以下のような支援を利用していますか？

会話するときはヘルパーに手伝ってもらおう。

情報機器（パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末（アイパッド等））を操作するためヘルパーに手伝ってもらおう。

公費で情報機器を購入している。

(回答) : すべて利用しています。

g-2 : 「もっとこうすれば利用しやすいのに」と思ったことはありますか？ 具体的に教えてください。

(回答) : 無理ですね。

g-4 : 今は利用していないが、利用してみたい人の支援や情報機器はありますか？

(回答) : 脳波を読みとる機械。

H その他（市民理解の改善を含む）

h-1：意思疎通支援について何か要望があれば教えてください。

（回答）：無理ですね。

15 特定非営利活動法人筋痛性脳脊髄炎の会 関係事例

事例	年齢 (性)	居住地	居住場	世帯 人員	就労	就学	手帳	障害	支援法	記入者
O-1	30代 (女)	長野	一般 住宅	3	×	×	身障1級	筋痛性脳脊髄炎（ME/CFS） が原因と思われる、全身の筋 持久力の低下、疼痛により座 位保持困難、会話・咀嚼く 困難な状態。障害程度区分3	移動支援、 居宅介護	2
O-2	50代 (女)	東京	一般 住宅	3	×	×	身障1級	筋痛性脳脊髄炎（ME）／慢 性疲労症候群（CFS） 重症で寝たきりに近い状態。	重度訪問 介護	2
O-3	30代 (女)	栃木	一般 住宅	3	×	×	身障1級	筋痛性脳脊髄炎（ME）／慢 性疲労症候群（CFS） ほぼ寝たきりの状態で、身の 回りの事に介助が必要	重度訪問 介護	2
O-4	50代 (女)	栃木	一般 住宅	3	×	×	身障1級	筋痛性脳脊髄炎（ME）／慢 性疲労症候群（CFS） ほぼ寝たきりの状態で、身の 回りの事に介助が必要	重度訪問 介護	3

なお、事例 O-4 は事例 O-3 の母親で、同じ疾患により同じような状態であり、回答内容も同じものがある。

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

【事例O-1】

自分の意志の表出は、文字・言葉・表情・アイパッドによるトーキングエイドを使用しています。朝は、比較的どの手段も有効ですが、時間の経過、労力とともに困難となります。

就学前の子供とは文字を読んでもくれるトーキングエイドが有効ですが、目の疲労もあり、トーキングエイドで手紙を残すという方法が主なコミュニケーションです。

【事例O-2】

筋痛性脳脊髄炎という病気の中核症状は、日常生活における最小限の活動や簡単な知的作業でさえ、著しく急激な身体的及び認知疲労が起こり、身体を衰弱させ、症状の悪化を引き起こし、回復が非常に困難なことです。要するに継続動作ができず身体的にも認知的にも非常に体力がなく、体力回復までにとてつもなく時間がかかるため、自宅での休養の時間を非常に長く取らざるを得ません。そのために活動できる時間が非常に制約され、全ての面においての意見表明が制限されています。会議等への参加、文章での発表、陳情活動などです。こうした体力のなさからも、自分の意思を表出・伝達する活動が制約されることを、知っていただきたいと思います。

同じ病気の他の患者さんからよく聞くのは、認知疲労が激しいため、考えをまとめるのが非常に困難で、取材を受けるとかアンケートに答えるだけでも、体調がよほどよくないとできないという声です。他の人には何でもないことでも、体調が悪化し、それによって何週間も寝込むことがざらに起きるからです。専門医の国際学会は、患者の約25%は寝たきりに近いか、ほとんど家から出ることのできない重症患者であると発表しています。日本には30万人の患者がいると推定されて

いますが、こうした重症患者の声をどうやって世間に届けたらよいのでしょうか。

電話だけでも体調が悪化するため、メール等で時間を決めなければ、話をするこすらできない患者さんもあります。体調が悪くて携帯メールをチェックする事さえできなければ、いつまでたっても話すこともできないことはよくあることです。痛みや体の衰弱が激しいために、めったに家から出ることのない患者さん、何年も経管栄養で命をつないでいる患者さんは、家族以外の人と何年も全く話していません。また、顔の筋肉の力が落ち、話すことがほとんどできない患者さんもあります。

【事例0-3】【事例0-4】 共通

介助者との会話は、体調が悪い時ほど意思の伝達や介助者の意思の受け止めに困難を伴う。例えば、会話をする体力が無く、息切れがしたり、ろれつが回らず会話が困難になる。他者の発した言葉の意味が理解できないなど。

また、見た目には体調が分かりにくい病気のため、自身の体調を伝えることができないと、他者や介助者の主観によって判断されるため、必要な介助等を気付いてもらえないことが多く、体調が悪い時ほどそれが顕著である。 (以上、Bにも共通)

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

【事例0-2】

この病気の中核症状のため、長時間、話を聞くことが困難です。継続動作ができないため、話を長く聞き、理解する事ができないからです。5分でも休憩があると、聞く作業が楽になります。どちらにしても、長時間聞き続けることはできません。

同じ病気の他の患者さんからよく聞くのは、10~15分過ぎると、疲労して理解する力が急激に落ち、頭が働かなくなり、訳が分からなくなってしまうということです。こうした体力の無さからも、他者の意思を受け止める活動が制限されます。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

【事例0-2】

この病気の患者さんは、色々なことに過敏です。例えば、音、光、薬、化学物質、匂い等です。私は電磁波過敏症であるため、パソコン、テレビ、ラジオ等の電気機器の使用を制限されています。読むことも継続してできないため、インターネットからの情報や書籍からの情報を得ることが困難で、大幅に制限されています。テレビは30分を過ぎると、疲労で頭が痛くなり、吐き気がしてきますし、回復には倍以上の時間がかかります。

同じ病気の他の患者さんからよく聞くのは、光や音に過敏であるために、パソコン、テレビ、ラジオ等は非常に苦痛であるということです。

【事例0-3】【事例0-4】 共通

眼が疲れてしまうため、思考力が低下してしまう、音に過敏であるため、テレビ、ラジオ、書籍を見たり読んだりすることに一定の制限がかかる。パソコンは一般家庭に普及する以前に発病しているため、パソコンに触れる機会、体力、操作方法に思考力がついていかないなどの困難がある。

(以上、Dにも共通。)

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

【事例0-1】

アイパッドが主です。スマートフォンにして短い文章は可能になりましたが、以前の携帯電話は、押すボタンの力を要し、大変でした。また目が疲労するので、1日1時間以内をしたいです。

【事例0-2】

私は座位を保つことがほとんどできず、握力が非常に低いために、パソコンの入力作業は重労働であり、一日にできる量は大幅に制限されています。今までは介護者に入力作業を頼っていたのですが、最近になって事業所から、入力作業のできる介護者を手配できないと言われました。私は活動できる時間のほとんどを、NPO法人の活動に使っていますが、法人の活動は仕事にあたるので、入力そのものを重度訪問介護でやることはできないとも言われました。だったら私はどうやって社会参加したらよいのでしょうか。こうした支援が重度訪問介護という制度にきちんと位置付けられていないために、大きな問題が生じています。

外出できなければ、インターネットでコミュニケーションすればよいと思われるのでしょうか。この病気の患者さんの多くは、パソコンの使用により体力を消耗し、体調が悪化するために、全く避けている方がたくさんいます。またこの病気の症状である記憶力／集中力／思考力低下のために、習得できない方も多くいますし、光に過敏なために、画面を見ることに耐えられない方もいます。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

【事例0-1】

病院（往診）・訪看・相談支援等、主に電話連絡となっており、土日はつながらない機関も多い。話すことが困難な者にとっては、緊急時もメールなどで対応していただきたい。

【事例0-2】

私は握力がなく、継続的に操作をする事ができないために、誰かに車椅子を押してもらわない限り、外出する事ができません。1日8時間の介護を受けていますが、必ず介護者を手配していただける保障はなく、時間的にも制約があるために、遠距離の会議の出席や通院は、家族の支援がなければ受けられません。

私は身体障害者手帳を取得できましたが、この病気で身体障害者手帳を取得できる方は極めて稀です。病院を通院するために、電動車椅子を自費で購入せざるを得なくなるほど重症でも、手帳を取得できない患者さんがいます。多くの患者さんは通院する前の何週間は、ほとんど寝たきりに近い生活をして体力を温存し、やっと外出します。また、歩いたり立ったりする事による体力の消耗が激しいため、家族に駅までの車送迎をしてもらったり、タクシーを使用せざるを得ない方が多く存在します。それでも通院後は、体力を回復するのに数週間かかる方が多くいます。通院するだけで精一杯で、患者会の講演会やシンポジウム、患者達の交流の場である集いなどに出席できる方は、ごく限られています。そのため患者達は、他の患者に会ったことのない方が非常に多く、互いに励まし合うことも困難です。

【事例0-3】

体調によって会話に困難が伴うため、電話を掛ける行為、出る行為に制限が生じます。そのため行政機関、医療機関に連絡を取りたくても時間帯がかみ合わないと連絡に何日も要します。

〈事例0-4〉

体調によって会話に困難が伴うため、電話を掛ける行為、出る行為に制限が生じます。そのため行政機関、医療機関に連絡を取りたくても時間帯がかみ合わないと連絡に何日も要します。

入院中、体調不良でナースコールを押しても、声を出す体力が無いため、インターフォンの問いに答えられないので、間違いでナースコールを押したと誤解されることや、インターフォンの問いにどうして答えないのかと言われることがある。

通院においても以前は支援が入っていなかったため、体調が悪いと自力での通院は不可能であったが、その旨を病院に連絡すると「体調が悪い時ほど病院に来なくては駄目じゃないの」と叱責を受けることもあった。

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

【事例0-2】

私は体力が非常に落ちているため、もし避難所などに入らなければならなかった場合、色々な情報を把握して伝えることに不安を感じています。この病気のために睡眠障害があり、個室を与えていただければ、急激に体調が悪化する事が予想されます。そうなれば、生きているだけで精一杯になる可能性があります。

【事例0-3】【事例0-4】 共通

支援時間以外に災害が起こった時は、救助を呼ぶことができるか不安。普段でさえ情報をスムーズにやり取りできないのに災害時という中で情報を入手したりできるか不安。

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

【事例0-1】

文字ボードを使用することもあるが、読みとれる人とそうでない人という。支援者側もコミュニケーションのとり方について一緒に学んでほしいです。

点字図書館でCD 図書を借りることができればありがたいです。サピエに登録したが、使いこなせない。

【事例0-2】

介護の問題点については、D で言及しました。これから市の担当課と話し合いを進め、ネットでのコミュニケーションができるようにしていく必要があります。その場合に、どのような方法があり、どんなふうに頼んだらいいのかを助言していただくと大変に助かります。また、重度訪問介護という制度の中に、意思疎通支援をはっきりと位置付けてほしいです。

ネットを読むことはできるので、私が話したことを入力してくれる機器が欲しいです。

【事例0-3】

介助者に支援を受けているが、パソコンを使える介助者が皆無のためパソコンによるコミュニケーションに極めて制約が大きい。例えば、体調が悪い時はパソコンを長期間開くことができない。パソコンでしか送信できない内容のものが送信できない。

パソコンができる介助者が必要。パソコンの操作環境を整える支援が必要。

【事例0-4】

介助者に支援を受けているが、パソコンを使える介助者が皆無のためパソコンによるコミュニ

ケーションに極めて制約が大きい。

パソコンの操作方法を自宅にて教えてもらえる支援や操作環境を整えてもらえる支援などが必要だと思う。

H その他（市民理解の改善を含む）

【事例0-2】

この病気は急激に体力が落ちるのですが、外から見ると全くその体力消耗の度合いは分からないので、まるで頭が悪いかのように取られがちです。体調が悪い時には、本当に頭が働きません。そういう病気であること、休憩が必要であることなどを理解していただきたいですし、体力がないことによって、コミュニケーションが奪われることを知っていただきたいです。

【事例0-3】【事例0-4】 共通

病名、見た目からでは意思疎通が困難だということについて理解されないので、医療関係者、行政関係者も含めて理解を深めてほしい。障がいがあってもパソコンを使えない人はいないというような社会の雰囲気を感じ、使えない人もいるということを理解してほしい。

2 意思疎通支援ニーズ調査 調査票

調査のお願い

この調査は、これまで十分な対応がなされてこなかった「意思疎通支援」のニーズを明らかにし、厚生労働省において2014-2015年度に意思疎通支援のあり方をしっかりと検討してもらうための資料とするものです。

個人の名前や年齢・住所などを外に漏らしてご迷惑をかけるようなことはありませんので、出来るだけ詳しくお答え下さい。

記入にあたって

- 調査員が聞き取りして記入するか、調査対象者（あなた）が記入するかなど、ご都合に合わせて回答してください。
- 「第2部 意思疎通事項」は、固定的な回答スペースを用意していません。
A、B、Cなどの項目の記号を見出しに書いて、必要なスペースを使って回答してください。とくに書くべきことがない項目は抜かしてください。
- この調査では「意思疎通」を、対人的な会話を中心としつつも、放送・インターネットなどの情報・コミュニケーションを含む広い意味で使っています。
- 回答は12月15日までに行ってください。その後年末までに補足調査をお願いすることがありますので、その際にご協力願います（わかりにくい箇所の確認など）。

調査の連絡先

- 各団体の調査員（あなたに調査への協力を頼んだ人）、または、
- NPO法人 日本障害者協議会（JD）、または、
- 調査事業担当 佐藤久夫（JD理事、日本社会事業大学特任教授）

調査票

第一部 基礎的事項

○性別：1 男 2 女

○年齢：_____歳

○居住地：_____都道府県

○居住の場：1 一般住宅 2 福祉施設 3 グループホーム 4 その他()

○(一般住宅の場合のみ) 同居家族：あなたを含めて_____人。

○就労状況：1 就労していない 2 就労中

○就学状況：1 就学していない 2 就学中

○障害者手帳：1 なし 2 あり

「2 あり」の場合：1 身障手帳 2 療育手帳 3 精神保健福祉手帳

等級・区分：_____

○障害の状態と原因：(障害名、疾患名、その程度)

○障害者総合支援法の利用：1 利用していない 2 利用している

利用している場合、サービスの種類：_____

○調査票への記入：1 聞き取りにより調査員が記入

2 調査対象者本人が記入

3 その他(家族・職員などによる記入)

第二部 意思疎通事項

自由に文章でお答え下さい。

「Aについて」などと項目別に回答願います。とくに書くべきことがない項目は抜かしてください。

「AとEについて」など、2、3項目をまとめて下さってもかまいません。

「ご本人の経験」を中心としつつ、とくに指摘したい「他の障害者の経験」があれば紹介してください。ただしその場合は、他の人のことだと分かるように書いてください。

意思疎通の「困難」の中には、「伝わらなくて困ったこと」、「そのために生じた不利益」はもちろん、中長期的な影響がもしあれば紹介してください。例えば、児童の場合の学習・発達の遅れや、成人の場合でも意思疎通困難が間接的にいろいろな不利益につながっていることが考えられます。

〈項目〉

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

C 情報を受け止める活動の現状と困難(テレビ・掲示板・放送・書籍など)

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて(不安点など)

G 意思疎通支援(人・介護職員等による支援、機器・用具など)について

G-1 現在利用している支援、その評価と改善すべき点

G-2 現在利用出来ていないが必要な支援

H その他（市民理解の改善を含む）

〈以下、回答欄。自由にスペースをお使い下さい〉

〈補充版調査票〉 調査票の A-H までの項目にサブ設問を設けた。

障害者の生活保障を要求する連絡会議によるもの

筋萎縮性側索硬化症の人の事例調査でも使用

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

a-1：あなたは、どのように友達や知り合い、ヘルパー等と、コミュニケーションをとっていますか？

a-2：「伝えにくいなあ」と思ったことはありますか。それはどのような場面ですか？ 具体的に教えてください。

a-3：「伝えにくいなあ」と思ったことがある場合、どのような支援や、配慮があれば良いと思いますか？

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

b-1：あなたは、「相手の話が分かりづらい」と思ったことはありますか。それはどのような場面ですか？ 具体的に教えてください。

b-2：「分かりづらいなあ」と思ったことがある場合、どのような支援や、配慮があれば良いと思いますか？

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

c-1：あなたは、何を利用して情報を得ていますか？（たとえば、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌・本など）

c-2：それらのうち、あなたが一番利用しているもの（メディア）は何ですか？

c-3：生活のなかで、「これは利用しづらいなあ」と思ったことはありますか。それはどのような場面ですか？ 具体的に教えてください。

c-4：「利用しづらいなあ」と思ったことがある場合、どのような支援や、配慮があれば良いと思いますか？

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

d-1：あなたは、情報を得る・言いたいことを誰かに伝えるために、パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末（アイパッド等）を使っていますか？

d-2：それらのうち、あなたが一番利用しているもの（機器）は何ですか？

d-3：使っているなかで、「これは使いづらいなあ」と思ったことはありますか。それはどのような場面ですか？ 具体的に教えてください。

d-4：「使いづらいなあ」と思ったことがある場合、どのような機器の改良や、配慮があれば良いと思いますか？

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

e-1：学校、職場、通所施設、病院、市役所等で、「自分の伝えたいことが伝わらない」「相手の話が分かりづらい」と思ったことはありますか。それはどのような場面ですか？具体的に教えてください。

e-2：そのように思ったことがある場合、どのような支援や、配慮があれば良いと思いますか？

F 非常時、災害時の情報・コミュニケーションについて（不安点など）

f-1：もし災害が起こったら、非常時のなかで「自分の言いたいことを伝えられるか」、「相手の話が分かるか」と不安に思ったことはありますか？具体的に教えてください。

f-2：その不安は、どのような配慮があれば解消されると思いますか？

G 意思疎通支援（人・介護職員等による支援、機器・用具など）について

g-1：現在、以下のような支援を利用していますか？

会話するときにヘルパーに手伝ってもらう。情報機器（パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末（アイパッド等））を操作するためヘルパーに手伝ってもらう。公費で情報機器を購入している、などなど

g-2：その支援をどのように利用していますか。不便だなと思うことはありますか？具体的に教えてください。

g-3：「もっとこうすれば利用しやすいのに」と思ったことはありますか？具体的に教えてください。

g-4：今は利用していないが、利用してみたい人の支援や情報機器はありますか？

H その他（市民理解の改善を含む）

h-1：意思疎通支援について何か要望があれば教えてください。

〈補充版調査票〉 調査票の A-H までの項目にサブ設問を設けた。

全国失語症友の会連合会によるもの

日本自閉症協会の関係事例の調査でも使用（縮小したためにデザインが変わった。）

A 自分の意思を表出・伝達する活動の現状と困難

◎

○

△

×

何でも充分伝えられる

簡単な事なら伝えられる

簡単なことでも時々難しい

どんなことも伝えるのが難しい

A-1 意思伝達に困った経験

全く無い

時々有る

頻繁に有る

いつも

A-2 伝達方法（使っているもの全てに○）

表情	声	身振り	まばたきなどのサイン	言葉	文字	絵	イラスト
絵ボード	50音表	単語・文章ボード	コミュニケーションノート			携帯	
パソコン	コミュニケーション補助機器		その他（				）

A-3 伝達可能な相手（可能な人に○、不可能な人に×）

家族など親しい人 兄弟 親戚 友人 知人 同僚 級友 誰でも 医師
 看護師 リハビリの人 施設職員 ケアマネ 相談員 ヘルパー
 役所の職員 金融機関の職員 駅の職員 警察官 食堂の人 店の人

A-4 具体的にどんな時、どの様にお困りになるか、お書き下さい。

B 他者の意思を受け止める活動の現状と困難

◎

○

△

×

何でも充分分かる

簡単な事なら分かる

簡単なことでも時々難しい

どんなことも伝えるのが難しい

B-1 意思理解に困った経験

全く無い

時々有る

頻繁に有る

いつも

B-2 理解の為の方法（使っているもの全てに○）

表情 声 身振り 言葉（会話） 文字 絵 イラスト 絵ボード

50音表 単語・文章ボード コミュニケーションノート 携帯 パソコン

コミュニケーション補助機器 その他（ ）

B-3 理解可能な相手（可能な人に○、不可能な人に×）

家族など親しい人 兄弟 親戚 友人 知人 同僚 級友 誰でも 医師
 看護師 リハビリの人 施設職員 ケアマネ 相談員 ヘルパー 役所の職員
 金融機関の職員 駅の職員 警察官 食堂の人 店の人 その他

B-4 具体的にどんな時、どの様にお困りになるかお書き下さい。

C 情報を受け止める活動の現状と困難（テレビ・掲示板・放送・書籍など）

◎

○

△

×

何でも充分分かる

大体分かる

部分的にしか分からない

どれも難しい

C-1 情報を得るのに困った経験

全く無い

時々有る

頻繁に有る

いつも

C-2 理解し易い情報源（分り易い物に○、分り難い物に×）

テレビ（ニュース ドラマ スポーツ バラエティ その他： ） ラジオ
 地域の緊急放送 パソコン（インターネット、メール） 携帯 書籍 地図 映画
 駅・バス停（掲示板、時刻表、路線図、構内案内図） 地域の掲示板 回覧板
 役所（掲示物部署の案内図、書類の案内、記入方法）の表示
 病院（診療科、受付、会計、相談室、医師の説明、薬剤師の説明）
 施設（一日のスケジュール、担当者、施設内トイレなど） 警察（掲示物、相談部署）
 金融機関（掲示物、手続き方法の書類、ATM操作方法） 空港（発着便表示 構内案内図）
 会社・学校（掲示物、案内図、人員配置図） その他

C-4 具体的にどんな時、どの様にお困りになるかお書き下さい。

D パソコン・携帯・インターネットなど情報機器の活用の現状と困難

◎ ○ △ ×

充分活用 大体活用 一部使用 どれも困難

D-1 活用に困った経験

全く無い 時々有る 頻繁に有る いつも

D-2 使っている物（分り易い物に○、分り難い物に×）

携帯（通話、メール、インターネット検索） パソコン：インターネット検索、メール、
 スカイプ、音楽、動画、ツイッター、ブログ、ホームページ、フェイスブック、ワード、エク
 セル（表計算ソフト）、その他：その他（ ）

D-3 具体的にどんな時、どの様にお困りになるかお書き下さい。

E 学校、職場、通所施設、医療機関、行政機関などでの意思疎通の現状と困難

◎ ○ △ ×

困難無し 時々、困る 困ることが多い 全く意思が通じない

E-1 情報を得るのに困った経験

◎ ○ △ ×

全く無い 時々有る 頻繁に有る ・いつも困る
 ・利用出来ないしていない

E-2 意思疎通が難しい人と事柄（困難なものに×）

◎	○	△	×
とても役立つ ている	少し役立つ ている	あまり役立っていない 不安が多い、備え少ない	全く役立たない、支援されていない、 良いか分からない、意思が通じない

G-3 支援で改善すべき点はどのような点ですか？

意思をもっと正確に理解して欲しい、支援頻度を多くして欲しい、
支援してもらう内容を希望に沿うものにして欲しい、

G-4 意思疎通のために利用している機器・用具をお書き下さい。

イラスト・絵ボード、50音表、単語・文章ボード コミュニケーションノート
携帯 パソコン コミュニケーション補助機器 その他 ()

G-5 現在利用出来ていないが必要な支援はどのようなものですか？

H その他（市民理解の改善を含む）感じていることをお書き下さい。

例) 「それぞれの障害の啓発活動を行なってほしい」

「公に開かれた施設への意思疎通支援を行なうヘルパー配置を義務付けて欲しい」

「テレビなど情報提供には字幕をつけて欲しい」……

3 事業所調査の結果

障害者総合支援法による「障害福祉サービス」を提供している事業所のサイドでは意思疎通支援にどのように取り組んでおり、どのような課題を抱えているか、を明らかにするために事業所調査をおこなった。ただし本調査研究事業の主眼は障害当事者へのニーズ調査にあるので、事業所調査は副次的でパイロット的な調査とし、対象事業の種類、箇所数、調査項目なども限られたものとなった。

しかし障害者支援の現場での支援の現状や困難、支援職員の思いなど重要な情報が得られたので資料編として紹介する。

事業所調査はニーズ調査と同じ2013年11月から12月にかけてなされた。対象として、「障害福祉サービス」の利用者数の多い事業種別を選び、日本障害者協議会の政策委員会委員の紹介により次の5ヶ所の協力が得られた。

- A 障害者施設入所支援
- B 生活介護、施設入所支援
- C 多機能型 就労移行・就労継続A/B
- D 訪問介護事業所・訪問看護ステーション・重度訪問介護事業所
- E 放課後等デイサービス

調査項目は末尾の調査票にあるように、「意思疎通支援をめぐる現状」（困難、支援等）、「意思疎通支援をめぐる課題」（職員研修、職員体制、機器等）であった。調査の方法は、調査員による聞き取り調査、メール・ファックスによる調査など。

以下、調査結果から事業所の名前や所在地などを除いた部分を紹介する。

A 障害者施設入所支援

2. 職員の状況

職員全体の数	29人（内正規職員人3人）
常勤換算	32人

3. 利用者（障害者・児）の状況

定員	32人
利用契約者数	33人

身体障害者手帳のある人	33人
療育手帳のある人	5人
精神保健福祉手帳のある人	0人

障害程度区分

非該当・未認定	1	2	3	4	5	6
					4人	29人

年齢構成

18歳未満	18-64歳	65歳以上
0人	25人	8人

性別

男性	女性
15人	18人

4. 意思疎通支援をめぐる現状

4-1 意思疎通の困難な利用者の有無・困難の具体状況

事例	障害・疾病名	具体的状況
事例1	脊髄小脳変性症	気管切開しており、発語もなく声かけに対し意思表出の反応がない。
事例2	ALS	認知症もあり、コミュニケーションツール等の活用も出来ず、表情からの意思の読み取りが難しい。
事例3	低酸素脳症	言語の表出はなく介助者側からの声かけに対し反応はあるものの自ら意思を伝える事が難しい。
事例4	脳性マヒ	言語の表出はないが、自分の意思を伝える事は出来る為、介助者側が根気強く、訴えたことを確認しながら言語化する必要がある。

4-2 職員による意思疎通の支援・工夫の状況

事例1	居室への巡視体制をルーチン化し訪室時は様子観察と共に声をかけ、反応や表情で対応を行う。離床機会を増やし多くの人と触れ合う時間を確保する。
事例2	声かけに対しての発声と表情の微妙な変化から対応。また嗅覚からの刺激により反応が伺えることもある為、コミュニケーション手段としても有効的である。
事例3	右手を動かすことが可能な為、意思確認の際は介助者側から yes/no 形式で質問をし、介助者の掌に右手でタッチして頂く。
事例4	訴えの内容を確認する上で、大体の予測やご本人の目線でカテゴリー別に項目をあげ、更にそこから言語化する為に時間をかけて内容を絞り込む。

4-3 意思疎通が困難であることによる利用者の不利益の有無・内容

(職員による支援によってもなお現在残っている不利益)

事例1	意思疎通がほぼ出来ない状況の為、介助者主導での支援となっている。
事例2	声かけに対しての反応が表情（泣く、笑う）で確認する事しか出来ず、真意が読み取れない。認知の面からもどこまでご理解されているのかが不明である。
事例3	自ら意思を訴える事はない為、介助者側からのアプローチが少ないと放置に近い状況になり得る。
事例4	介助者はかなり時間をかけて慣れない限り、ご本人の意図とは違った解釈をしてしまい、真意が他者に伝わらない事がある。

5. 意思疎通支援をめぐる課題

5-1 職員の研修について

この分野をこれまできちんと分析できていない（理由は6項参照）ため、未だ職員研修方針の立案にも至りません。よって、目下研修対象として検討すべきキーワードを記載します。

[意見まとめの段階の支援領域]

- ①傾聴を基本に、ポイント質問を入れながらご本人の考えを別表現で確認する
- ②脈絡がつかない、多要素の意見が出てくることもあるため、会話のやりとりの中で「K・J法」的意見の整理を行う

[表現方法に関する支援領域]

- ①その当事者に見合った具体表現方法の確認
- ②同じく、必要に応じた発話機器の開発
- ③日常会話レベルで使用可能な「会話手法(単文節・ゆっくり発語・平易な単語使用・逐次確認等)」の開発

※利用者意思の尊重の立場で、上記各点をうまく成立させる技法に関する研修を実施する。

5-2 職員体制の整備（増員・加算など）

意思疎通支援を本格的に実施するためには、ケアプランに明記した上でルーティンワークとは別に一定程度の技能や知識を有した専門担当者（権利擁護推進担当者、言語聴覚士等）を設ける必要があると考えます。

5-3 コミュニケーション機器の活用

コミュニケーション機器を活用してのやり取りは、ある程度時間を要します。

※現場の状況としては、ほとんどの職員が時間の限りのあるルーティンワークの為、一人に対しどれだけの時間を取ることができるのかという事になります。実際にはじっくりと話をする時間を持つ事は中々難しく、ルーティンワークから外れているフリー要員や専門職等が主となっているのが現状です。しかしご利用者側からするとその場で対応してほしいという思いが当然あり、最後まで意思を汲み取ることが出来ない、対応が後手になってしまうという事もあります。

6. その他

○意思疎通支援の課題には、表現としての発語やその手段がより良く確保されればよいというだけでなく、表現すべき意見や判断を当事者がまとめるプロセスを適切に支援するという大きな役割があると考えます。当施設でも利用者自治会活動（現在休止中）の中で、脳性麻痺の会長が『自分の頭の中をきちんとまとめて、人にうまく伝えられるようになりたい』と語った言葉から、改めてその

役割を自覚したところです。

- 元より、ご自身の思考をうまくまとめられなければ「自己決定」や「自己選択」を前提とした福祉サービスの利用契約は成立せず、それを内容とする福祉法制度はただの理想に陥ります。そのため、その支援には利用者サイドに立った高度な支援力が求められます。社会福祉は大きな意味では「福祉サービス利用者の権利擁護活動」ですから、それが尊重される立場や姿勢に関する従事者教育、研修は極めて重大です。

B 生活介護、施設入所支援

2. 職員の状況

職員全体の数	32人（内正規職員14人、非正規職員18人）
常勤換算	29人

3. 利用者（障害者・児）の状況

定員	40人
利用契約者数	41人

身体障害手帳のある人	39人
療育手帳のある人	17人
精神保健福祉手帳のある人	1人

障害程度区分

非該当・未認定	1	2	3	4	5	6
人	人	人	2人	5人	19人	15人

年齢構成

18歳未満	18-64歳	65歳以上
人	26人	15人

性別

男性	女性
33人	8人

4. 意思疎通支援をめぐる現状

4-1 意思疎通の困難な利用者の有無・困難の具体的状況

事例	障害・疾病名	具体的状況
事例1	脳原性上肢運動機能障害	言語の表出なし。介護者側からの声掛けにもほとんど反応や表情の変化なし。意思表示不可
事例2	脳性麻痺	言語の表出なし。時々「あー」と発することあり。介護者側からの声掛けにもほとんど反応や表情の変化なし。意思表示不可

4-2 職員による意思疎通の支援・工夫の状況

（事例1、事例2ともに）排泄の状況、食事摂取、水分補給の様子など、本人の様子や表情の細かな変化に気付けるよう、日常的に様子観察を実施している。

4-3 意思疎通が困難であることによる利用者の不利益の有無・内容

(職員による支援によってもなお現在残っている不利益)

(事例1、事例2ともに) 意思疎通がほぼ出来ないため、介助者主導での支援となっている。

5. 意思疎通支援をめぐる課題

5-1 職員の研修について

職員研修は実施していないが、細かな変化に気付くためには、普段から本人の様子をよく観ることが大切であると、OJT や支援会議で話をしている。

5-3 コミュニケーション機器の活用

具体的には検討していない。

C 多機能型 就労移行・就労継続A/B

4. 意思疎通支援をめぐる現状

4-1 意思疎通の困難な利用者の有無・困難の具体状況

事例	障害・疾病名	具体的状況
事例1	失語症・不安障害	言語コミュニケーションは筆談。意思表示は可能だが不安や被害妄想による拘りがあり、正確な意思疎通が困難になる場合がある。
事例2	脳性麻痺・うつ	意思表示はタブレット端末等コミュニケーションツールによる。
事例3	聴覚・知的	意思表示は手話で可能であるが表出意思と行動が伴わない。

4-2 職員による意思疎通の支援・工夫の状況

事例1	本人からの意思表示が筆談によるため、十分な意思疎通を行うには十分な時間と本人の状態が安定している時でないといけない＝トラブル時には極めて困難な状況となる。
事例2	本人からの意思表示はタブレット端末、携帯端末等による文書表記となる。心情穏やかな際には問題ないが、うつ症状が出てくると意思疎通が図れなくなる。
事例3	手話によるコミュニケーションであるが先天性という事もあり、感情表現が多く手話理解についても言語数が少なく充分なコミュニケーションが取れていない状態。

4-3 意思疎通が困難であることによる利用者の不利益の有無・内容

(職員による支援によってもなお現在残っている不利益)

事例1	トラブル時の意思疎通の困難さから誤解が生じやすい。和解には至りにくい。
事例2	うつ症状の表出タイミングがつかみにくく、安定した状況を構築しにくい。
事例3	仕事の意識付けが困難。感情が優先

5. 意思疎通支援をめぐる課題

5-1 職員の研修について

内部ミーティングが中心となる。重複障害でもあり、連携支援機関との相談連携など具体的な研修そのものがなかなかない状況。

5-2 職員体制の整備(増員・加算など)

現状のスタッフで対応するしかない。増員、加算の対象外。

5-3 コミュニケーション機器の活用

世代によっては、また障害状況によってはコミュニケーションツールが有効となることもある。特に大型のタブレット端末の今後にはソフトも含めて期待したい。

6. その他

今回主として身体障害・機能障害が出ている方を中心として挙げたものだが、支援の中では発達障害によるコミュニケーションの困難さなども多くある。日常生活を営むにあたり機能的なものだけという見方はできない。特に発達障害・知的障害・精神障害といった重複事例も増えてきており、その対応には多くのマンパワーと試行錯誤が必要である。

D 訪問介護事業所・訪問看護ステーション・重度訪問介護事業所

2. 職員の状況

職員全体の数	47人（内正規職員人9人）
常勤換算	人

3. 利用者（障害者・児）の状況

定員	人
利用契約者数	17人

身体障害者手帳のある人	14人
療育手帳のある人	人
精神保健福祉手帳のある人	人

障害程度区分

非該当・未認定	1	2	3	4	5	6
2人		1人			1人	13人

年齢構成

18歳未満	18-64歳	65歳以上
0人	10人	7人

性別

男性	女性
7人	10人

4. 意思疎通支援をめぐる現状

4-1 意思疎通の困難な利用者の有無・困難の具体状況

事例	障害・疾病名及び具体的状況
事例1	気管切開による24時間（陽圧式）人工呼吸器使用中（HMV）
事例2	原因不明の頭部外傷後遺症（疑）による高次脳機能障害
事例3	HMV
事例4	重度脳性まひによる構音障がい（手帳未記載）
事例5	HMV
事例6	HMV
事例7	HMV
事例8	HMV（現在は TLS（Totally Rocked-In Synd.）） ※ 完全閉じ込め症候群
事例9	頸椎損傷の眼精疼痛管理による意識障がい
事例10	HMV
事例11	アルツハイマーによる認知障がい、および合併症（CVA 後遺症、視野狭窄）
事例12	HMV（時に TLS を疑わせる）

4-2 職員による意思疎通の支援・工夫の状況

事例1、2、6、11	透明文字盤および／または口文字盤読み取り法の単独または併用 同居家族（配偶者、親または子）によるクライアントの価値観・生活観・人生経験に関する情報提供および／またはその場に即した橋渡し、提案を仮説採用再確認
事例3、7	透明文字盤および／または口文字盤読み取り法の単独または併用
事例4	クライアントの発語聞きとりに習熟した他人介護者の同席を得。or 繰り返し質問する。
事例5、10、12	同居家族（配偶者、親または子）によるクライアントの価値観・生活観・人生経験に関する情報提供および／またはその場に即した橋渡し、提案を仮説採用再確認
事例8、13	非指示的オープンクエスチョン、複数少数選択肢系統樹的設問、Y/N、10点法等を組み合わせる。

4-3 意思疎通が困難であることによる利用者の不利益の有無・内容

（職員による支援によってもなお現在残っている不利益）

人生の最終到達目標は問われて初めて考える類の問いであり、この問いを考える機会が既に与えられている日本人の重度障がい者と保健・医学・看護・福祉専門高等教育を受けた専門職はきわめて限られる、と推察する。

意思疎通を調査・研究または意思疎通支援を政策課題とする場合は日本国憲法第13条が掲げる個人の価値観を自由に表明する権利が何ら侵害、制限、抑制されていないことを調査研究または政策の概念枠組みとすべきであると考えます。

クライアントの心または頭の中にある意識された母語による表現表明が不完全にしか表出されていないとクライアントが評価すれば不利益があると考えべき。

この問は、クライアントに再確認すべき問いである。

5. 意思疎通支援をめぐる課題

5-1 職員の研修について

採用時の初任者研修について、支援の枠組みを共有するオリエンテーション指導を行なっている。（対象者の意思確認、最終到達目標をいっていただく支援、意思決定機関をどう捉えるか等）

また、現場研修においては、対象者、研修者、研修指導者の3者がO.K出来るようになって初めて一人立ちとなる。

5-2 職員体制の整備増員・加算など

ハローワーク、福祉の仕事等により常に求人を行ない増員をはかっている。

(訪問介護事業所……特定事業所加算Ⅲ、重度本門介護事業所……特定事業所加算Ⅰ、処遇改善加算取得)

5-3 コミュニケーション機器の活用

- ・ピエゾスイッチ
- ・伝の心
- ・透明文字盤
- ・トビー 等、コミュニケーション機器を活用されている利用者が多く、援助者も扱いを覚え支援に入っている。

6. その他

ALSが進行し、脳の萎縮がみられ、どこまで本人が判断できるかと医療者よりいわれている対象者の方もいる。そういった状態に支援者の方がなられたとしても、その方からこれまでききとってきた価値観や生活歴等をベースにおきながら最後まで意思確認コンタクトをとり続けることがコミュニケーション支援としての援助者の役割かと思う。

E 放課後等デイサービス

2. 職員の状況

職員全体の数	18人 (内正規職員4人、非正規職員14人)
--------	------------------------

3. 利用者(障害者・児)の状況

定員	20人
利用契約者数	30人

身体障害者手帳のある人	2人
療育手帳のある人	30人
精神保健福祉手帳のある人	0人

障害程度区分 ※子ども分野には区分がない

年齢構成

18歳未満	18-64歳	65歳以上
30人		

性別

男性	女性
20人	10人

4. 意思疎通支援をめぐる現状

4-1 意思疎通の困難な利用者の有無・困難の具体状況

自閉症、発達障害、ダウン症のお子さんが通所しています。言葉でのコミュニケーションがとれるお子さんは数名のみです。多くは発語がないか、発語があっても単語や物の名称のみなどです。

4-2 職員による意思疎通の支援・工夫の状況

視覚的なものを使っている。写真カードや絵カードを使用。文字がわかるお子さんの場合は文字を書いて伝えたりもしています。一日の流れでは、写真カードを順番に並べて見通しを確認したりしています。

4-3 意思疎通が困難であることによる利用者の不利益の有無・内容

(職員による支援によってもなお現在残っている不利益)

何かを伝えようと発語しているが、聞き取れないことがあります。写真カードなどで選択肢を作り絞っていきますが、新しい単語の場合よくわからず終わることがほとんどです。保護者の方もわからない場合も多いです。

5. 意思疎通支援をめぐる課題

5-1 職員の研修について

自閉症、発達障害についての理解を進めるための研修は定期的に行っている。ただし、意思疎通に焦点を当てたような研修は行っていません。

5-2 職員体制の整備(増員・加算など)

放課後等デイ・報酬による職員加配加算は請求している。

子ども10人に対して3人の指導員をつけた場合に請求できるものだが、当所では、10人子どもがいれば、7～8人は職員を配置している。

5-3 コミュニケーション機器の活用

PC、タブレット等、機器は使用していない。

〈事業所における意思疎通支援に関する調査票〉

1. 事業所

施設名・事業所名					
施設・事業種別					
事業開始年月日	年		月		
所在地					
電話等	電話	ファックス	e-mail	アドレス	
回答者	氏名			所属・部署	

2. 職員の状況

職員全体の数	人	(内正規職員	人	非正規職員	人)
常勤換算					人

3. 利用者（障害者・児）の状況

定員	人
利用契約者数	人

身体障害手帳のある人	人
療育手帳のある人	人
精神保健福祉手帳のある人	人

障害程度区分

非該当・未認定	1	2	3	4	5	6
人	人	人	人	人	人	人

年齢構成

18歳未満	18-64歳	65歳以上
人	人	人

性別

男性	女性
人	人

4. 意思疎通支援をめぐる現状

- 4-1 意思疎通の困難な利用者の有無・困難の具体的状況
- 4-2 職員による意思疎通の支援・工夫の状況
- 4-3 意思疎通が困難であることによる利用者の不利益の有無・内容
(職員による支援によってもなお現在残っている不利益)

5. 意思疎通支援をめぐる課題

- 5-1 職員の研修について
- 5-2 職員体制の整備（増員・加算など）
- 5-3 コミュニケーション機器の活用

6. その他、意思疎通支援のあり方について自由にご意見をお聞かせ下さい。

発行日：2014年3月31日

編集：意思疎通支援実態調査事業検討委員会

発行：一般財団法人全日本ろうあ連盟

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SKビル 8F

TEL. 03-3268-8847 FAX. 03-3267-3445

ホームページ <http://www.jfd.or.jp/>

Eメール info@jfd.or.jp

印刷：日本印刷株式会社

